秋田叢書第一輯既刊書目

◇第一巻　△羽陰史略前篇△杵山峯の嵐
◇第二巻　△六郡郡邑記△絹篩△由利十二頭記△蘆名記
◇第三巻　△六郡祭事記△雪の出羽路（雄勝郡）△鹿角郡根元記△古四王神社考
◇第四巻　△戊辰秋田藩戰記△本莊隊出兵聞見誌△龜田藩戊辰戰記△戊辰矢島戰記△鹿角口戰爭實記△仁賀保領出兵實效錄
◇第五巻　△秋田紀麗△淺利軍記△代邑見聞錄△雪出羽道（平鹿郡上）
◇第六巻　△秋田風俗問狀答△六野燭談△鳥麓奇談△由伎能伊傳波遲（平鹿郡中）

會員各位に御願

▲秋田叢書第十一巻も豫告より大に遲れましたが、畢竟會費が集らない事に因るもので、此點乞御宥恕。

▲會費は本書受領の上は直ちに振替にて御送金を願ひたい。御送金なき方には止むを得ず **集金郵便** にて會費取立をなします。若し集金拒絶になれば、會費に加算して此手數料も頂く事になりますからお含み願ひます。

▲會費御送金のときは振替用紙の裏面に第何卷分會費と必ず御明記を願ひます。

▲本叢書第一巻から第六巻までを第一期會員とし七巻より十二巻までを第二期會員とし、御入會の方々は其期間退會せずに願ひたい。又別集丈けの御入會も差支ない。

▲本叢書は以上の如く會員組織の頒布本であるから分册の需求には遺憾ながら應じ兼ねます。

▲本會への通信及問合せは凡て横手町の本會宛願ひます

▲會員の住所變更は即時御一報願ひます。

定　規

◉第一輯　全六冊。配本濟。

◉第二輯　全六冊。分冊の需には應じない。

□體裁　菊版天色總布製　毎巻五百數十頁

□刊行
第一回配本　昭和六年四月濟
第二回配本　同年十月濟
第三回配本　同七年七月濟
第四回配本　同八年四月濟
第五回配本　同九年七月濟
第六回配本　同年十月の豫定

□頒布　豫約申込者に限る（但申込金不要）

□會費　一冊参圓五拾錢（送料實費を申受）

◉別集　凡て秋田叢書に準ず。
第一回配本　昭和五年七月濟
第二回配本　同年十二月濟
第三回配本　同六年七月濟
第四回配本　同七年三月濟
第五回配本　同年十二月濟
第六回配本　同八年八月濟
第七回配本　追て豫定する事とす

發行及申込所　秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八二五二番

（東京事務所）　東京・芝區濱松町三ノ一國本方

柳田國男先生監修

秋田叢書別集 菅江眞澄集

既刊書目

◇第一
十曲湖　恩荷奴金風　恩荷能春風
小鹿の鈴風　牡鹿の嶋風　牡鹿乃寒かぜ

◇第二
けふのせばのゝ　錦木　辭夏岐野莽望圖
阿仁迺澤水　雪能飽田寢　秀酒企乃溫濤
美香弊乃譽路臂　贄能辭賀樂美　房住山昔物語

◇第三
雪乃道奥雪の出羽路　宇良乃笛多幾　霞むつきほし
雄賀良能多奇　夷舍奴安裝婢　比遠能牟良君
簷廼金棣棠　雪のやま踰え　花のしぬのめ
梅の花湯の記

◇第四
齶田濃刈寢　小野のふるさと　高松日記
駒形日記　比良加の美多可　月迺遠呂智泥
雪能袁呂智泥　勝手能雄弓　花の眞寒泉
「枝下紀行」　委寧能中路　わかこゝろ
洲輪の海　いほの春秋　來目路乃橋
蝦夷迺手布利

◇第五
楚堵賀濱風　雪乃膽澤邊　かすむこまがた
はしわのわか葉　委波氏迺夜㕝　率土が濱つたひ
ひろめかり　婀呂綿乃具　蝦夷喧辭辯（西）
ゑみしのさへき（島）　智誌磨濃膽　岨（春）ちしまのいそ（夏）
牧の冬かれ　於久能宇良〳〵

◇第六
まきのあさつゆ　をふちのまき　奥乃手風俗
淤遇濃冬隱　「津可呂の奥」　「外濱奇勝」
雪乃母呂太奇　都介路迺遠地　迺辭貴迺波末
追柯呂能通度　作良かり赤葉かり　栖家の山（以上）

第七以下編輯書目

○隨筆雜著の部

椎の葉	栗盛教育團藏
筆のまゝ	同
風の塵泥	同
道の夏くさ	同
新古甕品類之圖	同
しのゝはぐさ	同
萬元紀行	同
かたい袋	同
さくらかり	同
百白圖	同
風のおち葉（三）	同
布傳能麻迺萬珥（五）（寫本）同	金浦町小林善七氏藏
國書解題（原名雜抄）	秋田市加藤俊藏氏藏
ふみのたかはし	八森村藤田熊藏氏藏
久寶田の落穗	澤木村臼井源之助氏藏
鉢位山神社緣起	八
干支六方柱考	秋田市故小林謙吉氏藏
鄙の一ふし	松本市胡桃澤勘內氏藏
凡國風土器	能代港町白坂高重氏藏
想華及消息集	（蒐集中）
繪畫集	（同　）

△菅江眞澄集は第七冊を以て完結すると思はれるが、或は頁數の都合で八冊となるかも知れない。眞澄集の大成を期するため出來る丈け遺著を探して收錄したいと努力して居る。此の點各位の御諒承と御援助を仰ぎたい。
△翁の遺著の御心當りの方は何卒御通報を御願ひしたい

會員逝去

左記會員は其後相前後して白玉樓中の人となりました。謹んで弔意を表します。

橫手町	平福善藏氏
東京	平福百穗氏
仙北郡飯詰村	藤澤心海氏

會費整理につき謹告

規定の會費が豫定通り集まらないので經營に困難して居ります、何卒御同情を願ひます。○未濟の方には第一期、第二期、別集と區分して集金郵便で請求して居りますから御含み願ひます。○何卒集金郵便を待たずに御送金御願ひ申します。○叢書は今一冊卽ち第十二卷だけで完結になりますから御承知おき願ひます。

新刊報告及紹介

○**由利太平記**（小介川本）　頒價一圓二十錢　送料十錢
附錄　六鄕、生駒、岩城、仁賀保、內越、岩屋等諸家の系譜及由利郡史年表
（口繪）　北畠顯信願文　本莊城主楯岡滿茂自筆書狀
右本會々員に限り御求めに應ず。

○**戸澤氏年譜**　全一册　武藤鐵城氏編
戰國時代以來角館に居つて威を振ふた戸澤氏の祖先以來、新庄藩祖政盛の慶安元年卒去までの戸澤氏文献目錄である。
本會々員に限り定價三十錢送料二錢にて御需めに應ず。

○**秋田史壇　第一輯（既刊）**　實費送料共四十五錢
本會代表の私費刊行であるが先輩知友に贈呈して少し く殘部あり、本會々員に限り御求めに應ず。但前金に限る。內容次の如し。

仙北藤木四十二館	喜田貞吉
秋田といふ地名の研究	藤原相之助
平安初期に於ける上三郡の形勢	栗田茂治
脇神村と立石に就て	武藤一郎
平鹿方言の形容詞	細谷則理
秋田藩仙北の前句附	大山順造
山北の板碑	深澤多市

○**秋田史壇　第二輯（既刊）**　實費送料共四十五錢
但第一輯所持者に限り三十五錢。第一、第二輯同時御求めは八十錢（前金に限る）

奥羽のツングース遺蹟	藤原相之助
天樹院公參府途上の書簡に就いて	後藤宙外
羽後式板碑に就いて	篠崎四郎
林邑舞樂菩薩の發見と鹿角古代文化	石川誠
鄕土の地名とアイヌ語との關係	小野純治
羽黑山池鏡に就いて	朝川脩藏
天保饑饉に關する記錄	渡邊爲吉
八橋の川佛について	上法香苗

×

○**秋田叢書菅江眞澄集　總索引及目錄**　一册
右目下編輯中。出版の上は本會々員にして會費全濟の方々へ最低價を以て頒布したい。尙本書の編輯につき御意見のある方は御垂示を願ひます。

秋田叢書第一輯既刊書目

◇第一卷　△羽陰史略前篇△杵山峯の嵐
◇第二卷　△六郡郡邑記△絹篩△由利十二頭記△蘆名記
◇第三卷　△六郡祭事記△雪の出羽路(雄勝郡)△鹿角郡根元記△古四王神社考
◇第四卷　△戊辰秋田藩戰記△本莊隊出兵聞見誌△龜田藩戊辰戰記△戊辰矢島戰記△鹿角口戰爭實記△仁賀保領出兵實效錄
◇第五卷　△秋田紀麗△淺利軍記△代邑見聞錄△雪出羽道(平鹿郡上)
◇第六卷　△秋田風俗問狀答△六野燭談△鳥麓奇談△由伎能伊傳波遲(平鹿郡中)

會員各位に御願

▲秋田叢書第十一卷も豫告より大に遲れましたが、畢竟會費が集らない事に因るもので、此點乞御宥恕。

▲會費は本書受領の上は直ちに振替にて御送金を願ひたい。御送金なき方には止むを得ず**集金郵便**にて會費取立をなします。若し集金拒絶になれば、會費に加算して此手數料も頂く事になりますからお含み願ひます。

▲會費御送金のときは振替用紙の裏面に第何卷分會費と必ず御明記を願ひます。

▲本叢書第一卷から第六卷までを第一期會員とし七卷より十二卷までを第二期會員とし、御入會の方々は其期間退會せずに願ひたい。又別集丈けの御入會も差支ない。

▲本叢書は以上の如く會員組織の頒布本であるから分冊の需求には遺憾ながら應じ兼ねます。

▲本會への通信及問合せは凡て横手町の本會宛願ひます

▲會員の住所變更は即時御一報願ひます。

定　規

●第一輯
●第二輯
□體裁
□刊行

●頒布
□會費
□別集

全六冊。配本濟。
全六冊。分冊の需には應じない。
菊版天色總布製　毎卷五百數十頁

第一回配本	昭和六年四月濟
第二回配本	同年十月濟
第三回配本	同七年七月濟
第四回配本	同八年四月濟
第五回配本	同九年七月濟
第六回配本	同年十月の豫定

豫約申込者に限る(但申込金不要)

一冊參圓五拾錢(送料實費を申受)

凡て秋田叢書に準ず。

第一回配本	昭和五年七月濟
第二回配本	同年十二月濟
第三回配本	同六年七月濟
第四回配本	同七年三月濟
第五回配本	同年十二月濟
第六回配本	同八年八月濟
第七回配本	追て豫定する事とす

發行及申込所　秋田縣横手町　**秋田叢書刊行會**
代表者　深澤多市
振替仙臺八二五二番

(東京事務所)　東京・芝區濱松町三ノ一國本方

第十七號

秋田叢書刊行會　會報

昭和七年九月

綱領三則

一　縣內各地に於て郷土史編纂に必要なるものを先とし漸次他の稀覯の珍籍に及ぶものとす。

一　校訂を嚴にするため同種の異本を極力探求して之を參照し其の正確を期す。

一　一般商品に非ず、從て價格も至廉を期し實費を以て同好の方々にのみ頒つの方法を採れり。

秋田叢書刊行會役員

編輯顧問　文學博士　喜田貞吉

石井忠利

菅江眞澄集監修　柳田國男

編輯及校訂　沼田平治

細谷則理

大山順造

深澤多市

本會代表者
印刷監督　○

深澤多市

國本善治

秋田叢書第二輯豫定書目

◇第七卷(第三回配本濟)
秋田治亂記　鷹の爪　長野先生夜話集　雪之出羽路(平鹿郡下及追加)

◇第八卷(第一回配本濟)
三十三觀音巡禮記　鹿角緣記　月出羽道(仙北郡一)

◇第九卷(第二回配本濟)
秋田昔物語　秋田千年瓦　月出羽道(仙北郡二)

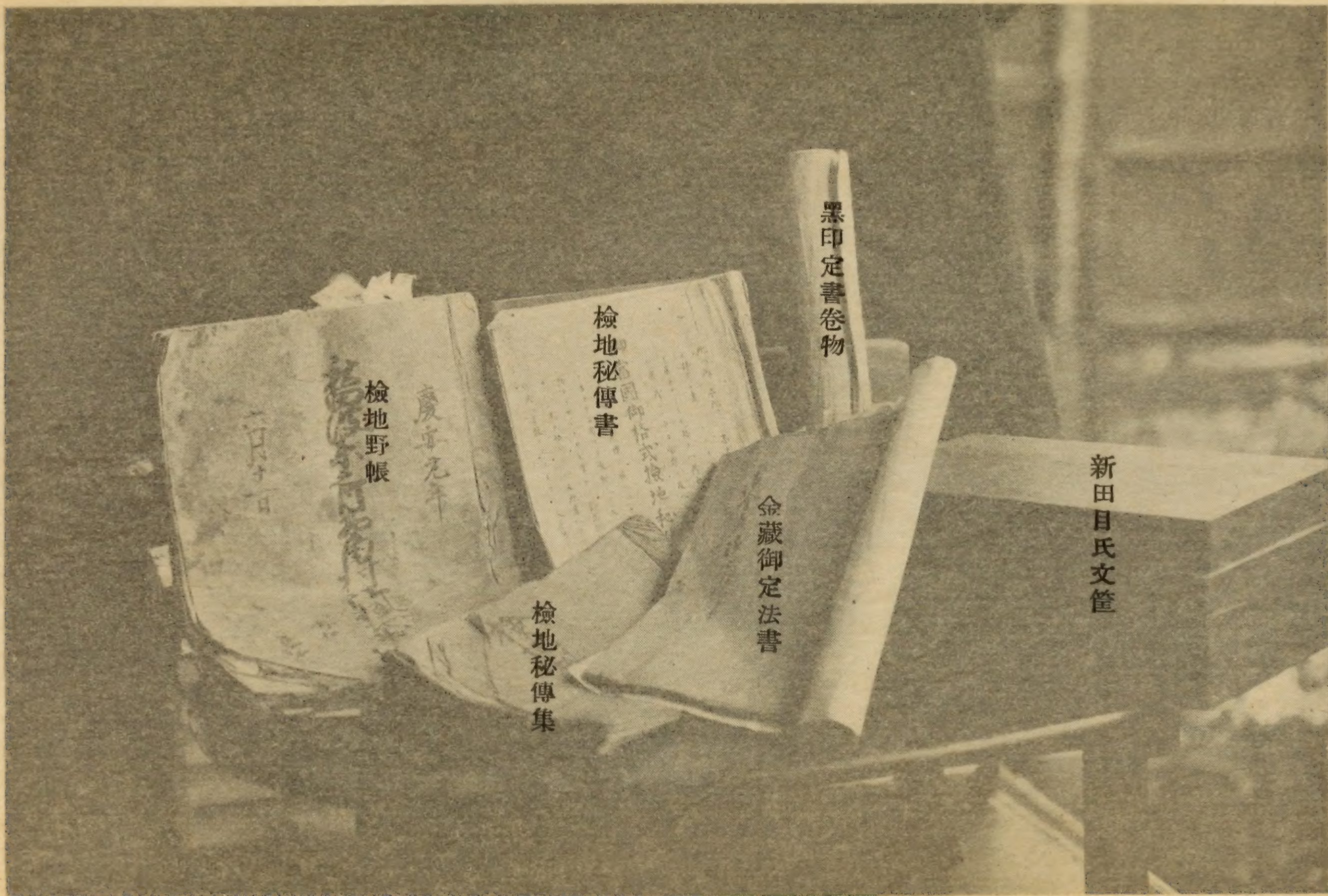
◇第十卷(第四回配本濟)
月出羽道(仙北郡三)

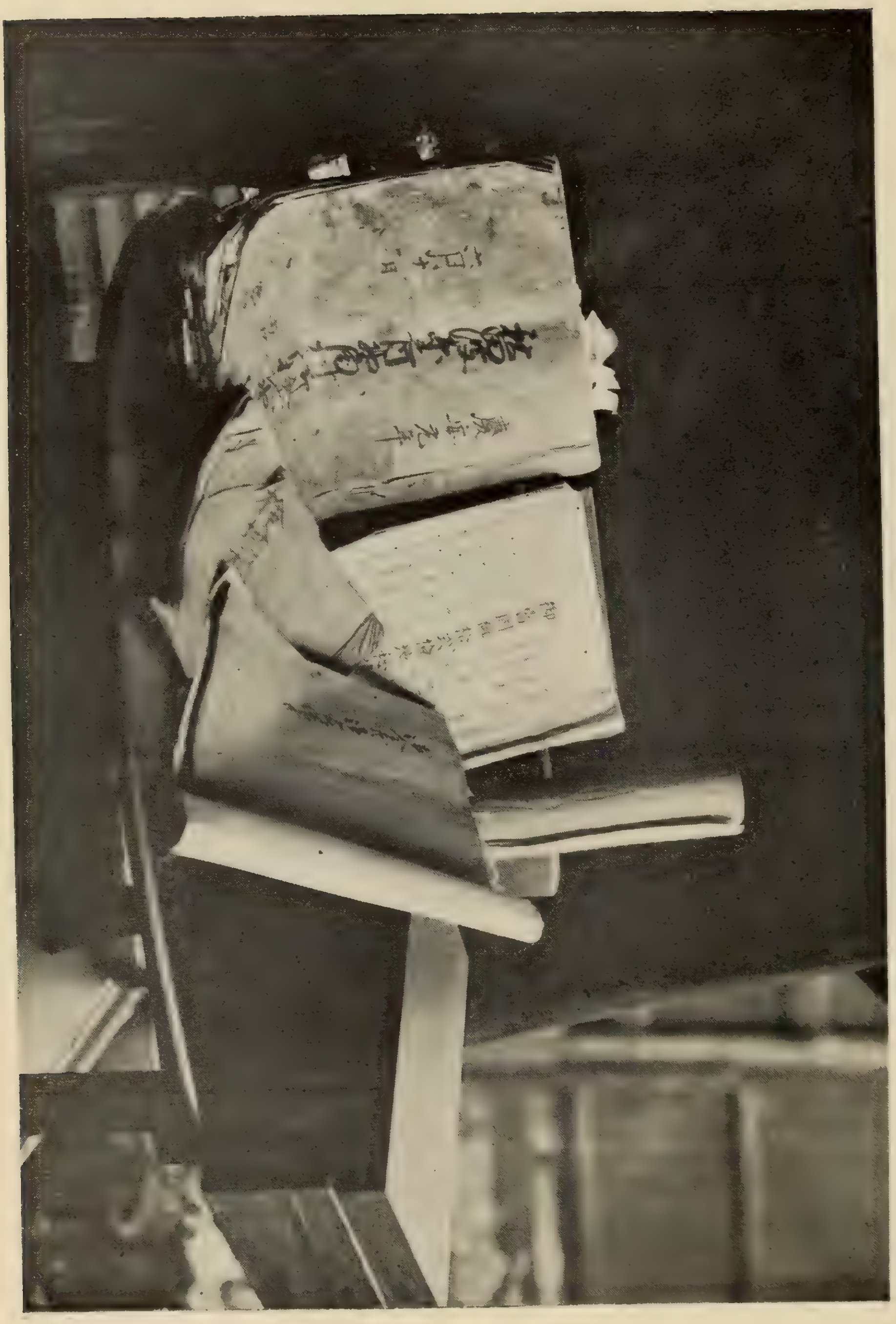
◇第十一卷(第五回配本濟)
秋田藩田法叢書
△訂正御格式△俗田法論辨△田法步尺精辨△田法四六精術△田法欠借精術△檢地秘傳集△御金藏御定法書△黑印御定書△六郡生米考△黑澤道家覺書附斗代名義考△秋田潟東野田村御檢地野帳△門間氏古文書△指上高定△指上高條例

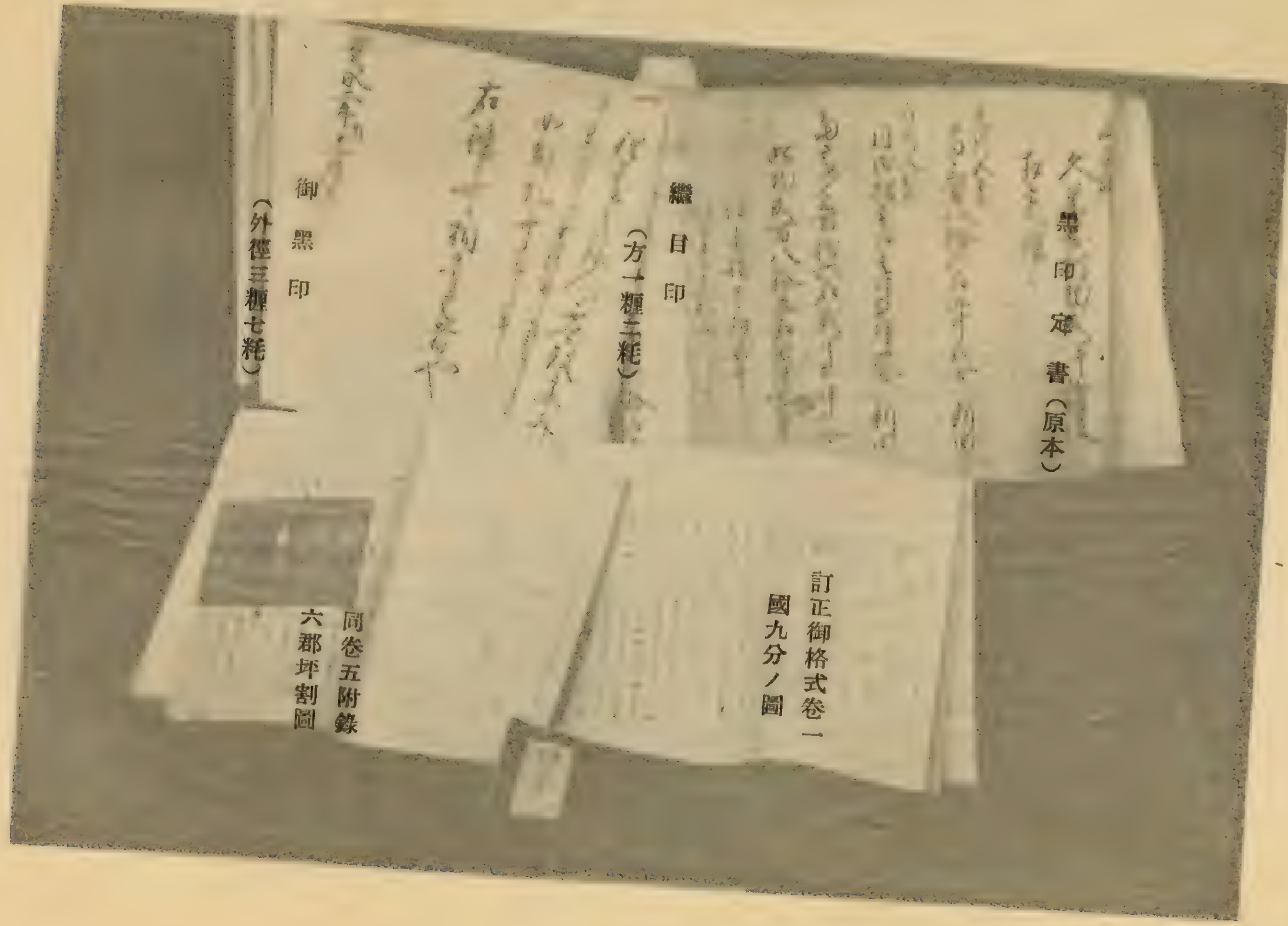
◇第十二卷(次回十月配本の豫定)
羽陰史略後篇　勝地臨毫　花の出羽路　別本花の出羽路　以上

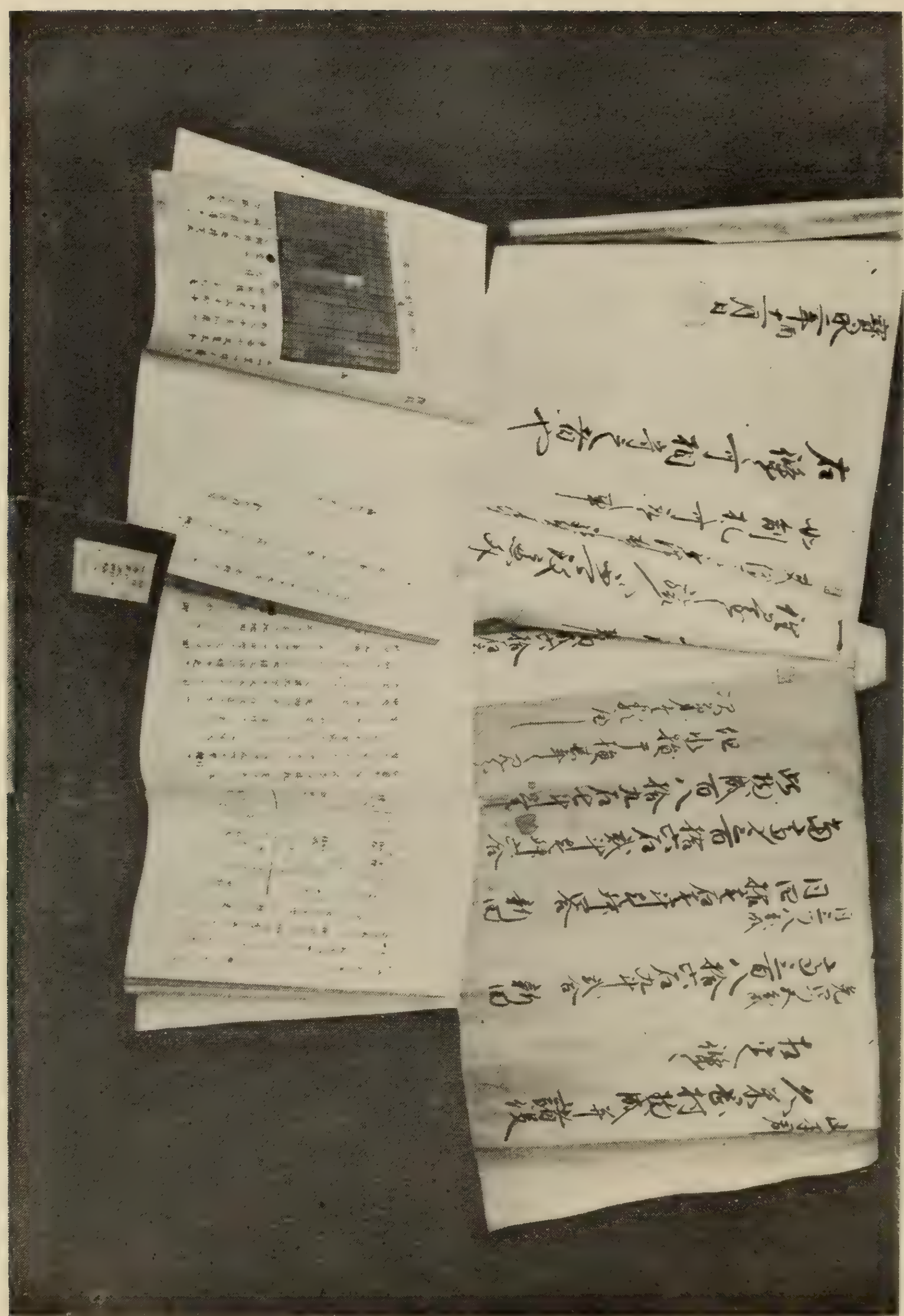
秋田叢書

第十一巻


新田目氏文筐
黒印定書巻物
金藏御定法書
檢地秘傳書
檢地秘傳集
検地野帳




黒印定書（原本）
繼目印（方一糎三粍）
御黒印（外徑三糎七粍）
訂正御格式巻一
國九分ノ圖
同巻五附錄
六郡坪割圖



秋田叢書第十一巻

秋田藩田法叢書目次

口繪寫眞版

編者序

一　國の國たる所以は國土と人民あるをもつてゞある。而して人民を統制し國土を豐穰ならしむるものは、一に君德の崇高と牧宰施政の適否によるのである。

土地の經界を釐正して其廣狹を測量し、耕地の肥瘠及び四周の諸條件を精査して施政の根本資料を求め、而して耕夫の頭數と耕作能力を勘算し、夫食の大小を校量して耕地分配の權衡を盡するは牧宰第一の執るべき道である。「家宰制二國用一必於二歲之抄一。五穀皆入而後制二國用一。用二地大小一視二年之豐耗一以二三十年之通一制二國用一。量レ入以爲レ出。」と謂ひ、「國無二九年之蓄一曰二不足一。無二六年之蓄一曰レ急。無二三年之蓄一曰三國非二其國一也。」といふ、牧宰の施政に當つて深く思はねばならぬ原理である。

二　然るに事實は正に此の逆を進んだ。檢地は貢租第一主義を以て屢々繰返し行はるゝに至り、檢地の衝に當るもの亦貢租收斂の多きを以て己が勳功と誇り、從つて民百姓の負擔力をも考慮せず其困苦をも顧みずに貢租の加重が企てられ、事實に於て苛斂誅求が行はるゝに至つた。而して是等のことは何を齎らしたであらうか。王朝統一の制を破壞して豪族の割據を促進したこと、やがて實現した武家政治時代に於て正稅の外に段五升の增徵米を制せしめたこと、足利時代に於けるが如く、民政を全く經濟算勘に通ぜざる武門の擅斷に委して其の紊亂を招き殆んど貢租の定制を失はしめたこと、軈がて

特種なる德政を實現せしめたること、さては戰國無統制時代と化したること等、何れも民政の本義に乖離すること甚しきに職由するものでなければならぬ。

故に檢地制度の整備確立は民政の根本義にして、實に國家存立の最も緊要なる要素たるは言を俟つまでもない。古聖賢が口を極めて說けるも亦この故である。

三　織田氏天下に覇を唱ふるや、民心收攬の要を痛感して檢地法の統一を畫せるも成らず、豐臣氏その後を享けて是が實現に努め、步尺を制定して日本國一統の檢地を命じ、租法亦五公五民たるべきを明言した。王制の二十分一の租法が一轉して五公五民の法となる、其の言を聞くだに先づ驚く。(但し五公五民の法と言つても段畝出米の二分の一分配の法ではない)。續で德川氏に至つて其の業愈々全備した。而して德川氏は、彼の五公五民を四公六民と變じて民の貢租の輕減を思はしめたが、更に雜稅徵收を企てゝ、豐氏の五公五民を超ゆること甚だ多かつた。尙ほ步尺及び地方(ぢかた)檢定の方法に至つては殆んど寸地と雖も餘す處なく、加ふるに、「百姓は死なぬやうに生きぬやうに合點し收納申付」くべきことを爲政者の一の信條としてゐたものであることを思へば、今日の吾々から考ふれば、當時の百姓等はよくも是れに耐えることが出來たとさへ思はれるのである。

四　慶長七年、殆んど未開の狀態にある邊陬秋田に封を遷された佐竹氏は、家臣等と共に、先發者の報を受くる每に一喜一憂の爲態であつた。それで、制令を發して先づ士民を服せしめることの緊要な

るを家士に教訓しこれを實行せしめた。同時に、執政にして檢地の大家たる澁江政光をして其の國土を測量檢定させた。政光遺言に、士民の服することを專らとして心を盡し胸を痛めたとあるも此時のことである。

彼の澁江氏の檢地法たるや、その步尺制法のよく土地に適ひたる、四六定法の分配の宜しきを得たる、土田生米の量定を誤らざる、一として百姓の欽仰と心服を齎らさぬは無かつた。正稅雜稅を合計しても尙且つ高十石(定免六ッ成として)につき六石六斗、更にこれを出米總量の四六制の定法によりて分を檢するに一割八分五厘三毛三三の割となる。貢租の輕きこと自ら肯かるゝものである。今日と雖も猶ほ公課の總數を合算したならば、これに比して果して幾何の差があるだらうか。以て佐竹氏の仁慈と澁江氏の努力とを窺ふに足るものである。然ればこそ、民情になれざる新封地に來りても殆んど土民の反逆を見ることなく、遂に三百年の久しき治世の基を築き得たものである。

五 是によつてこれを見るに、藩政時代の施政を了解せんとするには、先づその根本たる、當時の經濟施設、特に田法の研究にその緖を求めなければならないのは當然である。本書は其の研究資料たるは勿論、更に進んで經濟研究家に缺くべからざる根本材料を提供せんとして編纂せるもので、卽ち舊藩時代に於ける檢地、租稅及び其他財政經濟に關する權威ある著書並に重要記錄の代表的のもの十數種を嚴選して輯錄し、假に「秋田藩田法叢書」と題したものである。これに依つて、佐竹氏が民政に意を用ひ

ることの如何に敎かつたか、又當時の爲政者達が、これに就て如何に肝を碎きつゝあつたかは明かに知らるゝものである。

由來秋田藩の田法は、その寛仁なる內容と完備せる外形とを以て、德川時代に於て嶄然特殊な地步を占めたものである。而して其の來由する處は、一に澁江氏の誠實と苦心の結晶であることを思はねばならない。實に澁江氏は、秋田藩田法の父であると言ふべきである。本書は此の意味に於て、澁江氏の說を最も明確に繼承した新田目氏の自筆原本を底本として、完全なる「訂正御格式」を紹介する事の出來たのを誇りとするものである。因に「訂正御格式」については、「その著者が一國の重臣の身を以て自ら檢地を行つた人であり、その行つた法が後世の範となつた點において、又その著述の年代頗る古く（慶長年代の此種の書は稀有に屬する）、後人の詳細なる註釋ある點において、地方的なものではあるが類書中頗る注目すべきもの」として中央學界に紹介されたものである。附記して研究篤志家の注意を喚起したい。

昭和五年六月十五日

山崎眞一郎識

秋田藩の檢地家略傳

澁江內膳政光　舊稱荒川彌五郞、父を筑後守秀景といひ世々野州小山氏の臣たり。彌五郞小山氏亡滅の後流浪して常州に至り、天正十七年十六歲にして義宣公に仕へ澁江兵部大輔氏光の後を繼ぐ。器衆に勝れ、漸次重用せられ執政に陞る。政光また文武に秀で經濟の才あり、夙に織田氏の檢田法を得て田法の硏究に心を潛む。慶長七年佐竹氏秋田に封を轉ずるや、政光自ら郡邑を巡閲して經界を正し賦歛を定め大に士民承服の實を擧ぐ。此法傳へて永く後世の模範となる、實に秋田藩田法の鼻祖たり。偶々慶長十九年大坂の役に出陣し今福口に戰歿す、十一月二十六日なり。行年四十一。政光の檢地書黑澤道家に傳へたりと雖も其の書何れも亡佚し、唯だ口授の遺言を記せるもの一卷を同家に藏せるのみなりしが、後年刈和野給人粱某方より「御當國御格式檢地秘傳之書」の傳寫本發見さる。

梅津半右衞門憲忠　常州に於て義宣公に近侍し、大坂役凱陣後執政となる。而して弟政景と共に專ら政光亡き後の經濟の衝に當り、田制公賦の確立を期して士民安堵のために盡す處多し。元和七年七月十一日卒、享年五十九。

黑澤甚兵衞道家　もと小野寺氏の重臣たりしが主家沒落の後流浪し、慶長七年佐竹氏の入國を誘導す。澁江政光、道家が羽州の故事に精しきを以て公に執して家臣たらしめ、又小野寺氏の舊臣にして

佐竹家士たるもの何れも道家の推擧に據るものなりといふ。道家政光と親昵にして親しく其の檢地法を傳へ、又政光遺言を筆記して傳ふ、「黑澤道家覺書」これなり。元和九年八月二十七日卒す、年五十七。

黑澤采女元重　多左衞門と稱し致仕して浮木と號す。實は上曾八右衞門治利の三男にして黑澤和泉に養はる。江戸留守居役、裏判奉行、秋田山之惣山奉行、郡奉行等を歴仕し元祿十三年七十九歲に卒す。學博く檢地に精し。檢地法は初め政光の傳を承くと雖も後江戸に在りて伊奈流地方の法を修め、以て澁江氏の定免法を變じて土免法と定む。「檢地傳習錄」二卷を著はし學統多し。

小松三左衞門盛武　其祖本莊城主楯岡豐前守に屬し、後秋田に來り仕へ既にして大番組に入る。盛武實は岡見善左衞門范昌の長子にして小松氏を嗣ぐ。算勘に堪能にして寶曆元年八月御檢地役を蒙り、爾來三十三年間勤續頗る發明する處多し。「分水法」を著はし土功の術を明かにし、當時檢地巧者の第一にして同役の範たり。

黑澤　宇兵衞　傳不詳。小松氏等と共に當時の檢地役たり。

豐島太郎兵衞　右同。

戸島彌右衞門　右同。

安東兵部季村　初め秋田實季に屬し岡本戀地村に住す。慶長七年國境より澁江政光を嚮導し、また檢地及び其他民政上の故事を說く。

豐田奧右衞門　澁江政光の家臣にして、政光檢地法の直接傳授を受けたる巧者なり。大坂役に出陣す。

牛丸兵左衞門　飛驒國に生れ、常州にて義宣公に仕へ遷封と共に秋田に至る。初め見切熊藏の傳を得て檢地を行ひ、常州に於て永く兵左衞門竿入の舊を守るありといふ。秋田轉封後は專ら政光に從ひ其法を行ふ。

茂木祐右衞門治具　宗閑と號す。少より志を起して檢地法の研鑽に從ひ、舍兄加藤晴邑と相援けて漸く其の堂奧に入る。勘定本方兩奉行に歷仕し職に在ること最も久しく、老衰に及び尙命によりて官事を見る。献替する處多し。「秘傳書考」「一己辨書」の著あり。

吉　川　重　貞　傳不詳。茂木治具と同時代の人。

小泉吉太郎正房　右同。

細井傳右衞門光久　安永五年三月家老となり同六年九月江戶に卒す。天和年中黑澤浮木の家に傳ふる政光田法の書を得たりと雖も、歿後その書佚す。

吉田藤右衞門　檜山給人樋渡七郞左衞門の二男にして檢地巧者たり。享和中、刈和野簗氏の筐底に御格式を發見せる人。

小野岡市太夫義般　名門に出でてよく田法の研究を積み之に精通す。略黑澤元重の學統を承け、

弘化中「田法假字格書」五卷を著はす。當時斯學の第一人者たり。新田目道茂との門に出づ。

益戸助四郞秀典　號滄洲。多藝多能特に書畫を好くす。刀番、用人、勘定奉行等に歷仕し、茂木治具と共に命を受けて大に澁江氏の田法を究む。安永六年七月行年五十二にして歿す。

石川赤左衞門重祿　其前本莊氏に屬し後佐竹氏に勤仕し、重祿に至り登用せられて大番、副役、本方、鄕村兩奉行等を歷仕し寬政八年六郡境口手判出役に累進す。茂木治具と時代を同じうし、檢地算勘の學に長じ民政に令名あり。「御格式」「秘傳書算術」の著あり。享和三年八月八十二歲に卒す。

石　川　茂　命　舊本莊氏家臣、後佐竹氏に仕へ既にして大番に入る。茂命、寶曆七年二十歲にして出仕し、同苗重祿に學を得て大に田法の硏究を積み、其の法太田秀尊に傳ふ。

新田目轉道茂　其の先小野寺氏に屬し新田目の莊に住し氏とす。四代の祖義堯久保田に移りて佐竹氏に仕へ宇兵衞道則に至る。道茂實は橋本甚之丞宗武の弟にして入りて道則の嗣となる。文化十二年十七歲にして出仕、擧げられて町奉行に陞り九年勤續す。皇學を平田大角に承け特に其の古易傳を得。且つ算數に長じ小野岡義般に檢地の學を修め、加藤九右衞門（淸邑の曾孫）により其の學統を承く。然れども遂にこれに慊らず、澁江氏の古法に傾倒して其の究明に專念し、以て御格式の本質を大に宣揚するに至れり。安政三年十一月十七日歿す、年五十八。著書多く、田法に關するもの最も著はる。

加　藤　淸　邑　茂木治具の兄、檢地の學を小松盛武に修む。世の檢地法多く澁江氏の故を錯せ

るを慨し、刻苦研鑽の末遂にこれを訂し得。著書數種あり。

芳賀官助光起　文化中の人、算數に精しく檢田の術に通ず。又巧思あり、飛行器を創成しこれに依つて傷つく。

木村惣藏正路　芳賀光起の友。「津輕斗代考」を著はし彼此參照して研覈を進め益を得せしむ。

道　　庵　何人なるを知らず、慶長年中「檢地秘傳兔割卷」の著あり。黒澤元重の承くるところ或は是なるか。

岩屋彌兵衞朝英　曩祖由利十二頭岩屋朝盛に出づ。朝英實は滑川與市左衞門通堅の三男にして岩屋朝顯の後を繼ぎ、檢地役、本方、鄕村兩奉行等に歷仕す。致仕して疊留と號す。古傳に則り檢地に精し。

見　切　熊　藏　秋田の人ならざれども擧ぐ。傳不詳、秋田縣史によれば、「按ずるに伊奈忠政、初字は熊藏、又忠次といひ備前守と稱す。江戸幕府の創業にあたり撫民治田の政務を專掌し大功あり、世に備前檢地、熊藏巡見といふ。世々郡奉行となり其方術を伊奈流といふ。」と。或は慶長中秋田に來り、其法を牛丸兵左衞門、石井掃部に傳ふといひ、或は是は遷封以前常州に於ての事なるべしとするも、兎に角秋田藩創業當時の檢地界を啓發し稗益する處多く、又檢地家中其の遺法を傳ふるもの尠なからざりしなり。(伊奈氏慶長十五年六月卒、五十七、鴻巣に葬る。)

檢地
秘傳 訂正御格式

本書は、澁江政光の遺著「御當國御格式檢地祕傳之書」を補訂註釋せるものにして秋田藩檢地書の隨一である。天和の頃右の遺著が發見されたが紛亂錯雜其前後を辨へず、正當にこれを通讀し解釋し得る者がなかつた。新田目氏日夜苦心硏鑽を重ね、嘉永二年遂に本書を成すに至つた。其の訂正註釋頗る周密懇切を極むるのみならず皆澁江氏の本旨に適ひ、後學をして明かに其の就く處を知らしめたものである。新田目氏の苦心の程は本書自らが最も雄辯に物語つて居る。

本書の底本は、步尺精辨、四六精術、缺借精術、道家覺書、六郡生米考と共に、著者の後裔新田目氏所藏の著者自筆本である。文語の端麗なる如く其の正確なる筆致は、實に一些事をも忽諸にせざる著者の眞面目を傳へて餘蘊がない。因に秋田圖書館藏本は故石川市藏氏が意を盡して之を透寫した善本である。(但し第四卷は紛失したものか他を以て補つてある)又秋田市吉川總右衞門氏所藏寫本に據つて、前揭五種と共に「近世社會經濟叢書第六卷」(大正十五年發行)に收錄されて居る。

本書の最後に「御當國御格式檢地祕傳之書」の原文を揭げておいた。篤志硏究家の參考になると思ふ。

本卷を編輯するに當り多大の御好意と御援助を賜つた新田目氏當家族に深く謝意を表する。

慶長中先公遷二封于秋田一也、澁江政光執政而檢二校山澤一、以制二邑屋一平二均土田一以固二國本一、更著二其撰於篇一以貽二後世一。御當國御格式檢地祕傳之書是也。文精而意微。非二其人而命一則不レ易二通曉一焉。且書已成也、會有二大坂役一。政光從レ公戎行、感激率レ衆致二命馬前一。是以當時莫レ二承二其旨一者三、讀者又未二能明一レ之。況乎後年書寫謬誤極矣。雖二鄕村檢地之吏一慢然置而不レ講、稱二田法家一者妄附二意見一愈論愈悖。至二二百三十餘年之今日一未二嘗聞一レ有下一人發二明其義一者上也。可レ勝レ嘆哉。町奉行新田目道茂、深閔レ之以爲、往昔楠廷尉正成赴二湊川一、一卷文書以貽二孫謀一。子孫佩服家聲琅々。今先大夫之事頗有下似二廷尉一者上。後世有司何不レ繼二音於斯篇一也。向者以三大官劇務草創多事且有二軍興一也、作レ書精詳諄々亦如レ斯。今者以二小官賤役守成無事相續康年一也、讀レ之孟浪藐藐亦如レ斯。今夫先公之風聲規模昭然並存、皆足二以徵一レ之。豈不レ可二復講明一耶。視レ事暇伏讀レ之、夜以繼レ日默坐或達レ旦。尙論二時世一商二搉故實一、量二較步尺一究搜探索、抑亦苦矣。而有二自得及所一レ承也分二註之一抄二錄之一、其疑者殆者闕レ之。蓋其愼矣。數年之後若下有中捉二其耳一示レ之事上者上、渙然氷釋左右逢レ源。寔先大夫之靈輔二其篤志一也。於レ是訂レ訛正レ誤剔抉磨礱遂復二舊觀一。名曰二檢地祕傳訂正御格式一。稿既成而示二一二僚友一。皆感二其志之懇篤一、且服二其論之明亮一也。會有三執政宇津宮公之命賜二觀覽一。未二以上一レ之乞二題言於亭一。々曰、子之所レ明仁政之本國之至寶也。今也以獻二之政府一傳二之其人一則、先公及先大夫日監在レ茲。百僚欽若維民有レ慶。然則我不二唯以

慶レ子、豈得レ不レ慶二國家一乎。非二唯我以慶レ之、將二朝野實慶レ之。道茂拜曰、嗟呼吾子頌二先公及先大夫一則善矣。施及二我小醜一豈敢當レ之。遂書二其概一以爲レ序云。

嘉永二年仲春穀旦

明德館助教　小川　亨　識

○澁江政光之略傳

澁江内膳平ノ政光、實は荒川筑後守秀景の長子にして初めは荒川彌五郎と稱す。下野國小山氏の麾下たり。天正二甲戌年生る。後小山氏滅亡に依り、政光流離して常州に到り天英公に奉仕す。文祿元壬辰年豐臣秀吉朝鮮征伐の時、公に從て肥前名護屋に在陣す（時に歳十九。）同二癸巳年、公命じて澁江兵部大輔氏光入道正筌の嗣たらしむ。氏光も亦小山氏の麾下たりしが、是より先き常州に來て闔信公に奉仕せり。澁江荒川の兩氏共に是小山氏の麾下たるにより、其緣あるを以て此事あり。是に依て暫く荒川氏の家跡なし。後年、政光末子宣利をして幼稚より荒川を名乘らしむ。宣利後に又小場氏の嗣となるに依て、妾腹の長子光康を立て荒川の家を興す。是を荒川宗十郎と稱す。然して本妻の二子宣光を立て政光の嫡子とす。後宣光嗣なくして卒す、是に依て光康又戻て澁江を嗣ぐ。爰に於て、後石塚市正義里の三子秀友を立て荒川の嗣とす。（樋渡氏が御格式の跋に政光を宗十郎とし、且足利家の侍と云るは誤也。）政光後年采地三千石を賜はり遂に執政たり。慶長七壬寅年公羽州へ遷封の時、公に先立て秋田に來る。（時に八月七日歳二十九。）郡民服せざるを以て六郡を巡行して先是を懷くるの事に勞し、更に一國を檢地して城府の地を撰ぶ。後遂に命ぜられて久保田の城を經營し及び士民の宅地を定む。同十三戊申年命ぜられて仙北郡刈和野の要地に守たり。麾下の士十人、歩卒若干を屬せられ東西南北十五村を指揮す。政光執政たるを以て、梁民部宗勝を伍長として政光

の宅地に居らしむ。今の御格式は此宗勝が家より出たる也。後に黒澤道家に傳へられたる處の本書は故有て失せ果たる也。同十五庚戌年より大いに六郡の田地を改め、三ヶ年にして漸に其功を竟へ、然して其貢法を定む。同十九甲寅年豫め大坂の役あらん事を知て、七月十三日の夜黒澤道家に檢地田法の一大事を委託して其書を傳へ、討死の言葉を遺す。是公に代らんとする故有ての事也。抑遷封より今年迄十三年の間、晝は公務、夜は諸民往々の勞を除かんため安寢せざるの旨其遺書に見え、然して其書の法たるや所謂實地制の法にして、國を治め天下を平にする基たり。有志の人是を辨へ置ずんば有るべからず。同十一月遂に其役あり、政光、公に從て先鋒たり。同月二十六日政光進んで兵を勵し奮戰して敵兵を破り、部將矢野和泉守匡正を討て今福の柵を取る。爰に於て敵方より又木村長門守重成、後藤又兵衞基次城を出て大いに戰ふ。且基次兵を分けて大和川へ舟を浮べ、横合より鐵炮三百挺筒先を揃へて政光の陣中へ打込む。惜むべし、政光其亂丸に中りて遂に討死す。行年四十一。又家臣鈴木正左衞門重武、濱野平左衞門森延、戸祭十兵衞綱宗、來栖修理久次、黒川傳左衞門重道、駒野目六兵衞某も共に討死す。人又是を稱して澁江六騎と云ふ。公政光の死を深く哀傷して、家臣大森土佐に命じて政光の屍を京師に送り五條本覺寺中に葬らしむ。光雲院秀山淨輝居士と諡す。又秋田天德寺に於て孝山全良禪定門と諡す。後八橋に一字を立て長く政光の神靈を鎭めしむ。是を全良寺と云ふ。同寺に於て後更に又諡して全良寺殿孝山政光大居士と稱す。又院內銀山に於て一山の者共一同願をたて免許を得て、銀山なる誓願寺と云へるを下院内馬場村の地に移し、是に政光の靈牌

を以て也。鳴呼忠なる哉義なる哉、政光主は是賢大夫にして又開國の功臣也。吾が秋田の士民今日の飽煖を得たる、亦是偏に此賢大夫の恩徳に因る處也。よく是を思ひ、よく是を知らずんば有るべからず。

を安置す。其謚を淨珊宗光公と云ふ。是銀山興起の初め政光指揮して、銀山の事にも亦其功ある

新田目道茂　記

嘉永二己酉年九月

此書を訂註せるに付て云ふ事共

新田目道茂

○此書刈和野給人梁某が文筐より出て、檜山給人樋渡某が手に入りし時既に紛亂して本末を失ひ、樋渡氏是を糺して淸書に及べるなれ共、よくは是を糺しあへずして、此時より多く誤りの出來たる事と見ゆる者也。政光主の黒澤道家に殘されたる處の本書は、故有て跡形もなく失果たるこそ是非なき事なれ。

○古今檢地大意の文は小川亭と計て訂正する處也。其他は皆予が一人の訂註せる處也。此檢地大意の文に於てはよく其文を成せる者なれば、其漢文の儘として是を訂正せる也。此檢地大意より以下の事は强て其文を成す事にもかゝはらず、且は俚俗平常の事、又算用合の譯を述る等の事に於ては、漢文を以て其意をよくは述盡し難き事もあるのみならず、世の人の耳にも早く入乘る事故、假字交りの俗文に崩し、よく意の通ずる處を主として訂註せる也。

○此書讀み得る事の難きは、上に云へる如く漢文とはなし難き事をも强て漢文となしたるより、漢文にして漢文に非ず、和文の如き處も有て又和文にも非ず、云はゞ和漢をかねたる俗文也。さる事よりして、漢文ながら其内には皇國の古言あり、又俗言あり、又意は大いに深くして辭甚短き處あり。又漢

字も、容易に常には用ひざる字を用ひたる處もあり。其の一ッ二ッを云はば増(なす)に贈(なす)の字を用ひ、入(いるゝ)に充(いるゝ)の字を用ひたるなど也。尤字義をば深く糺して書る者也。總てさる事共の出たるをば其處々に註するを見るべし。是らの事共を心得置ずしては讀得難き者也。

○書中、本書と云へるは訂正に及ばざる御格式の事也。本文と云へるは訂正に及べる此書の本文の事也

○御格式に云へる事と云へ共、附會の事などは是を討論して除きたるもあり。

○本書は缺文、脱辭、錯置、錯亂、誤謬いと多くして皆是を補遺訂正せるなれど、一々是を斷るに遑あらずして多くは云はず。其事に依り、云はずしては人の疑ふべき様の處は是を云へり。

○予が註に云へる事をも其一廉(かど)あるは、目錄の内書きにして其卷の初めに是を出したり。是、早く其事を探り出さんとする時の便りよからん迚のわざ也。

○耕地の圖は愚弟堀尾忠恕に命じて畫がゝせたる也。

○註に云と記したるは聞えたる如し。訂に云と記したるは、其註には非ずして訂正せる趣意を斷れる也。訂註に云と記したるは、訂正せる處よりして其註を云はざれば聞え難き事有て、訂と註と相混じて云へる處也。註と訂と分けて云へるは、相混ぜずして聞え易からん事を思ひて也。

嘉永二年二月

訂正御格式巻ノ一

目録

是の書ども九冊を總合せてそ
千代の八握穎と云ふ。さて其
意を作る。

取數して其數しりね秋田なる
　君が惠みの千代の八握穎

道　茂

訂正御格式　卷ノ一

新田目道茂謹訂註

○古今檢地之大意

○夫惟、國之爲レ國者以レ有レ民也。民之爲レ民者以レ有二五穀一也。以レ故王者以二四海一爲レ家、兆人爲レ子。一夫不レ耕天下受二其飢一、一婦不レ織天下受二其寒一。是以善二國之爲一レ國者、必先富レ民、然後治レ之。民富則安レ鄕重レ家。安レ鄕重レ家則敬レ上畏レ罪。敬レ上畏レ罪則易レ治也。民貧則危レ鄕輕レ家。危レ鄕輕レ家則敢陵レ上犯レ禁。陵レ上犯レ禁則難レ治也。故爲二租稅法一者不レ據二太經傳一乎應レ難レ得二其徵精一。凡地有二廣狹遠近寒暖燥濕以不レ同。皆同レ之以勸二民之產業一。而從二秋實熟一而使下二十二分其收稅一、其一爲二調貢一、受二保其餘一而養中民數口之家上也。古者民有二士吏職一。故國有レ事則民每レ家遣レ出二一人之農兵一、而從二王命一征二伐之一。然後世世有二違勅賊一、故令下二王城守護下司等一增二其數一居中京師上。故養老之制三二分屯田一而去レ二。自レ此後彌士民相分也。若賞二祿其地於有功一則以二町畈之名一。後昆又設二斗斛法一。然其名異皆從二古

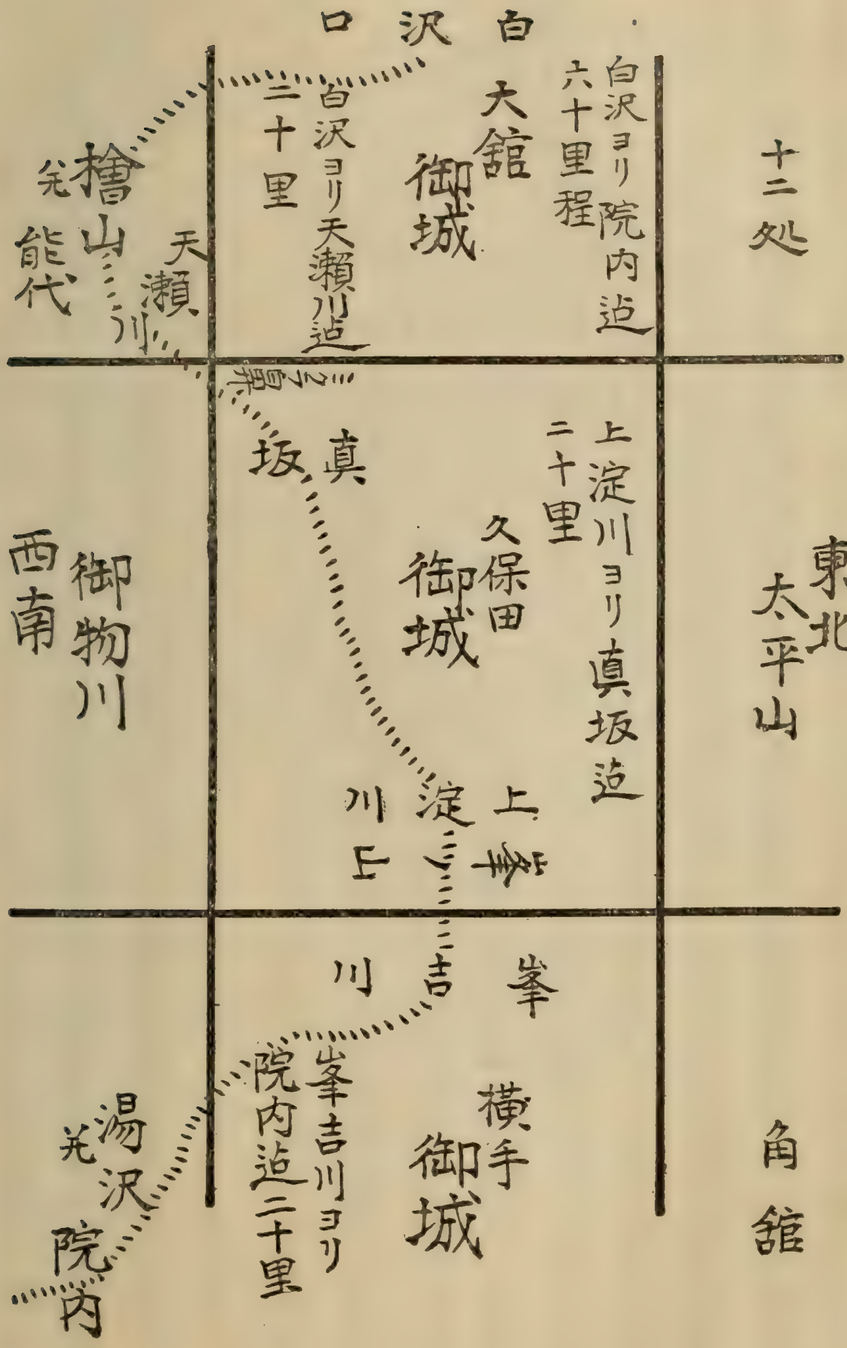
制一者矣。大概述二其法一則、城府之地者從二水土之宜一、帶二山川嶮一、而量二國用之通一、因二薪草豊一。故此爲二國上品之地一。民居亦順二其地宜一、此皆理之所二以然一也。故國三分而又三分。然則三三九而經界卽如二井字一。故謂二井田之法一也。山林道路川澤亦此有二民之得失一。故辨二內外六德一檢二校不變用一而至二其地粟之實算一、從二一邑之町畈斗斛之高一以爲二貢法一、謂二之免一也。夫實地制之法者、爲下治レ國平二天下一基上。若忒二其制一則民衣食不レ足。衣食不レ足則患二飢寒一不レ暇レ治二禮儀一。禮儀之不レ治而雖レ爲二暖飽一、無レ教斯近二於禽獸一也。故使下於二民食飽一以爲上二孝悌一。制レ下如レ此則、民三年耕必有二一年之食一、九年耕必有二三年之食一、以二三十年之通一雖レ有二凶旱水溢一民無二菜色一。然民衣食充滿則失二貴賤等分限宜一。是以最初耕レ之自二五十畝一不レ過二百畝一。如レ此則井地均無二不レ受レ田家一。無二不レ受レ田家一而從二先王之道一者也。

○註に云。檢地とは只田畠の事のみにも非ず、山川野となく海江湖となく、總て皆よく其地德の用を知て是を用ふる事也。されば第一城府の地を撰で是に居り、然ふして民には又其地の廣狹、遠近、寒暖、燥濕の不同、山林、道路、川澤の得失ある事を知て其貢法を制し、其地を實し國を治め天下を平にする、其大本なる事本文の始終に見えたるが如し。

○又云。太經傳の太は經傳を稱たる辭にして、租稅の法は經傳に據らざれば其精しき事は得難しと也。さて其收稅を二十分して其一を貢に取るとは、古の輕稅なるを知らしめたる者也。是は皇國の事にして、大寶の比なる令の御定めは二十分の一程に當る事也。但是には本居宣長の考へもある

事有て、其二十分の一には非ず共、唐土の古法十分の一などよりは過たる輕税の法ならんと云へり
○又云。民に士の吏職ありとは是亦皇國の事也、吏は職事の事にして吏職と熟すべき字也。さて士の吏職ありとは士の爲すべき勤めある事にて、叛逆の者にても有る時は、農民の家よりも一人の兵士を出さしむる事也。後世に至り違勅の者も折ふしあるに付き、王城を守護のため其兵士を多く京師に居らしめたる也。故に養老の制には屯田を三分にして二を去りたると也。扨又屯田とは皇國の古書に據て書る文字なるが、屯は吝也また聚也と字書に見えて、さる心より貯へ備る意に用ひて日本紀に屯倉と書てミヤケと訓り。ミヤケとは宮食（みやけ）の義にして天子の御米倉なり。さて又內裡式に御宅田（みやけだ）また三宅田とある、御宅、三宅などは借字にて宮食田の義なり。さる事より屯田とは書る者にして屯田とは則公田の事也。さて武士の多く成りたるに付き公田の三ヶ二は武士に下さるゝ事とは成たる也。これよりして後は彌武士と農民と相分るゝ事と成たると也。さて又古には高を下さるゝに何町何畈と云ひて（畈は反の作字なり）田を以て下されたる也。後には斗斛の法と云ひて何石何斗と高にて下さるゝ事と成たる也。さて又今爰に云へる斗斛は籾納めの事也。今の世も其法にて高とは則籾の事なるが、米納めの法と成て後は、高と云ふは籾の事也と辨へ知らぬ人もあるやうには成たる也。さて町畈にて下さるゝも斗斛にて下さるゝも、民より其調貢を取る理りは同じ事也。
○又云。城府の地は水土の宜に從ひ山川の嶮を帶、然ふして國用の通を量り薪草の豐なるに因る云

々。故に國を三分して又三分す。然る則は三々九にして經界卽井字の如しとあるは、御當地の御城取りより御國中の御要害を云はれたる事なれば、今爰に其圖を出して精しく是を云ふべし。



右圖形の趣は茂木治具既に是を云へる事にて、國を三分するとは、院内より白澤迄六十里程あるを凡二十里宛の三分としたるにて、院内より峯吉川を上の二十里とし、上淀川より眞坂迄を中央の二十里とし、天瀨川より白澤迄を下の二十里とせる也。さて又其三分を又三分せる事圖の如くなる。其三分の中央大館、久保田、横手、是を秋田の三城とは云ふ事也。さて中央の久保田回り、是を地回りとは云ふ事也。此地回りの三分を、古へ御代官と號し、引渡、回坐を始め歷々の面々御藏高の村々を御預り致したるにて、是なりと治具の云へるは誤也。御藏高は御遷封の時より地回りにのみ有りたるには非ず、仙北にも下モにも有りたる事也。地回りの三分は、圖の如く太平山と御城下と御物川と三分せる者にて、是第一の御要害なり。其譯は本文に、城府の地は水土の宜に從ひ山川の嶮を帶、然ふして國用の通を量り薪草の豐なるに因るとあるにて明かに見ゆる事也。山川の嶮を帶ると云へる山は是太平山にして東北の後に帶び、川は是御物川にして西南の前に帶たる也。然して國用の通を量るとは、仙北、湊、久保田へ御物川通船の事也。薪草の豐なるに因るとは太平山の事にして、其山よりは薪を出し、其麓郷の野谷地よりは萓萱、秣を出して御城下の用をなす。是薪草の豐なる者也。地回りの三分は、仙北と下モの如く平地を三分せるには非ず、山川と御城下を以て三分の法に稱はせたるは、これ政光主の檢地に精しき其働き也。さて久保田回りの中央上ミには又峯の山の嶮あり、下モには又三鞍鼻の嶮あり、實に是無類の御城取と云ふべし。一國の經界井

の字の如くにして其要害を堅ふし、然して民を富まし地を實にするの貢法を制する、是を井田の法と云ふ事とは聞えたり。荻生徂徠などの云へる處も其如くに聞えて、田地の割り方を井の字の如くする算用合の事には非ずと云へり。さて一國を三分して二十里づゝとせる事は、後の民德四品の條に至て引合せとなる其故ある事あり。そは其條に至て云ふを見るべし。

○又云。不變の用を檢り校るとは、內外の六德を以て不變の田德を變じて然して又是を居え、年々變ずる處の生米を三年平均の法を以て、年々不變の法とせる事をさして云へる事と聞えたり。內外の六德を以て不變の田德を變じて又是を居え、又年々變ずる處の生米を、三年平均の法を以て不變の法とせる其法方の譯は、其條に至て是を見るべし。其地粟の實算に至るとは、其地に住める民の物とする粟數を增して、實にする算用へ漸くにして至ると云ふ意也。民領を增して實にするには內外六德の法を辨へ三年平均の法などを考へ、然ふして其事に至る事也。爰らは皆籾納めの法を以て云へる事にして、粟とは則籾の事也。一邑の町畈、斗斛の高に從て以て貢法をなすとは、十町順逆の法を云へる事にて、一邑四田の町畈に從て其法の起る事故斯くは云へる也。斗斛の高とは何斛何斗の高と云ふ心にして、斗代の事也。斗代は三百步一反に付上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石、下田七斗（下は下々と迭りたる二字を一字にしたる作字也）の法にして、何拾何石など多くの數を重ねたる者には非ずして、一石五斗より七斗迄の者なる事故斗石の高とは云へる者也。さて、其三百步の法を以て一

邑の何百町にても其貢法を爲す事故、斗石の高に從ふとは云へる事なり。夫、實地制の法は國を治め天下を平にする基たりと云へる實地も、地を實にする制と云へる事にして、上ミの、地粟の實算に至ると云へるを受たる事也。爰の實算、實地と云へる事は、實の算、實の地と云ふ事には非ず。實性などゝ云へる辭と同例にして、虛弱に對し實剛なることなり。實の意に取ては爰の文意聞えぬ事也。人よく是を思ふべし。

○訂に云。本書には地粟の實算を生ずとあり。然る時は、不變の用を檢り校りて、其ために地粟の實算が自に出來ると云ふ意になる事なれ共、地粟の算用の出來たらんには、更に又、一邑の町畈、斗斛の高に從て貢法を制する事を云ふに及ばぬ事也。不變の用を檢り校りて、夫より地粟を實にする算用に至り、其貢法を制すると云ふ事に非ずしては聞えぬ事也。故に生は至の誤りならんと斯くは改めたり。

○又云。本書には禮儀を治るに暇あらず、而して暖飽たりと雖とある事なれ共、禮儀を治るに暇あらず、禮儀之れ治らず而して暖飽たりと雖云々と、禮儀の治らずと云ふ辭を再返して云はざれば調はぬ處故、しか是を補ひたり。

○又云。敎なき則は禽獸に近しとあれ共、上に禮儀これ治らず、而して暖飽たりと雖と、敎の無き趣意を云ひ出したるなれば、其敎無きは斯禽獸に近しと、斯れの一字を以て受て云ふべき處なれば斯

くは改めたり。

○註に云。三年耕して一年の食ありと云ふ一段は禮記の王制以應の篇を引て云はれたる事にして、政光ぬしの田法を制されたるは是を眼目とする處にして、上に、地を實剛にする事を述られたるも是なり。三年耕して一年の食を得る法方の事は後に至て是を見るべし。さて三十年の通とは、三十年通計する事也。九年耕して三年の食ありと云へるなれば、三九の二十七年にして九年の食ある事也。故に又三年にして一年の食あり、されば三十年通計して十年の食ある事なり。民に菜色なしとは青き色の事にして、飢たる色なしと云ふ事也。

○又云。然れ共、民の衣食充滿する則は貴賤の等分限の宜を失ふとあるは實に然る事にて、國を治る者は此意味合をよく心得べき事也。是を以て、最初是を耕すに五十畝より百畝に過ずとある。五十畝は唐土の事にして夏后氏の制也。百畝は又周の制也。如レ此する則は井地均く田を受ざるの家なしとある。井地とは上に圖せし如き一國中の經界の事にして、則一國中の民、いづこに居る者も田を持ざるはなしと云ふ事也。さて其如く田を持ざる者無して、而して先王の道に從ふべき者也となり。さて一人の田地五十畝百畝に限る制めとせしは、人力にも限りのある者なれば、力に餘る事にては手入も屆かずして實取りに不足の出る事もある也。人力あまりある時は、手入もよく屆き實取も多くある事也。又餘らず足ずして貴賤の等分限の宜を失はざる處を肝要とし、又民殘り

なく田を持て不同のなき様にする、是兆民を子とする處也。今の世は、水呑百姓と云ひて田をば持たぬ百姓の多くある事也。人よく是を思ふべし。

○訂に云。本書には五十畝を五畝とあるは落字に疑ひなければ補ひたり。又田を受ざるの家なしと云へる處も、再其辭を返し而してと受て云ふべき處なれば、返す辭の落たる者ならんと是を補ふ。又先王の道に從ふ者也とあれ共、可従者なりと云ふ意に辭を副て聞くべき處也。云々して先王の道に從ふに成る事也、と云ふ意なる者ぞ。

○檢地祕傳內外六德の辨

○外の三德附て十二品

○註に云。黑澤道家の覺書に據て考るに、內外六德は織田家古傳書の法にして是を政光主の取り用ひられたる者と見えたり。此六德は實に是免を剪る肝要の法也。精しくは次々に云ふを見て知るべし

○又云。外の三德とは山川野の三德を云ふ。又一德每に上中下下の四品とす。故に三四の十二品也。

○山の德四品

△上德

薪炭豐に秣枩深く、是を納るに民力を勞せざる則は上德とす。上なる時は上田に准ず。

○註に云。薪炭餘り有て豊に、馬にかふべき草も又多く有て、是を取り入るゝに辛勞もなき時は上德とする事也。

○又云。山の德は日用の雜木を主として云へる事にて、松杉及び諸材木迄の事を云へるには非ず。さる餘勢あるをば、又是を一德として加免の法に用ふる事也。精しくは加免五箇の傳を見て知るべし。又山は鄕山を云ふ、一人限りの賦人山を云ふに非ず。又、政光主の遺言にも山林の備崩すべからざる事を云はれたり。今の世は山林の備を崩したる事多し。其一二を云はゞ鄕山を賦人山とし、雜木林を杉林と變じたるなど也。其外は是に准じて知るべし。されば今の檢地は又此心を得て、山の備を古に復すべき事肝要也。只德を分け定るのみを檢地の法と思ふべからず。

○訂に云。本書には秣耘深しとある事なれ共、耘はクサキルと訓みて田の草を取る事なるを、秣耘と云ふ辭有るべき事に非ず。耘は秢の寫誤なるべし。秢は字書に草也とあり、故に秣秢と改めたり。

△中德

草木ありと雖、是を納るゝに民力勞する時は中德とす。中なる時は中田に准ず。

○註に云。上德には炭迄も云へり、是木の多くある故也。中德より以下は炭の事を云はざるは、是木の多からざる故也。されど中德は少なしと云ふ程の事には非ず、只是を取入るゝに民力を勞するのみの事也。草も又是に同じ。

△下徳

木稀にして萱、葦、荻、萩多き則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。木は最稀に處々に有て林をなさゞる意也。又萱、葦、荻、萩多しと云へるにて草の少なきを知るべし。故に是を取入るゝに民力の勞多き事も又知るべし。故に是を下徳とす。

△下徳

草木共に微にして、是を納るに甚難き則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。草木共に微なるとは、甚少なくして、有共無きが如くなる意也。故に是を取入るゝに甚民力を勞し、既に辨用をなし難き也。故に是を下徳とす。

右山の徳たる者は草木也。もし草木の枝條曲古なる則は、其地常に風の強く吹き當る事を知るべし。又高山に從る地は虫と霜の愁あり。然共又、山澤に離るゝ時は草木の用を缺く。故に其中間を校りて以て其制を爲す者也。古傳は三品の法なるを是に仍て四品に配す。

○註に云。山の徳だる者は草木なる事は、檢地大意の本文にも、城府の地は薪草の豐なるに因るとある事にして、民居の地も亦是に准じて知るべき事也。然して其草木の枝曲り屈り年古りたる如く見ゆるは、風の強く當る處と知て其心得すべし。又高山に近く從りたる處は草木は多けれ共、風よく吹き透さぬに付ては虫生じ易く、又陰氣深きに依て霜の早く下るべき事を知て其心得あるべし。

山の徳は草木の多少に依る事にはあれ共、夫に付ても亦一得一失のある事なれば、よく心を用ひて其徳を分ち定むべき事也。

○川の徳四品

△上徳

堰水を田地に漑いで、然して水の溢るゝ殃なき則は是を上徳とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。川より水を堰き上てよく是を田地に漑ぎ入るべく、然して其水溢れて田地を害ふ患もなき也。故に是を上徳とす。

△中徳

堰水を田地に漑いで、是を治るに民力を勞する則は是を中徳とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。上徳と中徳の本文を引合せて其意を知るべし。上徳には水のあふるゝ殃なき事を云て民力の勞する事を云はず、中徳には水のあふるゝ事を云はずして、治るに民力を勞する事を云へり。是上徳は、水の溢るゝ事なきに依て民力を勞せざる也。中徳は、水のあふるゝ事あるに依て是を治るに民力を勞する也。斯る事に、政光主の意を用ひられたる此書の文法あり。人又よく意を用ひて是を見るべし。

△下徳

流水地に虐する則は洪水村里を浸す事もありと云ふ共、よく薪材を運流する水勢ある時は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。是は水の多き方に過て、流水の地に虐する時には洪水と成て村里迄も浸す事もあるなれど、薪、材木などを澤出しするに宜しき水勢なれば是を下徳とする事也。さて上徳は水あふるゝ事なき、是多からず又少なからざる也。中徳は既にあふるゝ事有て稍多き方に至り、下徳と成ては洪水村里を浸す事も有て、是水の多き方に過ぎたる也。是を上中下三徳の分れ目とす。

○訂に云。此段は本書の寫誤なるべく、本書の儘にては聞えかぬる事あれば、予が考按を以て訂正する處也。流水地に虐し洪水村里を浸すと雖と云ひては、洪水は常にある事の如く聞えて如何(いか)が也。故に流水地に虐する時は云々と補ひたり。又草木運流とある。運流は舟にて運送などする事とは聞えず、水勢に乘じて其物を川流しに流して運ぶ事と聞ゆるなれば、草木の草は當らず。草を、さる事して流したらんには皆散亂して失せ果べき者也。されば草木は薪材の寫誤ならんと思はる。此段は凡て水勢の強きを以て云へる者なれば、其意を受て考る時は、薪材の澤出しを云へるに疑ひ無き事也。故に草木を薪材と改めたり。此二字、かく誤らず共云ひ難き形なるをも見るべし。

○註に云。此下徳の地をよく考るに其水上へは遠く、然ふして其川へは近く、且低き土地なるべし。故に洪水の患ある事也。又水上へは遠き故に薪材の運流に其用あるを知るべし。薪材運流の事は

上中下下の四徳共に必なしとにはあらねど、運流に其用ある下徳に是を云て、外三徳の事へも掛て知らしめたる者也。是らの事も、簡古にして其意を活用かしたる此書の文法也。

△下徳

川流ありと雖堰水に曳入るゝ事能はずして、堤封に從る則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。水元の事は川掛りを第一とする事也。さて此下徳に至ては、其川水を堰水に曳入るゝ事能はずして堤掛りとはなれる也。又堤にも大小有て其大小にも得失のある事なれ共、詰る處は大小共に損害あり。封とは大きく築立たる堤の事にして常には旱損の患も無けれ共、兎角溜水の事なれば、大旱には又必其患ある事也。堤は小坡の事にして旱損の患は常の事也。さて堤封共に、川掛りの如く流水の溢るゝ患はなけれ共、旱損の患大いなる事なれば是を下徳とする事也。さて此下徳は、田地へは其川水を用ふる事能はざれば川の徳とは云ひ難き事なれ共、川流ありたらんには假令田地に其水を用ふる事能はず共、薪材の運流とか何か、一村に取ての徳少しはあるべし。且堤は則川の代りなる者故川の下徳とは云へる者也。

右川の四徳は其水の損益を勘ふべし。地は是水の趣くに從て耕地をなすと雖、大流は水の溢るゝ愁あり、大封は常の旱損はまぬがるれ共、陂堤は總て是旱損の患あり。故に水土の分量を以て四徳の淺深上下の品を分け定む。是も亦古法の三品に仍て四品に配す。

○註に云。此川の德とは、前後なる山野の德とは差へる事あり。そは如何と云ふに山の德は草木也、野の德は畠也など云へるに、此川の德にはさる事を云はずして、川の四德は其水の損益を勘ふべしと云へる。是に其故ある事にして、川の德は水の多少に依て田德に損益の生ずる事故、其水の多少を知て其損益をよく勘ふべき事也。さて田地は是水の趣くに從て是を開く事なれ共、其水多き時はあふれて水損の愁あり。是川掛りの愁なれ共是を中德下德として、總ては川掛りを善とす。堤掛りと成ては、大封は常體の旱損は免かるれ共大旱に至ては免かるゝ事能はず。大封だけには其水掛りの田地も大いなる事なれば、其損も又大いなる事也。小堤は其損は小さけれ共其旱損は常の事也。されば陂堤は大小共に下德とする事也。さて川掛りと堤掛りと、水の多少分れ目は斯の如き事なれ共、川掛りにも堤掛りにも、其水の分量に依て其田地の分量勘あるべき事也。四德の淺深とは其水の多少の事にして、多少の分量定りたる水にも又其用を成すと成ざる事あるは、其田地の分量による事也。

○訂に云。本書に大封は常の殃を保(やす)んずれ共と有て、其意は上に註せる如く、常體の旱損は免かるれ共大旱に至ては免かるゝ事能はざるなれば、陂堤は大小共總て是旱損の患ありと云ふ意なる事故、其意を得て聞え易く、常の旱損は免かるれ共と改めたり。常の殃を保んずとは兎角聞えにくき辭也

○野の德四品

○註に云。此野と云ふ事に先云ふべき事あり。抑山川野三ッの道理は、山有て然して川あり、川有て然して後に野ある事にして、其野は則是耕地なる者也。其野の上德なる者は早く田畠と成て田畠と極り、下德の、田畠と成すべからざる土地のみ空野と成てある事故、人は只其空野のみを野と心得、田畠のある土地をば野とは思はざる事也。耕地は是野なる事を心得ざれば、此野の德の事を辨へかぬる事也。尙其理次々に云ふを見るべし。

△上德

土肥て夏の麥、秋の粱を收め、是に次ぐに雜穀を以てする則は是を上德とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。粱はあはと訓て稻穀の事也。夏の麥、秋の粱と並べ云へる其故は、此六德の辨一章の末文に、弘仁の制夏の麥を取る事正稅の如しとある如くにて、古の貢制は麥と稻穀を並べ取れる者なるよりの事也。さて夏の麥、秋の粱をも收るに宜く、又雜穀を收るにも宜きよし也。雜穀は貢に取らぬ古制故、其雜穀は民の餘德として云へる事也。故に此野の德を末文に、野の德は畠也と云へるも是に係れる事也。さて、麥も粱も雜穀も皆共に收るに宜しく是を野の上德とせるを以て、既に云へる如く、野は是則耕地なる事を辨へ知るべし。

△中德

諸菜多くして雜穀饒なる則は是を中德とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。諸菜とは野菜物の事なるが、其野菜物は畠に植人手にて作る物もある事なれど、爰は人手にて作れるを云ふには非ず。自然生の野菜物の事也。諸菜多く雑穀饒なるよしを云へる辭によく心を付て考ふべし。自然生の物なる故に多しと云ひ、人手にて作れる畠物なる故に饒也とは云へる也。自然生物と人手にて作る畠物と、二ッ並べ出して云へるに其用ある事にして、是則耕地野の徳の上下分れ目也。抑野の徳は土の肥瘠にある事にて、是を四品に分け定るに、田と畠と多少の分量を以て計り定る法ある事也。上徳は土のよく肥たるに依て田は多く、其分量に應じて畠も又民用に足る丈はある也。中徳と成ては土の少し劣りたるに依り、其野皆々は田畠と成らずして諸菜の自然生ずる地もある事なるが、中徳丈には、土さのみの劣りには非ざる事故、諸菜よく生じて多き也。上徳は土のよきに依て多く田畠と成り、諸菜を生ずる地是少なき也。又中徳は土の劣れる方により、田畠の分量、上徳よりは田少し減じ畠は少し増す事也。故に雑穀饒なる方となる事也。是其地自然の勢による事にして、人力を以て强(しゅ)べからざるの妙處也。尙田畠分量の法、後に至て精しく云ふを見るべし。

○又云。野菜とは食用となる草の事にして、野に出て摘み取る故野菜とは云ふ事也。人は常に口には野菜と云ひつゝも、然る事共心付ずして居る事ぞ。又是を雅言には只に菜とのみ云ひ、其若やかなるを若菜と云ふ事にて、歌にも 「君がため春野に出て若菜つむ我が衣手に雪は降つゝ。」など讀

る是也。然るを人は又、此菜また若菜と云ふを、彼の蕪の葉の事を云へるとのみ心得居るめり、是大いなる誤り也。蕪の葉を常に菜と云ふは、蕪は殊によく野菜に用ひらるゝ事故、是を主に取て菜とは云ふ事也。是らの事をも心得置べき事ぞ。爰の諸菜と云へるも是を以て知るべし。

○又云。此中徳より以下に稲の事を云はぬに依て、野の徳には田の事は係らぬ事と思ふ人もある事なれど、そは誤り也。稲の事は上徳に云へるにて、跡は省きて云はぬ者也。但下徳に穀を生ずる地少しと云ひ下徳に穀を長ぜずと云へる、是稲穀と雑穀とを兼て云へる者也。又末文に至り畠の分量を云へるに、四徳共に田の何分一と云へるにて田のある理り明かなる事也。

△下徳

穀を生ぜしむるの地少き則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。稲を始め総て穀を生ぜしむるの地方少なき也。是中徳よりは土の劣れる事知るべし。

△下徳

土淺くして穀を長ぜざる則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。上徳に土の肥たる事を云ひ中徳下徳には土の事は云はざれ共、此下徳に至り土の淺きを云へるを以て、中徳下徳と次第に土の劣れる事知るべし。土の淺きは則瘠たる也。故に稲を始め總て穀を長ぜざる事知るべく、又長ぜざるのみならず生ぜしむるの地も尚少なき事を知るべし。

右野の德たる者は畠也。其畠は田の五分一に當る則は民用豐なり。是を上德とす。又田の六分一或は四分一に當る則は其用餘りなし。是を中德とす。又田の七分一或は三分一に當る則は其用足らざる事あり。是を下德とす。又田の八分一或は二分一に當る則は其用を缺く。是を下德とす。

○註に云。抑爰なる田畠分量の法は、此六德一章の末文に公田私田を分けて、一夫の耕す處田三反、畠三反、二夫には一町二反とある。此公田私田の合數一町二反より起れる事也。さて此一町二反は田六反、畠六反也。是則田の二分一下德なる者にして、此下德より分り出したる法術也。古今の輩此事を辨へ知らざるなれば今先其法術を左に出し、然して其註說を精く云ふべし。

公田私田一町二反田畠分量の法

下德二分一	田六反 畠六反	下德八分一	田一町五畝 畠一反五畝
下德三分一	田八反 畠四反	下德七分一	田一町二畝八六 畠一反七畝一四
中德四分一	田九反 畠三反	中德六分一	田一町 畠二反
上德五分一	田九反六畝 畠二反四畝		

右田畠の分量は此法術の根本なれ共、是は古法三百六十歩一反の一町に付ての法なるを、今の三百歩一反の町反に直して一町二反とせる者にて、此歩數は三千六百歩也。さて、是を今の一町に付ての法とする時は歩數は三千歩と成る事故、古法三千六百歩に付其耕夫二人とせる事なれば、三千歩

だけに耕夫も減んずべき事なるを、當制は一町の三千歩に付、其耕夫は古法の如く二人とせる也。是には故ある事なるが、後々に至り其云ふ處を見て知るべし。さて、養民の法は古法三千六百歩の一町に付六人の法なるを、是も又今の三千歩の一町に付き同く六人の法とせる也。田畠分量の法は、此養民の用をなすと缺くとによる事なるが、其分量を制するに町反を以てする時は、田畠には上中下下の四品有て其生米に多少の差ひある事故、上中下下平均の法に非ずしては養民の法をなし難し。其平均の法をなすには高を以てする事にて、高十石に付養民六人に當る事なれば、其高十石を、上に出せる町反分量の法に據て制する則は左の如し。

下德二分一　田五石　畠五石	下德八分一　田八石七斗五升　畠一石二斗五升
下德三分一　田六石六斗六升七合　畠三石三斗三升三合	下德七分一　田八石五斗七升一合　畠一石四斗二升九合
中德四分一　田七石五斗　畠二石五斗	中德六分一　田八石三斗三升四合　畠一石六斗六升六合
上德五分一　田八石　畠二石	

右高十石の田畠分量は、町反の四田平均一町三千歩の法に當ること也。さて此上德五分一の法と、下德二分一の法、下德八分一の法とを以て、民用の豐なると其用を缺くとの算術を顯はして是を示すべし。上德五分一の田高八石なる則は此民領高は二十四石也。高は田より出る籾高の四分一を取る法故、民領は四分の三に當る事なり。故に是三八の二十四石也。さて是は籾なる事ゆへ、六の

出米を乗じて此米十四石四斗也。此養民六人の、扶持米定法の一日一人五合として十石八斗なれば、三石六斗の餘りあり。是民用豊なる也。又畠高二石なる時は、此民領高四分の三にて六石也。是に六の出米を乗じて三石六斗なるが、是六人一家内の入用、大小豆、荏、又は大根、蕪なども此石高へ見込むべくして民用の豊なる處也。扨下徳二分一の田高五石なる時は此民領高四分の三にて十五石也。是に六の出米を乗じて九石也。されば六人の扶持米にも足らず、是民用を缺く處也。共下徳二分一の畠高は是に同じく九石の出穀なれば、畠高を以て田高の補ひとは成る事なれ共、田高の用を缺くを以て此を下徳とす。又下徳八分一の田高八石七斗五升なる時は、此民領高四分の三にて二十六石二斗五升也。是に六の出米を乗じて十五石七斗五升なれば、田高に於ては上徳よりも尚餘りはある事なれ共、畠高は一石二斗五升なる時は、此民領高四分の三にて三石七斗五升なり。是に六の出米を乗じて二石二斗五升なれば、六人一家内の入用、大小豆、荏、又は大根、蕪などの見込迄には足らぬ事にて民用を缺く。但田高の餘りを以て畠高の補ひとはなる事なれ共、畠高は田高よりは大いに輕稅の法なる者にして、田高より畠高に民の得分ある事也。野の徳は畠也と云へるも此故也。古は畠より調貢を取らざる事なるを後には取る事と成ても、取らざる古法にならひて輕稅とはせる事也。然るを共畠に民用を缺く事あり、故に是を下徳とす。中徳四分一の法は、畠高に餘りあれ共田高には餘りなし。中徳六分一の法は、田高に餘りあれ共畠高には餘なし。

下德三分一の法は、畠高に餘りあれ共田高に足らざる事あり。下德七分一の法は、田高に餘りあれ共畠高に足らざる事あり。そは、予が今算せる上德、下德の法に准じ自算して辨へ知るべし。但此算術は、表の法三百步一反の石數を以て、早く共法術の理を示せる也。別に又、當制裡の法四百步一反の算術あり。そは後々に至り、予が云ふ處と算する處を見て辨へ知るべし。さて田畠分量の法術、今爰に精しく予が云へる如き事は人の辨へ知らざる事なれ共、此法方の片端は民間に傳はり殘て、百石の高に二十石の畠高は無くて叶はぬ事也と、民の口には今も云ふ事也。是則上德五分一の法なる者ぞ。人よく是を思へかし。

○又云。野は是耕地なれば、共德は第一土の肥瘠による事也。故に四品の分れ目を云へるに、初めは土の肥瘠を以てせり。されど只土の肥瘠のみを以てする時は田の德と同じ事也。故に又田畠分量の法を以て共土の肥瘠を運動せしめ、是を野の德の用とする處也。土の肥瘠を運動せしむるとは、肥土は上德なれ共、田高畠高の分量に依て又中德共下德共なる事也。瘠土の事も是に准じて知るべし。

○又云。中德の事を始めの條に雜穀饒なりと云ひ、末文に至ては、共用餘りなしとある事にて紛らはしき樣なるが、是は上にも云へる如く、中德は畠多く成るに付け雜穀は饒なる事なれ共、田は少きに依て米には餘りなしと云ふ事也。又田は多く畠少なければ、米は饒なれ共雜穀餘り無しと云ふ

事也。是をよく辨へ置べし。

○又云。茂木治具、此五分一、四分一、三分一、二分一とあるを、五斗、四斗、三斗、二斗の品斗代の事なりと云へるは笑ふべし。五分一、四分一とあるを五斗、四斗の事と見らるべきかは。治具が御格式の事を云へる、總て斯くの如き事多し。云ふも中々うるさければ多は云はず、人彼が誣說に惑はさるゝ事なかれ。

○內の三德附て十二品

○註に云。內の三德とは居村民の三德を云ふ。一德毎に上中下下の四品とす、故に三四の十二品也。さて爰に先、此居村民三德の要旨を述ぶべき事あり。此三德は共に皆同く居處の事にして、其居處に付ては人に便利不便利の事あり。さて居と云ふ則は百姓に限らず、一國の諸人に付て便利不便利のある居處の事也。村と云ふ則は百姓に限て住むべき村居の事にして、夫には農事に付て便利不便利の事あり。民と云ふ則は百姓の身分に付て、上への勤めに便利不便利のある居處の事なるが、民の勤めは貢物を運送して上へ納るにある事にして、其運送する道路に便利不便利の事あり。されば、同じ居處の便利不便利にも此三品ある事也。故に此內德三品の道理は、居有て然して村あり、村有て然して後に民ある事にして、民一年の行事、貢物の運送にて盡る者也。又此道理は、外德三品の山有て然して川あり、川有て然して後に野あると同じ事にして、其野は又是耕地なる者なれ

ば、山川の徳も皆耕地の用なる者にて、其用耕地に至て盡る者也。此道理を早く辨置べし。

○居の徳四品

△上徳

往來繁多の驛是を上徳とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。一國の内、民其居處に依て田畠の外に利徳を得る、是を居の徳とす。さて居の徳は、驛場を一の目當として四品に分け定る事なるが、其驛場にも又上中下の品ある事也。爰に云へる驛場は其上品にして則御城下の事なり。中徳に驛廳と云へるは訟を聽く役屋の事にして、其役屋迄もある驛場なれば、是御城下に次る驛場なる事知るべし。下徳には衢驛と云へるは、只往來一通りの驛場を云へる事也。是役屋迄もある驛場よりは其徳の劣れる事知るべし。さて驛廳は驛場役處の事かと思ふ人もあるべけれど、廳は訟を聽く處のことなれば、馬次ぎ一通りの役處の事には用ひ難く、又上徳には往來繁多の驛と云ひ、中徳には驛廳と云ひ、下徳には衢驛と云て三段に云ひ分けたるをよく思ふべし。驛廳は是訟を聽く役屋の事に疑ひなき者也。さて居徳は驛場を本として、其驛場を放れたる遠近に依て徳を定めたる事なれ共、又其驛場にも上中下の三段ある事故、是を心得て此徳を分け定むべし。一國の諸民、諸職人、諸商人は、總て皆繁華の地に付て其利徳を得る事なるが、其繁華の地は、是御城下ならずして何處ならん。檢地大意の本文にも、城府の地を國の上品

の地とする由に云はれたるも是也。又驛場と云ては、只旅人往來に付て云ふ事の如く聞ゆれ共然らず。爰は繁華に付て云ふ事なれば則町場の事なるが、町場と云ては、商人の住處にして農民の住處には非ざる如くなるが、町場の其只中は繁華の利德多きに因り、皆商人のみ住む事也。然して其町場に付る近村は、農民ながらも其利德を得る事也。早く今の牛嶋村などを見ても知るべき事也。

△中德

驛廳を隣にして市に近き是を中德とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。是は驛場の隣村にして是に據りて其利德を求る事なるが、且は御城下には非ずして夫に次る驛場の事故、上德よりは利德の少なき事勿論也。次の下德より下德は、段々と驛場に遠き差別を以て德の分れ目とす。驛廳は、既に云へる如く役屋の事なるを知るべし。

△下德

衢驛に遠くして市鄽遙に阻る、是を下德とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。街道筋を離れたる村居にして、市店へ遙に阻りたる也。されば其市へ出て利德を得る事少なきを知るべし。又衢驛は既に云へる如く、往來一通りの驛にして大場には非ざる事を知るべし。

△下德

邊地にして賣買の利用道に費へ、牛馬微力なる是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。邊地は、片寄て人の往來する事もなき處にて、山奥などの事也。されば町場へはいよいよ遠く、賣買の利分も其道に費して既に利徳は得難き程の事也。邊地の事なれば、且は牛馬なども微力にして其用をなし難き也。

○訂に云。本書には牛馬微なるとあれ共微力の意と聞ゆる事なれば、力の字を補遺せる也。

右は山川野三重の制法に從ふ處也と雖、其三重の地には趣意あり。此三重の地には又一重式あり。是皆其地勢に順ひ、偏(かたよ)りて以て擧ざるの弊なき處也。然して此六徳に據て民其用を得る則は上徳となすべし。若撰て山川野三徳の上品を得る共此三重下徳の地に居る則は、其上と下の內外二徳を合期し是を分て一徳とす。是も亦古法の三品に仍て四品に配す。

○訂註に云。此本書は檜渡氏の寫誤にや、辭の落たる處もありげにして、其辭甚短く其意通(きこえ)難きにより、古今の輩是を讀得たるはなし。古今の輩讀得ざるを予始て讀得たりと云ふも、人の異しむべき事なれ共、御格式の趣意を辨へ其意を得、然して其文章を見るに於ては、是は文字の誤り、是は文字の錯置錯亂、是は辭の落たるなど云ふ事もよく知らるゝ事也。されば予は此故を以て訂正せる事なるが、一々是を斷るに遑あらずして云はぬ事としたれ共、今は本書と予が訂正せる處と照し合せて、其讀得たる處の差はざるを示すべし。人心を平にしてよく是を見よかし。右三重之雖レ從二制

法一とあるは、右は山川野三重の制法に從ふ處也と云へ共と云ふ意也。錯置のことは置て是を云はず、山川野と云ふ辭のなきは落たる者也。于二其地一有二趣意一亦三重之地有二一重式一とあるは、其三重の地には趣意あり、此三重の地には又一重式ありと云ふ意也。○の印を付たる處を見るべし、斯くの如くに非ずしては通えぬ事也。其三重の地に趣意ありとは山川野の事にして、山には草木の徳あり、川には水の徳損益の勘あり、野には畠の徳有て、又其田畠分量の法ある事にて、山川野の三重には皆其趣意ある事也と云ふ事也。此三重の地には又一重式ありとは居村民の事にして、是は山川野の三重に従ひたる事なれ共實は皆一の居徳にして三つの趣意あるに非ず。され共是には又一重式と云ふ事有て、一重式とは其居處の式に依て民に損益のある事あり。故に其地の式に從て貢法を制する事にて、其事は免の傳の末文にも見えたるが如し。されば後に其條下に云ふ處をも合せ見るべし。又此一重式は、居徳を以て外の三徳を平均して免を下るに其用ある事なり。其算術の精きは、後の五ッ六分の免を制する條に至て算するを見るべし。皆順二地勢一以無下偏而不レ擧之弊上とあるは、是皆其地勢に順ひ、偏りて以て擧ざるの弊なき處也と云ふ意也。○の印を付たる處を見るべし。斯く云へば聞え易き事也。民得二其用一則爲二上徳一とあるは、然して此六徳に據て民其用を得る時は上徳と爲べしと云ふ意也。○の印を付たる處を見るべし。斯く云はずしては聞えぬ事也。○印の辭なきは落たる者とすべし。若雖レ撰二徳上品一下徳之地居則はとあるは、若撰て山川野三徳の上品を得る共、此三重下徳の地に居る時はと云ふ意也。斯く云はずしては聞えぬ事なるを、○印の如くには非ざるは、本より辭の短くて足ざる者か、又は錯亂と落字か。何れにしても、予が訂正せる處にて其意は差はざる者也。上下之二徳合期分レ之而爲二一徳一とあるは、其上と下の内外二徳を合期して、是を分て一徳とすと云ふ意也。○印の如く云はずして本書の如く上下之二徳と云ては、外徳と内徳と、上下の徳を合期する事とは

聞えぬ事也。是も本よりの辭誤か、又は檜渡氏の落字せるかなるべし。予が斯く訂正せる處は、前後引合せ有て動かざる事也。さて其引合は、此次にある五ッ六分の免を制するの條に有て明かなる事也。さて此條の大意は、一重式の法を以て、外の上德をも下る者ぞと云へる事也。精くは五ッ六分の免を制するの條下に至て云ふを見るべし。

○村の德四品

○註に云。居村民三品の要旨は、內の三德附て十二品の條下に精く云へるが如し。さて此村の德は、耕地を村の四方、三方、二方、一方に受る處に依て陰陽、寒暖、燥濕の差ひあり。又地の高低に依て水の掛引、其外種々農事の便利不便利の事あるべし。そは次々の箇條を見てよく辨へ知るべし。

△上德

山遠く野平にして地宏く、田畠豐にして春氣早く、五穀甘味にして土肥え、耕地村里の四方に繞る則は是を上德とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。山の遠きは其地の開けたる也。野平とは、高低なくして水を引にも便よき也。地宏しとは、山遠く野平なる其地の形を云ふ事なり。此土地は斯く宏く開けたる事故、春氣の早く催す也。山は遠く北の方に受たるとすべし。耕地とは既にも云へる如く則野の事にして、未田畠とならざる方よりは野と云ひ、田畠となりたる方よりは耕地と云ふ。さて其耕地は村里の四方に繞り、家の

軒下より田畠のある事故、農事大いに便利なるを知るべし。

△中徳

山深く野淺く田畠均くして五穀充熟し、土厚く耕地村里の三方に連る則は是を中德とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。山の深さとは澤間細長くして奧深き也。されば其間には耕地となるべき野もなき也。野の淺きとは、上に云へる處の澤口より開け行たる野の、向へは長からずして幅の廣き也。是は澤間細長くして急に開けたる野なる事故、地勢斯くはあるべき事也。然して此地三方は耕地、一方は山に據たる村居也。さて山は近きなれ共、峯澤奧深き事なれば陰氣もうすく、陽氣有て隨分よき耕地也。田畠均しとは、餘り無けれ共足らざるには非ずして、田畠の分量も相應なる事也。そは下德に田畠均しからず、下德に田希にして畠多しとあるを以て辨へ知らるゝ事也。さて上德は、よく開けたる土地にして山遠く野平なる事なれば、其地方の姿目に見ゆるが如くなるを、此中德は其地方の姿人の心得がてに思ふべき事もあらんかと、其地の形を圖して示す事左の如し。

△下德

山野深く田畠均しからず、暖氣遲く冷澁の氣を帶び五穀味を缺き、耕地村里の二方に連る則は是を下德とす。下なる則は下田に准ず。



○註に云。山も野も共に奥深くして、耕地半分は澤入り半分は開けたる處にして、村は山添也。さて耕地は山に近く且半分は澤入なれ共、山は奥深くして合地には遠き事故少しは宜しけれ共、兎角暖氣遲く冷氣は早く來たる。田畠均しからずとは、田畠の分量相應ぜずして共用足らざる事あり。澤入りの事故水には不足なけれど、地には高低あるに依て田となし難くして畠となす事故、田は足らざる方なるべし。又耕地の二方のみにあるも便利ならざる事勿論にて、冷澁の氣あるもさる地方の爲也。此地の形も又圖して示す事左の如し。



△下徳

山を負ひ野を帶び陰氣深く、田希にして畠多く、耕地村里の一方に連る則は是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。是は村里皆澤入りの地方にして山は後に負ひたる如く、野の耕地は前に有て、帶の如く澤形に長き也。故に陰氣の深き事知るべし。地高低あるに依て、田は希にして畠多し。されば田は既に其用を缺く。此村の徳四品に田畠の事を云へるは田畠分量の事にして、野の徳と同じ事なるを

知るべし。此地の形も亦圖して示す事左の如し。耕地の一方に連ると云ふ事も是を以て辨ふべし。



右は其地宜に因て是を制す。凡天地の氣は東南に暖多く西北に寒多し。又其地の遠近、廣狹、燥濕に順て其制を爲すべし。是も亦古法の三品に仍て四品に配す。

○註に云。地宜と云ふ辭は孝經などにも見えたる辭にして、時宜と云ふ辭などゝ同例の辭なるが、時宜は、其時の振合に臨んで其事を程よくする事也。されば地宜とは則其地式の事にして、居德の末文に、此三重の地には又一重式ありと云へるも此事也。式は字書に樣也と有て其意に用ひたる者にて、平均免の傳なる末文に、其地の式に從ふと云へる辭のあるを以て辨へ知るべき事也。然るを

人は式とのみ讀て、格式の義と思ふは誤り也。さて天地の氣は東南に暖多く西北に寒多き事なれば、其寒暖に順ふは勿論なれ共、又其地の遠近、廣狹、燥濕にも順て其制を爲すべしと也。其地の遠近とは、城府又は大場の地よりの遠近を云ふ事也。

○民の德四品

△上德

堰水共式を得、堤封其順宜を得、道路平均にして往返りの勞なく、貢物の運送五里に於てす。是を上德とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。堰水共式を得るとは其水其土地の式に相應せるにて、是を田地に漑であふるゝ患もなきを云ふ。堤封其順宜を得るとは、是も旱損に及ぶ程の愁もなく隨分と水の用を缺ざるを云ふ。さて水は田地の用に第一の物なれば、是を以て、山川野三德の上たる事を押くるめて云へる者也。是は此民德の末文に、外の三德を借て內の三德に充るゝ時は、外の德上たりと雖云々と云へるに當りたる事にて、外の三德を借て內の三德に充るれば、外の德の上たるも、內の三德に依て又其德を上下する事也。さて爰に外の德も上なるよしを云ひ出し、然して是に加ふるに民德の上たる事を云へるなれば、是內外共の上德たる者也。民の中德より以下は、外の德は上たりと雖內の德に依て其德の段々と下る事にて、其意を示せる也。されば、此堰水、堤封の事を爰に云ひ出したるは此條の要

文にして、下德迄係れる辭也。斯る事は此書の文法也。人よく是を辨ふべし。

○訂に云。本書には堤封得二其順實一とあれ共、實は宜の誤りなるべければ改めたり。

○註に云。民德は貢物運送の道路遠近、難易に係れる事なるが、上德を五里とし中德を十里とし、下德を十五里とし下德を二十里とせるは、上に出せる井字の圖に見えたる如く、一國を三分せる處の二十里にして、其二十里を四分せる法也。民德四品の條に引合せとなる故あるよしを、彼の條下に云へるは此事也。さて井字の圖は三分して又三分せる者なるが、貢法を制するには下の制あるに仍て、更に又四分の法をなせる者也。其よしは、一國九品際見取捨の條にも見えたる事あり。尙其條下に云ふ處をも引合せ見るべし。

△中德

牛馬の艱む道無くして貢物の運送十里に於てす、是を中德とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。上德の行程を五里とせる事なるが、夫よりも近き一里二里の行程にても牛馬を使はずと云ふには非ざれ共、少しき事は人力にても事足るべし。十里に及ぶ時は、偏に牛馬の力に非ずしては事をなし難し。故に中德に至り牛馬を主にして云へる也。

△下德

山を越え川を渉り、道路嶮岨にして牛馬勞する則は、行程近しと雖是を遠きに准ず。貢物の運送十五里

に及ぶ、是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。山を越すとは、上り下りして勞する意也。川を渉るとは、舟も橋もなき川を牛馬にて渡らする意也。さる道路の嶮岨に依て牛馬勞する時は、十里の行程にても十五里の下徳に准ずべし。平路にして十五里を下徳とすべしと也。さて平路にしても十五里に及ぶ時は、貢物運送の往返り一日二夜にも至るべし。されば牛馬の勞する事知るべし。

△下徳

海川を鄰にする則は、行程遠しと云へ共是を近きに准ず。貢物の運送二十里に及ぶ、是を下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。海川に近くして舟を以て貢物運送の利ある時は、下徳の二十里も、十里十五里の中徳下徳にも准ずべき事なるが、又海川の式にも仍るべき事也。

○又云。此下徳に至り牛馬の事を云はざるに故ある事也。二十里なれば、貢物の運送往返り四日は掛るべし。少分の貢物にて一度や二度の事ならば兎もあれ、多分の貢物にて幾度も運送する事にては、人馬の勞を盡すに至るべし。故に、さる處は代銀納めとする相對の事必あるべし。又二十里の行程に及ぶ處は、海川通船の事などもあるべきは地の理なるべし。故に此下徳に至り、海川通船の事を其初めに云ひ出せる者也。されば見るべし、仙北に取ては御物川あり、阿仁に取ては米代川

有て、運送の便利備りたる者也。

右外の三德を借て内の三德に充る則は、外の德上たりと雖、民又居村の宜に從て上下を爲す。是も亦古法の三品に仍て四品に配す。

○註に云。外の三德を借て内の三德に充るゝとは、上に云へる如く、堰水と堤封の事を以て外の三德の上たる事とし、是を借て内德に充るゝ則は、其上たる外德も、爰に云ふ處の民德と、又上に云へる處の居德村德の其宜に從て、又其德の上下をなすと云ふ事也。是一重式と云ふ事は居村民の三德に係れる事にして、居村民の三德、詰る處は一の居德なる事を知るべし。さて此一重式と云ふ事の意は上にも云へる事なれ共、尙も精く是を云はゞ、居處の地式に依て田德と外德をも上下せしむる事なるが、其上下せしむる内にも、又德を下げて民を惠むに用ある事故、是を一ッの重き地式と立てゝ一重式とは云へる者也。

○又云。外の三德を借るとは、今爰に云ふ處は民德の事なれば、外德の事は云に及ばぬ事なれ共、德を下げて民を惠む一重式の事を第一に云はん迚の事故、云に及ばさる外德を此處に借出して是を云ひ、さて其外德の、内德に仍て上下する理を述たる事也。人よく此意を辨へ知るべし。

○訂に云。本書には外の三德を備るとある事なれ共、借るの誤りに疑なければ改めたり。後の一國九品際見取捨の條にも、同く借を備に誤りたる事あり。是を以て爰もいよゝゝ借の誤りなるを知

るべし。

○註に云。内の三德に充るゝと云ふ事を、世の人なべて皆充るの意にのみ讀めるは誤り也。禮記に、充ニ君之庖一と訓ませたる事も有て其意也。斯る字義迄に意を用ひて政光主の書れたる者とは、人の思はぬ事にして讀誤る事也。此書中、處として斯る事あり、よく心を用ひて考へ讀むべき事也。

○又云。民又居村の宜に從てと云へる辭つかひは、檢地大意の本文に從ニ水土宜一とあると同例の辭つかひにして、宜はアチックルと訓みて、俗に云ふ鹽梅の事也。されば此一句の意は、民德と又居德村德の鹽梅に從てと云ふ義也。

○訂に云。本書には內の三德に充るゝ則は雖レ爲レ上とあれ共、外の德上たりと雖と云はずしては、辭短くして聞えにくし。辭の短きは本よりの事か、又檜渡氏の辭を脫したる者か、何れにしても聞え易きに隨て是を補ひたり。

訂正御格式巻ノ二

目録

訂正御格式　卷ノ二

新田日道茂謹訂註

○地の德四品

○註に云。地の字濁りて地の德と讀むべし。其譯は、他處の者に對して其處の者を地の者と云ひ、又遠在に對して近在の事を地回りなど云ふに同くして、凡檢地の事を云ふ其地體は田の事にて、內外の六德は他の德也。故に其六德に對して、田の德の事を地の德とは云へる也。上には他の六德の事を云ひ、今は地の四德の事を始めて云ひ出る處故斯くは斷りたる者也。

△上田一反　一石五斗
△中田一反　一石三斗
△下田一反　一石
△下田一反　七斗

反合て四反、米合て四石五斗、反を以て米を分る則は一石一斗二升五合なり、是を四品一德とす。是に

内外の六德を加へて、以て然して後に定法に順て免を剪る。但上中下下の四品、事を同じふせんとするに依て法を定む。條々の口傳、後に是を述ぶ。

○註に云。内外の德を加へて免を切る事は後に見えたるが如し。定法に順ふとは是も後に見えたる如く、山川野の三德を合せて三分し、居村民の三德を合せて三分し、然して其三分したる内外の德と田の德とを合せて是を六分する事也。上中下下の四品、事を同じふせんとするに依て法を定むとは、四品を平均して皆同じ事となさんとする法方の事にて、後々に見えたるが如し。條々の口傳後に是を述ぶとは、則其事也。

○訂に云。本書には事を利せんとするに依てとあれども、利は同の誤りに疑ひなき事故改めたり。御格式の趣意を辨へ得、然して前後の事を引合せて是を考るに於ては斯る事はよく知らるゝ事也。又本書には條々口傳とのみ有て後に是を述ぶと云ふ辭のなきは、脱したるに疑ひなき事なれば是も補遺せる也。

○註に云。口傳とは、後にある傳に曰くと云ふ處へ先づは係れる事なれども、只是のみに非ず。四品を平均して是を同じぶする事の始終へ係れる事也、故に條々とは云へる也。又口傳とは、字の如く口にて傳へ書には記さぬ事のみを云へるには非ず、其事の大切なる處をさして廣く云へるにて、祕傳と云ふ意に同じ事也。されば其祕傳を後に段々述べたる者也。人よく是を辨ふべし。

○一石五斗　　山の上德
○一石三斗　　川の中德
○一石　　　　野の下德
　合三石八斗　外の三德上中下
　一石二斗六升七合　三德是を均ふす
○一石三斗　　居の中德
○一石　　　　村の下德
○七斗　　　　民の下德
　合三石　　内の三德中下下
　一石　　　　三德是を均す
傳に曰ふ
○一石二斗六升七合　外の三德
○一石　　　　内の三德
○一石一斗二升五合　田の四德
　合三石三斗九升二合

右六數を以て貢法たらしむる事口傳、是に依て是を云はず。

○訂に云。此條本書には錯亂して、口傳云々と云へる事を後の五厘三毫とある處の下に是を記し、且是を云はすと云ふ處を誤りて呼レ之と記したるよりして、古今の輩是を辨へ得ざりし也。呼は不レ曰とありしを一字に誤りたる者と見えたり。此誤りに疑ひなき事故斯くは訂正せる也。

○註に云。傳に曰ふと上に記せるも、口傳是に依て是を云はずと云へる此事なるを知るべし。さて是を口傳とするにも及ばぬ事なるを、古傳書に口傳とあるに從て政光主も斯くは云はれたる者なるべし。是に依てとある辭にて其趣知らるゝ事なるが、又後にある本文の趣も、共に古傳書にある處を以て云はれたる者と知られたり。尙其事は後に至て精く云ふを見るべし。又口傳とせる六數の事も後に云ふを待べし。

免五ッ六分五厘三毫

内五ッ六分　成免

同五厘三毫　是を剪捨つ

○訂に云。上に云へる如く、本書は此五厘三毫の下に口傳云々と云ふ事有て、是を剪捨つと云ふ事は後の六ッ四分の免の處に至て其厘毫を剪捨るの斷あるを以て、此處にもあるべき事を知り、此處になきは、口傳云々と云ふ事の此處へ錯亂せるよりの事なれば、今は斯く訂正する處也。

○註に云。上に出たる、内外田の三事を合せし三石三斗九升二合を六分する時は五斗六升五合三勺となる事にて、是則五ッ六分五厘三毫なるが、厘毫は剪捨て是を民に免し五ッ六分の貢法とする事にて、是を成リ免とは云ふ也。（成免と云ひ又は免と云ふ事の義には後に精く云ふを見て知るべし。）さて、此六分する事を口傳などゝ云ふに及ばぬ事なるを、古傳書に斯く云へるは中古の風にて、田法のみならず、總ての事に、動もすれば斯る事を云へる者也。口傳として是を云はざるより、此算術を人の辨へずして惑ふ事なれば、今は是を精く云ふべし。抑此算術は内外田の三事を三合せるなれば、是を平均するには三分すべき道理にて、其三分せる者を地他の兩徳に二分して平均せる者也。（地他の兩徳とは既に云へる如く、内外の六徳に是他の徳也、田の四徳に是地の徳也。此算術に内外の六徳と田の四徳とを合せて平均する事故、終りには其地他兩徳に二分せざれば平均の理をなさゞる者也。故に三分して又二分する事なり。人よく此算術を辨ふべし。）其算術左の如し。

△三石三斗九升二合　内外田三事の數

此三分　一石一斗三升六勺

此二分　五斗六升五合三勺

斯くの如く、三分して又二分する時は是六分すると同じ理にして、上なる算術の如く五斗六升五合三勺となる事也。上なる算術は、此二算を合せて一算に六分せる者也。さて此三分して二分せる算術の理を尚精く云はゞ、山川野の三徳を三合三分して平均の一徳とし、居村民の三徳を三合三分して平均の一徳とし、田の四徳を四合四分して平均の一徳とし、扨其一徳三事を又三合三分して又

其一德を得たるなれども、彼の地と他の兩德いまだ混合せる者なれば、是を其地他に二分して始めて平均の理を盡し、其一德を得て貢法とする事也。さて、右の五斗六升五合三勺の合勺を上の法に從て是を切捨、五斗六升を五ッ六分の免として、是を田免に乘じて貢法の活用する處を一渡り云ふべし。四分一の田免高一石、是に五ッ六分の成免を乘じて米の五斗六升となる。是高一石の入貢六の出米の定法にて、六斗なる者の減じて五斗六升となる處にして、高一石に付米四升を民領に增す處也。又此高一石、是に五ッ六分の成免を乘じて高の五石六斗となる。是を六ッ成の定免にて六分する時は高の九斗三升三合となる。是を當高とは云ふ事也。是、四分一の田免定法の高一石なる者の減じて九斗三升三合となる處にして、高一石に付高六升七合民領に增す處也。然る時は、定法四分の一なる貢法の田免ゆるみて、四分二厘八七の一に當る事也。さて高一石へ五ッ六分の成免を乘じて高の五石六斗となる。其理は、田の四德へ内外の六德を加へ都合十德なる者の不同を平均したる成免故、一德の上にては五斗六升、十德の上にては五石六斗なる事也。さて、其十德を平均せる處の六分一を貢に取るは六ッ成定免の算理なるが、内外の六德よりも實に其貢を取るには非ず。其六德の餘勢を借て入貢增減の活用をなす處也。さて免と云ふ事にも、田免、成免、六ッ成定免と三段の譯ある事を心得置べし。さて又居德の末文に、其上と下の内外二德を合期して是を分て一德とすとあるは、上に見えたる如く、内外田の三事を合せて是を三分二分して其一德を得る事なるを、

本書の如く、内外田の三事を合せ六分しても同じ理なる事は、上にも云る如し二徳を合期して是を分る由にあるよりして人の辨へ兼る事なるが、田の徳一石一斗二升五合は定徳にして上下する事なく、内外の兩徳に於ては、上中下下の四品様々に入交る事有て上下する事故、其上下するに付て田の定徳をも上下せしむる事也。故に内外の二徳を合期し、是を分て徳の上下をなさしむる由に云へる事也。此理をよく思ふべし。さて内外の二徳を以て徳の上下を成さしむる内にも、又内徳は田徳を下げて民を惠む方に用ある事にして、是を一重式とは云ふ事也。山川野の上徳は得るとも、居村民の上徳は得るに難き事とすべし。其故は、居村民三徳の目當とする處は、一國中の上品とする城府の地にある事也。されば上に出たる内外田平均の一徳も、外徳は一石二斗六升七合にて内徳は一石也。扨田は定徳の一石一斗二升五合なるが、外徳も田徳も、内徳の一石に平均されて其徳下り、終には五斗六升五合三勺の五ッ六分の成免とはなる事也。さて一ノ巻居徳末文の條下に一重式の事を云ひて、其文を訂正せる處も、五ッ六分の免を制するの條に引合ありと云へるは爰の事也。此條に云へる處と彼の條と引合せ見て、一重式と云ふ事をよく心得べし。

若外の三徳に缺徳ある則は是を省き、有徳を外の三徳に分て缺徳を補ふ。然る則は外の三徳備はる者也。内外田の三徳、各其缺徳を補ふ事皆然り。然して三事是を均ふして免となす。

○註に云。缺徳とは三徳の内其一徳を缺て無きを云ふ。有徳とは、上下の差ひはありとも、缺けたる

に非ずして其徳のあるを云ふ。抑三徳平均の事は上に見えたる如くなれども、是は缺て無き徳を、ある處の徳を以て補ひ、平均の一徳とする事を示したる者也。譬ば山川各上徳にして三石の有徳也。野の徳は缺て無くとも、山川野の三に分て一石を得、是を三徳平均の一徳とす。內徳も是に同じ。田徳は是に准じて、缺徳有ても上中下下に四分する事也。然して三事を又平均して免とする事は、上に既に註せるが如し。

古は天子の藉田千畝、諸侯の藉田百畝など云ふ事有て、天子も諸侯も自其田を耕して民に農事を勸め、又自天地山川五穀の神を祭り其年の豐熟を祈り玉へる也。故に民よく其徳に歸服して調貢を奉れり。凡田には上中下の位あり。故によく其三徳を檢り校りて正税と爲す。是人臣の司徒職に從て其任を致す所也。此を以て三事を齊ふして是を田免に贈す。

〇註に云。藉田とは、天子、諸侯の自身と下り立て耕す田の事也。是は唐土にての事なるが、皇國にても、太古には天子も自田の事を物し玉へるは無きに非ず。天地山川五穀の神を祭りて豐年を祈る、是も爰に云へるは唐土にての事なるが、皇國にても上代より祈年祭と云ふ事有て、年々二月の初、朝廷にて天地山川五穀の神々を祭りて、豐年を祈り玉ふ重き御式ある事也。檢地の學に志あらん者、田の事は國を治る大本にして、古より斯く大事とせられし物なるを知らずんば有べからず。只其法術を知るのみは此學に非ず。人よく是を思ふべし。民其徳に歸服して調貢を奉るよしに云

へるも唐土の事なるが、貢と云ふ皇國言の義は御續の義にして、民より君へ租税を續る意也。されば唐土も皇國も、凡て其事の趣は同じ理なるを知るべし。さて田には上中下の位ある事故、其三德を檢り校りて正税となす由に云へる。其正税とは職原鈔主税寮の條に主税者掌正税也と有て、註に、公田租、地子、雜税、奉天子者都曰正税とある如く（本書には雜税を雜稻とあり、稻とは税の誤りならんと改め記す處なり）調貢をさして正税とは云ふ事也。（欄外註。地子は地料の訛言にして調物の事、雜税とは義倉等のため租の外に税する物の言也。）文意は田の上中下を檢り校りてよく其位を定め、不平不同の事なき樣に其田租を取て天子へ奉ると云ふ意也。さて、是人臣の司徒職に從て其任を致す處也とは、是皆職原より出たる事にして、司徒職とは職原鈔民部省の條に、周禮地官大司徒之職也云々と有て、註に、徒衆也主民衆故稱司徒とある事にして、此民部省は、卿一人云々、此卿爲重也、大輔一人、少輔一人、名家輩任之云々、丞大二人、少二人、可然六位侍任之云々、故爲重職也云々と見え、其外此民部省に屬せる主計寮には、頭一人、助一人、權助一人、允大少、雜官大少、算師一人、又主税寮にも右の如く官人有て其任を受る事にして、是皆民部卿に從ふ處なり。されば、人臣の司徒職に從て其任を致す所也とは此事なり。さて其任を致す處也とは、各其任に當れる所を極め盡して勤る事にて、其極め盡して勤る事は、此正税とする處にある事ぞと云ふ意也。此致の字は字書に極也とも有て、喪致乎哀止とあるは極め盡すの意也とあるを以て、任を致すと云ふことの意をもよく知るべし。さて其任に當れる處を極め盡して正税を

定め、然して是を取るべき大事の政故、内外田の三事をよく平均して是を齊ふし、さて是を田免に贍す事ぞと云へるなり。贍すとは田免へ成免を乘ずる事也。さて田免とは四分一の貢法の事にして田の字より起れる事也。田の字は四ッ目の形なる事故、其一を入貢とし其三を民領とする事也。又、成免とは平均免と云ふ事也。ならしのらしを反す時はりとなる事也。故にならしと云ふ事をなりとも云ひて成免とは云ふ事なるが、成の字を書くは借字と云ふ者にて、皇國の古書には此借字を多く用ひたる者なるを、後には借字と云ふ事を辨へず、其字に付て、非ぬ説のみを成す事也。人是を辨へ置べし。扨入貢の定法四分一なれども、田德に上中下あり内外六德にも不同有て、一樣に四分の一は取難し。爰に於て、別に又平均免と云ふ者を制し是を田免に乘じて入貢とし、然して民領に不同なき樣にする事也。是皆其地の式に從ふ處にして、一重式とは則此事なるを知るべし。但既にも云へる如く、一重式は居村民の三德に預りたる事なるをまがふべからず。

○又云。免と云ふ者は民より上にて取る處の調貢の名也。然るに此免の字を書て免すの義也と思へるよりして、人皆迷ひを取り種々の説をなせる也。予既くより、免すの義とせる事の信難き故をば知て是を論じたる事も有しなれど、尙昨日迄は予も亦此字に惑はされて、其正義をば知る事得能はざりき。今や弘化四年十一月十日、初めて是を發明して思ひ得たるも愚也とや云はん。抑免と云ふ言は皇國言なる者にして、目と云ふ言なるを訛りて、んと、はぬる韵きを副へ目と云へるよりし

て、古言と云ふ事をば更にも辨へぬ後の世の生唐臭き我が日本人、此免の字を狡に書きなしたる者か、但は又借字に書きたる者か。何れにしても、此字を書きたるよりして此言の義は世に隱れ果て、知る人更に無き事とは成れる也。果は本書にさへ、唐土にて耤田せる天子、諸侯の冕を見て民歸服して喜び集り、是に調貢を奉れる也。冕は一に免に作る。されば調貢を免と云ふは是に起れる事なる由に云へるは、其生唐臭き人等が牽强附會の甚しき者にして、其臭氣鼻を覆ふべきの事とや云はん。若さる事ならんには、早く唐土にて調貢の事を免と云ふべき事なるを、彼の國には然云ふ事の無きは如何に。（あなかしこ、予が斯く云ふは本書に對して政光主の事を云へるには非ず、此條は古傳書に云へる事有て其趣きを取り交ぜて書れたる者と見ゆれば、其古傳書をかき殘せる人の事を云ふものぞ。）さて目と云ふ言は、數の次第する處をさして云ふその名にて、一ッ目、二ッ目、三ッ目など云ひ、又目形の事に一文目、二文目、三文目、二十目、三十目など云へる、目と云ふ事是也。（數の次第する事に云ふは唐土にても同じ事也、早くは目錄、條目など云ふ其言の意を以ても知るべし。）貢數を呼て目と云へる其意を尙も精く云はば、先づ田免と云ふも田目と云ふ事也。（四分一の貢法は田の字に起て、四ッ目なる其一を取るよしなる事既に云へるが如し。）又其田の上中下に從て、此田よりは貢米を四斗取るべし、五斗取るべし、六斗取るべしと其貢數の目を定めて、此田の目は四ッ、此田の目は五ッ、此田の目は六ッと樣に云へりし此目と云ふ事を訛りて、此田の免は四ッ、此田の免は五ッ、此田の免は六ッと樣に云ふ事とはなれる事也。さて、此目を定る事を免を切ると云ふなるが、今常云ふ辭に目を切ると云ふ辭あり。是は見切り、思ひ切りを以てことを定るに云ふ辭也。田の調貢を定るに云ふと、他

の事を定るに云ふと共處は異なれども、其辭の理義同じきを以て、免を切ると云ふ辭は、目を切ると云ふ辭の訛りなる事よく知らるる也。又錢目、金目と云ふ辭を錢高、金高とも云ふ事なるが、此高と云ふも目と云ふも、共に數の積れる處をさして云ふ辭也。其意よりして調貢の數を高とは云ふ事也。然らば、調貢の數を目とも云ふべき理明かなる事ならずや。其理明かなるに於ては、目と云ふ言の訛りて目と成り、果は免の字と成りたる理も亦明かなる事ならずや。人よく予が此考說を思ひてよ。自云はんも過ぎたる事ながら、實に是古今に獨歩の事なるぞや。

○又云。免と云ふも高と云ふも同じく調貢の事なるが、是は皆古法籾納めの時の辭にして則籾貢の事也。然れども又平均免に出る處の數は、米と籾と兩段の數に活用する事也。此よしは既にも云へる事なれど、其算術の精しき事は、三ノ卷斗代の條下に云ふを見るべし。

○又云。田免四分一の貢法を考ふるに鎌倉時代の制ならんかと思はる。其人はと云へば大江ノ廣元ならんか。天子の御代には十ガ一にも增して輕き貢法なりしを、鎌倉の代と成ては處々に守護地頭と云ふ者を置れ、領主と地頭と兩方へ年貢を取る事と成たる也。扨四分の一を領主と地頭にて分て是を取る時は、取る方にては八分の一に當る事にて、取る方より見れば、八を免し一を取る井田の法に近しとせる者なるべく、又田の字の形より取て四分の一とせるも、此比の人の心より出たる事ならんと思はれ、又後に見えたる公田、私田を分けて定め置くなども、事を彼の井田に擬して、其實は、地頭の己が取

る處の貢米に減りの立ぬ事を計ひたる者ならん。此事は、後の公田私田を分けたる條下に精く云へる事あり、見て知るべし。公田私田を分けて定め置く事は、其地に居る地頭ならでは成るべからざる事にて、天子の御世などにはあるべからざる事と思はる。序に云ふ事あり、今御當國にて三田と云ふ事あるが、是は富民のする事にて、多くの田を買集め、然して、其田をば己が手にて作らずして、只取る處の米を何程と定め、田地をも持あへぬ貧民に預けて作らする事也。されば其貧民は、年貢を上と又其富民とに取らるゝ道理にして、是領主と地頭と兩方へ年貢を取らるゝ鎌倉時代の事に似たる事なるが、鎌倉時代の事は、兩方へ取られても四分の一にて濟みたるべきを、今は四分一の外に又富民へ取らるゝ事也。然らば、其貧民は其田地を作りても取續きには成らぬ事かと思へば、辛くも細々の取續きはする事也。此故を如何んと云ふに、是政光主の意を盡されたる處にして、定法の外、民に其地を免して民領とする處の粟數を增して、其算用を剛くしたるよりの事也。然るに、其免したる處の餘勢今は只富民の爲筋とのみ成て、貧民の爲筋とはならず却て不爲の事となりたるは、政光主の本意には稱はぬ事にして大いに宜しからざる事也。されば第一、早く此三田を禁ぜられたき事也。

○又云。此段は古傳書に有つる趣を取て書れたる者也。其故は、古例の引事に過ぎて、非ぬ附會の事さへ交れるも古傳書の風に疑ひなく、又田の位を三品として云はれたるも古傳書の儘なるを見るべし。されば、傳に曰ふと上に出せる事は、此段へも係れる事なるを知るべし。又特り此段のみに

も非ず、後の公田、私田を分てる古法の事を云へる段迄も係れる處ある事也。

○訂に云。上に云へる如く、免と云ふ事は藉田する畠の事より出たる事也など云へる本書の趣は、非ぬ附會の事なれば是を除きたり。又本書には、三事を齊ふして是を田免に贈すとある其下に、或は曰と云へる一説の辭を起して、八於免一於貢、故民勸而貨財運、依レ之與レ免云、是古法也とある。此一説は取るに足らぬ事なれども、一説ならんには別書きに爲すべき事なるを、本文に書續けたるは誤りとすべし。又其下に、又内外田之三德以成就、謂二之成免一也とある。是も一説なれば別書きとすべき事は同じ。扨、上には三事を均ふして免と成すよしに云へるにて、成免は平均免の意なる事はよく聞ゆる事なるを、爰には又、成免は成就の意なるよしに云へる。これも取るに足らざる一説也。若しくは後人の書加へたる者なるも知るべからず。又、本よりの別書き一説としても取るに足らざることどもなれば、兎角なきにしかざる事故除きたり。

○又云。本書には人臣從二司職一謂致仕矣とある事にして、致仕は隱居する事の漢語なる故其意にしては更に解し難く、又職原に據て書る事と迄には思ひよらざる事故、古今の輩是を讀得たる者なき事也。仕は任の誤り、謂は所謂と書く辭の字續きに紛れて、所と書くべき心にて不圖誤て謂と書る者に疑ひなく、又任の字の上には其の字あるべき處也。又司徒職を略して司職と書たるも知難けれど、徒の字あるに及かざれば、人臣の司徒職に從て其任を致す所也とは訂正せるな

り。

又

○海の徳四品

○訂に云。此條は、外に何の斷りもなく海の徳の事を云ひ出づるも事足らぬ心地せらるゝ處故、上に又の一字を補て、海の徳の事を云ひ出る斷りとなしたり。

△上徳

魚鼈海藻多くして、四季ともに漁舟の事ある則は是を上徳とす。上なる則は上田に准ず。

○註に云。鼈はウミガメと訓み、魚鼈とは魚類の總名に云へり。海藻も又食用となる海草の總名に云へり。漁舟の事とは釣舟もあるべく、又網なども引くべく、是も總じての漁業の事を云へるにして、四季ともに絶ず其事ある也。故に上徳とす。

△中徳

山を負ひ草木多くして、鹽味饒なる則は是を中徳とす。中なる則は中田に准ず。

○註に云。鹽味と云ふ辭は此時代には總てよく用ひたる辭にて、今も御鹽味役など云へる辭は殘りて云ふ事也。さて此辭の意を考るに、味は五味の義に取りたるべし。五味とは酸、鹹、甘、苦、辛の五ッ也。五味の内には鹹はあれば、鹽と云事は云ふに及ばぬ樣なる事なれども、其辭の主に副て云

へる者にして、其意は鹽を初めとし、五味の者の缺なきと云ふ方の意ならん。されば御鹽味役と云ふ事も、困窮なる者の、其御役に依て鹽味饒となる方より云ふ事ならん。扨此條に云へる心は、草木多くして鹽なども燒くに足るべく、其外魚類藻類、又田畠の物も饒なる心なるべし。上德は魚類藻類は多くして餘り有て、大いに其利を得る也。中德は、饒なれども多くの餘りはなき事也。是を上中の分れ目とす。又上德中德には田の事は云はざれども、下德に穀多からずと雖と云ひ、下德に田稀にしてと云へるを以て、上德は田多く、中德も亦是に准じたるを知るべし。又上德下德下德とも皆漁舟の事を云へるに特り中德にのみ漁舟の事を云はず。是鹽味の味と云ふ事に魚類の事も籠れるに依て、別に漁舟の事を云はざる也。多少の事は兎もあれ、海邊の村居にして、鹽のみ燒けども漁舟の事は更になしと云ふ村居は有べき事かは。人心を平にして、予が云へる處の鹽味と云ふ辭の意をよく思ふべし。さて又此鹽味と云ふ辭を梅津政景の書狀に、人へ物を然るべき樣にと云ひやる樣の處へ、御鹽味次第に御坐候と書たる事見えたり。是らは鹽も甘も辛も然るべく、其鹽梅次第貴意に任すると云意に用ひたる者也。されば鹽味とは、甘くも辛くも夫々に味はひのある一體の喰物の事也。

△下德

穀多からずと云へども、漁舟の事を以て民の竈乏しからざる則は是を下德とす。下なる時は下田に准

ず。

○註に云。是は、穀の多からざるを以て中と下の分れ目とす。又漁舟の事も、上と中より少しは劣れるを知るべし。

△下徳

艸木を長ぜず田稀にして、春秋漁舟の事ある則は下徳とす。下なる則は下田に准ず。

○註に云。草木の長ぜざるは土の瘠たるにして、又風も強く吹き當る處なるべし。故に田も稀にして漁舟の事も多からず、凡半年に當て其利を得る也。

凡江湖の徳も是に准ずる者也。外の四徳を缺て三徳とせる者は、海江湖に鄰りなる村郷は微ふして、山野に從る邑里は多ければ也。爰を以て外の四徳を缺て是を三徳とす。所謂る内外の七徳は天の徳、地の體たり、然して又人の用也。地方に因て或は其徳を缺き其用を失ふ故に、其缺徳を補ひ三事を均ふせんと欲して、海江湖の徳を外の三徳に加ふ。

○註に云。江は川の大いなる者、湖は又陂の大いなる者を云ふ。江湖の徳も海に准じて漁舟の事を一の目當とすべし。天の徳とは、天より人に惠み與へ玉へる處の徳と云ふ意也。地の體とは、人の五體の如く必具りあるべき者と云ふ意也。人の用とは、其地の體は又必人に用ある事にして、無ては叶はぬ筈の者ぞと云ふ意也。さて海江湖是を總て一徳とし、山川野の三徳と共にして四徳の法

となすべき様なる事なれども、山川野は是に從らずしては耕田を開くべからぬ者にして、郷村あれば必此德あり。故に常德也。海江湖は土地に因て有ると無きとの譯有て、山川野と同じく常德とは成し難き事也。故に是を一ッの別德として、若し其德ある時は、外の三德に加へて三德の不足を補ふ事也。さて內外六德とは雖、海江湖の一德を加へて實は七德也。故に內外の七德は天の德、地の體たりと云へる也。

○訂に云。本書には因二地方一或失二其德一備二其用一とあれども、缺二其德一失二其用一とありけん上の缺。を下の失に誤り、然して其失の字の處へ筆者の心よりして押當てに、備の字を書たる者に疑ひなし。其德を缺くに依て其用をも失ふ事也。故に然是を改ためたり。

○一石五斗　　山の上德
○一石三斗　　川の中德
○一石　　　　野の下德
○一石五斗　　海の上德

合五石三斗

一石七斗六升七合

右は海の一德を合期して、川野二德のいまだ及ばざる處を補て貢法たらしむる者也。故に四德是を三

徳に均ふす。

○註に云。海の德は常德に非ざる事故、三德に分て、川と野の足らざる處へ增す處の理は本文にて聞ゆる如くなれども、只川と野の德へのみ增すに非ず。此平均したる一德を以て又內外田の三事を平均する事故、詰る處は田の德へ增す理也。故に上なる本文に、其缺德を補ひ、三事を均ふせんと欲するよしに云へるは此事也。

○訂に云。故に四德是を三德に均ふすと云へる處は、予が補遺せる處也。斯く云はざれば、四德を三分する事よく聞えずして惑はしき事也。

○一石三斗　居の中德

○一石　村の下德

○七斗　民の下德

　合三石

　　一石　三德是を均ふす

○一石七斗六升七合　外の三德

○一石　內の三德

○一石一斗二升五合　田の四德

合三石八斗九升二合
　兎六ッ四分八厘六毫
　　内六ッ四分　成兎
　　同八厘六毫　是を剪捨つ

○訂に云。本書には是を剪捨つとある下に、故に兎を剪ると云ふ、是を當國の御制めとすと云へる辭を副へたれども、是は後人の書加へたる者に疑ひなし。そは如何んと云ふに、若し實に、厘毫を剪捨るに依て兎を剪ると云ふ辭の出たる事として其由を斷る事ならんには、上なる五ッ六分の兎の條にて早く斷るべき事なるを、さは無くして、此條に至て斷るは取合はざる事なるに、是を當國の御制めとすなど云へるも、政光主の辭とは聞えざる者也。兎を剪ると云ふ辭は、目を剪ると云ふ辭なる事は既に云へるが如くにして、厘毫を剪捨るより起れる辭には非ず。故に、さる事は皆是を削たり。

○註に云。是迄の處は總て古法なれども、三田を四田の法としたるは政光主の制也。

右は公田、私田を分けて一夫の耕す處、田三反、畠三反なり、二夫一町二反を職る。但古の反は是三百六十歩也。故に此一町二反は古の一町にて歩數は三千六百歩也。抑春は耕し秋は實のるに從て調貢を運ぶに至る迄、一町二反の事は皆二夫のする處也。古は畠に調貢無し。弘仁の制、夏の麥を取る事正稅の

如し。其後は田畠を總て年の貢に定む。（欄外註。弘仁は人皇五十二代嵯峨天皇の年號なり。今此麥を取る事を夏成りと云ふ、夏成りとは夏物成りと云ふ意の辭也。）

○註に云。公田、私田を分るは唐土井田の法に擬したる者にして、鎌倉時代の制ならんと思はる。田免四分一の貢法として、田の字の形なる其一分を公田として好き地方を撰で定め置き、其三分をば私田として民の物と定め置くは、實は其貢米に減りの立たぬ樣に計らひたる、地頭の鄙吝なる志より起れる事ならん。さて又、二夫に一町二反と殊更に分けて是を云へる其故は、貢法四分の一なれば其地方も三四の一町二反にて、三反は公田、九反は私田なる者なれば也。其耕夫二人と云へる是亦貢法四分の一に稱へる者にして、四五の二人也。されば其用は、公田三反に付五分、私田九反に付一人五分當る事也。人よく此理を辨ふべし。

○又云。是迄の處は古法の事を一渡り述られたる者にして、是より後段々と當制の事を述出されんとする事也。されば、其述出さるゝ事の次第せる趣を考るに、此第一章には古法の內外六德の事を云はれたるに付て、當制の下を加へて先づ四品の法を云ひ出られたるに依り、第二章には一德四品の傳を云ひ出られたる也。引續き當制の順逆八鄉の事をも云出さるべき事の如くなれど、此處の本文に、古法の公田、私田を分てる由を云はれたるよりして、先づ第三章には公田、私田を分たずして一致なる四六分米の事を云はれたる也。其四六の事よりして、第四章には當制斗代の起りと四六の法を云はれ、第五章には當制口米の起りと內外四六の傳を云はれ、扨夫よりして第六章に至り

町反大積りの事を云はれたる也。是順逆八鄕の法、當制の大事を述られんとする處の發端也。人是らの事をも辨へ置き、然ふして御格式一卷の始終をよく見るべし。

○訂に云。此條は缺文せる處ありと見え、本書の儘にては聞え難くして人の誤るべき事なれば、好く其意を得て、辭を足し加へて訂正する處也。此處に云へる一町二反は、古法の一反三百六十步の一町三千六百步を、今の一反三百步の町反に直して一町二反と云へる者也。然るを本書には二夫職ニ一町二反ヽ也、反者是三百六十步とある事にて、斯く云ひては此一町二反は、三百六十步の一町二反なる事の如くに聞えて大いなる差ひとなる事也。故に予は、此一町二反は古の一町にて、步數は三千六百步也と記したる本文の趣を見るべし。若又此一町二反を三百六十步の一町二反として、是に三百六十步を乘ずる時は步數は四千三百二十步となる事にて、此耕夫二人の古法なれば、此法を當制には用ひ難き事となる也。一町二反の步數三千六百步に付其耕夫二人の法なる事故、是を當制に用ひらるゝに成る譯ある事也。其譯の精き事は、五ノ卷養民の傳の條下に云ふを見て知るべし。又此條は、此外迚も缺文脫辭のありげに見ゆる事故、さる處は皆予が補遺せる也。例の一々是を斷るに遑あらざれば、本書に引合せ見て是を知るべし。

○一德四品の傳

○上田

△上德一石五斗

△中德一石四斗五升

△下德一石四斗

△下德一石三斗五升

○中田

△上德一石三斗

△中德一石二斗二升五合

△下德一石一斗五升

△下德一石七升五合

○下田

△上德一石

△中德九斗二升五合

△下德八斗五升

△下德七斗七升五合

○下田

△上德七斗

△中德六斗五升

△下德六斗

△下德五斗五升

右一德の內又四品を兼、然ふして內外と田と是を三合して免と爲す。一德四品をなすの法は、上田一石五斗の內、中田の一石三斗を取れば二斗餘る。是を上中下下の四品に分る則は各五升宛。中下の法は上田の四品に准ず。下田の一德四品は、下田七斗の內、上田の端五斗を取る則は二斗餘り殘る。是を四品に分る則は各五升宛。是も亦古法の三品に仍て四品に配す。

○註に云。此一德四品の法は、上なる內外六德の辨に、其六德を一德每に上中下下の四品となしたるに依て、其一德を四品となしたる斗代の位を爰に出して知らしめたる者也。されば是は內外の六德にのみ用ふる法にして、田には用ふる法に非ざるを辨へ置べし。さて此一邑一村の地も上中下下の四品となしたるは、田の上中下下四重の制に從ひたる者にして、其事は四ノ卷際見取捨の條、又五ノ卷平均免の條にも見ゑたるが如し。然して又此一德四品の法に從て、平均免三十二箇の制と成たる者也。爰には其大略を云ふ。精くは平均免の條に據て見るべし。

○公田私田一致四六定米分配の法

○註に云。既に云へる如く、内外六德の辨の末文に古法は公田私田を分てる事を云へるに依て、爰には又公田私田を分たず、一致の法と成りし今の事を述たる也。さて又本書には、公田私田一致分米の法と有て夫にても聞ゆる事なれども、此條は四六の定米二石四斗を分配する法を述たる者にして、夫よりして又、次なる斗代の起り四六の法を述る事に至れるなれば、此章目にも四六定米と云ふ事を顯はし置く時は、人の心得易き事故斯くは補ひたり。又分米とは分配米と云ふ事を略したる言にして、一歩の生米四分一を凶年備として引、殘り三分の一を貢米とし、三分の二を民領とする。其貢米と民領と分配する處をさして、分配米とも分米とも云ふ事也。そは後に見ゆる事にして、其條下にも又精く云ふを見るべし。

○上田高一石　　歩數二百歩

　一歩の生米一升二合、内九合は作德分配、同く三合は凶年の貯とす

此生米二石四斗

内一石八斗　　　作德分配

同六斗　　　凶年備

○註に云。二石四斗は、前なる一歩の生米一升二合を二百歩に乘じたる石數也。されば一石八斗の作徳分配と六斗の凶年備も、前の九合と三合を二百歩に乘じたる數なる事同じ。又、以下の中田下田下田の法も是に准じて知るべし。又作徳分配の法は後にあるを見て知るべし。

○又云。此二石四斗を四六の定米とは云ふ事也。是、上中下下の四田高一石の生米定數なる者なれば也。定米と云ふ事は是にて聞ゑべきが、四六と云ふ事を加へて四六の定米と云ふ事の精きは、三ノ巻四六の法の條下に云ふを見てよく辨ふべく、但早く心得置べき事あり。籾高一石の出米六斗なるが、其六斗は又、其籾高一石の生米二石四斗の四分一なる入貢米の六斗也。故に四六と云ふ辭の出たる者と知るべし。

○中田高一石　　歩數二百三十一歩

一歩の生米一升四勺、内七合八勺は作徳分配、同く二合六勺は凶年の貯とす

此生米二石四斗　　内分け右同斷

○下田高一石　　歩數三百歩

一歩の生米八合、内六合は作徳分配、同く二合は凶年の貯とす

此生米二石四斗　　内分け右同斷

○下田高一石　　歩數四百二十九歩

一歩の生米五合六勺、内四合二勺は作德分配、同く一合四勺は凶年の貯とす

此生米二石四斗　　內分け右同斷

高合四石

生米合九石六斗

內二石四斗　　凶年の備と爲す。是三年耕して一年の作德に稱ふ者也

同七石二斗　　作德分配

內一石八斗　　四田是に均し

內六斗　　三分して其二を去り是を公田の貢とす。當制の定免六ッ成是に起る者也

同一石二斗　　三分して其一を去り是を私田の民領と爲す。然して民其家を養ふ者也

○註に云。上中下下四田の生米を合する時は九石六斗と成り、是を四分すれば二石四斗となり、是に三乘ずれば七石二斗となる事にして、是三年耕して一年の作德に稱ふ事なれば、此分配の法に准じて四品を總て一德とするに非ざれば、三年耕して一年の食を得ると云ふ算術には至り難き事也と、先づ是を以て、四百步一反、四田平均三石六斗の法を制し出さんとする意を示されたる者也。四百步一

（反四田平均三石六斗の生米となしたる法なる事は、後々に至り精く云ふを見るべし。）さて又、内一石八斗四田是に均しとあるは、生米二石四斗の四分一、六斗を凶年備に引殘りたる處の一石八斗にして、四田皆是に均しき事也と云ふ意也。さて凶年備を引殘りの一石八斗を出したるは、是を入貢と民領に分配して民領の足らざる處を辨へ、然して民領の足るべき法を制さん迚の所爲なるを知るべし。貢法四分の一なれば民領は四分の三なるを、今は三年耕して一年の食を得るの法を制せんとして、先づ其四分一を凶年備に引、又同く其一を入貢に取れることとなれば、民領は四分の二と成て一分足らぬ事也。是、三百歩を四百歩となさゞれば成らぬ事の顯れたる處也。然るを其四分の二に當れる一石二斗の足らざる者を以て、民其家を養ふ者也とあるは、是政光主の天下の通規を重んじて、四百歩の事顯には云はれざる處也。さて又當制の定免六ッ成是に起るとは、當制の六分する六ッ成定免の法は、四分する田免四ッ成の此六斗より起れる事也と云ふ意にして、（但爰には三分したるなれども、是は凶年備の四分一を引、殘りの一石八斗を三分したる者故、四分の法と同じ事なり）平均免の六ッは田免の四分一へ其六を乘じ、然して又是を定免の六ッ成を以て六分する事故、其法戻て、本の田免四分一の法となるより云ふ處也。斯く云ひても尙心得がてなる人も有んかと、其人の爲に、更に又其算術をなして示すべし。譬ば高一石の生米二石四斗の田免四分一の六斗へ、平均免六ッとして其六を乘ずる時は三石六斗の數となる。然して是を定免六ッ成の法を以て六分する時は六斗と成て、元の二石四斗の田免四分一の法となる事也。人此算術の理をよく辨ふべし。是當制貢法の大要旨

にして、田免四分一より起て定免六分一の法となる、故に是を四六の法と云ふ。尚精くは、四六の法の條下に云ふを見るべし。

〇又云。此條は公田私田を分たず一致の法なるを、三分して二を去り是を公田の貢とす。又三分して一を去り是を私田の民領とすなど云へるは、公田私田を分てる古法に准じて公田の貢の如くす、私田の民領の如くすと云ふ意也。是を辨へ置べし。

〇又云。四分の一を先づ初めに取て凶年の備とする事に云へるは、是三年耕して一年の食を得ると云ふ法を制さんとする處の發端なるが、四六の定米二石四斗の四分一を凶年の備に取ては、民領は上に見えたる如く四分の二と成て、足らざる事となる。爰に於て四田平均三石六斗の生米となる法を制し、其四分一を凶年の備となして其法を大成せる者也。（此法の大成せる處は五ノ巻 養民の傳に至て見るべし。）扨又其凶年備とする處の者は民の餘米にして、廣く一國中へ分散して商人の手にも渡り、交易融通の道をもなして沖出と成るべき賣米也。故に其年の作合上中下を考へ凶年の貯を計り、是を一國中へ殘し置き、餘を沖へ出すべき事也。是國家經濟の大本也。總て凶年備は、一邑一村の一小倉にあるを以て備へとする事に非ず、廣く一國中にあるを量て備へとする事也。人よく是を辨ふべし。

右四田合て四石の高は四季に配す。生米九石六斗を田の四品に分れば二十四氣に稱ふ。又是を藏貯米と分配米の二に分れば十二月の數に至る。分配米七石二斗は則七十二候に稱ふ。藏貯米の二石四斗も

又二十四氣に配す、均米一石八斗は土用に配す、是を一候の五に分れば一年の日數に應ず。公務は六斗也、是を一候の五に乘ずれば一月の日數に稱ふ。私用は一石二斗也、是を一候の五に分る則は又二十四氣に至る。四田四步の生米を總れば三升六合也、是を一候の五に分る則は又七十二候に稱ふ。四田四步の分配米を總れば二升七合也、是を土用十八日に分る則は十五の一氣に應ず。又是を三分して一候に配す。凡一年は三百六十日、七十二候、二十四氣にて成就す。公田私田の分量は皆一年の配流に稱ふ者也。年には氣の盈朔の虛あり、故に三年にして閏月を置く。田租には分配と藏貯の法あり。故に三年耕して一年の食を得る、四品を總て是を一德とす。是檢地の良法也。

○註に云。此本文なる法數の氣候數に稱へると云ふは附會の空理にして、田法の實用には非ず。考るに是は古傳書に出たる事の趣へ、少しく政光主の作意を加へられたる物かと見ゆる事なるが、此元の作者はと云へば、いよゝゝ大江の廣元ならんと思はるゝ事共也。さて是は空理なれど、又是と同じ趣の實理ある事也。唐土にても年（ねん）は稔（ねん）の義なるよし字書に出て、稔は又是稻の事也。皇國にても年と云ふは稻の事なるが、又其年と云ふ義は田寄（たよし）と云ふ事にして、（田寄のタヨの反しトなれば年とは云ふ事なり）民の農事を爲し竟せて、其田租を其君へ寄（よさ）し奉る間は、一年の數なるよしの名也。此道の學に志あらん者は是らの事をも心得置くべし。本文の趣は空理なれば强ては註せず、只少しく其譯を云ふべし。一候は五日の事にして三候を十五の一氣と云ふ。又一候五日宛、七十二候にて一年の三百六十日也。

又一氣十五日宛、二十四氣にて三百六十日也。又公務と云へるは入貢の事、私用と云へるは民領の事也。

○又云。此本文に據て分配と藏貯の趣意はよく知らるゝ事也。さて本書に分米七石二斗云々、又四歩に生ずる分米を總る時は二升七合云々とあるは作德分配米の事なれば、分米と云ふは分配米の略語也。是に依て思へば、調貢に當る籾高の事を分米と云ふも、分配米の意なる事明かなる者也。但、今の世には分配米と藏貯米の二ッを辨へ知らず、分米と云ふ辭は調貢の籾高にのみ殘れる也。さて本書には斯く分米とある事なれども、分米と云ひては、今の世の耳馴れたる調貢の籾高に紛らはしければ、今は精く分配米と云ひて、調貢籾高の事を云へる分米と辭を分け、又其分配米と云へるに對して本書に貯米とあるを、今は藏貯米と云へる也。是則上にも云へりし如く、廣く一國中にある凶年備の事にして、只一邑一村にのみ藏め貯ふ事には非ず。人よく是を心得置くべし。

○又云。四田四歩の生米を總れば三升六合と云へる、是此條の大眼目なる者也。四田四歩にて三升六合なれば、四田四百歩にて是三石六斗なる者也。されば當制の歩數、表は三百歩にして裏は四百歩となしたる者なるを知るべし。此算術の精きは、予別に歩尺精辨と云ふ者を顯はして是に云へり、見て知るべし。さて本文の末に、四品を總て是を一德とす、是檢地の良法也とあるは此事にして、政光主の、力を入れてとゞめられたる辭なるをよく見るべし。四田四百歩にて平均三石六斗づ

ヽの生米となる事は、自算しても知らるべき事なれども、三ノ巻四田の分米を云へる條下に、精く予が算し出せるを見るべし。

○又云。四田四歩の分配米を總れば二升七合也とある、是も又、四田四百歩にて分配米は二石七斗となる事也。然るを本書には、後に出したる四田四百歩一反の生米三石六斗の分配に、六斗七升五合を凶備としたるなれば、分配米は二石九斗二升五合となる事にて引合はぬ事なるが、彼の分配は檜渡氏清書せし時の誤りにして、九斗は凶備なるを入貢とし、六斗七升五合は入貢なるを凶備としたる者也。其誤りを正す時は二石七斗の分配米となる者也。尙五ノ巻なる彼の條に、精く其誤りを正せるを見るべし。

訂正御格式卷ノ三

目録

△畠斗代の事

△四田平均生米三石六斗の精算

○當國口米の起り　附て內外四六の傳

△足利家の貢法　附て內の四六、外の四六精算

△內外四六の法三分三厘三の一を貢に取る關東の御制めなる事

△口米の事を政所免と云ふ精證　附て古の代官は高祿の者勤めたる事

訂正御格式　巻ノ三

新田目道茂謹訂註

○當國斗代の起り　附て四六の法

○上田一歩の生米
- 上一升六合
- 中一升四合
- 下一升二合

上作一年　△三分の法一升四合

○上田一歩の生米
- 上一升四合
- 中一升二合
- 下一升

中作一年　△三分の法一升二合

○上田一歩の生米
- 上一升二合
- 中一升

下作一年　△三分の法一升

下八合
」

合三升六合
一升二合

右は三年平均して是を一年にあて、上田一歩の生米となす。三年の一度を經、凶年を計て是が備たらしむる者也。

○註に云。三年の一度とは、作の上中下三年を一度として、その生米を一升二合の平均となし、其一度を經ては凶年あらんことを計て、此一升二合の內に其備を爲さしめたると也。其法は、四六定米分配の法に見えたる如く三年耕して一年の食を得る事なるが、爰に云へる處の一升二合は上田として云へる事なれども、實は四田平均一升二合なる事を含みて云へる事なり。人是を辨へ置べし。

○一反　三百步

生米三石六斗

內九斗　入貢

同二石七斗　民領

凡、百を分て六十を民領とし四十を入貢とす。其分配の法、百を分配する則は民に四十、貢に四十とし、其餘殘二十を民に分ち與へ、然して民領總て六十也。然る則は分配の四十、其一に各五を增て民領とす

る處也。此法に擬して三百步の生米三石六斗是を分配する則は、裁て民に一石八斗貢に一石八斗とし、其十に五を増す則は民領二石七斗となる。一反の生米三石六斗の內二石七斗取る則は入貢九斗也。是則四分の一に當る。又田三百步に是を分配するには、民領百に六十を得る法に據り三六を呼で百八十步とし、民領米の二石七斗を其百八十步に分り百步に是を乘ずる則は分米一石五斗にて、是一反の斗代に當る。百步に是を乘ずるは三百步を三分して貢地となす處にして、是其所以あり。又上田一反の生米三石六斗を、內外六德に是を分る則は六斗となる。又下田一反の生米二石四斗、是を田の四德に分る則は六斗となる。是內外六德に分るは六ッ成定免の法、田の四德に分るは田免四ッ成の法也。故に又、下田の生米二石四斗の四分一六斗に、內外六德を乘ずる則は三石六斗となる。此六德を乘ずるは、則是成免の六ッを乘ずる處也。然して是を定免の六ッ成に分る則は又六斗と成つて、二石四斗の四分一へ戻る。是を當制四六の法と云ふ。又上田一反の斗代一石五斗に六を乘ずる則は、其生米三石六斗の入貢九斗たるを知る。其入貢九斗を斗代の一石五斗に分る則は、斗代一石の入貢六斗なるを知る。又內外田の總米を六に分る則は其入貢を知る。凡、反に生ずる米の多少を以て分米を爲す故に是を斗代と云ふ。

○註に云。百に六十を民領とし四十を入貢とするは舊法にして、古傳書に出たるを取り、是を本として當制四六の法に至れる趣を述られたる也。此舊法の事は、次なる內外四六の傳の條下に至て云ふを見るべし。さて此算術は、貢米一升な

れば民領米一升五合也。其一に各五を増すとは此事にて、入貢の四十へ一五を乘ずれば民領の六十となる事也。さて又此舊法に擬らへて三石六斗の生米を分配するには、二分して一石八斗づゝとなし、是に同く一五を乘ずるときは二石七斗となつて、是三石六斗の四分の三に當る民領也。此法は百を裁て五十とし、是に五を乘じて五々の二十五の數を得、是を五十に加ふれば七十五にて、是百に當る四分三の民領也。五十へ五を乘ずるは、是十に五を増す處也。故に、此二分せる一石八斗へ一五を乘じて民領とする事也。又田の三百歩に分配するには、民領百に六十とせる法に據て三六の百八十歩とし、是を以て民領米の二石七斗を分る時は一歩に付一升五合となる故に、是を百歩に乘じて一石五斗の分米となる。さて百歩に乘ずる譯は、三百歩を三分して其一を貢地とする處なるが、是には所以のある事ぞと云へる也。上には生米の四分一を入貢とし是には歩數の三分一を入貢の地とする、是當らざる事に似たれども、實は四百歩の法となしたる事故、三百歩の三分一百歩は四百歩の四分一百歩なる事故、其事を隱し其事を匂はせて斯くは云へる者也。民領米を田の歩數へ分配するに付て民領を百八十歩とせる、是も舊法に擬したることにて、其實は六德の辨に、一•夫の耕す處田三反畠三反とある如く、一夫の耕地を六反とせるなれば此歩數千八百歩也。是を一反の三百歩にて算する時は、耕夫一人は一分となり、千八百歩は百八十歩となる事也。故に民領米の二石七斗を共百八十歩に分る事也。然る時は一歩に付一升五合にて百歩には一石五斗也。

さて百歩に一升五合を乘じて一石五斗としたるは、一反の斗代一石五斗に合せたる者にして、斗代は一反の總籾四分一の者なれば四分一にして一石五斗、百歩にして一石五斗なるを以て、一反の四百歩なる事をさとるべく云ひ成したる者にして、是政光主の配意せられし處也。人は斯る事を辨へず、此算術を見ては、非ぬ揣へ算術の如く云める。是御格式の旨を深く思はざるの至り也と、予に於て又例の大息する處なるぞや。章目に、當國斗代の起りと出されたるも爰へ係たる事にして、天下の通規斗代は三百歩の四分一に當れる者なるを、當國の斗代は、四百歩の四分一に當れる者ぞと云ふ意を含めて示されたる者也。實に是當制の一大事なれば、人、思ひを深め心を平にして好く是を辨ふべし。

○又云。一反の生米三石六斗を內外六德に分ると云へるより以下は、又當制四六法方の起元を述明したるなれば、先、爰に其算術を精く顯はして是を示すべし。抑斗代と云ふは、田一反より生ずる處の籾を四分せる其一の者なる事は上にも云へる如くなるが、免を制するには、其四分一なる斗代を以て制する事なるより、紛らはしくして人の辨へかぬる事故、總籾と、四分一の斗代と並べ出して、免を制する算術の本理を明かす事左の如し。但石數を墨にて書たるは總籾、朱にて書たるは斗代也。又今爰に制する處は、六德の辨に出たる五ッ六分の免也。（編者註。原本の朱書を太字にて現はす。）

○

六石　一石五斗　山の上德
五石二斗　一石三斗　川の中德
四石　一石　野の下德
合十五石二斗　合三石八斗
平均五石六升七合　平均一石二斗六升七合
五石二斗　一石三斗　居の中德
四石　一石　村の下德
二石八斗　七斗　民の下德
合十二石　合三石
平均四石　平均一石
六石　一石五斗　田の上德
五石二斗　一石三斗　田の中德
四石　一石　田の下德
二石八斗　七斗　田の下德
合十八石　合四石五斗

平均四石五斗　**平均一石一斗二升五合**

○

五石六升七合　**一石二斗六升七**合　外の三德

四石　**一石**　內の三德

四石五斗　**一石一斗二升五合**　田の四德

合十三石五斗六升七合　**合三石三斗九升二合**

此六分　二石二斗六升一合　**此六分　五斗六升五合**

此四分一　五斗六升五合

右墨書きの如く、六分せる二石二斗六升一合は是高一石の定米二石四斗なるが、上に見えたる如く內外の六德を加へて田の四德を平均する時は、其二石四斗は減じて二石二斗六升一合と成る事也。さて是を四分する時は五斗六升五合となる。此四分するは是田免四ッ成の法也。さて又此五斗六升五合は則是平均免にて、是を其免とするには五合を剪捨、五斗六升の五ッ六分として田免四ッ成の籾高一石へ乘ずる時は、此籾高一石の出米、入貢六斗なる者の減じて五斗六升となる。是平均免を乘ずるなれども、田免四ッ成の法を以てする處也。是迄云へる處の五斗六升は米の算術なるが、變じて又籾の算術となる。然る時は五斗六升は五石六斗の籾となる者也。是を內外の六德に分る

時は九斗三升三合の高となる。是を當高とは云ふ事なるが、其意は當制四六の法を以て制したる高と云ふ事也。是六ッ成定免の法也。然して是に六の出米を乘ずる時は又五斗六升となる。是高一石へ成免の六ッを乘じて六斗とし、定免六ッ成に分て又高の一石とし、六の出米を乘じて又米の六斗とすると同じ算理にして、成免の六ッは元の四ッ成に戻るよしに云へる本文の趣は此事也。扨又、籾高にて制したる免の變じて米の數と成り、又變じて籾の數となる。此理如何んと云ふに、上田下田の籾高は六石に四石にして、内外の六德、田の四德の數に稱ひ、又其六石に四石を合せて十石なるも、内外の六德と田の四德にて十德なるに稱ひたるよりの事にして、其十の數は下田の斗代一石の一の高に稱ひ、其又一石の生米は四六の二石四斗にて、上田下田の籾高六石に四石なる四六の數に稱へる者なれば、籾の算術は十の位、米の算術は其内に有て一の位なる者にして、籾と米と、四六の算數皆よく合へる、四六法方の妙算也。扨又籾の五石六斗となる其譯は既にも云へる如く、一德毎に五斗六升となり十德にて五石六斗なる事にして、其六分一を貢に取る六ッ成定免の算理也。朱書きにせる六分の五斗六升五合は、墨書きの如く四分せずして五斗六升五合となる。是斗代は總籾の四分一なる者にして、初め四分の一算加はりたる者なれば也。此四六法方の算術尙も精くは、予が田法四六精術を見て知るべし。

○又云。本文に云へる内外田の總米を六分する事は、予が墨書き、朱書きに爲したる處の六分と同じく、是は既に云へる如く、三分して又二分せる算理なる事は忘るべからず。

○又云。反に生ずる米の多少を以て分米を爲す、故に是を斗代と云ふよしに云へる。是は古傳書にある事を取て其儘に記されたるものと思はる。傳者の意を以て一渡り是を云はゞ、斗は十升の事にして字書に量る器也とある如くなれば、一反に生ずる米の多少を量て上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石、下田七斗と其位を定たる事は、斗を以てよく其米を量り分けたる如き事なれば、斗の代りと云ふ意の名なるぞと示したる事なるべけれど、是は杜撰の説にして取るべき者に非ず。分米と云ふも斗代と云ふも、田より出る處の籾を四分して其一に當る調貢の事なれば、是を分り是を量るにも、さる六ッかしき譯ある事に非ざれば、斗の代などゝ物六ッかしき名を負はすべき理りもなく、又、斗の代と云ふ意にして調貢の意となるべき謂れ曾て無き事也。扨、此斗代と云ふ事は田代と云ふ事にして、上より田地を民に預けて作らせ置く、其代に取る貢物の事也。田代を古書に又刀代、戸代とも書るを、古書の書きぶりも、古言と云ふ事も辨へ知らぬ後の代の唐ぶり心より、刀代を刀代と讀む事と心得誤て、田租の事に云ふ名なれば刀は當らぬ字也、斗の字にこそと狡意に斗代と書なしたるより、元の意は隱れ果て世に知る者なく、御格式の如き傳説さへ世に廣まりたるも是非なき事也。故に予は、斗代名義考を著して詳かに是を辨へ置たり。見て知るべし。さて斗代は一反の總籾を四分せる者なれば、斗代に四乘じて一反の總籾を知る。又反米を六分しても總籾を知る。是反米は總籾へ六乘じたる六の出米なれば也。又反米を以て斗代を分り出す一法あり、四

六の定米二石四斗を以て四田の反米を分れば皆其斗代となる。是下田の斗代一石なれば、其反米二石四斗を以て二石四斗を分り、其斗代の一石となるに起れる算術也。

○又云。六ッ成定免と云ふ事の譯は上に精しく云へる如くなるが、世の人是を心得差ひ、四六の定米二石四斗の四分一なる六斗の事を六ッ成定免と云へる事なるが、若二石四斗の四分一なる六斗の事を六ッ成と云はゞ、三石六斗の四分一は九斗なれば是をば九ッ成と云はでは稱はぬ事となるが、去る事あるべきに非ず。六ッ成定免とは、高何程にても、押ならして六分するより云ふ事也。役方の輩に於ても此事を辨へざると見えて、役方の輩に付て此學びせる人の云ふ處を聞くに、高一石の出米六斗の事を六ッ成定免と心得たる人も有けり。定米二石四斗の四分一六斗も、高一石の出米六斗も同じ事なれども、高一石の六斗は籾へ六を乘じて米とする法なるを、六分する定免と混じ、乘ずると除するの算術に心付ざるは如何なる事ぞや。

○又云。四六の法の事は上に云へる如くなるが、四六數の其起元は、又田の字の斯る形に出たる事にて、六は其畫の數、四は中の四ッ目の數也。尙此田の字の精きは田法四六精術を見て知るべし。

○訂に云。此條は缺文脫辭錯亂多くして、容易には讀得難かりし事也。予は御格式の趣をよく心に得、然して補遺訂正せる處也。例の一々斷るに違あらざれども一ッ二ッを云はゞ、百に六十を民領にする法と、百に七十五を民領にする法と押くるめて一續きに云へる故、其法方の趣相混じて、

聞えかねる事也。故に百に六十を民領にする法の竟りに、此法に擬してと云ふ辭を入れて、百に七十五を民領とする法の事を記したり。勿論擬したる法なる事、見て知るべし。又一反の生米三石六斗を内外六徳に分ると云へる下に、多くの文を補ひたり。三石六斗を内外六徳に分るは是六ッ成定免の法にして、是より當制四六の法を述盡すべき處なれば、其意を得て是を補ひたる也。もし然らざれば、御格式中四六法方の事を缺くに至り、又章目に四六の法とあるにも稱はざる事也。爰に此大事を缺文せるよりして、世の人當制四六の法を辨へざりし也。人心を平にして、予が私意の補遺には非ざる事をよく見るべし。

○下田一歩の生米　上一升二合
　　　　　　　　　中一升
　　　　　　　　　下八合
　上作一年　△三分の法一升

○下田一歩の生米　上一升
　　　　　　　　　中八合
　　　　　　　　　下六合
　中作一年　△三分の法八合

○下田一歩の生米　上八合
　　　　　　　　　中六合
　下作一年　△三分の法六合

下四合

一

合二升四合

八合

右は三年平均して是を一年にあて、下田一歩の生米となす。皆風霜鳥蟲の殃を去り、然して後に凶年を計て是が備となす者也。

○註に云。皆風霜鳥蟲の殃を去るとある皆は、上に云へる上田迄係れる辭也。上には此事を云はざりし故、皆の一字を以てよく押へたる處を見るべし。又此風霜等の事は山の德の末文に見えたる事にて、貢法を制するには其心得あるべき事彼の條下に云へるが如し。引合せ見るべし。さて風霜鳥蟲等の殃に依て減米となるべき處を計り考へ、又一年の上中下、三年の上中下を計り合せて生米を定めたるなれば、生米積りの外に民の餘米ある事をも知るべし。

○一反　三百歩

生米二石四斗

内六斗　入貢

同一石八斗　民領

分配の法右に同じ。民領一石八斗、是を百八十歩に分り百歩に是を乗ずる則は下田一反の分米となる。

是を一反の斗代高と知り、然して後に入貢を計る者也。

○註に云。分配の法は二石四斗を裁て一石二斗宛とし、是に一五を乘ずる時は民領の一石八斗となる事にして、其理は上田に同じ。又民領一石八斗を百八十歩に分り百歩に乘じ、その分米を一石とする理も上田に同じ。さて、分米と云ふ事は既に云へる如く分配米と云ふ事にして、上ミと下モと分配する處をさして云ふ辭也。されば上ミの取る處をも分米と云ひ、又下モの取る處をも分米とは云ふ事にて、爰に云へる分米は下モの取る處を云へる也。下モの取る處なる事は上田の條下に云へる如く、一反の民領米を耕夫一分の耕地百八十歩に分て、一歩に付何程の民領に當ると云ふ處を見るの法也。さて、此百歩に乘じたる一石の分米を以て一反の斗代高を知る由に云へる、是も一反の總籾四分一なる斗代の一石は、四百歩の四分一なる、百歩の一石なりと云ふ事をさとるべく云ひ成したる者也。さて、然して後に入貢を計ると云へるも、是耕夫一分の耕地百八十歩に分て民領米一歩には一升當る事を知り、又一反は四百歩と爲ざれば稱はね譯を辨へ其四百歩なることを知て、然して初めて、其入貢を何程と計り定る者也と云ふ事にして、此條に至り耕夫の分米を計り一反を四百歩となし、然して入貢を計る趣をよく斷りて云ひとぢめたる者也。耕夫の分米を計るは是養民の法に據る事也。精くは養民の傳に據て見るべし。さて又中田も下田も其民領米を百八十歩に分る時は、一歩に付ての分米は一升三合にて、百歩に乘ずる時は一石三斗に七斗となる事にして

皆斗代の數に稱ふ者也。

○又云。上田と下田の生米、三石六斗と二石四斗を並べ出して其分配の法を述たる、是則當制四六の法にして、三石六斗と二石四斗の數に據て其法方成就せる者也。三石六斗と二石四斗を合する時は六石となる。是を二分する時は三石づヽの平均となる。其三石を田免の四に分る時は七斗五升の入貢となる事也。四六法方の理は、不同なる數を合せ平均して同數となし、然して其四分一を貢に取る事也。但是は、内外の六德を加へずして只上田下田の生米を以てせる者故、六ッ成定免の法を用ひざる者也。內外の六德を加へて平均する時は、其六德に據て、六分する六ッ成定免の法は起る事にて、此事の精きは、予が田法四六精術の算術を見てよく是を知るべき者也。

中は獨呼ぶべき名なく、上下の間是を中と云ふ。下は下の劣れる者也。故に上田の斗代一石五斗の內、下田の斗代一石を取る時は五斗殘り餘る。四六の法民領、百に六十を得る。爰を以て五六を呼で三斗となし、是を下田の斗代に加へ添しめ、然して中田の斗代を一石三斗となす者也。又下田の斗代より三斗を取て下田の斗代を七斗となす。畠は田の斗代各三分の一、是を畠斗代となす。中國は田の斗代三分の一を去りて畠の斗代となす者也。

○

○上田一反　　分米一石五斗

○中田一反　　分米一石三斗

○下田一反　　分米一石

○下田一反　　分米七斗

○註に云。中は獨呼ぶべき名なく上下の間是を中と云ふとは、字書にも中猶ㇾ間ともある事にて、物二ッある其間の名也。されば中田は上田と下田の其間の物にして、上田下田の如く歩米の定法ある者に非ず、上田下田の斗代に據て中田の斗代を制し、夫よりして反米、歩米をも求め出したる者也。下田は下田の劣れる者にして、下田の斗代に據て下田の斗代を制したる者也。されば、其斗代に從て反米、歩米を求め出したる事も中田に同じ事なる者なれば、其實は上田中田一致、下田下田一致の物なれども、上中下下の四田に分け其笠を劣らして、民に其餘米を宥し與ふる法と知るべし。

○又云。中田下田の斗代は、上田の一石五斗より下田の一石を取り、殘の五斗を裁て二斗五升とし、中田は一石二斗五升、又下田は七斗五升となせば理り宜きに似たれども、中田は地德の上れる方に近く下田は地德の下れる方に強き事故、下田は五升減じて七斗とし、中田は五升增て一石三斗となしたる者と知るべし。

○又云。畠斗代は田の斗代の各三分一とはある事なれど、三分して又其升合を切捨たる者也。上畠

は五斗、但是は升合の端はなきに依て三分の其儘也。中畠は四斗、是は三升三合を切捨たる也。下畠は三斗、是も三升三合を切捨たる也。下畠は二斗、是も三升三合を切捨たる也。又中國は、田の斗代三分の一を去り其二を畠斗代とする由を云はれたる、是當制の輕税なる處を示されたる者也。

○又云。此處に至て四田の分米を出したる。是、上に云へる如く耕夫一分の耕地百八十歩を以て四田の民領米を分り、然して、是を百歩に乘じたる處の分米にして斗代の事には非ず。さて爰に是を出したる譯は、上には上田下田の分米の事は云ひ出たれども、中田と下田の分米の事は云ひ出ざれば、爰に又四田の分米を出し、是を以て又、四田共に皆四百歩の法なる事を智るべく爲したる者也。さて政光主に於ては、天下の法を重んじて一反四百歩の法と爲したる事を顯には云はれず、人の智るべく云ひ成して配意せられたる事なれども、人は其配意を辨へずして國家の大事を誤る事故、是非に及ばずして、今は先づ、四田平均四百歩の算術を左に出して廣く人にも示すべし。

○

上田一反四百歩　生米四石八斗　一歩に付一升二合
中田一反四百歩　生米四石一斗六升　一歩に付一升四勺
下田一反四百歩　生米三石二斗　一歩に付八合
下田一反四百歩　生米二石二斗四升　一歩に付五合六勺

生米合十四石四斗

此四分　平均四百歩に付　生米三石六斗

斯くの如く平均して、四田共に皆三石六斗宛の生米となす事に非ざれば、三年耕して一年の食を得ると云ふ算術も、又高百石に付民五十九人を養ふと云ふ算術もなし難き事也。此一反四百歩の算術、其事の尙も精きは予が歩尺精辨を見て知るべく、又此三石六斗の分配は、五ノ卷にあるを見るべし。

○當國口米の起り　附て內外四六の傳

○納貢米六十石

口米一石二斗

右四六の法は、百に民領六十、納貢四十也。然る則は、三百歩の民領百八十歩にて貢地百二十歩也。是を外の四六と云ふ。此法に據て內の四六分配の法を爲すには、三百歩を裁て百五十歩とし、其十に五を增す則は民領二百二十五歩となり貢地は七十五歩也。內の民領二百二十五歩の內より外の民領百八十歩取る則は、內の民領にて四十五歩餘る。又外の貢地百二十歩の內より內の貢地七十五歩取る則は、外の貢地にて四十五歩餘る。然して內の民領にて餘れる四十五歩と、外の貢地にて餘れる四十五歩と合

期する則は九十歩となる。是を貢田とし、是に下田一歩の生米八合を乗ずる則は七斗二升也。內、定法の入貢六斗を取る則は一斗二升餘る、是を名付て夫米口米と云ふ。然して貢に並べて是を上納なさしむ。夫口を分る則は夫米は八升、口米は四升也。然して外に課役なし。是を內外四六の法と云ひ關東の御制たり。然して當國は草木豐なるを以て、入貢六十石に竈木十竈、夏萱一萬把、藁草百三十丸、糠三十俵是を上納せさしめ、春垣冬垣百姓是を勤む。此外馬三十匹、詰夫三十六人是を出さしめ、寒國たるを以て、夫口米十二石の內十石八斗を民に免して、其十分一を口米と爲し一石二斗是を上納せさしむ。貢米百八十石に口米三石六斗にして二人の扶持方に當る。故に是を後に政所免と云ふ。

○註に云。上には納貢米六十石に口米一石二斗なる事のみを出して、次の文に、右四六の法はと云ひ出したる。右はと云ふ辭の當り處なきに似たれ共、是は章目には內外四六の傳と出したるにして、其內外四六の法は舊法にして當制の四六とは異なる者なれば、其意よりして云ひ出たる辭にして、右元の四六の法はと云ふ意なるを知るべし。扨百に民領六十、納貢四十とせる四六分配の法を爰に云はざるは、上なる當制四六の法を述たるの條に、其分配の事は云へるに依て也。其分配の法は民に四十、貢に四十とし、其一に各五を增して民領を六十とせる也。是は足利家に至り、前代の貢法を變じ新法を制したる者なるが、其法は四分一の貢法に擬して其術をなしたる者なれ共、其法大いに異なる事にて、此貢法は二分五厘の一に當る甚しき重税也。貢に四十、民に四十とせるは、貢

米と民領米と並べ出して先其同じ數の位を示し、然して後に、其多寡斯くの如き道理の者也と、民に免し與ふる處の程を示さん迚の所爲と見えたり。さて其一に各五を增すと云へるも、是、多く免し與ふる者なると云ふ意を示さんとての詞と聞ゆる者也。此法は貢米一升なれば民領米は一升五合にて、貢米一升の外へ五合增て、民領米を一升五合とする算術なるよりして外の四六とは云ふ事也。さて又內の四六の法、三百步を裁て百五十步とし其十に五を增すと云ふ分配の算術、是も當制四六の法と云へる條に出たる如く、外の四六の分配に擬したる者にて、裁たる處の百五十步へ一五を乘じて二百二十五步の民領とする算術の理は、既に云へる如くにして、此法は又一升の上にて云へば、二合五勺は入貢にて七合五勺は民領也。其七合五勺より入貢の二合五勺を引く時は五合にて、是一升の內にて民領の增す處五合也。故に是を內の法と云ふ。但足利家の法も、內の算術を以てする事能はざるには非ず。內の算術を以てする時は、一升の內入貢四合に民領六合にて、其民領より入貢の四合を引ときは二合となる。是一升の內にて民領の增す處二合也。然る時は前代の貢法、一升の內にて民領の增す處五合の算術にくらべ見て、足利家の貢法甚重税なる事明かなる者也。故に是を忘て、外の算術を以て內の法に擬し、入貢一升に民領五合增す處の旨を示したる者と見えたり。若然らざるに於ては、百に六十を民領とし四十を入貢とする算術、民領を見るには一六が六とし、入貢を見るには一四が四として可なる事を、物むつかしく、民に四十貢に四十とし、其一

に各五を増すなどゝは云ふに及ばぬ事也。此時代の風とも云ふべけれど、斯る算術をなして、民も重税の法とは思はざる者と心得たるにや。足利家の所爲拙き事と云ふべし。又四分一の貢法算術をも此法に擬し、三百步を裁て百五十步とし、共十に五を增すと云ふ算術の理は既に云へる如くなるが、是も足利家の比よりせし處の算術ならんと思はる。總て政光主に於ては舊法先規をば重んじて、むざと是をば捨られず、其舊きを本として當制の事に及ばれたる者也。人是を心得て、此主の篤實なる處を見るべし。扨又内外四六の法は、前代の法と足利家の法と、其二ッを合せて中を取りたる者にして、一反三百步の上を以て前代の民領と足利家の民領と競ぶる時は、前代の民領にて四十五步餘る。又足利家の貢地と前代の貢地とくらぶる時は、足利家の貢地にて四十五步餘る。されば前代の法は民に四十五步の益あり、足利家の法は民に四十五步の損あり。故に其損益ある處の四十五步を二合して九十步とし、是を貢地となしたる也。是に下田の步米八合を乘じて七斗二升上納せさしむ。然る時は、下田の反米二石四斗の三分三厘三の一に當る事也。さて、其七斗二升の内六斗は定法四分一の貢米とし、殘り一斗二升を夫口米とし、内八升は夫米とし四升は口米とする事にして、夫米と云ふは、當制の四季民役の法に當る事也。故に外に課役なしとある如く、民を役ふべき事なれ共是を役はずして、其役ひには雇を以て辨ずる事となし、其雇代を民より出さしむる定めと爲たる者也。さて其雇代は一人米一升と定めたる者にして、高一石に付八升なれば八

人にて、十石には八十人、百石に八百人也。當制の高百石に付一季五十九人、四季二百三十六人の民役と定めたるに、過たる事を見るべし。又四升の口米は、三斗入一俵に付二升づゝに當る事なるが、是も多きに過たる事也。當制口米の事は次に云ふを見るべし。さて是を關東の御制たりとあるからは、當將軍家の御制たる事知るべし。關東と云ひ、御制と云ひたるにて明かなる事也。序に云ふ事あり、爰に關東の御制とあるを以て、六德の辨なる六ッ四分の免の條に、厘毫の事を是を剪捨つ、故に免を剪ると云ふ、是を當國の御制とすとある辭の政光主の辭には非ず、後人の書加へたる者也と、予が彼の條下に云へる處を見るべし。關東の御制なればこそ御制とは云へ、政光主の已が制されたる當國の制を、此主にして當國の御制と云はるべき事かは。人よく是を思ふべし。さて是は關東の御制なるが、水戶の舊法も又是に從はれたる者と見えたり。當國は草木豐なるを以て、關東の御制を取捨して竈木以下の課役を制し、又寒國たるを以て夫口米十二石の內を免して、一石二斗の口米のみを取る事とせる也。寒國たるを以て夫口米を多く免したるは、寒國なれば人は强食なる者なるに、又濁酒などの考も付られたる者なるべし。

○又云。當制の口米、納貢米六十石に付一石二斗なれば六斗には一升二合也。されば三斗入一俵に付て六合に當る事にて、口米の法數も共宜き程を見るべし。

○又云。入貢米百八十石の口米は三石六斗にして二人の扶持方に稱ひ、是を政所免と云ふ由にある

が、入貢米百八十石なれば高三百石なり。又政所とは廳の事にして（廳は訟を聞く處を云ふ）代官をさして政所とは云ふ事也。其證は政景日記に、政所免の事を代官免とも云へる也。古の代官と云へるは後の世の代官役とは事差ひ、御一門、宿老、其外とも高祿歷々の衆、御藏入高の村々守護の職を蒙り、其訟をも聞て取捌をなし、其御物成をも取立勘定して上へ納めたるにて、又其事を取扱ふには、自分にて下々代と云ふ者二人立置て使ひし也。されば其代官は、祿高三百石以上の者の勤めと爲したる者なるべし。扨其代官の衆は、自分にて取立たる御物成米の内より其辛勞免を給はりたる者にて、是を政所免と云へる也。又御百姓の方よりは、その口米をも代官の衆、己が物に取りたる也。されば二人の扶持方に稱へると云ふは、下代二人の扶持方に稱へると云ふ事なるべし。政所免は上より下さるゝ者を云ひ、口米は下より取る物にして異なる事なれども、代官の衆に取らるゝ者なる故を以て、下にては、後に口米の事をも政所免とは云へる也。御藏分は、此口米をば代官衆の物として上にては取らぬ法としたる者なるが、給人は物成を直納めさする事故、口米をも貢米に合せて取りたる事也。さて又、代官と云ふ名目の意は今云ふ處の御名代と云ふ意にして、君公に代て物すると云ふ甚重き名目也。天英公の御葬式を、義隆公御下國以前に、御名代を以て御過し成されて如何かあらんと云ふ處の辭を、御代官にて御極め云々など、政景日記に云へるを以て其意を辨ふべし。扨予が斯く註せる此一條は、政景日記にある處を以て云ふ處也。物の名目も、辭つかひなども二百年

來の事と成ては、春の夜の霞める空に向へる心地して覺束なき事とのみ成り行きたるなれば、彼の日記にある處を以て尙又精く是を云ふべし。元和二年三月十四日の條に、御代官處御物成殘りなく調べ次第御藏へ納め候へと、下タ正兵衞、長左衞門へ申遣す云々とあるは、政景が自分の家來の事にして、下タとあるは日記の事故、下タ代と云ふ事を片言に省きて書る也。下タ代とは代官の其又下タに代て物するよりの名也。さて、下代は二人宛使ひたる者と見ゆる事なるが、政景は町奉行初代の人なるが、此人の例に習へる者と見え、後々町奉行の使へる下代も二人にて有し事也。又慶長十三年より同十九年迄の御藏入高を云へる條に、都合高四十一萬三百五十七石四斗三升八合、此物成二十四萬七千二百八十四石三斗七升四合、但六ッ成一ッ當て外に云々と增米有て、惣合御物成二十五萬八百四十二石九斗二升七合四勺、此御拂六千六百三十一石九斗三升六合は政所肝煎に下され候分ッと有る事にて、政所肝煎とあるは政所免、肝煎免にと云ふ意也。又寛永五年五月の條に、由利御算用云々、寛永三年御物成七千四百八十五石云々、口米百四十九石七斗、政所免百三十石八斗三升、二口合二百八十石五斗三升云々と有て、由利の代官小川源兵衞、半田佐左衞門心得差ひにて、由利の口米と政所免を久保田並に取たるを政景の吟味に預り、右二口の分ッ二百八十石五斗三升を差出したる事あり。又代官の印には一石に付二升づゝの口米を取り、人足を遣ひ候事は過分の御蔭にて候云々など云へる事もあれば、代官處よりは御定めの民役をも取て役ひたる者と見えたり。人

是らの事をも心得置べし。年經ては、總ての事次第々々に覺束なき事となるぞかし。

○訂に云。此條は章目に見ゆる如く內外四六の傳なれば、外の法、內の法の事を辭に云ひ分ち、然して其內外の法を合せたる處の、內外四六の傳なる趣をも辭に云ひ分けざれば稱はぬ事なるを、內外四六の傳と云ふ事を章目に出したる迄にして、本文の辭には內外四六の事を云ひ分けざるは、元よりの辭短き處にや、又後の脫辭にや知らざれども、內外四六の事を辭に云ひ分けざれば宜しからざる事故、予は其意を以て是を補ひたり。又分配の法と云べき辭を分米の法と云ひ、二百二十五步の內百八十步取る時は四十五步餘る事なるを、不足の由に云へるなどは、皆後の誤りに疑ひなき事故是を改めたり。

訂正御格式巻ノ四

目録

是らの事をも心得置べし。年經ては、總ての事次第々々に覺束なき事となるぞかし。

○訂に云。此條は章目に見ゆる如く内外四六の傳なれば、外の法、内の法の事を辭に云ひ分ち、然して其内外の法を合せたる處の、内外四六の傳なる趣をも辭に云ひ分けざれば稱はぬ事なるを、内外四六の傳と云ふ事を章目に出したる迄にして、本文の辭には内外四六の事を云ひ分けざるは、元より辭短き處にや、又後の脫辭にや知らざれども、内外四六の事を辭に云ひ分けざれば宜しからざる事故、予は其意を以て是を補ひたり。又分配の法と云べき辭を分米の法と云ひ、二百二十五步の内百八十步取る時は四十五步餘る事なるを、不足の由に云へるなどは、皆後の誤りに疑ひなき事故是を改めたり。

訂正御格式卷ノ四

目録

訂正御格式　巻ノ四

新田目道茂謹訂註

○檢地町反大積りの傳

○註に云。是は十町順逆分配の法を制するに付て、四田各高百石合せて四百石の町反歩數大積りを出し、是を分ヶ出して定法の數を立て、然して後に十町順逆の法に及べる也。さて此大積りの法は、前に出たる四六定米分配の法、四田各高一石合せて四石に百倍の法にして、法方の理は同じ事なれども、數の多く積れるに依て歩數に少しく差ひの出る譯ある事也。故に此大積りを出したる者也。

○又云。本文なる歩數を求る算術は、四田の歩米を以て、高百石の定米二百四十石を分れば四田の歩數となる。又其歩數を一反の三百歩に分る時は四田の町反となる者也。又四田の斗代を以て高百石を分ても四田の町反は出る也。

○上田二萬歩　　高百石

此町反六町六反六畝六六六
○中田二萬三千零七十七步　高百石
此町反七町六反九畝二三三
上田に過る事一町零二畝五七
上田の一町に付て過る事一反五畝四
○下田三萬步　高百石
此町反十町
上田に過る事三町三反三畝三三
上田の一町に付て過る事五反
○下田四萬二千八百五十七步　高百石
此町反十四町二反八畝五六六
上田に過る事七町六反一畝九
上田の一町に付て過る事一町一反四畝三
步數合十一萬五千九百三十四步
町反合三十八町六反四畝四六五

○訂註に云。本書には此歩數と町反の合數無し。無きは脱したる者ならんと思はるれば是を補ひたり。さて、此町反合數三十八町六反四畝四六五を以て四田の高四百石を分る時は、一石三升五合となる事にして、是順制下郷の法なる四田平均一反の斗代也。されば順逆八郷の法は是に起れる事を知るべし。

○增過の町反四分の傳

○註に云。是は上に出たる中田下田下田共に、上田の一町に付て其增過する處の町反を下郷の法とし、其四分の三を下郷、四分の二を中郷、四分の一を上郷の法とせる者也。

○中田一反五畝四　　下郷の法

此歩數四百六十二歩、是を四分する則は各百十五歩五宛

○同田一反一畝五五　　下郷の法

此歩數三百四十六歩五　下郷の法より百十五歩五是を取る

○同田七畝七　　中郷の法

此歩數二百三十一歩　下郷の法より百十五歩五是を取る

○同田三畝八五　　上郷の法

此步數百十五步五　中郷の法より百十五步五是を取る

○下田五反　下郷の法

此步數千五百步、是を四分する則は各三百七十五步宛

○同田三反七畝五　下郷の法

此步數千百二十五步　下郷の法より三百七十五步是を取る

○同田二反五畝　中郷の法

此步數七百五十步　下郷の法より三百七十五步是を取る

○同田一反二畝五　上郷の法

此步數三百七十五步　中郷の法より三百七十五步是を取る

○下田一町一反四畝三　下郷の法

此步數三千四百二十九步、是を四分する則は各八百五十七步二五宛

○同田八反五畝七二五　下郷の法

此步數二千五百七十一步七五　下郷の法より八百五十七步二五是を取る

○同田五反七畝一五　中郷の法

此步數千七百十四步五　下郷の法より八百五十七步二五是を取る

○同田二反八畝五七五　上郷の法

此歩數八百五十七歩二五　中郷の法より八百五十七歩二五是を取る

○町反大積り定法

○註に云。此定法は、次の十町順逆分配の法に用ふる町反の法にして、上田を一町の定法とし、中田下田下田は、其一町に、前なる増過の町反を加へたる者也。

○上田一町
○中田一町三畝八五
○下田一町一反二畝五
○下田一町二反八畝五七五
△合四町四反四畝九二五　上郷の定法

○上田一町
○中田一町七畝七
○下田一町二反五畝
○下田一町五反七畝一五
△合四町八反九畝八五　中郷の定法

○上田一町

○中田一町一反一畝五五
○下田一町三反七畝五
○下田一町八反五畝七二五
　△合五町三反四畝七七五　下郷の定法

○上田一町
○中田一町一反五畝四
○下田一町五反
○下田二町一反四畝三
　△合五町七反九畝七　下郷の定法

○十町順逆分配の法

○訂に云。此分配の町反に高積りなくしては、其理早く辨へ難き事也。故に予は今是に高積りを加へて、皆人の辨へ易からん事を許れる也。尤後の平均免の條に至り、此町反分配の斗代八品を出したる故、よく考れば自知るゝ事なれども、其出處は此分配の町反也とは、容易くは人の辨へ兼る事なるべし。扨十町の內分けせる町反の、上の方に記せるは順制の高積り、下の方に記せるは逆制の高積り也。同じ町反を上田にする時は其高何十石、下田にする時は其高何十石と、四田ともに順と逆に積り分け、然して其平均の一德を見、是を以て三十二箇の平均免を制さんとする者也。

○又云。勝地の制と云ふは逆制の事なるを、本書には上鄕の竟り中鄕の初めとの間に、勝地の制と云ふ斷りを記したるに依て紛らはしき處あり。されば予は其書き樣を少しく替て、人の辨へ易くなしたる也。人是を心得置てよ。

○順制の上鄕　○逆制の下鄕 逆制を勝地の制と云ふ

○十町

內二町二反四畝七五七二十三步

右は上鄕の定法四町四反四畝九二五を以て十町を分り是を得る處にして、順には上田、逆には下田とす。

上田三十三石七斗一升四合　　下田十五石七斗三升三合

同二町三反三畝四十二步

右は中田增過の定法一零三八五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には中田、逆には下田とす。

中田三十石三斗四升二合　　下田二十三石三斗四升

同二町五反二畝八五二十六步

右は下田增過の定法一一二五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には中田とす。

下田二十五石二斗八升五合　中田三十二石八斗七升一合

同二町八反八畝九八二十九歩

右は下田増過の定法一二八五七五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には上田とす。

下田二十石二斗二升九合　上田四十三石三斗四升七合

合百九石五斗七升　合百十五石二斗九升一合

十町平均一反に付一石九升六合　十町平均一反に付一石一斗五升三合

○順制の中郷　○逆制の下郷

○十町

内二町零四畝一四四歩

右は中郷の定法四町八反九畝八五を以て十町を分り是を得る處にして、順には上田、逆には下田とす。

上田三十石六斗二升一合　下田十四石二斗九升

同二町一反九畝八六二十六歩

右は中田増過の定法一零七七を上田の町反に乘じ得る處にして、順には中田、逆には下田とす。

中田二十八石五斗八升二合　　下田二十一石九斗八升六合

同二町五反五畝一八五步

下田二十五石五斗一升八合　　中田三十三石一斗七升三合

右は下田增過の定法一二五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には中田とす。

同三町二反八一二十四步

右は下田增過の定法一五七一五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には上田とす。

下田二十二石四斗五升七合　　上田四十八石二升二合

合百七石一斗七升八合　　合百十七石五斗七升一合

十町平均一反に付一石七升二合　　十町平均一反に付一石一斗七升六合

○順制の下鄕　○逆制の中鄕

○十町

內一町八反七畝

右は下鄕の定法五町三反四畝七七五を以て十町を分り是を得る處にして、順には上田、逆には下田とす。

上田二十八石五升　　　下田十三石九升

同二町零八畝五九十八歩

右は中田増過の定法一一一五五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には中田、逆には下田とす。

中田二十七石一斗一升七合　　　下田二十石八斗五升九合

同二町五反七畝一一三歩

右は下田増過の定法一三七五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には中田とす。

下田二十五石七斗一升一合　　　中田三十三石四斗四升六合

同三町四反七畝三九歩

右は下田増過の定法一八五七二五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には上田とす。

下田二十四石三斗一升一合　　　上田五十二石一斗一升五合

合百五石一斗八升九合　　　合百十九石四斗六升

十町平均一反に付一石五升二合　　　十町平均一反に付一石一斗九升五合

○順制の下郷　○逆制の上郷

○十町

内一町七反二畝五十五歩

右は下鄕の定法五町七反九畝七を以て十町を分り是を得る處にして、順には上田、逆には下田とす。

上田二十五石八斗七升五合　下田十二石七升五合

同一町九反九畝零七二歩

右は中田增過の定法一一五四を上田の町反に乘じ得る處にして、順には中田、逆には下田とす。

中田二十五石八斗七升九合　下田十九石九斗七合

同二町五反八畝七五二十三歩

右は下田增過の定法一一五を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には中田とす。

下田二十五石八斗七升五合　中田三十三石六斗三升八合

同三町六反九畝六八二十歩

右は下田增過の定法二一四三を上田の町反に乘じ得る處にして、順には下田、逆には上田とす。

下田二十五石八斗七升八合　上田五十五石四斗五升二合

合百三石五斗七合　合百二十一石七升一合

十町平均一反に付一石三升五合　十町平均一反に付一石二斗一升一合

右郷村の上下に從て、千萬町と云へども定法を以て是を分る則は、特り上田の町反顯るゝ者也。もし四重の地各勝地あらば、其法逆を以て順に向はしむる則は其制民に厚薄なし。凡萬物は五行を備へ物名相應の象を具す。田は天恵の至盛、地勢の互徳たり。故に是を制するに九井の法あり。是を撰ぶに四品の法あり。然して其位皆人の形に准ず。爰を以て上田は人の頭に稱ひ、中田は人の胸に應じ、下田は人の腹に准じ、下田は人の足に譬ふ。是を總て一體となす。是檢地の大要也。もし此分配を忒ふ則は不具の人に同ふして、村民をして惑亂なさしむる者也。故に田畝の多數を積み、而して分米を以て民の勤きに任て是を課す。其據たる者は皆一歩の生米斗斛の定めを以て、畝歩の增減する處に從て町反の分配に至れる者也。

○註に云。此十町分配の法は、上に出たる町反大積りの定法を以て、上中下下の四郷ともに、上田は其十町を分り、中田より以下は、其十町を分りたる上田の町反へ增過の定法を乘じて其町反を制する事、上に見えたるが如し。扨又、逆制を勝地の制と云ふよしは既に斷りたる如くなるが、其意は地の德の勝れたる事にて（地の德とは既に云へる如く田の德の事也）、鄕位の定法先づは順制の四段とする事なれども、其定法よりも地の德の勝れたる鄕のある時には、順の法を逆に向はしめて上田を下田とし、中田を下田とし、下田を中田とし、下田を上田とする事也。然する時は上に見えたる如く、順制の上鄕平均一反

の斗代一石九升六合なるが、逆制の下郷平均一反の斗代一石一斗五升三合となる。是勝地の制は、上田中田多くして下田下下田少なければ也。餘は是に准じ、上なる十町分配の處へ立戻り、よく是を見て辨ふべし。此法を以て順逆八郷に分くる時は、實に是民に厚薄なき者也。

○又云。萬物は凡て木火土金水の五行を備へ、各相應の象を具足するよしを云ひ出たるは、田の四德を人體に譬て云はんとするよりの事也。さて田は、天の人に惠み與へ玉へる處の至て盛なる者にて、是に生ずる處の米穀は、是又地勢の互いなる德に仍る事也。故に此法を制するには九井の法あるよしに云へるは、一ノ卷檢地大意の條に見えたるが如く、一國の經界を三三の九にして井字の如くにする事也。是を撰むに四品の法ありとは、當制は又田の四品の法に仍て、三分の地をも更に又四品の制となしたるを云へる也。さて又、田の上中下下下四品を人體に比したる事一渡りは聞えたる如くなるが、是にも少しく其故ある事也。上田を人の頭に比し中田を人の胸に比したるは、是三ノ卷斗代の條下に予が云へる如く中田は上田に近き方、又下田を足に比したるは是下田に遠き方なる趣ある事を思ふべし。さて此四品を總て一體とするは檢地の大要にして、此町反分配の法を試ふに於ては、不具の人と成りたると同じ理にして四田の其働きをなさゞれば、民をして惑亂せしむる者なるぞと其大事を示されたる也。さて又四六定米分配の末文には、四品を總て是を一德とす、是檢地の良法なりと云へるに同じ事なるが、少しく差ひあり。彼處は四田の生米を總て平均三

石六斗宛の一德となすべき事を云ひ、此處は又、四田を總て人身一體の如くに其働きをなさしめ、四田ともに其民領となる處に厚薄不同の事なからしめんとする者也。人此理を辨へ、政光主の心を盡されたる處を見るべし。

○又云。故に、田畝の多數を積て云々と云へるより以下は、是上に、四品を總て一體となさゞれば民を惑亂せしむるよしに云へるを受て、一體となす其法方の所以を述べたる也。さて田畝の多數を積むとは、上に出たる町反大積りの事にして、其大積りの內にも又上田は二萬歩、下田は四萬二千八百五十七歩にて歩數の多少大いに差ひあり。然して其生米は共に同じく二百四十石なれば、民の分米も又同じ事なるを知るべし。（民の分米とは、耕夫一人の耕地に當れる民領の分配米を云ふ事也。此事は三ノ巻斗代の起りに出たる分米の條下に精く云へるが如し。人是を忘れて、入貢に云ふ分米とまがふべからず。）歩數多くして田地の廣きに付ては、民の勞する處も多し。然るを、上田も下田も民の分米同じ事にては濟ぬ事也。故に民の勞する處を其分米に任て（あて）、貢米に差引を付ざれば叶はぬ事なるを知るべし。分米を以て民の勤き（いたつき）に任て（あて）課すとは此事也。（任は字書に當る也とあり、勤も勞也とある事にて、其字義の如く民の勤きに任てと讀むべき事也。然るを古今の輩、斯る字義をよくも糺しあへずして、民の勤めに任せて課すとのみ讀み其文意をよく辨へ得ざるは、御格式の旨を深く思はざるの處也。又課するとは、貢の數を何程と定めて、斯く納めよと民に云ひ付る事也。）さて其貢米に差引を付たるは、順制の下鄉なる平均一反の斗代一石三升五合は是れ其大本にして、四田の四百石を、其總町反三十八町六反四畝四六五に分て平均せる者也。此四田を總て一體とは爲ざる處の、只上中下下の四品に分て平均せる斗代は一石一斗二升五合にて（四田の十五、十三、十、七ツを四合四分して平均せる者を云ふ）順制下

郷の法一石三升五合とくらべては是九升の差ひ也。下田下田の多き郷村へは斯く差引を付て入貢を減じて、民の分米を増す事也。人よく是を思ふべし、實に是檢地貢法の大要也。さて又田畝の多數を積て、民の分米を其勤に任て其貢法を量りたる其據は、四六定米分配の法なる一歩の生米定めを以て、四田高一石に生米二石四斗とする歩數の増減に從ひたる者にて、夫よりして町反の大積りをなし此十町分配の法にも至れる者也と、其據て起りたる處を述たる也。

○又云。町反の大積りをなしたる所以は彼の條下にも云る如く、大積りとなす時は歩數に少しく差ひの出る事にて、高一石を以て算する時は下田の歩數は四百二十九歩也。高百石を以て積る時は下田の歩數は四萬二千八百五十七歩と成る事也。是一石の時には、八歩餘の處を切上げて漸くに九歩と成たるが、百石と成ては、八歩餘の處は八百五十七歩となる。是少しきに似て又多きなる事なれば、大積りの方は爰に其用ある事なるを知るべし。扨一石の時には一歩にも足らぬ耕地なれば、耕夫の勞もあげて云ふべき程の事に非ぬを、百石となる時は八百五十七歩となる事故、一夫耕地の定法千八百歩に當て見る時は、已に半人前に近き事也。さて又耕夫の分米は上田一歩に付一升五合の定法故、高百石の二萬歩に付三百石當る事也。下田の耕夫分米は一歩に付七合の定法故、上田の歩數と同じく二萬歩としては百四十石より當らず。是十町分配の法を以て、貢米に差引を付ずしては叶はぬ處也。高百石の四萬二千八百五十七歩として、漸くに二百九十九石九斗九升九

合の耕夫分米とは成る事なれども、其耕夫は又、上田二萬步の耕夫一倍餘に當る事を知るべし。是らは皆貢法を量る處の要旨なれば、人よく是を辨ふべし。但耕夫と養民の法は、古法と當制と少しく差ひある事あり。五ノ卷養民の傳の條下に至り精しく是を云ふべければ、引合せ見るべし。

○訂に云。本書には田畝の多少を積み云々とある事なれども、上に註せる如く是は町反大積りの事を云へる者にして、其多數を積みたるに其用ある事をも上に云へる如くにして、多少は多數の誤りに疑ひなき事故、然改めたり。又反米を以て民の勤に任て云々とある事なれども、反米を以ては民の勤に任て見るべきよしなき事也。分米を以て民の勤に任て課すべき事は上に註せる如くなれば、是も分米の誤りに疑なき事故改めたり。

○一國九品際見取捨の法

○註に云。際見と書くは後の世の俗にて、割見の義なるべし。田地と田地の堺を割て見る、其印に立る物故の名と聞ゆる者也。薪を樵る山子の辭に、割き損じたる薪の木端を割端とは云ふ事なるが、是らを以ても、割見と云ふ辭を考へ合せて知るべき事也。

○訂に云。此章目にも次なる本文にも、取捨を守捨と本書にあるは誤りなるべければ改めたり。

○註に云。是は、一德四品の法を以て缺法借法の算術を論ずる時は、一國九井に准じたる九品の法と

なり、又缺借する處の理を早く示さんとするには、際見取捨の法と云ふ事ありと云ふ意の章目也。

精くは本文の條下に云ふを見るべし。

檢地の法は皆三重の制に從ふ處也。然れども當制は下の制あり、故に其法四重たる者也。地に入貢の遠近あり、用物の多寡あり、强て是を同じからしめんとす。爰を以て一國三分の地を更に又四分して其制を爲すのみ。一邑一村もまた其地を四分して上中下下の地と爲す。然れども上品の地に下品の地あり、下品の地に上品の地あることを知て、兼て鄕村の上下を撰で其法を定む。故に町反を制するに際見取捨の法あり。其大概を云はんに、譬ば上品の地縱橫とも十歩なる則は其有地百歩たり。是を下品の地に制するには、一方の十歩を缺て九十歩とす。是民に其地を免し、然して又側の足らざる處を補ふ所以也。又下品の地を上品の地に制するには、百歩の地に十歩を增して百十歩とす。是上品の地には、缺て捨てたる處の十歩を取て下品の地に增す處にして、側の隱德を勤むる所以也。或は有地を缺き或は空地を借る、故に是を缺法借法と云ひ、又是を際見に縱を取り橫を捨て、橫を取り縱を捨る二辨の法とす。其法たるや、皆制術の早く修め爲し安き其理を示す處也。

○註に云。是迄の一段は際見取捨の法を述たる者にして、是より次は又一國九品の法を述たるの一段也。されば此章は二段とし、先此段の事より云ふべし。扨檢地の法は三重の制に從ふ處なれども、當制は下有て四重の法たるよしに云へるは聞えたる如き事なれども、是も亦裡の法は、一反の

歩數も四百歩なると云ふ意を含んで云ひ出したる者にして、一國三分の地を更に又四分せるよしに云ひたるより、又一邑一村の地も亦四分せるよしに云へる迄、四分の事を繰返して精く云へる。是を以ても、又一反の四百歩なる趣をも知れかしの下心なる事を知るべし。さて又地に入貢の遠近あるよしを云ひて、一國三分の地を更に又四分せる由に云へるは、是民德四品の條にも見えたる如く、一國を三分して二十里宛と爲し、其二十里を五里、十里、十五里、二十里の四段となしたる事なるを知るべし。

○又云。此條は、上に十町分配の法を以て八鄕位の斗代を制する事を云へるに付て、さる分配を爲し難き鄕村の有たる時に、又是を分配すべき缺借の法を述る事なるが、其初めに入貢の遠近と用物の多寡を云へるは如何んと云ふに、鄕位は地の德の勝劣に仍る事なれども、居村民の三德も又鄕位に添たる者なるよりの事也。用物とは其土地より出て民用となる物の事にして、田畠の物は勿論、草木、野菜物迄を取總て云ふ事也。

○又云。一邑一村の地も四分して上中下下の地となすとは、田の四品は勿論にて、山川野、居村民の六德も皆四品の制となしたるを云ふ事にて、一村の內にても又、其上中下下あるべき事勿論也。

○又云。上品の地に下品の地あり、下品の地に上品の地ありと云へる事は田の事にして、上下の辭に上中下下の四品を兼たる也。さて上中下下の入交り、是を一方に極めて均ふせざれば、十町分配の

法をなし難き事あり。故に、兼てより其郷村の上下を撰り分けて、其法を制して是を定め置と也。さて其法は際見の取捨と云ひて、上品百歩の地を制して下品の地とするには、十歩を缺て九十歩とする事也。然る時は、其十の地を民に免す道理に似たれども然らぬ事にて、又側の足らざる處を補ふ所以にして、下品の地を上品の地に制するには又百歩の地を百十歩とする事なれば、是上品の地には免して、隱れたる處の田德を下品の地へ勤め出して、共に損益のある事には非ざる旨を示せる也。さて上にも云へる如く、上下の二品を云へるには皆上中下下の四品を兼たる事なるが、爰に上下の二品を百歩宛として云ひたるは、中品と下品も又百歩宛なるべき事知られ、然る時は一反四百歩なる事は自に知らるべく云ひ成したる者にして、後の、一德四品の法を以て爲せる缺借の法と引合たる事也。扨缺法と云ひ借法と云ふ事は本文にて聞えたるが如し。際見に縱橫取捨の事は二辨の法とは爲たる者の、縱と橫に差段のあるには非ず、捨ると取るに差段のある事也。然るを本文に、縱を取り橫を捨て、橫を取り縱を捨る二辨の法とすと云へるは、只辭の文に云ひ成したる者と知るべし。元より此法は、下文に斷りとゞめたる如く、其制術の修め爲し易き理をのみ示せる處の者にして、百歩に付、かならず十歩の缺借すると云ふ事にも非ざれば、際見取捨の法と云へるも、實に其法を以て其事を爲すには非ず。其法を早く、譬て云はゞ斯くの如き理の者なるぞと示せるのみの事也。されば其缺借する實用の算術をば、又一反三百歩の法に託して後段に精く是を述たる者也。

○又云。際見取捨の法と云ふ時は、田畠の實地に向て彼の標しに立たる其物を見て、是を取捨する事の如く聞えて、人はさる事ならんと思ふべけれど然らぬ事也。總て此缺借の法は、實地に向て實に其上田を下田に制し、其下田を上田に制する事には非ず。檢地帳に向て、地の德の勝劣を見て其鄕位を定むる時に當り、缺借の法を用ひて十町分配の法を成す事也。されば際見取捨と云ふ辭も檢地帳に向て云ふ事にて、云はゞ上田何十何町、下田何十何町とある其方限の界を取捨する事也。然る時は、際見と云ふ者は元是界を見分る標しに立てたる其物の名なるが、轉（うつ）りては其界の事をも際見とは云へるにこそ。是に依て又思へば、際見と云ふ辭は界見（さかひみ）の義なるにや。（カヒの反しキにて、キの轉りてイとなるは常の事なれば、サカヒミをサイミとも云ふべし。）名の義は、人其好きを取りねかし。

○訂に云。此條は缺文脫辭謬誤いと多ければ、予は例の、此書一卷前後の意を得て補遺訂正する處也。其一ッ二ッを云はゞ、一國之地四分而爲㆓其制㆒而已と本書にはある事なれども、一國の地を只に四分せるには非ず。一國の地を三分して更に又四分せるなれば、其意を得て訂正せるなり。三分と云ふ辭のなきは脫したるに疑ひなし。又百步の地を缺て九十步とする事を云へるに、于㆑民免㆑地所㆔以補㆓不㆑足云々とあれども、地を免して足らざるを補ふと云ふ事、辭足らずして聞え難し。是は上田には十步を免し、下田には其十步を取て、足らざる處を補ふ事なれば、予は民に其地を免し、然して又側の足らざる處を補ふ所以也と訂正せる也。餘は例の多くは云はず。

蓋一國九品の法を論ずる則は、又各一德四品の法を以てす。其制たるや、一反三百步の定法に託して上田中段の分米を一石四斗五升とし、其分米を以て三百步を分る則は、上田の中段一石の步は二百七步たり。上田の定步二百步是を取る則は七步を殘す。是を其定步二百步に分る則は百步に付三步五に當る。然して是を百步の地に增して百三步五とす。中田下田下田も亦是に准ず。是中段を制して上段とする處也。下段下段も皆此制に從ふ者也。上田の地を制して中田の地とするには、又中田の定步二百三十一步より上田の定步二百步を取る則は三十一步殘る。是を一德四品の四に分る則は七步七五になる。是を中田の定步二百三十一步に分れば、百步に付三步三五にあたる。是を百步の地より缺て九十六步六五とす。下田下田も亦是に准ず。是上段を制して中段とするの處なり。又上田の地を制して下田とし、中田の地を制して下田とし、又上田の地を制して下田とする則は、其法に順て、然して後に四分二の法、四分三の法を以て百步の法を知る。もし借法缺法相並ぶ則は、過不及を勘校して當れる道に順ふべし。其精法後に是を述るもの也。

○上段の制

○上田一石步數二百步　　　　分米一石五斗

○中田一石步數二百三十一步　分米一石三斗

○下田一石步數三百步　　　　分米一石

○下田一石歩數四百二十九歩　分米七斗

四分一の法

○上田を中田にするには　百歩に付三歩三五
○中田を下田にするには　五歩七五
○下田を下田にするには　七歩五
是を減ず

四分二の法

○上田を下田にするには　六歩七
○中田を下田にするには　十一歩五
是を減ず

四分三の法

○上田を下田にするには　十歩　是を減ず

○中段の制

○上田一石歩數二百七歩　分米一石四斗五升
但上段の百歩に付三歩五增す
○中田一石歩數二百四十五歩　分米一石二斗二升五合
但上段の百歩に付六歩增す

○下田一石歩數三百二十四歩　分米九斗二升五合

但上段の百歩に付八歩増す

○下田一石歩數四百六十二歩　分米六斗五升

但上段の百歩に付七歩七増す

四分一の法

○上田を下段にするには　百歩に付三分五
○中田を下段にするには　六歩
○下田を下段にするには　八歩
○下田を下段にするには　七歩七

是を減ず

四分二の法

○上田を下段にするには　百歩に付七歩
○中田を下段にするには　十二歩
○下田を下段にするには　十六歩
○下田を下段にするには　十五歩四

是を減ず

○下段の制

○上田一石歩數二百十四歩　分米一石四斗

但上段の百歩に付七歩増す

○中田一石歩數二百六十一歩　分米一石一斗五升

但上段の百歩に付十三歩増す

○下田一石歩數三百五十三歩　分米八斗五升

但上段の百歩に付十八歩増す

○下田一石歩數五百歩　分米六斗

但上段の百歩に付十七歩増す

○

○下段へ缺法の減歩、上田、中田、下田、下田ともに中段四分一の法に同じ。

○下段の制

○上田一石歩數二百二十二歩　分米一石三斗五升

但上段の百歩に付十一歩増す

○中田一石歩數二百七十九歩　分米一石七升五合

但上段の百歩に付二十一歩増す

○下田一石歩數三百八十七歩　　分米七斗七升五合

但上段の百歩に付二十九歩増す

○下田一石歩數五百四十五歩　　分米五斗五升

但上段の百歩に付二十七歩増す

○訂に云。此一德四品缺借の法は、一反三百歩の算術を以て一反四百歩の法なる事を知らしめんとして、政光主の意を盡して拵へ出されたる面白き算術也。さて其借法は、上中下下の四田とも、其一德毎に上中下下の四品ある事として、上田中段の分米一石四斗五升を以て定法の三百歩を分る時は、上田の中段一石の歩は二百七歩の法に當ることと見て、是を上田上段の定歩二百歩に分る時は、百歩に付三歩五の增しに當る事となる。故に是を中段の百歩に增して、百三歩五とすれば上段の百歩に當る。さて斯の如く中段に借法して上段となし、下段に借法して中段となし、下段に借法して下段となす事なれば、百歩宛の四段にて、都合四百歩の一反なることゝは知らるゝ事也。是は裡の法にて、表の法は三百歩の一反なる事故、又其一反三百歩にて缺借する算術をも示せる者にて、是は缺借實用の算術也。さて其算術は、缺法の初めに出したる四分一の法、四分二の法、四分三の法是にて、四分一の法へ四乘ずれば上田を中田に、中田を下田に、下田を下田に缺法する減歩となり、四分二の法へ二乘ずれば上田を下田に、中田を下田に缺法する減歩となり、四分三の法は三

分して又是に四乘ずれば、上田を下田に缺法する減步となる事なり。是は三百步の算術を以て四百步の算術に拵へたる者故、其本法へ戻す處也。さて一德四品の法となしたる上は上段を中段に缺法する事故、上段を中段にするには云々と書くべき事なるを、上田を中田にするには云々と書きたるは、是表の法三百步一反の上田を中田にする、百步の減步なる事をも知らしめん迚の所爲也。其以下の、上田を下田にするには云々と書きたる迄皆是に准じたる事なれば、人よく此意を心得置くべし。さて一德四品缺借の算術を精く云へば、上田の中段に借法して上田の上段とするには、法の如く百步の地へ三步五を增し百三步五として、是に中段の分米一石四斗五升を乘ずれば上段の一石五斗となる。又上田の下段に借法して上田の中段とするにも、同く百三步五として、是に下段の分米一石四斗を乘ずれば中段の一石四斗五升となる。又上田の下段に借法して下段とするにも同く百三步五として、是に下段の分米一石三斗五升を乘ずれば下段の一石四斗となる事也。是本文に、百步の地に三步五を增して百三步五とす、中田下田下田も又是に准ずとあるは此事にて、中田下田下田共に、中段の增步を百步に增して下段を下段とし、下段を中段とし、中段を上段とする事は是に同じ理り也。又上田の下段に借法して上田の上段とするには、法の如く百步の地へ七步を增して百七步とし、是に下段の分米一石四斗を乘じて上段の一石五斗となる。又上田の下段に借法して上田の中段とするにも同く百七步とし、是に下段の分米一石三斗五升を乘じて中段の一

石四斗五升となる。又上田の下段に借法して上田の上段とするには、法の如く百歩の地へ十一歩を増して百十一歩とし、是に下段の分米一石三斗五升を乗じて上段の一石五斗となる事也。是亦本文に、下段下段も皆此制に從ふ者也とあるは此事にして、中田下田下田も皆下段に借法して上段とし、下段に借法して中段とし、又下段に借法して上段とする事、ともに此制に從へる者也。さて又缺法は、上田の上段を缺法して上田の中段とするには、法の如く百歩の地より三歩三五を缺て九十六歩六五とし、是に上段の分米一石五斗を乘じて中段の一石四斗五升となる。又上田の中段を缺法して上田の下段とするにも同く九十六歩六五とし、是に中段の分米一石四斗五升を乘じて下段の一石四斗となる。亦上田の下段を缺法して上田の下段とするにも同く九十六歩六五とし、是に下段の分米一石四斗を乘じて下段の一石三斗五升となる事也。是本文に、百歩の地より三歩三五を缺て九十六歩六五とす、中田下田も亦是に准ずとあるは此事にて、中田下田ともに上段四分一の減歩を以て上段を中段とし、中段を下段とし、下段を下段とする事は此理に同じ。さて此缺法上段の制は既に云へる如く、表の法三百歩一反の百歩に當れる缺法の減歩を以て四分一の法、四分二の法、四分三の法となし、其儘表の法に擬して上田を中田にするには云々、中田を下田にするには云々、下田を下田にするには云々と書きたるに仍て、四分一の法は下田を下田に缺法する迄にて其法盡きたる事なるが、是を一德四品の法にする時は、下田の上段をも下田の中段にする缺法の算術

も無れば叶はぬ事なるを、其算術のなきは缺けたる如く思はるゝ事なれども、然らぬ事也。下田を下田にする缺法の七歩五とあるは下田の上段を下田の中段にする缺法にて、百歩の地より七歩五を缺く時は九十二歩五にて、是に下田上段の分米一石を乘ずれば中段の九斗二升五合となる。又此九十二歩五へ下田上段の分米七斗を乘じて下田中段の六斗五升とは成る事也。人是を心得置べし。本文にも此缺法の處には、下田を除きて中田下田も又是に准ずと書きたるは、擬したる表の法に據りたる所爲と知るべし。又上田の上段を缺法して上田の下段とするには、百歩の地より六歩七を缺て九十三歩三とし、是に上段の分米一石五斗を乘じて下段の一石四斗となる。亦上田の中段を缺法して上田の下段とするにも同く九十三歩三として、是に中段の分米一石四斗五升を乘じて下段の一石三斗五升となる。又上田の上段を缺法して上田の下段とするには百歩の地より十歩を缺て九十歩とし、是に上段の分米一石五斗を乘じて下段の一石三斗五升とはなる事也。さて此缺法は、上段の制には四分一の法、四分二の法、四分三の法有て、四分一の法は上段より中段、中段より下段、下段より下段と順に段々と缺法する也。四分二の法は上段より下段、中段より下段と其間の一段を飛して缺法する也。四分三の法は上段より下段と、其間の二段を飛して缺法するなり。中段の制と成ては中段より下段と、其間の一段をとぶ法よりなき事故、四分一の法と四分二の法のみにて、四分三の法はなき事也。下段の制と成ては下段へ缺法するより無き事故、四分一の一法と

なる事也。さて此算術は、本文の初めに一反三百歩の定法に託して云々とある事にて、託してと云一言を以てよく知らるゝ事にして、三百歩の算術を以て四百歩の算術を爲したる者なるが、又此一德四品の算術は、只其一反四百歩なる事を知らしめんとする、假の算術なる事を辨ふべし。託すると云ふ辭にて其意明かなる事也。されば一德四品の算術は四百歩の法とは爲したる者の、其分米は三百歩の分米なるが、政光主の意に從て四田四百歩の實分米を心得置べき事也。是を心得るに於ては、予が歩尺精辨に云へる御高三十萬石に付十萬石の延高ある事も明かに知らるゝ事にて、已に彼の精辨をも待つに及ばぬ事也。三百歩の分米を四百歩の分米となすには、四田ともに其分米を三分して是に四乘ずる事也。三分して四乘ずるは、三百歩に分て百歩の法を知り是を四百歩に乘ずる算術也。其四百歩一反なる四田の分米左の如し。

上田　二石

中田　一石七斗三升三合

下田　一石三斗三升三合

下下田　九斗三升三合

是は當制裡の法、政光主の祕傳とされたる、四百歩一反の四田より正に出る處の籾を四分して入貢に當る分米、實は斯くの如き事也。然るを表の法は、一石五斗に、一石三斗に、一石に、七斗とせる

事にて、仁慈の制なるを知るべし。さて裡の法下田の分米一石三斗三升三合なる時は、表の法なる一石に付三斗三升三合の延高也。此三斗三升三合、實は又三斗三升三合三勺三才三々不盡となる算術故、是に三十萬石を乘じて十萬石也。尙此算術の精き事は步尺より起る事故、步尺精辨を見てよく是を辨ふべし。

○又云。四分一の法とは、表の法三百步一反の百步に當れる處の、上田を中田にする缺法の減步十三步四を、一德四品に四分して、其一に當れる三步三五を以て上中下下下四段に缺法する事也。中田下田の四分一も是に准じて知るべし。四分二の法とは、其四分せる三步三五を二合して六步七とし て、一段飛びに缺法する術也。四分三の法とは、四分せる三步三五を三合して二段とびに缺法する術也。中段の四分一、四分二の法も是に准じて知るべき事なれども、上段の如き本法を以ては其術をなし難き事あり。其故如何んと云ふに、上段の一德四品は其分米は五升づヽの差ひにて、中段の一德四品は其分米七升五合宛の差ひなれば二升五合の當りある事也。されば上段の法を押して中段に其術をなし難き事故、中段は借法の增步を取て缺法の減步となしたるなり。借法の算術は一德四品の分米を以て分り出したる增步故、其中段の缺法に用ひても其算術はよく合ふ事也。人此理を辨へ置くべし。

○又云。借法は下田の下段を制して下段とする一品あり、下段を制して中段とする一品あり、中段を

制して上段とする一品あり。是四段三品の法也。又下田の借法も同く四段三品也。又中田の借法も同く四段三品也。故に是を三三九品の法とせる處也。但、上田にも又四段三品の借法はある事なれども、上田は上田より上へ借法して移るべき活用なき事故、是をば置て云はざる事となしたる者也。抑一德四品の法を以て缺借せるは、裡の法四百步の一反なる事を知らしめんとする假の術にして、下田の借法三品を合せて下田を下田に借法する事を知らしめ、下田の借法三品を合せて下田を中田に借法する事を知らしめ、中田の借法三品を合せて中田を上田に借法する事を知らしめたるものにて、借法の本術、實は是にて盡きたる事也。故に、上田の借法三品の事は是を置て云はざる者也。人よく此所以を辨ふべし。又缺法は、上田の上段を制して中段とする一品あり、中段を制して下段とする一品あり、下段を制して下段とする一品あり、是又四段三品の法也。又中田の缺法も同く四段三品也。又下田の缺法も同く四段三品也。故に是亦借法と同く三三九品の法とせる處也。此缺法も亦、上田の缺法三品を合せて上田を中田に缺法する事を知らしめ、中田の缺法三品を合せて中田を下田に缺法する事を知らしめ、下田の缺法三品を合せて下田を下田に缺法する事を知らしめたる者にて、缺法の本術實は是にて盡きたる事故、下田の缺法三品の事も、又置て是を云はざる者也。さて上より段々と云へる如く、此一德四品の缺借は四百步一反の法なる事を知らしめんとする假の算術にして、又其算術を以て、表の法三百步の一反にて缺借する算術をも知らし

めんとせる政光主の配意なれども、人は其意を辨へ得ずして惑へる事なれば、今爰に、其三百歩一反にて缺借する實用の算術を知らしむべし。一徳四品を以て缺借するも、四田の一徳にて缺借するも共理を押す時は同じ事也。心をひそめて人よく是を見るべし。

借法の增歩

下田を下田にするには　百歩に付 四十三歩
下田を中田にするには　三十歩
中田を上田にするには　十五歩五

○　•

下田を上田にするには　五十歩
下田を中田にするには　八十五歩七一

○

下田を上田にするには　百十四歩五

缺法の減歩

上田を中田にするには　百歩に付 十三歩四
中田を下田にするには　二十三歩

下田を下田にするには　　三十歩

○

上田を下田にするには　　三十三歩四

中田を下田にするには　　四十六歩一五

○

上田を下田にするには　　五十三歩三八

右四田一德の借法、下田より上田迄段々上りに借法する事は、一德四品の借法、下段より上段迄段々上りに借法すると同じ趣にて、上に云へる如く、下田は四段三品の借法にて下田の一德七斗の分米へ戻り、下田も同く四段三品の借法にて下田の一德一石の分米へ戻り、中田も同く四段三品の借法にて中田の一德一石三斗の分米へ戻る事也。さて然して後に、又其一德を以て下田より上田迄借法する、其理の同じ趣なる事を示せる者也。又下田より上田へ、下田より中田へ一段とびに借法する事も、一德四品の下段より上段へ、下段より中段へ一段とびに借法すると同じ趣也。又下田より上田へ二段とびに借法する事も、一德四品の下段より上段へ二段とびに借法する事と同じ趣也。さて一德四品の缺借は上段より中段、又下段より下段と段々に缺借して、四品の分米を元の一德へ戻すに用ある事故、實は一段とび二段とびに缺借する事迄を云ふに及ばぬ事なれども、四田一德の

缺借には、一段とび二段とびの缺借もなくては叶はぬ事故、一徳四品の缺借にも其法方をなして示せる者なるを知るべし。缺法は借法に對へる法にして、百歩の歩數を法に從て增すと減ずるの差ひのみにて、其理は皆同じ事也。さて又缺法の上段は既に云へる如く、表の法なる本術の減歩を一徳四品に四分して掎へ出したる法故、其本術へ戻す時は、今爰に記したる如き缺法本術の減歩となる事也。此缺法を本術へ戻す事を辨へたる上は、又借法の本術も是に准じて辨へ知らるゝ事也。

其譯は、本文に缺法の事を云ひて、中田の定歩二百三十一歩より上田の定歩二百歩を取る時は三十一歩殘る、是を一徳四品の四に分る則は七歩七五になる、是を中田の定歩二百三十一歩に分れば、百歩に付三歩三五に當るとある事にて、一徳四品に四分すればこそ三歩三五とはなれ、中田の定歩二百三十一歩より上田の定歩二百歩を取て殘りたる三十一歩を、其儘中田の定歩二百三十一歩に分れば十三歩四となる事にて、是、上田を中田にする缺法の減歩を分り出す本術也。然して此缺借末文に、右增減の法或は增歩より減歩を取り、減歩より增歩を取るとあるは此事にて、中田の上田に增したる三十一歩より分り出して、上田を中田にする缺法の減歩とはする事也。されば又中田を上田にする借法は、中田の定歩より上田の定歩は三十一歩の減り也。故に是を上田の定歩二百歩にて分る時は十五歩五となる事にて、是上田の減歩より分り出して、中田を上田にする借法の增歩とはする事也。餘は是に准じて知るべし。さて、上に記せる借法の增歩にて下田を下田にする

には、百歩の地に四十三歩を増して百四十三歩とし、是に下田の分米七斗を乘ずれば下田の一石となる。又上田を中田にする缺法は、百歩の地より十三歩四を缺て八十六歩六とし、是に上田の分米一石五斗を乘ずれば中田の一石三斗となる事也。缺法借法とも、餘は皆是に准じて知るべし。扨、斯く表の法なる三百歩一反の術を以て缺借する時は、四百歩一反の法は其裡に孕まりて、自に其缺借をなす事也。人よく是を辨ふべし。是は是實に此條の大要旨也。

○訂に云。本書の一德四品の缺借算術をよく算し見るに、借法の算術は差はず。又缺法の算術も、上段の上田を中田にする四分一の法のみは差はざれども、餘は其算術差へる事也。さて其差へる事を知れるは如何んと云ふに、抑此算術缺法は借法に對へる算術なれば、借法に准じて缺法の算術も自知らるゝ事なるに、況や缺法の算術も初めの一段差はざる事なれば、此算術に從て後の算術も尚よく知らるゝ事也。人先よく此理を悟るべし。○扨一德を四品にして其四品を缺借する事なれば、缺法は上田を中田にする減歩十三歩四を四分して三分三五とせる算術の如く、中田を下田にする減歩二十三歩を四分して五歩七五とし、下田を下田にする減歩三十歩を四分して七歩五として、其四品を缺法すべき算術の理也。然る時は上田中田下田下田ともに、上段より下段迄段々下りの缺法となる事にて、借法の下田下田中田上田とも、下段より上段迄段々上りに借法すると同じ算術の理になる事也。又四分二の法、四分三の法を以て一段とび二段とびに下る缺法も、借法の一段とび

二段とびに上る算術と同じ理にして、借法に對へる缺法の算術なれば、必斯くあらでは稱はぬ事也。然るに本書には、上田を下田にする一段とびの缺法減步三十三步四を四分して八步三五とし、上田を下田にする二段とびの缺法減步五十三步三八をも四分して十三步三四となしたるは、皆誤れる事也。是上段より中段となすの制なれば、其八步三五を百步より缺て九十一步六五とし、是に上田上段の分米一石五斗を乘じて下田中段の分米一石二斗二升五合となれば好きを、一石三斗七升五合と成て、一德四品の法になき分米の數とはなれる事也。又其十三步三四を百步より缺て八十六步六六とし、是に上田上段の分米一石五斗を乘じて下田中段の分米六斗五升となれば好きを、一石三斗と成て下田上段の分米數となるも又當らぬ事也。又三分の法とあるには、中田を下田にする缺法減步二十三步を三分して七步六七とし、中田を下田にする缺法減步四十六步一五を三分して十五步三八となしたるも誤れる事也。是中田の上段より中段に缺法する制なれば、其七步六七を百步より缺て九十二步三三とし、是に中田上段の分米一石三斗を乘じて下田中段の分米九斗二升五合となれば好きを、一石二斗と成て一德四品の法になき分米の數とは成る事也。又其十五步三八を百步より缺て八十四步六二とし、是に中田上段の分米一石三斗を乘じて下田中段の分米六斗となれば好きを、一石一斗と成て、是亦一德四品の法になき分米の數とは成る事也。又二分の法とあるには、下田を下田にする缺法減步三十步を二分して十五步としたるも誤れる事也。是下

田の上段より中段に缺法する制なれば、其十五歩を百歩より缺て八十五歩とし、是に下田上段の分米七斗を乘じて下田中段の分米六斗五升となれば好きを、五斗九升五合と成て、是亦一德四品の法になき分米の數とはなれる事也。されば此算術に於ては政光主の誤られたる者にて、後人の寫誤とも見えざる事なるが、其誤られたる所以を考ふるに、此一德四品の缺借算術は、一反三百歩の法を以て一反四百歩の法なることを知らしめんとする假の算術にして、實用の算術には非ざる事故、其算術の理は兼てよりよく考へ出して置かれたる者の、筆を取て紙面に向はれたる時に、此算理にて有しよと早く思ひを決められて書きなされ、借法より、缺法の上田を中田にする初めの一段迄は算をも入れて見られたるに差はざる事なれば、是にてはよしと、後の方へは算をも入れて見られざる不圖せし麁相よりの誤りなるべし。さて又四分の法とあるは四分一の法、二分の法とあるは四分二の法、三分の法とあるは四分三の法にて、然云ひ、然算せずしては稱はぬ事也。そは既に云へる如く、上田を中田にする缺法の減歩を四分して、其一に當れる歩を以て上田の上中下下四段を段々と缺法し、又上段を下段に、中段を下段に一段とびに缺法するには四分二の法を以てし、又上段を下段に二段とびに缺法するには、四分三の法を以てすべき算理動ざる事也。此算理は、政光主にして心得られざる事あるべきに非ず、心得られたるに仍り却て此算理の趣に意を引れたるにて、上田を置て中田と下田下田の三田を缺法する事故、三分してよき理ならんと不圖思ひ誤られ、又上田

中田を置て下田と下田の二田を缺法する事故、二分して好き理ならんと不圖思ひ誤られ、又四分の法も、上田を中田にする四分一の算理に意を引れ、上田を下田にするにも、上田を下田にするにも、皆共に四分して好き理ならんと不圖思ひ誤られたる事どもと見えたり。中段下段とも、此誤りは皆同じ事故是を改めたり。又借法は下段より中段にて盡きたる事也。故に本書にも上段の借法をば記されず。是既にも云へる如く、一德四品の缺借は四段三品にして、元の一德へ戻して四田の缺借に移る處を要旨とせる事にて、上段より上へは移るべき處なきよりの事也。是に對へる缺法なれば、上段より起り下段にて盡たる事也。然るを本書には下段の缺法をも記されたる、是も誤り也故に今は是をも削たり。又此段は本文も誤りいと多く、皆是を補遺訂正せる也。例の一ッ二ッを云はゞ、借法の算術三步五を百步に增して百三步五となす事に云ふべき處を、誤て三步五を缺て九十六步五とする缺法の事に云ひ、又缺法の算術三步三五を百步より缺て九十六步六五となす事に云ふべき處を、誤て三步三五を百步に增す借法の事に云へる也。是も、政光主にして、此事を辨へずしての事にあるべきよしは無き事なるを、只不圖したる其時の筆先きにて誤られたる者也。さて、總ての事に於てはいとも愛(めで)たき此書なるを、此條には斯る誤りのあるも飽かぬ事なるが如く人の思ふべき事なれど、慶長十九年七月十三日の夜此事を黑澤道家に託して、同年中には討死と思ひ決められたる事なれば、公私の諸用に付け、さすがに心の程も閙しかりけん。然る事より、斯る誤

りも又少しは交りたる者にこそと思ふに付けても、道茂が涙は殆んど落るぞかし。何れも餘殘を以て其制を爲すのみ。

右增減の法、或は增步より減步を取り減步より增步を取り、然して是を增減す。

○註に云。增步より減步を取り減步より增步を取ると云ふ事は、既に云へる如く、增步より減步を分り出し減步より增步を分り出す事なるが、是は、表の法なる三百步一反の百步に付たる增減步數を分り出す事へ掛て云へる事なれども、又此一德四品の缺借へも掛て云へる者也。そは如何んと云ふに、抑一德四品の算術は、表の法なる三百步一反の百步に付たる缺法の減步を四分して、一德四品に分配し見て、其法に准じて、借法の增步をも其一德四品の分米にて分り出したる者也。然して其缺法も亦、中段に至りては上段の法を以て押す事能はざる譯は既に云へる如く、一德四品の分米に五升劣りと七升五合劣りの差ひあるよりの事故、其分米を以て分り出したる增步を取て、缺法の減步ともなしたる者也。斯る事迄も意を用ひて其末文をも書れ、然して其算術の事を書き誤られたるは、是只不圖したる筆先の誤なる事を知るべき者也。

○又云。一德四品の增減步數へ、其四品の分米を乘じて缺借の分米とはなる事なれども、其分米に合勺の差ひ出る事あり。是は下地の四田一德の步數と分米にも切捨、切上げあり、又一德四品となしたる步數と分米にも、又切捨、切上げあるよりの事也。人是を心得置べし。

○又云。上に、四田一石の定歩と一反の分米と、又一德四品の歩數と其分米をも出したるは、歩數の多少を以て缺借の增步減步を算し出し、然して後に其分米を乘じて、其算術の差へるや否やを量り見んとする用意の所爲なれば、人是を心得置てよ。

訂正御格式卷ノ五

目錄

△養民の法、六十一人八分と六十一人と六十人と五十九人の精説

○四季民役分配の次第

△古一人の五合扶持は本回シの升目なる事

△藁と糠を納めさする所以の精説

△民役の銀納となれる沿革の次第　附て其代銀定め

●追加　苗代歩積りの傳

△四田平均一反の苗代八歩の精算　但七尺坪の三百歩を六尺坪に直す時は四百八歩となる事にて其八歩は苗代なる事

附録

○六郡坪割の圖

【編者附錄】

御當國御格式檢地祕傳之書（原文）

訂正御格式　巻ノ五

新田目道茂謹訂註

○一徳四品十六段平均免の傳

○註に云。此平均免は、内外六徳には一徳四品の法を用ひ、共一徳四品を主として順逆八郷の法を用ひ平均免を制する處也。されば一徳四品に從て順制の上郷を四段の免とし、中郷下郷下郷も又同く四段の免とせる也。故に四々の十六段となり、又是を逆制勝地の法に變じては三十二段の制となる事也。扨此章目に平均免と書きたるは予が意を遺たる處なるが、是は二ノ巻にも既に云へる如く、成免とは平均免と云ふ事なれ共人は斯る事を辨へざる事故、平均免と云ふ事を常に云ひ習はせ、今より後、周く世の人に知らしめん迚の所爲也。さて、此三十二段の免は實によく平均したる者なる事は、十町順逆分配の條下にも云へる如く、四田の四百石を、其四田の總町反三十八町六反四畝四六五に分て平均する時は、一反の分米は一石三升五合となる者にして、順制の下郷一石三升

五合の法は是也。さて是を其大本として順逆八鄕の法となし、然して是に加ふるに、又內外六德の一德四品を以て平均せるなれば、此傳の大要旨は是平均(ならし)免(めん)と云ふ事にある者也。人よく是を思ふべし。

上段四品

○一石五斗　山川野三品一德　上の上
○一石五斗　居村民三品一德　上の上
○一石九升六合　田の四品一德　上鄕の法
合四石九升六合　免六ッ八分
○一石二斗一升一合　田の四品一德　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免七ッ
○註に云。右四石九升六合を六分して六ッ八分の免となる。但此六分は旣に云へる如く、三分して又二分する算術を合せたる法なる事を忘るべからず。勝地の法を用ふる時には、上鄕の法一石九升六合を取て勝地の法一石二斗一升一合を加へ、是を合せて六分する事同じ。以下も是に準じて知るべし。本文に六分の事を云はざるは、內外六德の辨なる五ッ六分の免の條に旣に是を云へる事故、略きて云はざる者也。さて此平均免の事をも、人は六ッ成、七ッ成など云ひて、何分(ぶ)と分(ぶ)の付

かぬ免をば皆幾ッ成と云ふ者と心得たるは、田免、平均免、六ッ成定免の三段を辨へざるよりの誤り也。此三段の事は既に云へる如くにして、六ッ成と云ふ事は六ッに成ると云ふ意の辭也。（ニナを反す時はナと成る事故、六ッ成とは云ふ事なり。）さて、六ッに成るとは則六ッに分る事也。平均免の六ッ、七ッなどは、六と七を乗ずる者にて分る者に非ざれば、六ッ成、七ッ成などゝは云はれざる事を知るべし。故に此御格式中六ッ成定免に限り六ッ成と云ひて、平均免には成（なり）と云ふ事を云はぬ者也。人よく是を辨へ置てよ。又物成と云ふ事も六ッ物成と云ふ意の事にして、六ッに分て其一を我が物に成す事也。（ニナの反しナにして、物成と云ふ辭になるは六ッ成と同義なり。）人是らの事をも心得置べし。

○一石四斗五升　山川野三品一徳　上の中

○一石四斗五升　居村民三品一徳　上の中

○一石九升六合　田の四品一徳　上郷の法

合三石九斗九升六合　免六ッ六分

○一石二斗一升一合　田の四品一徳　勝地の法

右勝地の法を用ふる則は　免六ッ八分

○一石四斗　山川野三品一徳　上の下

○一石四斗　居村民三品一徳　上の下

○一石九升六合　田の四品一徳　上郷の法
合三石八斗九升六合　免六ッ四分
○一石二斗一升一合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免六ッ六分
○一石三斗五升　山川野三品一徳　上の下
○一石三斗五升　居村民三品一徳　上の下
○一石九升六合　田の四品一徳　上郷の法
合三石七斗九升六合　免六ッ三分
○一石二斗一升一合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免六ッ五分

中段四品

○一石三斗　山川野三品一徳　中の上
○一石三斗　居村民三品一徳　中の上
○一石七升二合　田の四品一徳　中郷の法
合三石六斗七升二合　免六ッ一分

○一石一斗九升五合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免六ッ三分
○一石二斗二升五合　山川野三品一徳　中の中
○一石二斗二升五合　居村民三品一徳　中の中
○一石七升二合　田の四品一徳　中郷の法
合三石五斗二升二合　免五ッ八分
○一石一斗九升五合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免六ッ
○一石一斗五升　山川野三品一徳　中の下
○一石一斗五升　居村民三品一徳　中の下
○一石七升二合　田の四品一徳　中郷の法
合三石三斗七升二合　免五ッ六分
○一石一斗九升五合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免五ッ八分
○一石七升五合　山川野三品一徳　中の下

〇一石七升五合　居村民三品一徳　中の下
〇一石七升二合　田の四品一徳　中郷の法
合三石二斗二升二合　兎五ッ三分
〇一石一斗九升五合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　兎五ッ五分

下段四品

〇一石　山川野三品一徳　下の上
〇一石　居村民三品一徳　下の上
〇一石五升二合　田の四品一徳　下郷の法
合三石五升二合　兎五ッ
〇一石一斗七升六合　田の四品一徳　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　兎五ッ二分
〇九斗二升五合　山川野三品一徳　下の中
〇九斗二升五合　居村民三品一徳　下の中
〇一石五升二合　田の四品一徳　下郷の法

合二石九斗二合　免四ッ八分
○一石一斗七升六合　田の四品一德　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免五ッ
○八斗五升　山川野三品一德　下の下
○八斗五升　居村民三品一德　下の下
○一石五升二合　田の四品一德　下郷の法
合二石七斗五升二合　免四ッ五分
○一石一斗七升六合　田の四品一德　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免四ッ七分
○七斗七升五合　山川野三品一德　下の下
○七斗七升五合　居村民三品一德　下の下
○一石五升二合　田の四品一德　下郷の法
合二石六斗二合　免四ッ三分
○一石一斗七升六合　田の四品一德　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免四ッ五分

下段四品

○七斗　山川野三品一德　下の上
○七斗　居村民三品一德　下の上
○一石三升五合　田の四品一德　下鄕の法
　合二石四斗三升五合　免四ッ
○一石一斗五升三合　田の四品一德　勝地の法
　右勝地の法を用ふる則は　免四ッ二分
○六斗五升　山川野三品一德　下の中
○六斗五升　居村民三品一德　下の中
○一石三升五合　田の四品一德　下鄕の法
　合二石三斗三升五合　免三ッ八分
○一石一斗五升三合　田の四品一德　勝地の法
　右勝地の法を用ふる則は　免四ッ
○六斗　山川野三品一德　下の下
○六斗　居村民三品一德　下の下

○一石三升五合　　田の四品一德　　下鄕の法
合二石二斗三升五合　　免三ッ七分
○一石一斗五升三合　　田の四品一德　　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免三ッ九分
○五斗五升　　山川野三品一德　下の下
○五斗五升　　居村民三品一德　下の下
○一石三升五合　　田の四品一德　　下鄕の法
合二石一斗三升五合　　免三ッ五分
○一石一斗五升三合　　田の四品一德　　勝地の法
右勝地の法を用ふる則は　免三ッ七分

右十六段の免は、勝地の町反に變ずる則は又三十二段となる。大概一德四品に從て順逆の制を顯はす者也。順行の極免六ッ八分、逆行の極免七ッとす。又三ッ五分、三ッ七分は順逆の終免也。是四重本末の法なり。蓋、山川野の德勝るゝ則は居村民の德劣り、居村民の德勝るゝ則は又山川野の德劣る者也。六德を齊しふする事能はざるは天の常也。上中下下の四段を兼て其地の鄕村に勘校し、然して地の勝劣、德の多寡を撰み、其の一段地の鄕村を分けて四ッと爲す。然して應に其免を剪るべし。若し其德を

違へざれば免を同ふす。然らざる則は次第に分け劣らす。故に六ッ成の定免を三十二箇の制となす。斯くの如き則は其制盡る事無けれ共、餘は是に准じて知るべし。若し一德の用滿ち足て他郷に勝るゝ則は加免となすと云へ共、其制七ッ五分に過ず。又、三ッ五分より劣るは無し。是を當國の制とす。然れ共又四重の制に預らざる山谷の地、或は甚しき濕燥の地、甚しき災殃の地に於ては、此制に拘はらずして其地の式に從ひ、然して其法を施す者也。

○註に云。大概一德四品に從て順逆の制を顯はすとは、大概は一德四品に從て四々の十六段とは成したる者の、只夫のみには非ず、一德四品缺借の法に仍て順逆の制をも顯はしたる者也と云ふ意也。缺借の法は、百歩の地を缺て減らすと、借て增すとに活用のある事にして、缺法は上段より下段迄段々下りに缺法し、借法は下段より上段迄段々と上りて借法する事也。此順逆八郷の法も、順制と逆制と、田の四品一德一石一斗二升五合の定法より、減らすと增すとに活用のある事にして、順制の町反を逆になし、上田を下田に變じ上郷を下郷に變じたるは、缺借の順逆すると同じ道理也。さて順逆三十二段の免なるが、順制の極免を六ッ八分、終免を三ッ五分、逆制の極免を七ッ、終免を三ッ七分とし是を本末四段の限りとする事にて、其譯は、極免の一德四品は皆上段、終免の一德四品は皆下段なる故、極免は六ッ八分と七ッにて盡き、終免は三ッ五分と三ッ七分にて盡きたる事也。此四段にて本末の限りは盡きたるなれ共、實地に至ては六德の齊しからざる事天の常理にて、上德

のみ揃ふべき様もなく下徳のみ揃ふべき事なれば、本末の間にては、其免様々に動きて此三十二段には限るべからざれ共、餘は是に准じて知るべき事なりと云へる也。さて其郷村を上中下下の四段に校り定め、然して此順制と逆制と八郷の法を以て地の徳の勝劣を撰び、又他の徳の多寡をも撰て、其一段地の郷村を又四ッに分けて免を剪るべしと也。さて初めに、先づ其郷村を上中下下の四段に校り定るに如何にして校り定ると云ふに、其一郷の一體に付たる六徳を以て、四段の內なる一段に定め置、然して又其一段の內にて、田の徳をも順制の四段と逆制の四段に撰び分け、內外の六徳をも、一徳四品の四段に撰び分けて免を剪る事にて、其法の三十二段は前に見えたるが如し。然れ共、若し又其徳を差へざる鄕村あれば一郷其免を同ふし、又其四段のみにも限らず徳の同じからざる郷村あれば、何段にも、次第に其免を分け劣らすと也。本文に地の勝劣とあるは、上に云へる如く田の徳の事なれば、濁りて地の勝劣と讀むべし。（地の字濁りて讀べき事の譯は、地の徳四品の條下に精しく云へる如し。）されば徳の多寡と書るは又六徳の事也。人是を心得差ふべからず。さる事共故、上に勝地の法とあるをも勝地の法と讀むべき事を知り、又此勝地と云ふ名目は、田の四品一徳一石一斗二升五合の定法よりは、勝れたる法なるより云ふ事なるを知るべし。さて又一徳の用滿ち足るとは、一の秀徳有て、其用一郷に滿ち足て他郷に勝れたる事にして、然る時は是を加免の法とする事也。其法は、次に見えたるが如し。加免と云へ共其制七ッ五分に過ぎず、三ッ五分より劣れる者なしと有て、七ッ五分の

免は次なる加免の傳に出て其如くなる事なれ共、此七ッ五分の免は、田法四六と云ふ事の大本なる者也。其事長ければ、別に田法四六精術と云ふものを著して精しく是を云へり。見て知るべし。四重の制に預からざる山谷の地云々とは、山谷なる極下の地にして、一段の地を又上中下下の四ッに分る事も能はず、又、必三ッ五分を限り共成し難き甚しき濕地、又は燥地、或は甚しき災殃の事も年々定式の如くにある土地の事にして、然る土地に於ては此制に拘はらずして、其地の模様に従て、三ッ五分の以下にも免を剪るべしと云ふ事なり。さて其地の式（ふり）とある式の字は、既に云へる如く、様（ふり）の字義に用ひたる者也。人是を思ひ誤るべからず。

○訂に云。本書には、六ッ八分の定免を三十二箇の制とする由にある事なれ共、六ッ八分の免を定免と云ふべき所以なく、又六ッ八分の免を、三十二箇の制となす由に云ふべき所以も更になき事也。是に仍て是を考るに、六ッ八分の定免とは六ッ成の定免と云ふ事にして、成の草書（原本草體なり）（成）と様に有けんを、八分の二字に誤りたる者に疑ひなし。六ッ成の定免を三十二箇の制となすとは、田免四分一の貢法を上下せしめて、三十二箇の制となす者ぞと云はんが如し。其譯は、六ッ成定免の法は田免の四分一より起りたる者にして、其四分一へ平均免の六ッを乗じ是を六ッ成定免の六に分る時は、共法戻て、元の田免四分一となる法術の者なれば也。故に予は六ッ成定免と改めたり。又、四重の制に預からざる山林。の地とある林の字も、聞え苦しき事なるに依て考るに、是は林の草書（原本草體なり）（林）は谷

の字と似たる所あるを以て、山谷を山林と誤り書きたる者なるべし。山谷の地としては好く聞ゆる事也、故に是も山谷と改めたり。又實に濕燥云々とあるも、甚しき濕燥云々として聞え易く、是も字形の似たる處あるよりの誤りなるべければ、甚しき濕燥云々と改め補ひたり。

○加免五箇の傳

○諸材、雜木多く、茶園、藥園、漆、楮、桑畠等ありて綿帛豐に、或は紅花、藍なども其地に生ずる事あり。而して是を諸方に遣て民用滿足る則は貢に償つ。

○註に云。諸材とは家作、其外器物等にもなるべき木の類を云ひ、雜木は薪炭を第一として、總て雜事に用ふべき木の類を云ふ。茶園、藥園の事より桑畑の事を云へるよりして、綿帛の豐なる事をも云へる也。綿は眞綿、帛は絹類の事にして、是は桑畑に付たる養蠶の德也。さて其地より生ずる諸物總て一ト方ダの產物となり、諸方に賣さばき、其の利用民に滿足る時は加免とする事也。償は字書に當也とあり、されば貢に償つと訓むべき事也。田德の外にも餘德あれば是を貢に償て取る事也。常の如く償ふと人は訓む事なれ共、償ふと云ふ時は、有るべき筈の物が無き爲に是を償ひ出す事と成て、理り少しく差へる事也。

○大川他鄕の通ひを得、貢物の運送、或は涉し舟、船泊り、或は漁獵の事有て鄕村賑贍する則は貢に償

つ。

○註に云。大川有るに付他鄕への通ひを得、貢物は勿論、其外諸物共運送して舟渡しの往來しげく、又貢物を其處より舟積みして城下へ運送する往來の泊り舟もあり、又漁獵の事なども有て、鄕村其利德を得て賑ふ時は加免となす事也。

○訂に云。本書には他鄕を他邦とある事なれ共、他鄕の誤りに疑ひなし。此條は、一國中にて貢物運送の便利なる舟場を云へる者也。他邦の通ひを云へるは次の條にして、一國中の通ひと他邦の通ひど兩條に云ひ分けたる其理明かなる事也。依て予は他鄕と改めたり。

○江湖海川、船著きの津湊、或は漁獵の事他方に勝れ、賣買其利を得る則は貢に償つ。

○註に云。江、湖、海、川の四ッを並べて、廣く諸國通船の場處を云へる也。川は無く海のみにして船着の場處もある事にて、是を間とは云ふ。御當國にては戶賀、舟川など是也。總て船着の津湊は交易賣買の利を得る事大い也。或は又、漁獵の事他方に勝れて大いに其利を得る時は、共に是を加免とする事也。

○牛馬充ち市鄽多く、賣買豊にして人迹繁多の地たる則は貢に償つ。

○註に云。抑加免五箇の傳は、內外六德の秀德を撰べる者なる事は末文にも見ゆる如くにして、此條は居德の上德を云へる者なるが、獨り居の上德のみに非ず、居村民三德の上德を兼たる者也。牛馬

の充たるにて田畠の豊なる事をも知るべく、是村の上德也。市鄽多く、賣買豐にして人迹の繁多なるを以て居の上德、又民の上德たるをも知るべし。さて、市鄽多きより人迹の繁多なる迄の事は皆是居の上德也。民德は、城下を放れず、道路平かにして貢物運送の勞なきを第一とする事なるが、人迹の繁多なるを以て、道路の平かなると城下を放れざる地なる事も押て知るべき者也。斯く、内の三德兼備はりたる事故是を秀德の加免とする事也。

○訂に云。本書に人迹を朕迹とあるは、音の近きより、筆者のフト紛れ誤りたる者なるべし。字形に於ては甚相違の事なれ共、是は前條に、漁獵の事他方に勝れ云々と書きたる事も有て、此勝の字に意を引れ朕の字の形は出たる者と思はる。故に予は人迹と改め補ひたり。

○百工の事を爲すこと有て、是を諸方に遣て衣食を備へ、鄉村賑贍なる則は貢に償つ。

○註に云。百工は諸職人也。事を爲す事有るとは其業體を爲竟せる事也。さて其細工物を諸方に賣さばき、是を以て衣食をも備へ鄉村賑ふ時は加免とする事也。

右五箇條は所謂る内外六德の秀德なる者にして、耕德に比べて民用の助と爲すべし。其財太いにして民を扶持する則は必民聚る。又財用偏ねからざれば民多からず。爰を以て民數を算して德の淺深を知る。故に鄉村の民數を總べ其町反を以て是を分る則は、田一町の養民凡六人にして、一反には六分に當る。是を、田の民を養ふ定數と爲す。若し六分に過る則は、其餘る處是を四に分て分米となし、内外田

の三德に合せ加免として貢を勸む。養民の多寡に從て以て民の潤德を知るは、實に是檢地の大要なり。其法左の如し。

○田一反　此養民九分　一町には九人、十町には九十人。是を定數の六十人に宛る則は三十人の過養也。然る則は是を免に加へて貢を勸む。

内六分　田の養民定數なり。是を四に分る則は一反の分米を知る。故に過養の民數を四に分て分米となす者也。

同三分　潤財の養民

此分米七斗五升

○註に云。上なる本文の趣は聞えたる如くなるが、民數の多寡に從て鄕村の財利を量るは、實に檢地の大要と云ふべし。さて一鄕の民數を總べ是を一鄕の總町反にて分り、其養民一町に付凡六人を定數とし、其定數に過たるをば潤財の養民として、是を四に分り其分米とする事なるが、其算術の譯は、定法の養民六分を四に分る時は一石五斗となる事にて、是上田一反の分米也。されば此法に從て、過養の民をも又四に分て分米とする事也と示せるなり。是にて其算術の譯も聞えたる事なれ共、尙も又精く是を云ふ時は、上田の斗代一石五斗を養民の定數六分に分れば、養民一分に付其分米二斗五升に當る。故に養民四分にて下田の斗代一石となる事也。其元は此下田一石の一の商

より起りたる事にして、民數を四に分て其分米となるは此故なるをよく知るべし。

○又云。田一反の養民を九分として、定法の六分に宛て潤財の養民を三分となし、然して是を爰に出したる其所以は、加免と云へ其共制は、七ッ五分に過ざる事となしたるに據れる者にて、潤財の養民三分の分米七斗五升を加へて、七ッ五分の免となる算術は次に出したるが如し。又、一反に九分として十町には九十人なる由を殊更に此條にて斷りたる其所以は、次の條なる養民の傳に、平均高百石の養民を五十九人の大積りとなしたる、其大積りと見合せの爲也。是らの事をも心得置べし。

○又云。養民六分の定法は耕夫の法より起れる事にして、内外六德の辨なる末文に、一夫の耕す處田三反畠三反と有て、一夫の耕地田畠を合せて六反とせる也。故に一夫を六反に分る時は一反の耕夫一分六六に當る、是を一反の三百歩に分る時は一歩の耕夫五五三三に當る。是を當制裡の法なる一反の四百歩に乘ずる時は、四百歩一反の耕夫二分二餘に當る。此二餘の處は切捨て一反の耕夫をば二分と定め、是に副ふべき父母妻子の四人を四分とし、是を合せて六分とは量り定めたる者也。さて一町には六人の養民にして、是父母兄弟妻子の六人にて、是を一家の口數とはする處也。然して二人の兄弟は耕夫にして、弟は未だ妻子のなき者として量り合せたる者也。人よく、此一家口數の事を辨へ置くべし。凶年飢歳の時などには必ず用ある事也。爰に六郡坪割の圖と云ふ者あ

り。是は此御格式の事に皆引合ふ事共なれば、是はた政光主の物されたる者ならんと思はる。其坪割の圖へ書き記したる事の内に、六郡總村凡八百五十ヶ村、此家數五萬九千五百戸、但一村七十家、此人數三十五萬七千口、但一家六人とあり。又天保四年の大凶に依て御領中の總人數を調べたる時に、總人數四十三萬五千二百六十二人、内六郡の民數は三十六萬九千四百八十一人なり。（内三萬九千三百五人は雄勝郡、五萬千七百三十八人は平鹿郡、八萬五千七百七十七人は仙北郡、二萬四千七百二十四人は川邊郡、十二萬六十一人は秋田郡、四萬七千八百七十六人は山本郡也。）慶長と天保と二百年餘をへだちたる事なれば、人數も殖たる事なるべけれど、天保の調べは、其人數に向て食物を上より渡されたるなれば、下にては少しく其人數を增して書き出したらんと思はるゝ譯もある事なるが、何れにしても、古今共大數差はざるを見るべし。されば、平均一家六人の口數と量り定めたるは動かざる事也。

○訂に云。本書には、養民の六人定法に過て餘る處を四に分て反米となす由にあれ共、反米とは上田なれば一反三石六斗、下田なれば一反二石四斗と、其一反に付たる定りある處より反米とは云ふ事なるを、爰は一反に付たる定りを云ふ事に非ざれば、反米と云ふべき處に非ず。されば反米は分米の誤りに疑ひなき事故、分米と改めたり。

○一石二斗六升七合　　山川野三品一徳（山上、川中、野下）

○一石三斗五升　　居村民三品一徳（居村各上、民下）

○一石一斗五升三合　　田の四品一徳勝地の下郷

○七斗五升　　潤德の加免

合四石五斗二升

此成リ免七ッ五分

○註に云。右四石五斗二升を、例の三分二分の合法を以て六分する時は、七ッ五分二厘三毫となる。厘毫は例の切捨たる也。六分する事も切捨る事も本文に云はざるは、皆既に云へる定法の事故、略きて云はざる者也。さて又此七ッ五分の免、爰には斯く一德四品と順逆八鄕の法を用ひて制したるなれ共、前文に云る如く、七ッ五分に過ぎざる事となしたるには其故ある事にして、其實法は、內外の六德も田の四品も、皆上德の一石五斗となしたる者也。さて山川野三品の一德一石五斗、居村民三品の一德一石五斗、田四品の一德一石五斗、合て四石五斗を六分する時は七ッ五分となる事也。內外六德、田の四德、都合十德なる者の殘り無く上德なる時は其免七ッ五分なれば、是より上るべき免の無き理り也。又三ッ五分を下免の限りとせるは、十德殘りなく下德の七斗にて三ッ五分となるよりの事也。

○當制高百石の養民五十九人の傳

凡農民の食一日七合半とす。有業の日は二合是を増す。一年三百六十日の五分一是を取る則は七十二日、是を無業の日とし、二百八十八日は有業の日也。此定めは古法に據る處也。養老元年行基民食を制す。一夫一日一升二合、一民は七合半、是當制に稱ふ者也。一年の民食三石二斗七升六合を以て一反の作徳民領二石二升五合を分る則は、一反の養民六分一八に當る。田の四品を總て是を平均する則は、大概高百石の養民五十九人たる者也。

○註に云。一年の無業有業日積りの事古法に據りたる由なるは、行基の制法に據りたる事と聞えたり。無業七十二日の數は七十二候の數に據りたる者にして、其の無業の日數は極月と正月にて六十日、殘り十二日は霜月へ掛ての事也。さて、如何なる故にて極月と正月と、霜月へ掛て無業の日數とすると云ふに、抑如月、彌生など云十二箇月の名は皆農業の事に付て云ふ名なるが、霜月に至りては漸くに其農事を爲し竟て、極月、正月はいよ〳〵無業にして休足する月なれば也。さて其月の名のことを一渡り云はゞ、正月は本月の義にて（モトツを反す時はムとなるなり）一年一周して其本の初に返る意の名也。如月は耕更耕の義にして、去年の春耕たる田を更に又耕直す事にして、此月より農事へ掛り初る月也。彌生は稍生の義にして、苗の稍生出る月なれば也。四月は植月の義にして田畠の物を植る月也。五月は早苗月の義にして、早苗を專らに植る月也。六月は水引月の義にして、田へ水を引く事を專にする月也。（ナとマは連聲にて通ふ事也。）七月は穗見月にて、出穗を見る月也。（フとホは通音なり。）八月は穗赤熟月

の義也。（ホアカを反す時はハとなるなり。）九月は稲刈月の義也。十月は神嘗月の義にして、新稲を神へ奉り、己れも喰初めて祝ふ月也。十一月は領月の義にして貢に納め竟て、其作徳を、民の吾が物に領る月なれば也。常に霜月と書くは借字也。（モとムは通音なり。）十二月は終月の義にして一年の終りなれば也。終りの事を古言にシハとは云へる也。ス。は月の義にして、キ。を略きッ。なるを、連聲故轉じてス。とは云へる也。

さて行基の民食を制したるとあるは釋の行基也、此人は養老年間の人也。（欄外註。人皇四十五代聖武天皇の御宇、吉備公、僧行基、泰澄三人に勅して、天平七年より同十七年に至る迄十ケ年の間、諸國の郡郷、邑里、村巷を定撰せしむ。東國は泰澄是を制し、駿河より中國迄は行基是を制し、中國より西國は吉備公是を制す。此比には此人々斯る事を物せし也。養老、神龜、天平と續る年號也。）一夫一升二合とある一夫は、玉篇に、庶人往レ役曰レ夫とある如く、民の、上の爲に役はるゝを夫と云ふ事にて、其役はるゝ時には米一升二合取らする事也。常には七合半の食と定めたる事にして、常制は是に稱へると也。有業の日は二合增して九合半とし、一年の民食都合三石二斗七升六合と積りたる也。さて是は所謂ル本回シの升目なる事故、是へ定法の一一を乘ずる時は三石六斗三合六勺の輕升となる事にて、大凡、一日一升の積りとなしたる者なるを知るべし。一反の養民六分一八にして、百石には五十九人なる其由の註說は、後に云ふを見るべし。

○三百六十日　　一年の大數

内七十二日　　柔業の日

此民食五斗四升　　一日七合半

同二百八十八日　強業の日
此民食二石一斗六升　一日七合半
同　五斗七升六合　増食一日二合
合三石二斗七升六合　一年の民食
○田一反　此生米三石六斗
内九斗　凶備
但
内六斗七升五合　民領の凶備
同二斗二升五合　入貢の凶備
殘二石七斗　作德分配米
内六斗七升五合　入貢
同二石二升五合　民領
○註に云。此田一反とあるは、四田平均の四百歩一反也。故に上中下下の品を云はず、啻に田一反とは書る者也。さて又此分配の九斗とあるは凶備にして、六斗七升五合とあるは入貢也。然るを本書に誤て九斗を入貢とし、六斗七升五合を凶備としたる也。是は樋渡某が淸書せる時よりの誤と見えたり。此三石六斗分配の事は御格式中一大事の要處なるを、樋渡某旣に是を辨へず、三石六斗

の四分一なる九斗故入貢ならんと思ひ誤り、入貢と凶備の斷りを前後に記したるよりして、天和二年以來百六十餘年、人又是に惑亂して田法の大事を辨へ得ずして、久しく國家の大本を失ひたるは歎息の事共也。予、其誤なるを辨へ得たるを以て九斗を凶備と改め、六斗七升五合を入貢とは改めたる也。さて又、其凶備九斗の內にも入貢と民領の二ッに當る處を仕分け、又、其の九斗を引き殘りたる處の二石七斗を出したる。是らは皆、人の辨へ易からん事を思ひて補ひたる也。さて此三石六斗は四田平均の四百歩一反なる事故、入貢は又四田平均の定法三百歩一反の算術を以て積り出したる者也。其入貢平均の算術左の如し。

上田三百歩一反の生米三石六斗　一歩に付一升二合　此四分一入貢九斗

中田三百歩一反の生米三石一斗二升　一歩に付一升四勺　此四分一入貢七斗八升

下田三百歩一反の生米二石四斗　一歩に付八合　此四分一入貢六斗

下々田三百歩一反の生米一石六斗八升　一歩に付五合六勺　此四分一入貢四斗二升

入貢合二石七斗　此四田平均六斗七升五合

當制裡の法は四百歩となしたる者なれ共、表の法は、三百歩一反として其生米の四分一を入貢とせるなれば、四田平均の入貢は此六斗七升五合なる事也。さて又九斗は凶備なる其譯は、四田平均の生米三石六斗を四分して其一の九斗を凶備とし、其三の二石七斗を分配米とせるにて、凶備の九斗

を三年合せて分配米の二石七斗となる。是、三年耕して一年の食を得るとは此事也。然して又其分配米を四分して、其一の六斗七升五合を入貢とし其三の二石二升五合を民領とせる處は、四六の定米分配の法に稱はせたる者なるが、其入貢六斗七升五合は、上に算し出せる如く四田平均三百歩一反の入貢六斗七升五合にして、其算術の動かざる處を見るべし。又凶備九斗の内、六斗七升五合は民領の凶備に當れる事にして、是を三年合せて民領の二石二升五合となり、同二斗二升五合は入貢の凶備に當れる事にして、是を三年合せて入貢の六斗七升五合となる事也。又民領の凶備六斗七升五合と入貢の六斗七升五合と同數なるは、四六の定米分配の法に、定米二石四斗を四分して凶備と入貢を六斗の同數となしたるに稱へる者也。さて此分配の法は、總て四六の定米分配の法より出たる事なるが、彼の法は定米を四分して其二の一石二斗を民領とせるにて、民其家を養ふとはあれども、實は一石二斗を以て其家を養ひ難き事なり。當制は凶備を引、殘りを四分して其一を入貢とし、其三を民領とせる者なれば、此貢法は五分三三三の一に當る事にて、他に比類なき輕稅の法なるを辨へ知るべし。然して其凶備の法は古聖人の道に稱へる者にて、檢地大意の文にも云はれたる如く、禮記の王制に、無二九年之蓄一曰二不足一、無二六年之蓄一曰レ急、無二三年之蓄一曰三國非二其國一也、三年耕必有二一年之食一、九年耕必有二三年之食一、以二三十年之通一雖レ有二凶旱水溢一民無二菜色一とある事にて、四田平均三石六斗の生米となし、其四分一の九斗を凶備とし、三年にして作德分配米の

二石七斗と成て、一年の食を得る事となしたるは此本文に據れる事也。されば此分配の法に於ては、所謂ル青は藍より出て藍より青し共云ふべき事ならんか。

○又云。一反の養民六分一八の法は、上の本文に見えたる如く、一年の民食三石二斗七升六合を以て民領の二石二升五合を分る時は、其養民一反に付六分一八に當る事也。定法は六分なるを、一八過ぎても養はるゝに足るは、當制の法方いよいよその宜きを得たる處を見るべし。さればこの六分一八の算術に從て、更に又養民の一法を制して民數を增し、十町には六十一人とし、々是を田の四品に平均して、高百石に付五十九人の當制養民の定數とは爲し、是を以て又四季民役の法をも制したる者也。さて又此五十九人の養民平均の法を以て、高百石の平均生米三百六十石の分配を精く算する時は左の如し。

三百六十石　　　裡の法四百步一反四田平均高百石の生米

内六十七石五斗　　　表の法三百步一反四田平均高百石の入貢

同百九十三石二斗八升四合　　五十九人の民食

同二十二石五斗　　　入貢の六十七石五斗に當る凶備

同六十四石四斗二升八合　　民食の百九十三石二斗八升四合に當る凶備

同十二石二斗八升八合　　　民の餘米

當制は高百石に付、男女老少を總て五十九人を養ふとある事なれ共、皆壯夫と見て民食を積り斯くの如く餘米のある事なれば、尙此外にも餘米のある事を知るべし。又凶備とは云へ共、入貢の凶備に當る二十二石五斗は民の物に非ざる事故、是も餘米に准ずべし。若し今予が算せる如くならず、又予が云ふ如くならずして餘米と云ふ者更になく、民領は皆民食となり、凶備は凶備と成てある事ならんには、民、何を以て家宅を作り衣服を製し、然して又一家一年の渡世を爲す事とせん。凶備と一年の食のみ有て濟む事に非ず。人よく予が算せる處を見て、政光主の意を盡されたる程を思ひ辨ふべし。本文なる分配の九斗を凶備とし、二石二升五合を民領とし、是を六分一八の養民食用とせるは、予が上に算せる如きの事を量り籠めたる者也。又民食に當れる凶備の六十四石四斗二升八合、是も三年にして必凶年のあると云ふにもあらねば、民の融通となるべき事也。されば四六の定米分配の條下にも云へりし如く、凶備は廣く一國中にあるべき事にして、是を量り知るは田法の肝要也。

○又云。養民六分の定法は、耕夫の法より起れる由の事は加免の傳七ッ五分の條下に云へる如く、又耕夫一分の耕地は百八十歩に當る事の由は、三ノ卷斗代の起りの條下に云へる如くなるが、當制裡の法四百歩一反の耕夫を二分とする時は、耕夫一分に付耕地二百歩となる事にて、古法よりは耕地二十歩の過となる。然る時は耕夫に其の勞を增し、若しくは又、其耕夫の手にも餘るべき事ならん

かと思ふ人もあるべけれど、是は二分の耕夫に副ふべき父母妻子の四分も、更に耕地の事には預らずと云ふにも非ずして、耕夫の手傳はする事なれば、夫れらをも量り合せたるもの也。民領を古法より多く增したる丈に、耕地の法も少しは增すべき事を思ふべし。さて、當制の凶備を引殘りたる處の民領二石二升五合を、當制の耕夫一分の耕地二百歩に分る時は、耕地一歩に付四田平均一升一勺二才五の分米に當る。又民領の二石二升五合へ凶備の九斗をも加へ、二石九斗二升五合として耕地の二百歩に分る時は、耕地一歩に付、四田平均民の分米一升四合六勺二才五に當る。又入貢の六斗七升五合を耕地の二百歩に分る時は、耕地一歩に付三合三勺七才五の分米に當る事也。人是らの事をも心得置て、當制の輕税なる處を知るべし。

○上田六町六反六畝六六六二十歩　高百石　此養民四十一人

○中田七町六反九畝二三三七歩　高百石　此養民四十七人

○下田十町　高百石　此養民六十一人

○下田十四町二反八畝五六六十七歩　高百石　此養民八十八人

町反合三十八町六反四畝四六五十四歩　高合四百石　養民合二百三十七人

右二百三十七人を田の四品に分る時は、高百石に付民數五十九人の定數となる者也。行基養老年中の制は、一町より禁庭へ傭夫十人を出さしむ。古の一町は三千六百歩也。當時の一町は三千歩故、田の四

品是を總て其步數は十一萬五千九百三十四步也。是を古法一町の三千六百步に分る時は、傭夫三百二十二人となる。然る則は當制に過る事八十六人也。傭夫の數古法に及ばざるは、是一反の生米多少に依る處也。當制は男女老少を總て、高百石に付五十九人を養ふ者也。もし仂扶ある時は民聚て其數を增すべし。然る則は六分を定法として、是に過るを加免の法とす。凡そ夫は耕耨を勤め、婦は蠶織紡績を業として飢寒の愁を除く。故に民力を用ふる一年の法を四日とす。是を四季民役と名付く。然る則は五十九人の民役、一年の四日には二百三十六人なる者也。是古制に從て其役を定る處也。

○訂註に云。本書には一町二反より傭夫十人を出さしむと有て、其步數を四千三百二十步として算したるは差へる事也。一町二反と云へるは、古法の一反三百六十步の一町を、當時の三百步一反に直して一町二反と云へる者也。然る時は其步數を算し出すには、其一町二反に當時の三百步を乘じて三千六百步となすべき事也。然るを、當時の町反に直したる一町二反に古法の三百六十步を乘じて四千三百二十步也と云へるは、是政光主の不圖したる其時の誤り也。さて其誤りなる其證は、令の田令に凡田長卅步廣十二步とある事にて、十二步へ卅步を乘ずる時は是三百六十步にて是一反なれば、一町は三千六百步なる事也。然して同じ賦役令に凡正丁歲役十日と有て、此十日とは十人の事なるが、一反には一年に一人、一町には一年に十人役はるゝ事にして、本書の、古法禁庭へ傭夫十人を出さしむと云へるは此事也。故に今予は、令の本文に據て政光主の誤を正し、此本文を

改る處也。さて當時の一反は三百歩故、上なる四田の町反三十八町六反四畝四六五へ三百歩を乗じて、十一萬五千九百三十四歩也。古法の一町三千六百歩に付傭夫十人なる事故、三千六百歩を以て右四田の歩數を分る時は、其の歩數に當れる古法の傭夫數出る事也。さて其傭夫數は三百二十二人にて、當制の民役二百三十六人に宛る時は八十六人の過なり。傭夫數の古法より不足なるは一反の生米多少に依たる事にして、古法は一反三百六十歩なれば歩數に六十歩の差ひある事にして、生米も其れだけ當制は少なき事故、傭夫の法を劣らしたる者也と斷りたる事なれ共、是は表の法三百歩一反の上より云へる事にて、裡の法は又四百歩一反なるに其民役は二百三十六人なれば、是を其四百歩一反の一町に當て五人九分也。されば、古法よりも尚劣て輕き賦役の法なるを知るべし。

○又云。本書に若有二仂扶一則民數聚而夫耘レ之耕レ之云々と有て、仂扶とは餘りある扶持と云ふ義にして、米穀貨財の餘りある時は、五十九人定數の外にも民の來り聚ると云ふ意にして其事は聞ゆれ共、其聚りたる民の、是を耘り是を耕す如く云へるは聞えぬ事也。抑仂扶と云ふは、定法の外に民を扶持する貨財の餘りある事にて、養民の五十九人には高百石の耕夫も備はりてある事故、新たに來り聚れる民の手を以て、更に又耕し耘るべき謂れなき事也。されば、民の聚る由に云へる其下には決めて缺文ある事也。其缺文の趣を考ふるに、民數の定法に過たる時には仂扶ある事を知て、加

免の法を施すべき事を云はずしては叶はぬ處也。故に予は、本文に加免の事を補ひ加へたる也。

○又云。養民の法は、民領米の二石二升五合なるに依て算する時は十町に六十一人なれ共、是を又田の四品に平均すれば百石に五十九人となる事なるが、定法は六十人と立たる事故、其法に從て過養の民を量る時には六十一人の一人を減じ、五十九人に一人を增て六十人とはせる也。又民力を用ふる傭夫の時には、一人を減じて五十九人となしたる也。然して其民食は又、六十一人八分迄を養ふに足る事となしたる者也。人よく是らの事をも辨へて、政光主の意を盡されたる處を見るべし。

○四季民役分配の次第

○二百三十六人　高百石

内九十人　竈木十釜　此夫米九斗

同三十人　春垣　此夫米三斗

同四十人　夏萓一萬把　此夫米四斗

同四十人　冬垣　此夫米四斗

夫米合二石

同三十六人　詰夫

外に馬三十四

右は納貢米凡六十石とする則は、夫米二石を民に免して五十八石を入貢となす。詰夫は自扶持是を勤む。後年は役銀納めに及ぶべき者也。若し詰夫三十六人、馬三十匹役はしむる則は、夫米九斗六升入貢より割いて是を免す。外に藁百三十九、糠五斗入三十俵是を納めしむ。

○訂註に云。本書には夫米共扶持米共云て共に同じ事の如くに記したれ共、然らぬ事也。上に出たる養老年中の制一夫一升二合と云へる事の如く、夫米とは、民を夫に役ひて其傭ひ代に取らする米の事也。故に一夫一升の積り也。扶持米と云へば飯米の事にて別也。口米の條に、口米三石六斗の事を二人の扶持方に當るとあるを以て、一人五合となしたる古よりの定めなるを知るべし。されば政光主の誤て混じ書れたるには非ず、後人の誤て混じ書る者に疑ひなし。されば今は、扶持米をば皆夫米と改めたり。序に云ふ事あり。古の一人五合としたる扶持米は本回シの升目にて、是に定法の一一を乗ずれば五合五勺となる事也。然るを他國は知らず、吾が秋田にて今は輕升の五合とは成たる也。（欄外註。天保二卯年菊地啓左衞門存し付申立にて、百姓町人の御扶持一同輕升とは成たる也。此比迄は諸郷の御藏元回シにて渡されたる處も有し也。此時輕升と定められたるにも、御格式の事など心得て御勘定奉行の申合たるにや、心元なき事也。）

○註に云。詰夫には夫米を記さずして、末文に、詰夫と馬を役ふ時には夫米九斗六升を取らする由にあるは、是毎年の定役に非ず、臨時の民役なれば也。又詰夫は自扶持是を勤むとあるは、詰夫三十

六人に限り自分賄ひする事の如くに聞ゆれ共、是は、春垣、冬垣の定役には夫米積りのある事なるが、詰夫は臨時の役にて夫米積りも無き事故、それに付て斯くは云へる者にして、此方へ來て役はるゝ事なれ共賄は自分にてする事にて、其代りには又夫米を取らする事也と云ふ意にして、春垣も冬垣も夫米を取らする事故、賄は同く自分にてする事也と云ふ意を響かせたる者也。さて又、詰夫と馬を役ふ時の夫米九斗六升より詰夫三十六人の三斗六升を取れば、殘り六斗にして、馬三十四の一匹に付二升に當る事なるが、是は又、必馬には付副ふ人もあるよりの事と知るべし。

○又云。藁と糠を納めさする所以は如何んと云ふに、馬の飼料にせし事也。政景日記元和五年二月十四日の條に、横手御米藏にて糠、藁、繩算用あり。馬一匹に付一日に糠一升五合づゝの由。（本書には一斗五升づゝとあれ共、多きに過たる事にて疑ふべし。されば一斗五升は一升五合の誤りならんと、今は爰に改め記す處なり。）藁一〆、馬二匹に一日に飼候由云々と見え、又黑澤多左衛門元重が書る檢地覺書と云ふものに、高百石に付ての摺糠と藁は、馬一匹一年の飼料に不足なしと云へる事も見えたるが如し。又藁と糠を以て其年の其稻の出來不出來を見て、貢米に僞りの出ざる法と爲したる者なるべし。さる故ある事なればこそ、本文に、藁と糠をば代銀納めとなすべき事に云はぬ也。然れ共後には、藁も糠も皆銀納の法とは成たる事なるが、實は、政光主の意には叶はざる事なるべし。さて又、今御國にて糠に駄賃と云ふ諺のあるも、此糠納めの事より出て世に殘りたる者なるべしと、予は又例の、斯る事に付ても感慨の意をいだく處也。

○又云。樋渡某が跋文に、寛永五年、梅津政景民役を改めて役銀となしたる由に云へるが、政景日記には此事見えず。去ながら、政景の比より役銀納めとは成たる者と見ゆる事也。後年には役銀納めに及ぶべしとは、既に政光主の言なるが、又政景の比に至ては、自然と銀納に爲さゞれば成らぬ故ある事也。其故如何んと云ふに、政光主の時には野谷地多くして葭萱に不自由なく山林又多し。政景の時に至ては、既に新田開發の事盛ンと成て野谷地不足となり、又殘りたる野谷地も運上と云ふ事始まり、運上を出して野谷地の葭萱を持つ者あり、山林も漸く伐滅らしたるに、同く運上にて持つ者有て、民の、自分に萱を刈り薪を伐て納る事ならず、買立にて納る樣に成たるより、自然相對にて代銀納めの事始まり、夫よりして遂に代銀の御定めも立たる也。其御定め左の如し。

高百石に付

銀五十目　春垣代、但人足三十人

同六十目　夏萱一萬把、但百把に付銀六分づゝ、此人足四十人

同六十目　冬垣代、但此人足四十人

同百八十目　薪十釜、但長さ二尺四寸竪横六尺三寸四方一釜に付銀十八匁宛、此人足九十人

同十五匁　摺糠五斗入三十俵、但一石に付銀一匁づゝ

同六十五匁　藁、六尺結繩にて百三十丸、一把づゝ打違へ其中へ繩を當る、但一丸に付銀五分宛

同十八匁　詰夫三十六人、但一人に付銀五分づゝ
同三十匁　馬三十匹、但一匹に付銀一匁づゝ
合四百七十八匁
右は古銀也。是に一三五を乘じて文銀六百四十五匁三分也。
○又云。高百石の入貢米六十石より夫米二石を民に免し、五十八石を入貢とする由にある。是は、三ノ巻口米の起りなる政所免の條下に云へる如く、御藏入高の村々を守護せしめられたる代官のありし時の事にして、口米をば其代官に取らせられたるなれば、五十八石を入貢とは云へる也。今は其代官を止められたるなれば、納貢米六十石に、一石二斗の口米をも上にて取らるゝ事と成たる事故、五十八石に口米の一石二斗を加へ、五十九石二斗の入貢とは成たる也。此時の代官と云ふ者は高祿歷々の面々其家株の如にせるものにて、事なければ代々勤めたる者也。天和三年より此代官を止められ代官役となり、其人の其時限りの勤めとは成たる也。人是らの事をも心得置べし。
○又云。詰夫と馬は每年の定役に非ずして、役はるゝ時は夫米を取る定めなるを、銀納の法と成ては定役の如く代銀積りをなしたるなれ共、夫米は取らせざれば、其代銀積りに差引を付て夫米を取らする如くになしたる者也。春垣代の五十目は、人足三十人故一人に付一匁六分六厘に當り、冬垣代の六十目は、人足四十人故一人に付一匁五分に當る事なるが、詰夫は一人に付五分、馬は一匹に付

て一夊なるを見て是を知るべし。

○訂に云。本書には、納貢大底六十石とする則は云々とある事なるが、此大底とある辭は如何ん共聞え憎き處也。是に依てよく思へば、凡と云ふ辭は元是大凡と云ふ辭なる事故、共辭の意と大凡と云ふ文字の形と二つより移りて、大底の文字に誤りたる者に疑ひなし。凡としてよく聞ゆる處也。されば凡とは改め補ひたる也。

○追加　苗代歩積りの傳

○今升口廣さ四寸九分底深さ二寸七分　平寸坪六百四十八坪二分七厘

右開き方二尺五寸四分六厘一毫

此米三萬八千八百九十六粒

但一寸四方に米六十粒置にて、竪六粒横十粒、方一寸を合せたる者也

○註に云。此算術は、方二尺五寸四分六厘一毫なる事故、是を乘じ合せて此寸坪六百四十八坪二分七厘となる也。是へ六十粒を乘じて三萬八千八百九十六粒となる。扨是を米とはある事なれ共、籾をも米と云ふ事にして爰は籾の事也。此事早くは分米と云ふも、貢に分配せる籾の事なるを以て是を辨ふべし。此法は籾一升の粒數なるが、又米一升の粒數は六萬四千八百二十七粒の法にして、平寸坪の一寸四方に米なれば百粒、籾なれば

六十粒入る法の者也。予是を樣し見たるに、其法差はざる者也。さて籾と米との算法いはゆる六の出米にて、升數の時には籾一升へ六を乘じて米六合となる事なるが、粒數の時には米百粒へ六を乘じて籾六十粒となる事にて、其法に體用の變化ある事也。是を心得置べし。又序に云ふ事あり。米一升の法は六萬四千八百二十七粒なれ共、籾の粒數を以て米の升數を量る時には、臼に掛て粃、又は割れ捨りの出る處を考へ合せ、六萬四千八百二十七粒へ千百七十三粒を添へ六萬六千粒を以て一升とする法にて、籾の粒數を六六にて分れば米の升數とは成る事也。人又是をも心得置べし。

○六尺五寸四方　平寸坪四千二百二十五坪

此置米二十五萬三千五百粒

但一寸四方六十粒の法

上苗百六十九把　五寸四方一把、定粒數千五百粒

中苗百十七把　六寸四方一把、定粒數二千百六十粒

下苗八十六把　七寸四方一把、定粒數二千九百四十粒

下苗六十六把　八寸四方一把、定粒數三千八百四十粒

總苗合四百三十八把

内百九把半　四分一德、是を定法とす

総粒數合一萬四百四十粒

内二千六百十粒　四分一德、是を定法とす

○註に云。上苗百六十九把五寸四方一把の算術は、五寸四方の寸坪五五の二十五坪を以て、六尺五寸四方の寸坪四千二百二十五坪を分て、此苗百六十九把となる事也。中苗下苗下苗の算術も是に准じて知るべし。さて五寸四方、六寸四方、七寸四方、八寸四方と四段の算術は、五寸六寸七寸八寸是を合せて二尺六寸、是を四分して六寸五分となるよりの事也。其六寸五分は六尺五寸の十ガ一なる者にして、此定數の籾粒は二千五百三十五粒なれ共、五寸より八寸迄の四段を平均して、粒數の增す處を以て二千六百十粒を定法とせる者也。又苗の定法も、四段を平均して把數を增したる理は同じ事也。

○上田一反

此苗三百把　苗一把に付刈稻四把の積り

此粒數七十八萬三千粒　升數二升一勺三才、籾數三升三合五勺五才

右苗の田二坪七分三厘九毫　定法

二坪七分三厘九毫　透間

合五坪四分七厘八毫

高一石に付三坪六分五厘二毫

○註に云。此算術苗一把に付刈稲四把の積り故、苗の三百把へ刈稲の四把を乗じて刈稲千二百把也。但十把一束にて百歩に付四十束、一反の三百歩に付百二十束なるが、既に云る如く當制裡の法四百歩の一反なる事故、其四百歩に付ては百六十束也。然る時は苗も亦四百把なり。是を心得置べし。苗の殖て四百把となる算術は後に精しく云を見るべし。さて此三百把へ、粒數四分一德の定法二千六百十粒を乘じて七十八萬三千粒なるが、此法は苗の四分一德定法百九把半へ、粒數の定法二千六百十粒を乘ずるより起れる法にして、苗の百九把半は六尺五寸四方の法、粒の二千六百十粒は六寸五分四方の法也。六寸五分は六尺五寸の十ガ一なる者にして、其一の少數なる法を以て其十の多數なる法へ乘ずる事故、十增倍の法とはなる事也。故に七十八萬三千粒を籾一升の粒數三萬八千八百九十六粒に分て升數二斗一合三勺なるを、其十ガ一を取て升數を二升一勺三才とはせる也。さて又、如何なる故に十倍の法を施し、後には其十ガ一の法となしたると云ふに、籾を苗代へ一面に透間なく置には升の算法を以てするに成る事なれ共、種籾を苗代へ蒔には、其如く透間なくする者には非ず。又蒔たる籾も殘りなく生るものにも非ず。されば其籾を量るにも、生たる苗を量るにも、升の算法を以ては爲し難き事なり。故に其生たる處の苗を把數にして、透間なき處の粒數と引合せ見て其法を定めたる者にて、其法は透間なき處の十ガ一と中勘したる者也。十ガ一に當る處の算術は、後に精しく云を見て知るべし。扨又升數の二升一勺三才は

則籾の升數なるを米の升數の如く、更に又其升數を六分して籾數三升三合五勺五才とせる。是いはゆる祕傳共云ふべき事にして、吾が政光主の法方を辨へ得ざる者は更に知るべからざるの事也。上田一反の三百歩にては、此種籾二升一勺三才にて大凡足るべき法なれ共、既に云へる如く、裡の法一反を四百歩となしたる事故、苗も四百把なくては成らぬ事也。故に此法を施し、種籾の二升一勺三才へ一升三合四勺二才を增し三升三合五勺五才とし、其足らざる處を補ひたる者也。若、今予が云へる如くの事に非ずんば、籾の升數二升一勺三才を米の升數の如く六分して、更に又籾數三升三合五勺五才とせる算術を如何んとか見る。人よく思ひを深め心を平かにして是を考へ、尙下ヶには、其苗數の算術をも精しく云ふを見るべし。扨、此籾數三升三合五勺五才の粒數は十三萬四百九十六粒なるが、六尺四方一坪の植苗三十六株の法に、一株八本立の法として一坪の粒數二百八十八粒にて、表の法三百歩の一反に付八萬六千四百粒、裡の法四百歩の一反にては十一萬五千二百粒となる事故、定法の籾三升三合五勺五才にて餘る程に積りたる者なれ共、是には又、蒔ても生ざる粃などもあるべき事迄も量り合せたる者と知るべし。又二升一勺三才の粒數は七萬八千三百粒なれば、三百把に分り一把に付二百六十一粒にて、粒の四分一德定法二千六百十粒の十ガ一となる。さて上に云へる如く、三十六株に八本立の法として積る時は、苗の一把と一坪の粒數二百八十八粒となる事故、定法の十ガ一、二百六十一粒にては二十七粒足らぬ事なるが、彼の二升一勺三才へ一升

三合四勺二才を增し三升三合五勺五才となしたるにて、四百步の百步だけを補ひたるのみならず、三百步の方にて二十七粒宛足らぬ處迄も補ひたる者なるを知るべし。

○又云。黑澤浮木が傳習錄に、六尺一坪の苗株を四十九株とある事なれ共、是は中國邊の法と見ゆる者也。吾が秋田にては三十六株の法なるが、是も予、其田面へ向ひ六尺竿を以て樣し見たるに、其法違はざる者也。中國邊の四十九株とせるは、土の瘠たる故なるべし。

○又云。ある田法書に、高十石の種籾積りを米にて三斗とせり。然る則は此籾五斗にて、高一石に付五升なるが、是は精しき算術を以てせるに非ざれ共、又故なくしてせるにも非ざるべし。必、農民等が云る處などを聞て物せる事ならんと思はるゝ者也。此傳なる下田一反高一石に付四升四合七勺三才、又下田一反高七斗に付五升一合四勺三才とあるに其の大凡稱へるを以て、此傳の法方精しくして、其違はざる所以を知るべき便りとなすべし。

○又云。苗の田二坪七分三厘九毫とせる算術は、一反の植苗三百把を六尺五寸一坪の定法百九把半に分て、三百把の苗代田は二坪七分三厘九毫と知らるゝ事也。さて是は、上に云る如く苗の透間をも量り合せたる法なれ共、表の法三百步一反の算術故、裏の法四百步一反とする則は苗百把だけ足らぬ事也。又苗代も苗と苗との透間のみならず、畝際の透に水口などの透もある事故、夫らをも考へ合せ、更に又其透間を倍して二坪七分三厘九毫とし、合て五坪四分七厘八毫の苗代とは積れる事

也。中田下田下田の算術も其理同じ事なれば、人是を自算して辨へ知るべし。

○中田一反

此苗三百四十把　　定法の三百把を上田の一石五斗に分る時は二となる。然して上田一石五斗の内、中田の一石三斗を取る則は二斗殘る。是を上田の一石五斗に加れば一石七斗也。是に初めの二を乘じて其數を知る。

此粒數八十八萬七千四百粒　　升數二升二合八勺一才、籾數三升八合二才

右苗の田三坪一分五毫　　定法

三坪一分五毫　　透間

合六坪二分一厘

高一石に付四坪七分七厘六毫

○註に云。此四田一反苗積りの法、上田の三百把を一石五斗に分て二とせるは、是上田一石の地に二百把の定法とせる事なるが、中田は上田より二斗の位下り故、其下れる位を上田の一石五斗に増して一石七斗の位となし、是に二百把を乘じて三百四十把とせる也。是中田は中田だけ土の位劣れる事故、稻のモテル處不足なる事にて、苗を上田よりは大株に植ざれば成らぬ事故、苗の多く入る事也。上田に劣れる位を中田に増て、其苗積りを多くなしたる考への、面白き處なるを見るべし。

下田下田の法も是に准じて知るべし。

○又云。此中田の法三百四十把も亦表の法三百歩の定め故、裏の法四百歩にては四百五十三把なり。其増す處は既に云る如く、籾の升數を更に又六分して、其升數を增したる法に依て出る事也。

○下田一反

此苗四百把　上田一石五斗の內、下田の一石を取る則は五斗殘る。是を上田の一石五斗に加れば二石也。是に二を乘じて其數を知る。

此粒數百四萬四千粒　升數二升六合八勺四才、籾數四升四合七勺三才

右苗の田三坪六分五厘三毫　定法

三坪六分五厘三毫　透間

合七坪三分六毫

高一石に付七坪三分六毫

○註に云。此下田の法四百把も又表の法三百歩の定め故、裡の法四百歩にては五百三十三把也。是を心得置べし。さて又當制四六の法は上田と下田と合て其法に當る事なるが、今此苗積り下田なる表の法四百把にて、上田なる裏の法四百把に的當せるも妙と云ふべし。

○下田一反

此苗四百六十把　上田一石五斗の內、下田の七斗を取る則は八斗殘る。是を上田の一石五斗に
加れば二石三斗也。是に二を乘じて其數を知る。

此粒數百二十萬六百粒　升數三升八勺六才、籾數五升一合四勺三才

右苗の田四坪二分　定法

四坪二分　透間

合八坪四分

高一石に付十二坪

右苗代四田合二十七步三九四　但定法透間共

○註に云。此四田苗代の總步數二十七步三九四は六尺五寸坪の積り故、是に六尺五寸四方の尺坪四十二坪二五を乘じて此尺坪千百五十七坪三九六五となる。是を六尺四方の尺坪三十六坪に分て三十二步一四九九となる。是を四田に分て、平均一反に付て八步零三七となる。さて又、當制步尺の事は步尺精辨に精しく云るが如く、竿をば六尺五寸となし二間續きの一竿にて一丈三尺、是を打に越足の法と云ふ事有て、畝引と竿の勾配減寸差引殘り此延一間に五寸にて、竿の延五寸と都合一間に一尺の延有て、水田計り七尺となる法也。されば其七尺一坪の尺坪四十九坪、是に一反の三百步を乘じて此尺坪一萬四千七百坪となる。是を六尺一坪の尺坪三十六坪に分て四百八步三三三とな

る事也。然るを、此八步三三三を捨て四百步とせる裡の法なる事は既に段々と云る如くにて、其捨たる八步三三三は又是苗代引きに見込たる法にして、爰に出したる苗代步積りの平均、一反に付八步零三七は是也。三三三と零三七は相互の分り埃にて、双方共是を捨て八步の苗代引とする處也。さて又此苗代の步積りに步尺を六尺五寸として算したるは、竿を六尺五寸となしたる上より、苗代をば其六尺五寸の竿にて別に尺り分る心持にて、六尺五寸の法を以て積れる者也。爰に六尺五寸の法を以て算したればとて、生米積りも六尺五寸とは思ふべからず。生米は六尺坪を以て積れる者にして、其算術の事は上より既に段々と云る如くなるが、其精しきは、彼の步尺精辨を見てよく辨ふべし。

○又云。彼の浮木が傳習錄に、跡々より苗代渡す定めなきにより、天和年中に己が定めて、其法を檢地役へ殘したる由にある事なるが、是既に云る如く當制の步尺は七尺にして、其七尺坪三百步の內に苗代引迄も量り込めたる法なるより、別には苗代渡す定めなき事也。此浮木他國の田法を少し心得、是に因て政光主の法方へ過失を出したる者也。然るを檢地役も又是を辨へずして、遂に浮木が定めに從ふ事となれるは歎息すべし。人是を思へかし。（爰に云る事の趣は、傳習錄を見て明かに知らるゝ事なり。）

○又云。此下田の法四百六十把も又表の法三百步の定め故、裡の法四百步にては六百十三把也。是を又心得置べし。

○訂に云。此苗代歩積りの終りに、四田の總步數を記したるは予が補ひたる處也。此總歩數を記さゞるより、此步數を四田へ平均して見ると云ふ事にも人は心付ざるにこそ。扨、此歩積りの傳は樋渡氏の追加せるなれ共、其人既に其正異を辨へずして、其趣を末文となしたるは不念なる事也。されば其末文は皆削捨たり。但、正保以來功者相傳の法なる由に云るは其如くなるべき事にして、斯く御格式の法方に引合たる者なれば、是政光主より役方の輩が相承の古傳なる事明かなる者也。樋渡氏正異を辨へざるながらも、追加として今日に殘したるは仰ぐべし。時來らんには、又此法方の用らるゝ事もありぬべし。予は其時を待もの也。あなかしこ。

此一卷は澁江内膳の書殘せる處也。傳へ聞くに、御當家慶長七年御當國へ御遷封にて、其始は先づ先主の法に從ひて租稅賦役を薄ふし、郡民を賑恤し玉へりと云へり。稍關東の御政務をも參交し給ひしを、國民等御憐政の深き所以をも辨へずして或は叛き、或は服す。叛く者をば悉く是をこらし、服せる者をば是を愛愍し玉ふ。されば其御惠みは稻花の風に相和し、蔓草の自に君德に延び偃す。御仁政を堰水の流に浸して畦畝の外迄も潤し玉ひしかば、民族遂に悅びて懷き奉る。爰に於て萬世治國の基を開き玉ふ。然して澁江内膳、六郡鄕村の上中下下を勘校し土田の生米を算し、内外の六德を考へ四六の法に因て分米を量り斗代を定め、同じ十五年より郡邑を檢地し三箇年にして漸其功なれり。然して内膳、其郡邑を巡見して免を剪り諸役を定む。又寬永年中、梅津主馬助國郡を巡見して竿をも直し、或は境々を定め、四時の民役を改めて役銀となす。爰に利世安民の御政整ひ、其光りを後代に輝し玉ふ御事も偏に二子の功による處なり。然りと云へ共、要用の傳世に隱れて是を知れる者稀なり。爰に、粱某が文篋の内に久しく貯へ置る書ありしを取て、予が祖父袖中に藏し來て、皓老の龜手より是を授たり。不思議にも此書を得て是を開き見るに、御當國御草創檢地の書是なり。其書紛亂して本末を失ひたり。然りと云へ共偶是を糺し得、淸書して一冊となす。恐らくは文字の謬り、章句の違ひあらん事を患るものか。澁江内膳は、其始め小山家の麾下にして荒川彌五郎と號し、若冠にして御當家に來る。其容貌泰かに、心ざま優にして賢こく、幸ひに義宣公へ仕へ奉り、勸んで昵近の臣となれり。澁江、荒川は元是共に小

山氏の麾下たるにして、其緣あるを以て後に澁江の嗣たらしめ玉ひ、遂に執政たり。又牛丸兵左衞門と云ひし者檢地の功者なり。黑澤甚兵衞よく御當國の先蹤を知れるに因て、此兩士內膳の智力を助けて先蹤に因り、古法に從ひ、又是に加るに織田家の法を以てし、然して又關東の御制めに要き六郡の貢法を制す。其高論を精く書きとゝめたるは此書也。是御當國井田の良法たるべきものか。是古老の語り傳る處なれば是を末代に傳へんため、愚なる筆に任せて、書の後へに述る者也。

天和二年九月吉日

道茂云。右は樋渡氏の跋文なれ共、本書にある處は其文章辭調はず、又、さすが在給人の事なれば城府の事をば聞差へ、覺へ誤りたるもあるに、黑澤道家の覺書などは見たる事なきと見えて、此書の田法は第一織田家の法より出たる事を知らずして、此跋文に然る事を云はずして、只先蹤と古法に因れる由にのみ云へるも宜しからず。抑天和二年より以來、此跋文に依て人の又誤り心得たる事も有て、此後々迚も共恐れある事なれば、是非に及ばずして予は今是を訂正して添削を加へ、然して此處に載る者也。其一ッ二ッを云はゞ、寛永五年に梅津主馬國郡を巡見して、田の制三重を變じて四重となしたる由に云ひたれ共、是は黑澤道家の覺書に予が精しく註せる如く、四重の制なるは慶長中よりの事也。又此寛永五年は、梅津主馬江戸へ登りて御國には居らぬ年なるぞや。去な

がら、寛永中には六郡を巡見し竿をも直し、境なども定めけんと思ふ趣は政景が日記に見えたり。然る事は、其心して是を改めたり。又内膳を惣十郎とし、足利家の侍と云へるも宜しからず。是らは澁江の家系に明かなる事故、是に依て是を改めたり。餘は略して多く是を云はず。人是を心得置べし。

○

予、去年の十月の比より此田の法の學びに勞つきたるは、政光主の十年餘り三年と云ふ間安寢し玉はざるを心としての事也。

斯くばかり勞つく我を何故と子だに知らずも勞つく我を。

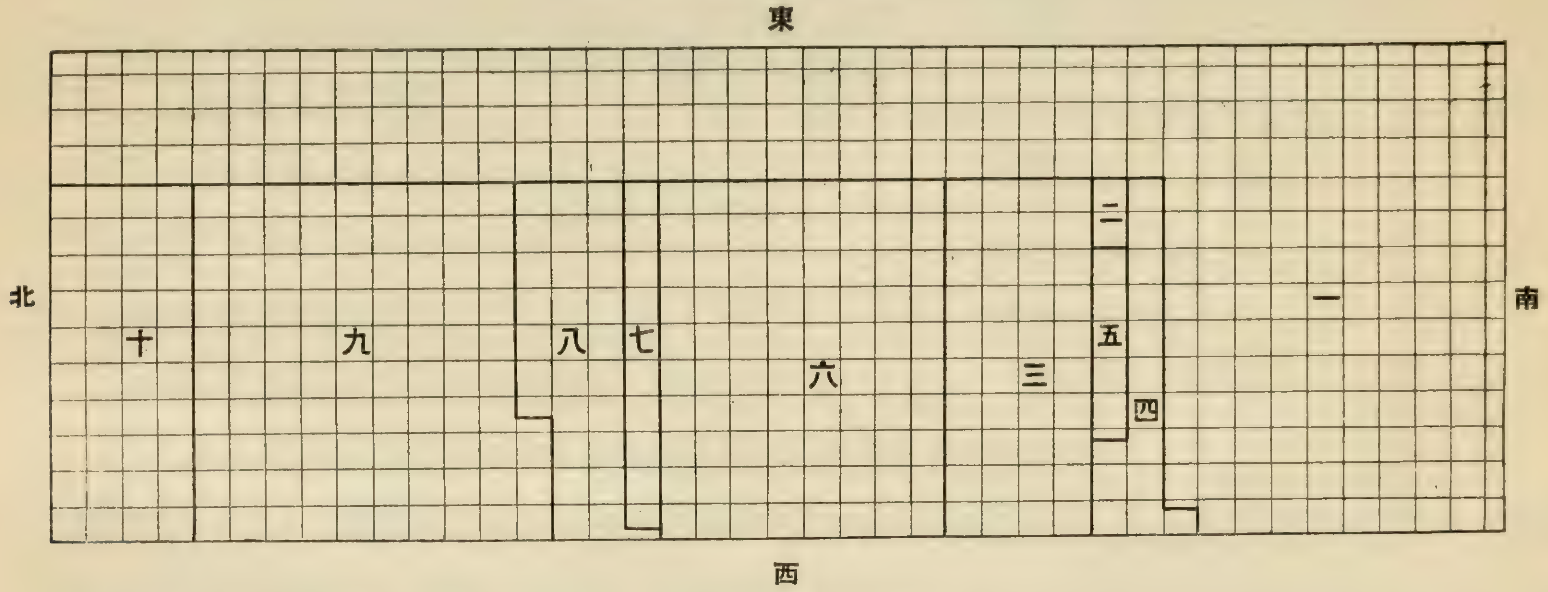
と迄にも讀りけるは、今は又去年となりて其三月の中旬比なりしが、書畢たるは其四月の朔日なりしを、今年又、再是を訂し正さんとして書初たるは二月の朔日にて、書畢たるは三月の二十日なり。今は漸く心も長閑なるやうなれ共、予は尚斯くのみなん。

古の事し思ほゆ春の夜の霞める空を打は眺て。

新田目道茂

嘉永二己酉年

六郡坪割之圖



△一里一坪の積り

東西十三里三十町二十五間、南北四十里三十町十四間程の平均

大凡積り

一、空山

二、御城下、處持下々、土崎湊、能代湊幷に六郡道路共

三、田地

四、畠

五、民家居下

六、空野

七、川

八、湖水沼塘

九、雜木山

十、青木山

（編者云。原本は色分けを以て示せり。）

△六郡の田地一間へ一尺の竿延にて概考左の如し。

△一間ニ　六十坪　二畝
　一町　　　　　郷高二斗

但平均下田の積り

○道茂云。右六十坪は、一間に一尺延の七尺坪を六尺坪に直したる處の六十坪也。されば、元の七尺坪にしては四十四坪零八一六となる。此算術の理は歩尺精辨を見て知るべし。以下の算術も皆同く、七尺坪を六尺坪に直したる處の算術なり。是を心得置て見るべし。

△　六十間　　　　　　　一町二反
　一町　四方　三千六百坪　郷高十二石

△一町ニ　六十間　　　　　　　四十三町二反
　一里　二千百六十間　十二萬九千六百坪　郷高四百三十二石

△一里　二千百六十間　　　　　　　千五百五十五町二反
　四方　二千百六十間　四百六十六萬五千六百坪　郷高一萬五千五百五十二石

△一里ニ　二千百六十間　　　　　　　一萬五千五百五十二町
　十里　二萬千六百間　四千六百六十五萬六千坪　郷高十五萬五千五百二十石

△〔四里ニ　八千六百四十間　六萬二千二百零八町
〔十里　二萬千六百間　一億八千六百六十二萬四千坪　鄕高六十二萬二千零八十石

右總坪の內五千零三十八萬八千四百八十坪

右は四里に十里の地面にて一間に一尺づゝ延たる處の分なり。但百坪に付二十七坪の積り。

右算術の理は步尺精辨を見て知るべし。

此町反一萬六千七百九十六町一反六畝

此鄕高十六萬七千九百六十一石六斗

此當高十一萬千九百七十四石四斗　但免平均四ッの積り

右一尺延坪數の內三百七十三萬二千四百八十坪

右は苗代に當る分ゝ。但四里に十里の地面なる坪數の百坪に付二坪づゝの積り。（當制の四百步）一反に八坪三三三となる算術なれども、其三三三は切捨たる算術なり。此算術の理精くは步尺精辨を見て知るべし。當時は總御高二十七萬石餘にして、田高許りは二十四萬石餘なれ共、元祿の調べに據り總御高三十四萬石とする時は畠高三萬石程、屋敷高一萬石程にして、田高許り三十萬石あるべき積りにて苗代の積りも右の如し。

此町反千二百四十四町一反六畝

此郷高一萬二千四百四十一石六斗

殘

郷高十五萬五千五百二十石

此當高十萬零三千六百八十石　免同斷

右は一間に一尺延の内にて、正に百姓の得分ッとなる積り。但是を凶年の備とする事にて、三年耕して一年の食を得ると云ふは是なるが、是を三年合せて、後に出せる總高よりは少し過となる。其譯は既に上にも斷りたる如く、苗代の坪數は四百歩の一反に付八坪三三三となる算術なれ共、其三三三は切捨て是を民に免し、八坪を一反の苗代と立たる當制の法故、其切捨たる處の三三三は、百姓得分の方へ加りたるよりの事也。割り埃の事と云へ共、多くの坪數にかゝる時は少なきに非ずして、是等も仁慈の制度に係れる事也。人是を心得置べし。

殘

郷高四十五萬四千百十八石四斗

此當高三十萬零二千七百四十五石六斗　免同斷

○道茂云。右高積りの算術、本書にある處は甚(いた)く差へる算術なり。故に今は、予が別に算し直せる處

也。其譯、後に精く云ふを見るべし。

△六郡總村數凡八百五十ヵ村　一ヵ村平均七十軒

此家數五萬九千五百軒

一家六口平均にて三十五萬七千人

此屋敷一軒平均二十間四方

此坪數四百坪

五萬九千五百軒にて

此屋敷總坪數二千三百八十萬坪

此里數　竪五里三町三十五間餘
　　　　横一里

△處持下〆屋敷坪數

院内、湯澤、横手、角館、檜山、大館、十二處。右七ヶ處給人御足輕共一ヵ處二百軒平均にて家數千四百軒位の考。一軒四百坪の平均

此總坪數五十六萬坪

此里數　竪一里

横四町十九間程

△街道筋長五十五里、幅四間。但御境近處山道除きたる考

此坪數四十七萬五千二百坪

外に處々道路大凡考百二十萬坪程

合て百六十七萬五千二百坪

右處持下々坪數と道路坪數へ、御城下並に土崎湊、能代湊の地面差加へ竪二里に横一里位の考

此里數（竪一里／横十二町五十五間餘）

△空野

平鹿郡十五野、仙北郡六郷東山通りより前北浦迄の野、川邊郡大張野、山本郡金光寺、志戸橋野、能代向、墸、石川野、秋田郡阿仁大野臺、其外處々野形空地少なからず有るべく、凡田地の一倍と差積り

此里數（竪十里／横八里）

△川

御物川　幅平均百五十間、長二十七里位。川口芝の渡より院内村下迄

此坪數八百七十四萬八千坪

米代川　幅平均百間、長十八里位。能代より十二處町下迄

此坪數三百八十八萬八千坪

右の外小安川、增田川、北浦川、横手山内川、岩見川、馬場目川、阿仁兩川、久保田町川、其他小川は百を以て算ふべく、並に堰根筋共差積り三千二百萬坪位

右總坪合て四千四百六十三萬六千坪　但山谷の間通る處の坪は除きたる考

此里數｛竪九里二十町二十四間餘
　　　　横一里

△湖水沼塘

八龍湖廣狹平均三里半四方の考、田澤湖水一里四方に少し足らざる考、其外處々沼塘共大凡積り

此里數｛竪二十七里位
　　　　横一里

△空山

△雜木山　但賦人山共の考

右は坪割り色分けの通り大凡の考

△青木山

此里數｛竪十里
　　　　横四里

此木立｛一里四方　四十六萬六千五百六十本
　　　　四里に十里　千八百六十六萬二千四百本

但六尺一間の十坪へ青木一本立の考

右は杉、檜、黒檜、姫松、外御留木、雜木共入交りの積りにて大凡斯の如し

△畠

此坪數六千百二十五萬坪

此里數｛竪十三里九町十四間餘
　　　　横一里

右坪數の內

千六百五十三萬七千五百坪

右は一間に一尺づヽ延たる處の分ッ。但百坪に付二十七坪の定法田地に同じ

残坪数四千四百七十一萬二千五百坪

此町反一萬四千九百零四町一反六畝六六

鄕高四萬四千七百十二石五斗　但平均下畠の積り

此當高二萬九千八百零八石三斗三升三合　免平均四ッの積り

○道茂云。右六郡坪割の圖は、賀藤景林木山方吟味役にて、文政中御勘定奉行瀬谷勝晋が言あるを以て、算者能代の相澤某と計りて是を著し、勝晋へ差出したる處のもの也。予是を初め川尻連賓に得て、其本書は、澁江家の家士隱明寺波江と云るが處持せるを寫せし也と連賓が云るを聞き、且、一間に一尺延と、一家六口の事に書るは御格式の法方に稱へる事なるに驚き、是はた政光主の物されたる慶長中の制ならんと思ひて、前に云へりし訂正御格式中の一事は予が誤也。人是を心得玉ひねかし。後、景林が男景琴に此事を聞て其草稿せる處の圖を見、又勝晋へ出したる處の本書は其家に藏め持るにより、其本書をも覔め出して是を見るに、彼と此と少し差へる處などもあれば、其二つを校合して今爰に是を附錄する者也。勿論此圖は其大凡を考へたる物なれば、皆能其實に合へると云ふにも有るべからねど、其大體を知る檢地の心得にはなるべき者なるぞかし。

○又云。田地一間に一尺延の事は、延寶以來黒澤元重、茂木治具が輩の知らざる處にして、又御格式の上にては容易に見えざる事なるを、此坪割には此事を云るに付予始には驚きたる事なりしが、後

其草稿を見るに、一尺延とも居かねて別に積り直して見たる事などもあるなれば、景林全く御格式の趣を心得ての事とは見えずして、暗中と見えたり。一家六口の事は御格式の上にても顯はに見え、又此六口は父母兄弟妻子の六人にして、是を六親とも云ふ事は管子などにも見えたる事なれば、夫らに因ての事なるべし。

○又云。一間に一尺延の算術は既にも斷りたる如く、如何なる事なりけん甚く誤りたる算術也。そは一間に一尺延の由を云ひて、一間に一町とし其坪數を云はんには、延なしの其儘にして六十坪なる事故、延あらば坪數の增すべき事は云ふ迄もなき事ならずや。然るを、其坪數を減して五十二坪と算し、是を押して、四里に十里の地面へ及ぼせる故大いなる差ひとは成れる也。さて、六十坪の一間に一尺延とする時は八十一坪餘となる算術也。此算術の理は步尺精辨を見て知るべし。但是は、百坪に付二坪の苗代をも加へたる處の算術にて、其苗代を除く時は八十坪となる算術なり。此事を心得て步尺精辨を見るべし。又、一間に一町とせる處の六十坪は一尺の延をも加へたる六十坪ならば、予が算し直せる如く元の七尺坪としては四十四坪餘となる算術故、初めに其事を斷り、其法を以て算せずしては叶はぬ事也。然るを本書には五十二坪と誤りたるよりして、四里に十里にては其當高三十一萬千五百石八斗となり、予が算せる處は上に見えたる如く、一尺延に當る處の當高十一萬石餘の分ッを除て當高三十萬石餘となる事にて、既に十萬石餘予が算術の方にて過となり、其過となりたる處は却て御格式の法方に稱ひ、三年耕して一年の食を得ると云

ふ算術とはなれる也。是計らざる處の妙にして、景林が幸ひと云ふべし。但、兎を平均四ツと見て積りたるは本書の通りなるが、是は如何にやあらん。或人の六郡平均の兎を考へたるには五ツとなしたる事あり。予此四ツと五ツの兩段を考ふるに、五ツは少し强く、四ツは少し弱からんか。然る時は其中の四ツ五分として可ならんか。其四ツ五分としては三十四萬石餘となる事にて、四萬石ほどは過となる事なれ共、定法一尺延の外にも亦竿延切添へなど云ふ事もあるべければ、夫れと見ても可ならんか。又五ツとしては三十七萬八千石餘となる。若五ツの考へ當れる事ならんには、其內四萬石程の分ンに實に過なるべし。然る時は四里に十里の地面の內、右四萬石丈の地面は此圖の積り過と見るべし。其當高四萬石丈の地面は一里に四里餘なり。人此事をも心得置べし。

○又云。本書に、畠地は何に因て積り出すべき樣なき由に云ひて其畠地の坪割りなきを見れば、田地四里に十里の內へ積り込みたる事にや。然れども予が算せる處にては、田計り四里に十里の當りとはなれる也。是に因て予は今、別に總山坪割りの內より、一里に十三里餘を取て畠地の坪割とはなしたる也。又民家居下タ坪割りの下に、一里に三里程の分ンを割餘りの坪となしたるなれど、總山より畠地を取れる譯もあれば是は總山へ加へたる也。此坪割りの圖は東西南北の總坪數を考へ置き、其內より其坪分けの坪數を考へ出して是を取り、殘りを總山となしたる物と見ゆれば、其總山の內より五里や十里を他の坪割りへ取りたるとて、此坪割り一體の差ひとはならざる事なり。又田地畠地の積り分けは、予、天保九年の御高調べに據り又元祿の調べと引合せ、田高を凡三十萬石、畠高を凡三萬石程とする處也。人是を心得置べし。此畠高も、兎を五ツとする時は三萬七千石餘となる事故、右七千石丈の地面は一里に十三里餘の內より過となるべし。是は聊の事ながら、人此事をも心得おくべし。

○又云。右の外なる坪割り算術の事は、差へる事も無ければ本書の通りとなしたり。但街道筋の幅

を、勝晋へ出したる本書には三間として積りたるなれど、草稿には四間として積りたるにて、四間の考宜き方ならんと其四間の考へを取れる也。然（しか）なしても、一里の坪割へは當り出る丈の差ひは無き事也。扨田地坪割りの算術は誤りたる事なれ共、御高を三十萬石と見てせる處の本體は差はず。又其外一體の坪割り考へに於ては、景林、よく其實地を踏て其大體を心得たるに因れる事にして、急度其實には合はず共、多くの差ひは有るまじく思はるゝ事ども也。

○又云。相澤某が考へに、雄勝峠より矢立峠迄南北直徑凡四十里、東西平均凡十里位と云り。景林又是を考へて、相澤が考への如くなるべけれ共、山の坪割りは別段の譯もあるべく、又西には男鹿と云ふ別郷もあれば夫らをも考へ合せて、東西は少し延て考へたる由に云り、是も然る事ならんと思はる。

【編者附錄】

澁江政光遺著樋渡氏淸書

御當國御格式檢地祕傳之書

古今檢地之大意

夫惟以爲國之國者有民以爲民之民者有五穀以故王者以四海爲家兆人爲子一夫不耕天下受其飢一婦不織天下受其寒是以善爲國之國者必先富民然後治之民富則安鄕重家安鄕重家則敬上畏罪敬上畏罪則易治也民貧則危鄕輕家危鄕輕家則敢陵上犯禁陵上犯禁則難治也故爲租稅法者不據太經傳爭應難得其微精乎凡有于地廣狹遠近寒暖燥濕以不同皆之同以勸民之產業而從秋實熟而使其收稅於二十分爲其一調貢受保其餘而養民數口之家也古者民有士吏職故國有事則民每家遣出一人之農兵而從王命征伐之然後世世有遠勅賊故王城守護下司等㪷其數今京師居故養老之制屯田三分而二於法自此後爾士民相分也若賞祿其地有功則以町畝之名後昏又設斗斛法然其名異皆從古制者矣大概述其法則城府之地者從水土宜帶山川險而量國用之通因薪草豐故此國之爲上品之地民居亦順其地宜所以此皆理然也故國三分而又三分然則三三九而經界卽如井字故謂井田之法也山林道路川澤亦此有民之得失故辨內外六德檢校不變用而生其地粟實從一邑從町畝之制斗斛高以爲貢法謂之免也實地制之法者爲治國平天下基若忒其制則此民不足衣食不足衣食則患飢寒不暇治禮儀而雖爲暖飽無敎則近於禽獸故于民食飽敎以使爲孝悌如此制下則民三年耕必有一年之食九年耕必有三年之食以三十年之通雖有凶旱水溢民無菜色然民滿衣食則失貴賤等分限宜是以最初耕之自五畝不過百畝如此則非地均不受田無家而從先王道者也

檢地祕傳內外六德之辨

外之三德附十二品

山之德四品

上德

薪炭豐秣耘深納之不勞民力則爲之上德上則准上田

中德

雖有草木納之民力勞則爲之中德中則准中田

下德

木希萱葦萩荻多則爲之下德下則准下田

下々德

草木共微而納之甚難則爲之下々德下々則准下々田

右爲山之德者草木也若草木之枝條曲古則其地可知常強風從高山地者有虫霜愁亦離山澤則缺草木用故校其中間以爲其制仍三品配四品

川之德四品

上德

堰水漑田地而無水溢災殃則爲之上德上則准上田

中德
雖漑堰水田地治之民力勞則爲之中德中則准中田
下德
流水地處洪水雖浸村里草木運流則爲之下德下則准下田
下々德
雖有川流不曳堰水從堤封則爲之下々德下々則准下々田
右四德之可勘損益地者是從水之趣雖啓耕地大流者有水溢愁大封者保常殃陂堤者有旱減患故水土分量以分四德淺深上下之品定仍三品配四品

野之德四品
上德
土肥收夏麥秋粱次之以雜穀則爲之上德上則准上田
中德
諸菜多而雜穀饒則爲之中德中則准中田
下德
生穀之地少則爲之下德下則准下田
下々德
土淺不長穀則爲之下々德下々則准下々田
右爲野之德者畠也其地田之五分一而以民用豐則爲上德田之六分之一或四分一而其用無餘則爲中德田之七分一亦三分一而有不足則爲下德田之八分一亦二分一而缺其用則爲下々德

内之三德附十二品

居之德四品
上德
往來繁多之驛爲之上德上則准上田
中德
驛廳鄰市近爲之中德中則准中田
下德
衢驛遠市鄽遙阻爲之下德下則准下田
下々德
邊地而賣買利用于道費牛馬微爲之下々德下々則准下々田
右三重之雖從制法于其地有趣意亦三重之地有一重式皆順地勢以無偏而不擧之弊民得其用則爲上德若雖撰德上品下德之地居則上下之二德合期分之爲一德仍三品配四品

村之德四品
上德
山遠野平而地宏田畠豐春氣早五穀甘味而土肥耕地村里繞四方則爲之上德上則准上田
中德
山深野淺田畠均五穀充熟土厚耕地村里連三方則爲之中德中則准中田
下德
山野深田畠不均暖氣遲帶冷濕之氣五穀缺味耕地村連二方則爲之下德下則准下田
下々德
負山帶野陰氣深田希而畠多耕地村連一方則爲之下々德下々則准

下々田
右因其地宜制之天地氣東南暖多西北寒多又順遠近廣狹燥濕爲其
制仍三品配四品
　民之德四品
　上德
堰水得其式堤封得其順實道路平均而無往返之勞貢物運送於五里
爲之上德上則准上田
　中德
牛馬無艱道貢物運送於十里爲之中德中則准中田
　下德
越山渉川嶮岨而牛馬勞則雖行程近准之遠貢物運送及十五里爲之
下德下則准下田
　下々德
海川隣則雖行程遠准之近貢物運送及二十里爲之下々德下々則准
下々田
右備外三德充内三德則雖爲上民又順居村宜而爲上下仍三品配四
品
　地之德四品
上田一反　一石五斗
中田一反　一石三斗
下田一反　一石
下々田一反　七斗
反合四反米合四石五斗反於以宛分米則一石一斗二升五合是爲四
品一德也加内外之德以然後頭定法而免於切但上中下下々四品依
利事法定條々口傳
一石五斗　山之上德
一石三斗　川之中德
一石　野之下德
合三石八斗　外之三德上中下
　一石二斗六升七合　三德均之
一石三斗　居之中德
一石　村之下德
七斗　民之下々德
合三石　内之三德中下下々
　一石　三德均之
　傳曰
一石二斗六升七合　外之三德
一石　内之三德
一石一斗二升五合　田之四德
合三石三斗九升二合
　右以六數使爲貢法
免五六分五釐三毫
　内五六分　成免
　同五釐三毫　口傳依之呼之
若外于三德有缺德則省之有德於外之于三德分之補缺德則備外之
三德者也内外田之三德各補其缺德然三事均之爲與免古者天子爲

藉田千畝冕而朱紘躬秉耒耜諸侯爲藉田百畝冕而青紘躬秉耒耜以
事天地山川社稷先公敬之至也民其淳化德歸而冕主奉稅斂呼之謂
調貢於輿冕乎後世又免作凡田有上中下位故檢校三德爲正稅是人
臣從司職謂致仕矣是以三事齊而贈田免或云八於免一於貢故民勸
而貨財運依之與免云此古法也又內外田之三德以成就謂之成也

海之德四品

上德　魚隨海藻多而四季共有漁舟事則爲之上德上則准上田
中德　負山草木多鹽味饒則爲之中德中則准中田
下德　雖不穀多以漁舟不乏民饒則爲之下德下則准下田
下々德　不長草木田稀而春秋有漁舟事則爲下々德下々則准下々

田

凡江湖之德准之者乎外之缺四德爲三德者海江鄰村鄉微而從山野
邑里多是以外缺四德是爲三德所謂內外七德者爲天德地之體也人
之用也因地方或失其德備其用故補缺德三事均而海江之德加外三
德

一石五斗　山之上德
一石三斗　川之中德
一石　野之下德
一石五斗　海之上德
合五石三斗
內一石七斗六升七合
海之一德合朔而補未及川野二德而使爲貢法者
也

一石三斗　居之中德
一石　村之下德
七斗　民之下々德
合三石
內一石　三德均之
一石七斗六升七合　外之三德
一石　內之三德
一石一斗二升五合　田之四德
合三石八斗九升二合
免六四分八釐六毫
內六四分　成免
同八釐六毫　剪捨之故謂免於剪也是爲當國之御制

右者分公田私田而一夫之耕所田三反畠三反也二夫職一町二反也
反者是三百六十步從秋實運調貢然弘仁之制取夏麥如正稅其後總
田畠而年之貢定

一德四品之傳

上田	上德	一石五斗
同	中德	一石四斗五升
同	下德	一石四斗
同	下下德	一石三斗五升
中田	上德	一石三斗
同	中德	一石二斗二升五合

同　下徳　一石一斗五升
同　下下徳　一石七升五合
下田　上徳　一石
同　中徳　九斗二升五合
同　下徳　八斗五升
同　下々徳　七斗七升五合
下々田上徳　七斗
同　中徳　六斗五升
同　下徳　六斗
同　下々徳　五斗五升

右一徳之内又四品兼而内外田之三合而爲與免也一徳四品之法上田一石五斗之内中田一石三斗取二斗餘是上中下下々之四分之則各五升宛中下之法准上田四品下下田一徳四品下々田七斗之内上田端五斗取則二斗餘殘是四品分則各五升宛仍三品配四品

公田私田一致分米之法

上田一石　歩數二百歩一歩生米一升二合内九合作徳分配同三合爲凶年貯
此出米二石四斗
　内一石八斗　作徳配分
　同六斗　爲凶年備
中田一石　歩數二百三十一歩一歩生米一升四勺内七合八勺作徳分配同二合六勺爲凶年備
此出米二石四斗　右同斷
下田一石　歩數三百歩一歩生米八合内六合作徳配分同二合爲凶年貯
此出米二石四斗　右同斷
下々田一石　歩數四百二十九歩生米五合六勺内四合二勺作徳分配同一合四勺爲凶年貯
此出米二石四斗　右同斷
高合四石
　生米九石六斗
　内二石四斗　爲凶年備三年耕而一年之稱作徳者也
同七石二斗　作徳分配
　内一石八斗　四品均之
　内六斗　三分而二於去爲公田之貢也當時之定免六成于此起者也
　同一石二斗　三分而其一於去爲私田之民領也然民其家養者也

右田合四石配四季生米九石六斗田之四品分之稱二十四氣貯配之于二分之則至十二月之數分米七石二斗者即配七十二候貯米二石四斗亦配二十四氣均米一石八斗配土用一候之于五分之則稱一年之數公務六斗一候之于五乘之則應一月之數私用一石二斗一候之于五分之則亦至二十四氣田四歩之生米總則三升六合一候之于五分之則又稱七十二候田生四歩分米總則二升七合土用十八日分之則應十五一氣亦三分之而配一候凡一年者三百六十日七十二候二

十四氣而成就公田私田之分量者皆稱一年之配流者矣有年氣盈朔虛故三年而閏月於置于貢有配貯法故三年耕而得一年之食四品總而爲之一德是檢地之良法也

當國斗代之起四六之法

一步　上一升六合
　　　中一升四合　三分之法　一升四合　上作一年
　　　下一升二合

一步　上一升四合
　　　中一升二合　三分之法　一升二合　中作一年
　　　下一升

一步　上一升二合
　　　中一升　三分之法　一升　下作一年
　　　下八合

合三升六合
　一升二合　三年平均而是一年宛上田一步之爲生米三年經一度計凶年而使爲之備者乎

一反　三百步
　生米三石六斗
　內九斗　爲入貢
　同二石七斗　民領

凡百於分而六十於爲民領四十於爲入貢其分配之法百於分配則于民四十于貢四十餘殘二十于民分與而民領總而六十也然則分配之四十其于一各五於增而爲民領三百步生米三石六斗是爲分米則于民一石八斗于貢一石八斗民領一石八斗于十其五於增則爲二石七斗一反之生米三石六斗之內二石七斗取則入貢九斗也當之四分一亦田三百步分配之則民領于百得六十則百八十步民之納米二石七斗于百八十步分之于百步乘之則分米當一石五斗是一反之斗代也于百步乘之者三百步三分而所以爲貢地也一反之生米三石六斗內外于六德分之則爲六斗一反之斗代一石五斗乘之則生米三石六斗入貢知爲九斗者也內外田之總米于六分之知入貢也入貢九斗於一反之斗代于一石五斗分之則斗代一石之入貢六斗也生于反以米之多少爲分米故謂之斗代也

一　一步　上一升二合
　　　　　中一升　三分之法　一升　上作一年
　　　　　下八合

一　一步　上一升
　　　　　中八合　三分之法　八合　中作一年
　　　　　下六合

一　一步　上八合
　　　　　中六合　三分之法　六合　下作一年
　　　　　下四合

合二升四合
　八合　三年平均是一年宛下田一步之爲生米皆風霜鳥虫殃去然後計凶年爲之備者也

一反　三百步

生米二石四斗

內六斗　　　　爲入貢

同一石八斗　　民領

分配之法右同民領一石八斗于百八十步分之于百步乘之則下田一反之爲分米知之一反斗代高然後計入貢者也

中者獨可呼之無名而上下之間謂之中下々者下之劣者乎故上田之斗代一石五斗之內下田之斗代一石取則五斗餘殘四六之法民領于百得六十以是五六呼而五六爲三斗下田之斗代加添然爲中田之斗代者也亦下田之斗代三斗取而爲下下田斗代也畠者田之斗代各三分一是爲畠斗代也中國者田之斗代三分之一去而爲畠之斗代乎

上田一反　　分米一石五斗

中田一反　　分米一石三斗

下田一反　　分米一石

下々田一反　　分米七斗

當國口米之起內外四六之傳

納貢米六十石

口米一石二斗

右四六之法者于百民領六十納貢四十也然則三百步之民領爲百八十步分米之法者三百步裁而百五十步于十而五於增則民領爲二百二十五步而二百二十五步之內百八十步取則四十五步不足民領三百步貢地爲百二十步然分米之法三百步之內二百二十五步取則貢地七十五步也百二十步之內七十五步取則貢地四十五步餘也然而民領之不足貢地之餘合期則爲九十步是爲貢田則一步之生米八合算則七斗二升入貢六斗取則一斗二升餘名之謂夫米口米然于貢並上納之分夫口則夫米者八升口米者四升也然則外無課役爲關東之御制然當國者以草木豐入貢于六十石總木十竈夏萱一萬把藁草百三十丸糠三十俵春垣冬垣百姓勤之此外馬三十匹詰夫三十六人出之以爲寒國夫口米十二石之內十石八斗免于民而其十分一號口米一石二斗上納之貢米百八十石口米三石六斗當二人扶持方故後謂政所免乎

檢地町反大積之傳

上田二萬步　　高百石

此町反六町六反六畝六六六

自上田于一町附一反七畝四過

中田二萬三千七十七步　　高百石

此町反七町六反九畝二三三

內一町二畝五七勝于上田

自上田于一町附五反過

下田三萬步　　高百石

此町反十町

內三町三反三畝三三勝于上田

自上田于一町附一町一反四畝三過

下下田四萬二千八百五十七步　　高百石

此町反十四町二反八畝五六六

內七町六反一畝九勝于上田

增過之町反四分之傳

中田一反五畝四　　下下鄉之法
此步數四百六十二步是四分則各百十五步五宛
同一反一畝五五　　下鄉之法
此步數三百四十六步五
自下下鄉步百十五步五取
同七畝七　　中鄉之法
此步數二百三十一步
自下鄉步百十五步五取
同三畝八五　　上鄉之法
此步數百十五步五
自中鄉步百十五步五取
下田五反　　下下鄉之法
此步數千五百步是四分則各三百七十五步宛
同三反七畝五　　下鄉之法
此步數千百二十五步
自下下鄉步三百七十五步取
同二反五畝　　中鄉之法
此步數七百五十步
自下鄉步三百七十五步取
同一反二畝五　　上鄉之法
此步數三百七十五步
自中鄉步三百七十五步取
下下田一町一反四畝三　　下下鄉之法
此步數三千四百二十九步是四分則各八百五十七步二五宛
同八反五畝七二五　　下鄉之法
此步數二千五百七十一步七五
自下下鄉步八百五十七步二五取
同五反七畝一五　　中鄉之法
此步數千七百十四步五
自下鄉步八百五十七步二五取
同二反八畝五七五　　上鄉之法
此步數八百五十七步二五
自中鄉步八百五十七步二五取

町反大積定法

上田一町
中田一町三畝八五
下田一町一反二畝五
下下田一町二反八畝五七五
合四町四反四畝九二五　　上鄉定法
上田一町
中田一町七畝七
下田一町二反五畝

下下田一町五反七畝一五
　合四町八反九畝八五　　中郷定法
上田一町
中田一町一反一畝五五
下田一町三反七畝五
下下田一町八反五畝七二五
　合五町三反四畝七七五　　下郷定法
上田一町
中田一町一反五畝四
下田一町五反
下下田二町一反四畝三
　合五町七反九畝七　　下々郷定法

十町順逆分配之法

勝地下々郷之制

一、上郷十町　定法四町四反四畝九二五分之
　下下田
　内二町二反四畝七五七（二十三歩）　上田
下田　上田之畝定法一零三八五乗之
　同二町三反三畝四（十二歩）　中田
中田　上田之畝定法一一二五乗之
　同二町五反二畝八五（二十六歩）　下田
上田　上田之畝定法一二五七五乗之
　同二町八反八畝九八（二十九歩）　下下田

勝地下郷之制

一、中郷十町　定法四町八反九畝八五分之
　下々田
　内二町四畝一四（四歩）　上田
下田　上田之畝定法一零七七乗之
　同二町一反九畝八六（二十六歩）　中田
中田　上田之畝定法一二五乗之
　同二町五反五畝一八（五歩）　下田
上田　上田之畝定法一五七一五乗之
　同一町二反八二（二十五歩）　下々田

勝地中郷之制

一、下郷十町　定法五町三反四畝七七五分之
　下々田
　内一町八反七畝　上田
下田　上田之畝定法一一一五五乗之
　同二町八畝五九（十八歩）　中田
中田　上田之畝定法一三七五乗之
　同二町五反七畝一一（三歩）　下田
上田　上田之畝定法一八五七二五乗之
　同三町四反七畝三（九歩）　下々田

勝地上郷之制

一、下下郷十町　定法五町七反九畝七分之

下下田
内一町七反二畝五(十五步)　上田
下田　上田之畝定法一一五四乘之
同一町九反九畝零七(二步)　中田
中田　上田之畝定法一五乘之
同二町五反八畝七五(二十三步)　下田
上田　上田之畝定法二一四三乘之
同三町六反九畝六八(二十步)　下々田

從鄕村之上下雖千萬町以定法分之則獨上田之町反顯者也若四重地各有勝地者其法以逆向順則其制無于民厚薄者乎凡万物者備五行具物各相應象田者爲天惠之至盛地勢之巨德故制之有九井之法撰之有四品之法而其位皆准人之形以是上田者稱人之頭中田者應人之胸下田者准人之腹下下田者譬人之足總而爲之一體是檢地之大要也若忒此分配則不具人之同而使爲村民惑亂者乎故積田畝之多少而以反米任民之勤課之爲其據者皆以一步生米斗斛定從畝步增減而使爲町反分配者也

一國九品際見守捨之法

檢地之法者皆順三重之制處也然當制有下下制故其法爲四重者也于地入貢之有遠近有用物多寡强令之同乎是以一國之地四分而爲其制而已一邑一村亦其地於四分而爲上中下下下之地也然上品之于地有下品之地下品之于地知有上品之地而衆撰鄕村上下其法定故制町反有守捨之法概從其則豎十步側之横十步則爲有地百步是爲九十步于民免地所以補不足皆從其制者也上田于地有中下田側之則百步地於順法而爲百十步民之借空地所以勸隱德或缺有地或借空地故于際見豎守横捨横守豎捨之有二辨皆爲其法欲使修爲安者也

蓋論一國九品之法則又各以一德四品之法爲其制也託三百步爲一石四斗五升則以其米分米則上田一石之步爲二百七步上田定步取二百步則七步於殘是定步分二百七步則于百步當三步半然百步地缺三步半而爲九十六步半于民免其地所以補不足中田下田下下田亦准之是爲中品之制下品下下品皆從此制者也然上田之于地制中下田則中田定步自二百三十一步上田定步取二百步則三十一步殘田之四品分之則當七步七五是中田定步于二百三十一步分之百步附三步三五中田之備空地使爲有地下田下下田亦准之中田之于地制下田下下田則順法而後田之三品分之而下下田于定步分之知百步之法若借法缺法相並則勘校過不及而可順當道其精法後述之者乎

上段之制

一、上田一石　步數二百步　分米一石五斗
一、中田一石　步數二百三十一步　分米一石三斗
一、下田一石　步數三百步　分米一石
一、下下田一石　步數四百二十九步　分米七斗

四分之法　上田之于地下田　百步附八步三五　減之
中田　三步三五
下下田　十三步三五

三分之法　中田之于地　下田　百歩附　七歩六六
下々田　十五歩三八　減之

二分之法　下田之于地下々田百歩附十五歩　減之

中段之制

于百歩附三歩五増

一、上田一石　歩數二百七歩　分米一石四斗五升

于百歩附六歩増

一、中田一石　歩數二百四十五歩　分米一石二斗二升五合

于百歩附八歩増

一、下田一石　歩數三百二十四歩　分米九斗二升五合

于百歩附七歩七増

一、下々田一石　歩數四百六十二歩　分米六斗五升

四分之法　上田之于地　中田　三歩八七
下田　百歩附九歩零三　減之
下下田　十三歩八

三分之法　中田之于地　下田　百歩附　八歩一二　減之
下下田　十五歩六

二分之法　下田之于地下下田百歩附十四歩九　減之

下段之制

于百歩附七歩増

一、上田一石　歩數二百十四歩　分米一石四斗

于百歩附十三歩増

一、中田一石　歩數二百六十一歩　分米一石一斗五升

于百歩附十八歩増

一、下田一石　歩數三百五十三歩　分米八斗五升

于百歩附十七歩増

一、下下田一石　歩數五百歩　分米六斗

四分之法　上田之于地　中田　四歩五
下田　百歩附九歩八四　減之
下下田　十四歩三

三分之法　中田之于地　下田　百歩附　八歩六八　減之
下下田　十五歩九

二分之法　下田之于地下下田百歩附十四歩七　減之

下下段之制

于百歩附十一歩増

一、上田一石　歩數二百二十二歩　分米一石三斗五升

于百歩附二十一歩増

一、中田一石　歩數二百七十九歩　分米一石七升五合

于百歩附二十九歩増

一、下田一石　歩數三百八十七歩　分米七斗七升五合

于百歩附二十七歩増

一、下下田一石　歩數五百四十五歩　分米五斗五升

四分之法　上田之于地　中田　五歩一一
下田　百歩附十歩零七　減之
下々田　十四歩八

三分之法　中田之于地下田下下田百歩附九歩三十六歩三減之

二分之法　下田之于地下下田百歩附十四歩五　減之

右增減之法或自增歩減歩取自減歩增歩取而增減之何餘殘以爲其制而已

一德四品十六段之免之傳

上段四品

一、上一石五斗　山川野三分一德

一、上一石五斗　居村民三分一德

上段之法　勝地之法一石二斗一升一合

一、一石九升六合　田之四品一德

加勝地之法則免七

合四石九升六合　免六八分

一、上之中一石四斗五升　山川野三分一德

一、上之中一石四斗五升　居村民三分一德

上段之法　勝地之法一石二斗一升一合

一、一石九升六合　田之四品一德

加勝地之法則免六八分

合三石九斗九升六合　免六六分

一、上之下一石四斗　山川野三分一德

一、上之下一石四斗　居村民三分一德

上段之法　勝地之法一石二斗一升一合

一、一石九升六合　田之四品一德

加勝地之法則免六六分

合三石八斗九升六合　免六四分

一、上之下々一石三斗五升　山川野三分一德

一、上之下々一石三斗五升　居村民三分一德

上段之法　勝地之法一石二斗一升

一、一石九升六合　田之四品一德

加勝地之法則免六五分

合三石七斗九升六合　免六三分

中段四品

一、中一石三斗　山川野三分一德

一、中一石三斗　居村民三分一德

中段之法　勝地之法一石一斗九升五合

一、一石七升二合　田之四品一德

加勝地之法則免六三分

合三石六斗七升二合　免六一分

一、中之中一石二斗二升五合　山川野三分一德

一、中之中一石二斗二升五合　居村民三分一德

中段之法　勝地之法一石一斗九升五合

一、一石七升二合　田之四品一德

加勝地之法則免六

合三石五斗二升二合　免五八分

一、中之下一石一斗五升　山川野三分一德

一、中之下一石一斗五升　居村民三分一德
中段之法　勝地之法一石一斗九升五合
一、一石七升二合　田之四品一德
加勝地之法則免五八分
合三石三斗七升二合　免五六分
一、中之下下一石七升五合　山川野三分一德
一、中之下下一石七升五合　居村民三分一德
中段之法　勝地之法一石一斗九升五合
一、一石七升二合　田之四品一德
加勝地之法則免五五分
合三石二斗二升二合　免五三分

下段四品

一、下之上一石　山川野三分一德
一、下之上一石　居村民三分一德
下段之法　勝地之法一石一斗七升六合
一、一石五升二合　田之四品一德
加勝地之法則免五二分
合三石五升二合　免五
一、下之中九斗二升五合　山川野三分一德
一、下之中九斗二升五合　居村民三分一德
下段之法　勝地之法一石一斗七升六合
一、一石五升二合　田之四品一德
加勝地之法則免五
合二石九斗二合　免四八分
一、下之下八斗五升　山川野三分一德
一、下之下八斗五升　居村民三分一德
下段之法　勝地之法一石一斗七升六合
一、一石五升二合　田之四品一德
加勝地之法則免四七分
合二石七斗五升二合　免四五分
一、下之下下七斗七升五合　山川野三分一德
一、下之下下七斗七升五合　居村民三分一德
下段之法　勝地之法一石一斗七升六合
一、一石五升二合　田之四品一德
加勝地之法則免四五分
合二石六斗二合　免四三分

下下段四品

一、下下七斗　山川野三分一德
一、下下七斗　居村民三分一德
下下段之法　勝地之法一石一斗五升三合
一、一石三升五合　田之四品一德
加勝地之法則免四二分
合二石四斗三升五合　免四
一、下下之中六斗五升　山川野三分一德
一、下下之中六斗五升　居村民三分一德
下下段之法　勝地之法一石一斗五升三合

一、一石三升五合　　田之四品一德
　　加勝地之法則免四
一、下下之下六斗　　山川野三分一德
一、下下之下六斗　　居村民三分一德
　合二石三斗三升五合　免三八分
下下段之法　　勝地之法一石一斗五升三合
一、一石三升五合　　田之四品一德
　　加勝地之法則免三九分
一、下下之下下五斗五升　　山川野三分一德
一、下下之下下五斗五升　　居村民三分一德
　合二石二斗三升五合　免三七分
下下段之法　　勝地之法一石一斗五升三合
一、一石三升五合　　田之四品一德
　　加勝地之法則免三七分
　合二石一斗三升五合　免三五分

右十六段之免者勝地町反於變則亦爲三十二段大概從一德四品而顯順逆之制者也順行極免六八分爲逆行極免七又三五分三七分順逆之終免也是四重本末之法也蓋山川野之勝德則居村民之德劣居村民之勝德則亦山川野之德劣者也不能齊六德者天常也上中下下下四段僉勘校其地鄕村而地之勝劣撰德之多寡其一段之地之鄕村爲分之四然應免於剪不違其德免於同不然則次第分劣故六八分之定免爲三十二箇制如此則無其制盡餘准之若一德用滿足勝他鄕則雖爲加免其制不過七五分亦無自三五分劣者此爲當國制又不預四

重制山林之地於或實濕燥或災殃之地者不拘此制而從其地之式然施其法者乎

加免五箇之傳

諸材雜木多有茶園藥園漆楮桑畠等綿帛豐紅花藍或有生其于地物成遺諸方民用滿足則償貢
大川得他邦之通貢物運送或涉舟船泊或漁獵事鄕村賑殷則償貢
江湖海川船著之津湊或漁獵事勝他方賣買得其利則償貢
牛馬充市鄽多賣買豐爲賑迹繁多之地則償貢
有百工之爲事遺諸方備衣食鄕村賑殷則償貢
右五條者謂所內外六德之秀德比耕德而助民用其財太扶持民則必民聚亦不偏財用不多民以是民數算而知德淺深故鄕村之民數總之反於以分之則田一町養民六人當一反六分此爲田民於養定數也過于六人則其餘處分之于四爲反米內外田之三德併而加免勸貢實從養民之多寡以知民之潤德是檢地之大要也
田一反　此養民九分　一町九人十町九十人宛則于定數三十人過
　　　　　　　　　　養然則加免勸貢
　　內六分　爲田之養民定數也分之于四則知一反之分
　　　　　米故分之于四者乎
　　同三分　潤財之養民
　　　此分米七斗五升
一、一石二斗六升七合　　山川野三分一德
一、一石三斗五升　　居村民三分一德

一、一石一斗五升　　田之四品一德
一、七斗五升　　潤德之加免
合四石五斗一升七合
此成免七五分

當制高百石人數五十九人養之傳

凡農民之食一日七合半有業日二合增之一年三百六十日五分一取之則七十二日無業日二百八十八日有業日定據古法處也養老之年行基制民食一夫一日一升二合一民七合半是稱當制者乎一年之民食三石二斗七升六合於以一反之作德民領二石二升五合分之則一反之養民當六分一八田之四品總而均之則大概高百石養民爲五十九人者也

三百六十日　　一年之大數
內七十二日　　柔業之日
此民食五斗四升　　七合半
同二百八十八日　　强業之日
此民食二石一斗六升　　七合半
同五斗七升六合　　增食二合
合三石二斗七升六合　　一年之民食

田一反
此生米三石六斗
內九斗　　入貢
同六斗七升五合　　凶備
同二石二升五合　　民領

上田六町六反六畝六六（二十步）　　高百石
此養民四十一人
中田七町六反九畝二三三（七步）　　高百石
此養民四十七人
下田十町　　高百石
此養民六十一人
下下田十四町二反八畝五六六（十七步）　　高百石
此養民八十八人
田合三十八町六反四畝四六五（十四步）　　高四百石
養民合二百三十七人

五十九人　　田之四品分之則高百石者民數五十九人爲定數者也行基養老制於一町二反遣出禁庭傭夫一人古一町二反者爲四千三百二十步當時之田四品總之則十一萬五千九百三十四步古法于四千三百二十步分之則爲傭夫二百六十八人過於當制三十一人民數之不及古法者是依一反生米多少者乎當制者男女幼童總而高百石五十九人養者也若有仂扶則民數聚而夫耘之耕之其婦蠶織紡績使爲與業則飢寒愁除然後用民力歲不過四日號之四季民役然則一年之勤夫者二百三十六人皆從古制而其役定者也

四季民役配分之次第

二百三十六人　高百石
内九十人　竈木十竈
此扶持米九斗
同三十人　春垣
此扶持米三斗
同四十人　夏萱一萬把
此扶持米四斗
同四十人　冬垣
此扶持米四斗
同三十六人　詰夫
扶持米合二石
右者納貢大底爲六十石則夫米二石免于民而五十八石爲入貢也詰夫自扶持勤之後季及役銀納者若詰夫三十六人馬三十四疋仕則扶持米九斗六升入貢割而免之外藁百三十丸糠五斗入三十俵納之也

追加　苗代步積之傳

今升 口廣四寸九分
深二寸七分　平寸坪六百四十八坪二分七釐
右開方二尺五寸四分六釐一毫
此米三萬八千八百九十六粒
一寸四方米六十粒置豎六粒橫十粒方一寸合者也
六尺五寸四方
平寸坪四千二百二十五坪

此置米二十五萬三千五百粒　一寸四方六十粒之法
上苗百六十九把　五寸四方一把定粒數千五百粒
中苗百十七把　六寸四方一把定粒數二千百六十粒
下苗八十六把　七寸四方一把定粒數二千九百四十粒
下下苗六十六把　八寸四方一把定粒數三千八百四十粒
總苗合四百三十八把
内百九把半　四分一德爲之定法
同粒數合一萬四百四十粒
内二千六百十粒　四分一德爲之定法
一、上田一反
此苗三百把　苗一把刈稻四把之積
此粒數七十八萬三千粒
米升數二升一勺三才
籾數三升五勺五才
右苗田二坪七分三釐九毫　定法
二坪七分三釐九毫　透間
合五坪四分七釐八毫
高一石付三坪六分五釐二毫
一、中田一反
此苗三百四十把　定法三百把上田一石五斗分之爲與二上田
一石五斗之内中田一石三斗取則二斗殘上
田一石五斗加一石七斗也二乘之時知其數
此粒數八十八萬七千四百粒

升數二升二合八勺一才
籾數三升八合二才
右苗田三坪一分五毫　定法
三坪一分五毫　透間
合六坪二分一釐
高一石付四坪七分七釐六毫

一、下田一反
此苗四百把　上田一石五斗之内一石取則五斗殘上田一石五斗加二石也二乘之知其數
此粒數百四萬四千粒
升數二升六合八勺四才
籾數四升四合七勺三才
右苗田三坪六分五釐三毫　定法
三坪六分五釐三毫　透間
合七坪三分六毫
高一石付同上

一、下下田一反
此苗四百六十把　上田一石五斗之内七斗取則八斗殘上田一石五斗加二石三斗也二乘之知其數
此粒數百二十萬六百粒
升數三升八勺六才
籾數五升一合四勺三才
右苗田四坪二分　定法
四坪二分　透間
合八坪四分　高一石付十二坪

右苗代步積之傳此一卷漏者也然正保以來功者相傳之法雖顯今此未辨其正異者乎

此壹卷は、傳聞くに、御當國樣慶長七年御當國御受領の始は、暫く先主の法にしたかひ給ひて租稅賦役を薄し郡民を賑恤し給ふといへとも、粗關東の御政務を參交したまひし故に國民等御憐政の其深を辨すして、或は叛、或は服す。叛しものをは悉く是を懲し給ひ、服せるものをは是を愛愍したまふ御惠は稻花の風に和し給ひ、蔓草をのつから君德に偃す。御仁政をは堰水の流に浸し給ひ畦畝の外まて潤したまひしかは、民族悅ひ懷き奉る。實に萬世御國の基を爰に處したまふ。然して澁江內膳密に六郡の鄉村を勘校し、土田の生米を算し、四六の法に因て分米を量り斗代を定め、同十五年より郡邑を檢地して、三ケ年にして漸其功なれり。然して後に內膳郡鄉を巡見して、鄉村の免をきり諸役を定む。又寬永五年梅津主馬助國郡を巡見して、三重を變して四重となして田の制をなし、或は境々を定め、四時の民役、後世に民の力の勞せん事を考へ量りて是を改て役銀となす。寔に利世安民の御政、後代に輝したまふ御事も偏に二子共功によれり。しかりといへとも要用の傳、世に藏て是をしれるもの稀なり。爰に梁某か文筐の內に、祖父か久しく貯置る書ありしを取て袖中

に藏て來て、皓老龜手に授たるものあり。不思議に此書を得て是を開き見るに、御當國御草創の檢地の書なり。其書紛亂して本末を失、然とも偶是を糺得て精出して一册となす。恐は文字の謬り章句の違あらん事を患るものか。澁江內膳は其始は足利家の侍荒川惣十郎と號し、若冠にして御當家に來る。其容貌恭にして心さま優にして賢く、幸義宣公へ仕奉りて、勤て昵近忠臣となれり。後に澁江の家を繼しめたまひ、剩え國の柄を執る。然るに牛丸兵左衞門といひしもの又檢地の秀才あり。黑澤甚兵衞能御當國の先從を知り、此兩侍、內膳か智力を助て或は古法にまかせ、或は先從に要き六郡の貢法を制す。其高論を立、方に書とゝめたるそ則此書たる事を傳ふ。是御當國井田の良法たるへきものか。是古老のかたり傳へし所なり。實に君恩の大なる事を末代に是を傳へん爲め、愚なる筆にまかせて書の後へに述るものなり。

天和二年九月吉日

俗田法論辯

前後數年に亙つて、苦心に苦心を重ね研鑽に研鑽を積んで漸く「訂正御格式」を完成した新田目氏は、こゝに澁江氏田法の眞髓を摑むことが出來た。其目から見ると、當時の檢地役等が爲しつゝあつた方法も、又田法者と稱する人々の唱ふる論旨も、餘りに根據のない誣說にのみ終始して居るものに過ぎなかつた。而も、其の誤謬が直ちに國政の誤謬を導きつゝあつたので、これは、赤誠に燃ゆる新田目氏の到底傍觀默視する能はざる所であつた。斯くて本書二卷を編述するに至つたものである。

本書は先づ、慶長の古制、卽ち澁江氏の田法が我が秋田に於て失はれた經路を槪說し、次で土免法、及び土免法を根本として編著された黑澤氏の檢地傳習錄、並びに其他の著書や言說の誤謬を指摘して一々痛烈な批評を加へ、而もこれに關聯して、我が御格式の趣旨を敷衍すること寔に諄々周密を極むるものである。實に、其批評の精緻と共に說くことの懇切とは、飽くまでも對者を心服させずには措かぬ著者の信と誠と熱との表現である。

底本は大山順造氏所藏本で、此他の田法書數種と共に、嚴格な楷書を以て同巧に筆寫した善本群の一ツである。

俗田法論辯　上ノ卷

新田目道茂述

吾が平田の大人の講談の言に、凡て世の中の事にも物にも、名が違て同じ物があり、又名は同くて事の違て居るがあり。夫をよく調べ辨へぬと大いに心得違が出來たり、又牽强附會と申して、彼と此とは甚だ筋の違て居る事をも强(あながち)に牽(ひき)よせて、同じ物じやと附會(つけあは)さんとするやうな誣說も出來るで御坐る。されば物學ぶ人は爰らの譯をよく心得て居らぬと、折角學んだる事どもが、諺にも勞して功なしと申す如く、むだ骨折と成てしまふ事が多くあるで御坐る。熟々世間の學者を見まするに、夫が、けしからず多くして傍より見るに見かねる程、さて〳〵氣の毒な物で御坐ると申されたるが、是は何事に付けても實にと思ひ合はさるゝ事なるが、今吾が秋田にて、檢地役方の輩が物する處の田法と云ふものを見るに、夫(そ)は實に牽强附會の誣說たら〳〵なる事のみにて甚だ氣の毒な物なるが、夫も只勞して功なきのみの事ならんには其輩が一分にて濟むべき事故、傍より道茂が彼此申す心もなき事なるが、其心得差ひよりして、三十四萬石なる御高今は二十七萬石と成て、七萬石御高の無く成りし事也。人は如何に思ふらん、

是既に國家の大事に係れる事ならんと道茂が心には想はるゝ事也。（人は知らずやも、既く寛政の比、執政疋田定常主此事を想ひ惱まれたる事ぞかし。）故に、止む事を得ずして申すも亦氣の毒なれど、彼の輩が物する處の非なるを精しく論辯する處なり。さて檢地役方の輩、いかなる故に政光主の田法を誤りたる事ならんと其根本を熟々考るに、是は先づ黒澤家に於て、政光主より傳へられたる處の田法を餘りに祕し過して、其傳書共をも人に見する事を禁じ、彼の家にのみ藏め持るよりの事也。さて其事の趣を尙も精く云はんに、政光主の田法黒澤家へ傳來の故なればこそ甚兵衞道家の孫甚兵衞道重迄も郡奉行にて、此道重延寶八年迄勤め中川宮內と同役たり。如何なる故にや同年道重郡奉行御免にて、其代りには黒澤多左衞門仰付られ中川宮內と同役たり。（此多左衞門黒澤苗字なれども、甚兵衞と同氏なるには非ず。人是を心得置べし。）然して、宮內は少しく政光主の法方を辨へたる處のありげに見ゆる事もあるは、道重と同役せる故なるべし。多左衞門に於ては聊も其法方を辨へざる者也。さて後安永六年、執政細井光久主江戶へ登らるゝ時、政光主の田法を窺ひ見られんの志ありて、黒澤家より其傳書どもを借受て持參せられしとぞ。其迄は家祕として其門を出さゞる事と見ゆるを、執政と云ひ、且親族の緣あるを以て此事に及べるとなん。然るに其年、光久主不幸にして江戶に於て卒されたり。是に依て追々其傳書ども江戶より細井家へ下れるを、故ありて其書共を、皆彼の家にて失ひ果たる也。（道重郡奉行御免となれる延寶八年より、此安永六年迄その間八十八年。）さて是より前享保中、既に吉田藤右衞門、彼の梁某が文筐より出たる處の御格式を檢地役らへ傳へし事なるを、黒澤家に於ては是をも知らずして、尙獨吾が家にのみと祕し置る事にや。（享保の初より安永

六年迄は五十餘年。抑黑澤家に於て、其初めより家祕として、此事を廣く他へ傳へざりしは甚心得がたき事なれども、此家にて郡奉行勤めたる内は、其事を主宰して檢地役らを指揮するに付ては、事により其法方をも傳へたりし事と見ゆるを、延寶九年御巡見使御下りの時の書付なる付札の趣、天和二年に中川宮内、黑澤多左衞門へ出したる檢地役の書冊、茂木治兵へ先達の傳へたる事を、御格式の頭書にせる事の趣を見て是を知るべし。又其外とても檢地役らが云る事の内には、少しづゝ政光主の法方も亦交りあるを以て辨ふべし延寶八年に道重郡奉行御免にて其翌天和元年死去。同三年よりは、又如何なる事にや此郡奉行の官をば止められたる也。古法傳受して取失はざる樣に必郡役を放すべからず、いつも郡役に檢地役を添しむべしとは既に政光主の遺言にして、郡役とは是郡奉行の事なるぞかし。人此遺言の旨を思ひ合はすべし。是らの事どもに依り此後はいよ〲政光主の古傳すたれて、世には隱るゝ事と成りにけん。黑澤家に於て郡奉行勤めたる時迄は、兗を切る事の一段は、傳來の古法を以て郡奉行のせし事にて、檢地役らの預らざる事なりしと見ゆるを、此天和三年郡奉行相止められての後は、兗を切る事迄も皆檢地役のする事となれるが、其檢地役は古法の傳來をば知らざるを如何んせん。是田法の亂れ初めたる其所以なり。兗を剪るの一段は誠に國家の重事にして、輕々しく檢地役らへ任せ置かるゝ事には非ずかし。扨檢地役等は、黑澤家の指揮に預りたる間には少しく其法方を傳へられたる事もありしなれど、其傳書などは見たる事もなく、其皆傳を受たるにも非ざれば、此道には甚たど〲しかりしを、黑澤多左衞門、己が得たる處の士兗法を以て、檢地役らが云ふ處をも押撓めて專らに其士兗法を唱へ、後には彼の傳習錄などを著して是を世に殘したるに因り、いつと無く其士兗法に移り行つゝ、享保の比に至ては遂に其士兗法と成り果たる也。此時に當りて漸に、彼の御格式檢地役の手へ渡れる

也。然れども其書謬誤既に極りたる物にして、並々の輩が讀み得べき事に非ず。且其輩は、己が得たる土免法の意を以て是を窺はんとする事故、更に解し得る事には至らざりし也。然して其輩、只に空く是を祕書とのみ稱して重々しく其頂に頂き持て、先輩三人の外には見する事をも禁じたると也。己も讀得る事能はずして人にも見する事を禁じたるなどは、嗚呼是何てふ心ぞや。今は漸世に廣まりて人皆見る事となり、是に依て道茂も訂正御格式を著したる事なるが、此趣を聞たらんには、彼の祕書とも稱して是を頂き持べき輩は、馳集りても共に其事の論をもしつべき事ならんと思はるゝを、今此事には又耳に手を塞ぎて居るかは知らず、是も亦何てふ心ぞや。是道茂が、又例の大息する處なるぞかし。さて既に云る如く、慶長の古傳を亡失せるは彼の土免法より起れる事なるが、政光主の言に、諸國は年免の法にして、檢地と云て定まりたる事なしと云はれたる事の如く、年免は檢地の法とも云ふべくも非ぬ事なるが、土免法は其年免より出たる他國の法にして其他國より入來れる物なれば、先其他國の事より是を云ふべし。近比、伊賀人村田佐十郎と云るが書る地方指南と云ふものに、

石高は籾納めより始る。籾百石納る村を高百石の村と云ふ、籾千石納る村を高千石の村と云ふ。此石高の事は天正の比より始る。元和年中に至り、籾納め止て米納めと成たり。偖米納めと成て見れば土地の善惡、年の豐凶に依て、籾一升摺て米六七合或は二三合得るもあり。是に依て反取りと云ふ事始まりて、高と、納め米と別々に成たり。今の高は、納め米と百姓の作徳米とを結びたる

を云ふ。道茂云。今の論に用なき語どもは皆省き、又文章の宜しからざる處などは訂正添削して、人の見易すからん樣に成して上げたる也。本書と引合せ見ん人、文章の同じからざる處を訝かる事なかれ。以下總て、其書どもの文章を上げて論ずる處、皆是に同じ。

石高は籾納めより始り、籾百石納る村を高百石の村と云ふ由に云るは其通りの事なるを、高と、納め米と別々に成り、今の高は、納め米と百姓の作德米とを結びたる物の由に云るは甚しき誤りなる物にして、高と云ふは貢に取る籾の事なるを、田より出る總米の事と心得たる也。然る時は、高百石と云へば米百石の事にして、内六十石を納め米とし、殘り四十石を百姓の作德米とする事なるが、其云ふ處に從て是を算せんに、譬へば十五の石盛りとして一石五斗の斗代の事を、此流にては斯く云ふ事なるが、斗代は田一反の高の名にして、則籾なるを米として云へるものなり田一町に其十五を乘（かけ）て此米十五石也。さて是を當制の定法田一町の養民六人、此民食一年一人に三石二斗七升六合として是らの定法は御格式を見て辨へ知るべし十九石六斗五升六合となる事故、總取り十五石としては、其民の食米にも足らぬ事也。國處により養民の法など差ふ處もあるか知らざれども、一町の耕夫二人、其一家六人の口數とせる中勘、多くの差ひは有るまじき事也。もし又、關東邊より上方筋の民は不食なる者としての事か。夫にしても、平人の如く五合扶持として六人には十石八斗也。さて此流の云る五公五民の貢法として、總取り米の十五石へ五を乘て此貢米七石五斗なれば、民の食米と合せて十八石三斗となる事故、十五石にては迚も足らぬ事也。五公五民よりは輕き貢法もある事なれど、是は其中を以て云ふ處なれば、其中を以て其上下の程をも辨へ知るべし。然るを斯る入貢民領算當の考もなく、斗代の一石五斗を、田一反より出る總米と心得たるは如何なる事ならん。國處によりては、一反よ

りの出米にも少し差ひのあるかは知らざれども、吾が秋田にては、上田一反より三石六斗出る事なるは人皆心得たる如くなるを、一石五斗より出ぬと云ふ事、唐天竺は如何にあらん、日本國中には有るべき事ならんや。扨又云ふ迄もなき事なれども、高百石と云ふは籾の百石なる其譯は、今吾も人も知行せる處の高百石は則是籾の百石なる事故、其籾一升に付、米六合摺りの六の出米を乘て六十石の物成とはする事也。もし今も古法を以てせんとならば、高百石には其儘籾百石納めさする事也。さて、其籾百石を自分にて摺れば則米の六十石となる事にて、籾納めも米納めも、外に變りのなき事也。但自分にて摺りたらんには、碎け米などの二番米と云ふ物は外にあるべき事也。是は、云はゞ籾を摺る處の手間代と見るべきもの也。さて籾納めとしては、高百石の其籾百石を殘なく上へ納め、又米納めとしては、其摺り米六十石を殘りなく上へ納る事故、高百石の外に、民領とする處なくて叶はぬ事明かならずや。然るを此輩、此事を辨へ得ざるは如何なる事ぞや。但高百石を米の百石とせるには其譯あり、そは後に至て云ふを見るべし。

○土地の善惡、年の豊凶に依て、籾一升摺て米六七合より二三合迄の多少ある事に云る。是則土免法にして、其者流の必云ふ處なれども然らぬ事也。米取りに多少のあるは通(きこ)えたれど、土地の善惡、年の豊凶に因ては先其籾に多少のある事にして、籾を米に摺て初めて其多少あるものには非ず。但籾にも善惡なきには非ざれば、其善惡に因ては少しく其出米に差ひのなきにも非ざれど、六七合より二三合迄な

どの差ひは決してなき事にて、押ならしては六合の出米動かざる者也。さて、土地の善惡に因て籾取りに多少ある。是は其土地の善惡に因て斗代を定る事にて、其斗代の位に兼て其善惡を分け置くものなる事故、土地の善惡は年の豐凶の事と共にして云ふべき事には非ず。此兩條の譯をも先辨へ置べし。扨此地方指南と云るもの丶、爰には斯く、籾の出米に六七合より二三合迄の差ひある物の事に云るが、又毛見坪刈りの事を云る條には、直に籾をこきこなし、干さずして直に斗る時は籾一升を五合摺りに積る也。籾を干して斗る時は、一升を六合摺りに積る定法也と云るは如何に。さて前に云る事の如く、六七合より二三合迄の不同ある物ならんには、干すと干さゞるにて五合と六合の定法に立らるべき事かは。又、さる定法の傳へなくして斯る事をも云ひ出べき由緣あらんや。人よく是を思ふべし。凡て、此生田法者等はよく其本原を辨へ得ずして、其處此處と其片端づ丶を聞取り、其生心得なる事共を取り合せて是を云ひ丸めんとするより、斯る前後の取り合はざる事を云ひ散らして、然る、取り合はざる事とも心付ずして居る事にや。さて既にも云る如く、六合摺りは古よりの定法にして、今摺り樣しをして見ても六合摺りは差はざる者也。又籾を干さずして斗る時には、干して減る處の考ある事故五合と立たる定法、是も亦動かざる處也。然るを後に又、其干さゞるには非ずして干したる處の法を五合摺りとし、或は七合摺りの法に立てたる事もあれど、是は、其國處に因て貢法の差引を成さんとする假りの算術に立てたる法にして、其實は六合摺りと同じ事也。されば、此六七合より二三合迄の差ひある事とせ

るも是と同じ事にして、其土地の其豐凶により、免の上下を付んとする算術の上にのみ立てたる虛法なり。然るを是を辨へ得ずして、籾より出米の實法と心得て云るは、是生田法者流の生田法なる處にして笑ふべし。此事、後に至り尙も精く云ふを見るべし。又同書に、

　石盛り斗代を積る事、譬へば一坪の稻を刈り其籾一升あれば、米にして五合となる時は一反に付一石五斗になる。是を十五の盛りと云ふ。石盛りとは地面に石數を盛り付て置くと云ふ義也。又是を斗代と云ふは、其地面何斗に代ると云ふ義なり。又分米とは、反別に其位切りの石盛りを乘て上の分ッの米何程、中の分ッの米何程、下の分ッの米何程、下々の分ッの米何程と、夫々米を仕出すに付き分米と云ふ。

是は旣に論辯せる如く、高と云ふものも、又斗代と云ふも分米と云ふも皆米と心得たる、誤りの甚しき者也。前條は高の事のみを米として云ひし事なるが、此條に至ては、斯く斗代と云ふも分米と云ふも皆米の事として云るを以て、いよ〱其誤りの誤りにして、然心得たるに差はざるを思ひ定むべし。又、五合摺りをも其實法として云る事の誤りなるをも見るべし。さて斗代とは其地面何斗に代ると云ふ義なる由に云るは、其地面が一石五斗の位に定りたるの意に解きなしたる事なれども、一石五斗の位に定りたる事を一石五斗に代ると云ひて通ゆべき事かは。又分米と云ふも、上の分ッの米、中の分ッの米と其品位を分けたる米の事を只に分米と云ひて、上の分ッ、中の分ッと云ふ事に通ゆべき事かは。皆、牽强附

會の誣說也。又ある書には、斗代と云ふことは籾納めの時に云ひ初めたる辭にして（是は、斗代は籾の事也とは心得たる也けり）籾の代銀何程と定め、一斗代、二斗代、三斗代、四斗代、五斗代など、國處に從ひ銀納の法有て、籾何斗代銀何程と云ふ事をつゞめて斗代と云ふとある事なれども、籾何斗の代銀何程と云ふ意の事を、只に斗代とのみ云ひて其事と通ゆべき事かは。又代銀にて納る遠國にては、よし斗代と云ひなしたる物としても、籾にて納る近國にては其籾の事をも斗代と云ひたるにや。又は何と云ひけん。更に尻口の合はぬ事して、是も亦杜撰附會の誣說なり。斗代と云ふ事は元是田代と云ふ皇國の古言にして（田をトとも云ふは通音なればなり）古書には其田代を刀代、戸代なども書るを字音に刀代と讀み誤り、後には斗代と書く事とはなれる也。さて田代と云ふ言の義は、田地は其國を領せる君の物にして、其君より其田地を民に預け置て作らする理りの物故、民よりは其預けられたる田の代として、其年の貢を其君へ奉るよりの言にして、田代とは、則田一反に付て奉る處の貢の名なり。斯る事とは此輩の夢にも知らざる事にして、甚く驚くべき事ならんか。精くは斗代名義考を見てよく辨へ知るべし。又分米とは分配米の略言にして、入貢と民食とに分配せる其入貢に當れる分配の米を云ふ事也。さて米とは云へど、籾納めの時よりの辭にして則籾の事也。是も精くは訂正御格式を見て知るべし。さて又彼の地方指南に、

免と云ふも厘付と云ふも同じ事にて、高一石の取り米を云ふ。然れども厘付は籾摺りより起り、免は古き詞にて、是程年貢を出させ其餘は百姓に免すと云ふ意なり。

免は古き詞なる由に云るは然る事にて、御格式に田免と云る詞も有て、田一反より出る處の總籾四分の一なる入貢の事にして、則斗代の事なれば籾納めの時よりの詞なり。去ながら、年貢を取り其餘は百姓へ免すの意なる由に云るは、例の生田法者等が誤り也。其誤りなる事を訂し、免は目と云ふ事の訛言にして、田免と云ふも田目と云ふ意の事にて、田の字の象の、四ッ目なる處の其一ト目を貢に取る由の詞なる事は、訂正御格式に精く云る如くなれども、今一渡り、世俗の可笑しき事を以て早く是を諭すべき事あり。博奕の詞に一より六迄の數を目と云ふ事なるが、是を人は、其賽に・⁚⁖など目のある其象よりのみ云ふ事と思ひ居るべき事なれども、其正字の一二三なども亦是其數の目を象に書る物にして、目と云ふ事は、是其數其物の次第せる、其疆々をさして云ふ辭なる事をよく思ひ辨ふべし。又其博奕なる彼の俗に、摑み源兵衞と云ふものに、六の目をば其筒を取る者の取り目と定めて、其六の目の出たる時には成と云ひて、筒を取りたる者其場の錢を殘りなく取る事なるが、是は六ッ成り定免と云ふ事より設ヶ出したる戯と見えたる物にして、申すも畏き事ながら、御判紙には六ッ成りとある事故其六をば亭主の取り目と定め、凡て其筒に當れる者を其時の亭主の意に取りなし、六の目の出たる時には、夫吾が家なる御判紙の六ッ成りの六に成たると云ひて、其亭主の取る事となしたる物なるべし。然もなき事にては、六の目の事を成りと云ひて、筒を取る者の定取り目と立てたるは分らざる事ならずや。人よく是を思ふべし。さて是は、彼の博奕なる賽や札などやうの物をば持あへぬ士類の者の、一時假のたはふれに設

け出したる事と見ゆる物也。此戯の事を以ても免は目と云ふ事にして、六ッ成り定免と云ふ事も亦六ッ成り定目と云ふ事なるを思ひ辨ふべし。此戯を設け出せるは慶長以來の事なるべきを、其比は免は目と云ふ事なりと自によく辨へ居たりし故、斯る戯をも設け出したる物なる事をよく思ふべし。

又、其六ッ成りと云ふ事は六ッに成ると云ふ意の事にして、六ッに成るとは六ッに分る事にて、内外の六德、田の四德を合せて平均したる十德の糀高を六ッに分て、其一を貢に取る當制の法なることを人は先よく辨ふべし。御判紙に何百石六ッ成とあるは、此六ッ成の意を知るべく示されたる物にして、其高の內には七ッ五分より三ッ五分迄何段にも免はある事なるが、其免の儘なる高にて下さるゝ事にては、譬へば高百石づゝ二人へ下さるゝ時に、一人の分ッは殘りなく免七ッ五分なれば高百石へ其七ッ五分を乘て、一德七十五石づゝ十德にて七百五十石の位となる。是を定免の六ッ成りに除て百二十五石の當高となる。一人の分ッは殘りなく免三ッ五分なれば、高百石へ其三ッ五分を乘て一德三十五石づゝ、十德にて三百五十石の位となる。是を六ッ成りの定免に除て五十八石三斗三升三合の當高となる事にて、其免により其當高大いに不同となる事也。故に其高へ、其鄉位に應じたる夫々の免を乘て十德總糀の位を立て、然ふして其六分一を貢に取る定免の六ッ成に除り、當高となしたる處の物にて百石づゝ下さるゝ事にして、其、六ッ成りに除て當高となしたる處の百石なるぞと云ふ印に、六ッ成と記して下さるゝ事也。さて、其當高と云ふは則入貢に當れる糀高の事故、其糀百石を其儘に取るは其本式にして、是則古の糀納めの法也。然るを今は米納めの法にて、其糀を百姓の手にて摺らせ出米の六十石にて取る事故、百石へ六合摺りの

六を乘て六十石とし是を六の出米と云ふ事なるが、今の人は其米にて取る事にのみ馴れて、籾にて取る事を忘れ果たるよりして、六除する六ッ成定免と六乘する六の出米と混じて、六の出米を六ッ成定免と心得たる人もある樣に成りたる也。是は皆、上免法の云ふ處に紛らされて其元を失へる也。其譯は後に精く云ふを見るべし。もし六の出米は六ッ成定免ならんには、彼の御償高などの米を受取る時にも、其出米の事を六ッ成定免とも云ふべき事なるを、此時には六の出米とのみ云ひて六ッ成定免とは絕て云はぬ事なるを以て、六の出米と六ッ成定免と別なる譯をよく思ひ定むべし。尙此六ッ成定免の算理は、四六精術を見てよく辨へ知るべき事也。さて、上に云る處の七ッ五分より三ッ五分迄の免をば成り免と云ふ事にして、此成り免と云ふものは內外六德の一德四品、田の四德の順逆八鄕の法を以てよく其鄕位を平均し、上にて取る處の四分一へは增減を付け、下にて取る處は皆四分三の算勘に當る樣にして、民の手內不同の無き處を其要旨とせる物なるを此成り免の算理も亦、四六精術と訂正御格式を見てよく辨ふべし年免の國々にては其本を忘れて、民の取る處の算勘をば云ふ事なく、免と云ふは啻に高一石より上にて取る處の事とのみ心得、其取る處に、減りの立ぬやうにするを要旨とする如くには成れる也。厘付と云ふも則其意よりする事にて、年々の取り米を其村每の帳面へ記し置て、年々の取米增減を見合せ、其取米を其高にて除り、高一石に付其取米幾ッ何分何厘何毛當れると云ふ事を見て置く事なるが、厘付と名に云ふ譯は、何厘何毛迄も、切り捨ずに付て取る事なるより云ふ事と云り。當制の免は幾ッ何分きりにて、厘毛は切捨る事也。さて其厘付を記して年々の見合せをするも、只、其取る處に多くの減りを立てまじきとの意構へのみに

して、民の取る處は何程にて、其食米其凶備等は何とすると云ふ事の一ッも見えねは、何の爲に立てたる田法なるべしや。其輩に聞まほし。

○米納めの法と成て以來、年免の國々にて反取り米と云ふ名の出て貢法を惣する事にて、斗代の籾なる物を、田一反より出る處の米と心得たる事の誤りなる由は既に論じたる如くなるが、籾納めの時には、其年免の國々にても、其籾へ免を施して籾を取る貢法は有りけんを、米納めと成ては、籾へ免を施す算術は入らぬ事の如くに成りたるに付き、一反の斗代なる籾より、米にて取る處の貢法を制したる者也。故に是を反取り米と云ふ。さて、其貢法はと云ひても別に是を制したるには非ず、籾納めの法を轉じて米納めの法に用ひたる物にて、斗代の一石へ七ッ五分の免を乘(かく)れば七斗五升の貢米となり、六ッの免を乘れば六斗の貢米となる事故是を反取り米の法と立てたる事なるが、さて七ッ五分より三ッ五分迄、一石の籾より其出米の減少して行く事故、是を土地の善惡に因て、其籾より出る米に多少ある事と立てたる法にして、是土免法の據て出たる其根本なり。さて其法は、籾納めの法を米納めの法へ轉用せるより、其免の上下に活用する處を、籾より出る米の多少に負せたる假の虛法なり。籾へ免を施して籾にて取る貢法、他國は如何にせしことにや知らざれども、當制の法なれば斗代の一石へ七ッ五分の免を乘て、籾にて一德七斗五升づゝ十德にて七石五斗の位となし、是を定免の六ッ成に除て一石二斗五升の入貢籾高とす。又六ッの免を乘ては一德六斗づゝ十德にて六石の位となし、是を定免の六ッ成に除て一石の入貢

籾高とす。是則籾にて取る處の法にして、其入貢に當れる籾是を當高とは云ふ事也。十徳にて七石五斗と六石の位となす由に云るは、内外の六徳と田の四徳を以て、平均免を制する處の算理を以て云る事なるが、其七石五斗と六石は田一反より出る處の總籾にて、其總籾へ多少の位を立て其六分一を貢に取る當制の法也。精くは四六精術を見て辨へ知るべし。さて其當高一石二斗五升へ、定法六合摺りの六を乘て七斗五升の米となり、又其當高一石へ、同じ六を乘て六斗の米となる事也。故に米納めの法と成て後は、斗代の一石へ七ッ五分又は六ッなどを乘て、早く其貢米を知る事となしたる者也。是に依て思へば、他國の法と云へども其元は當制の法と同じ事なりけんを、早く其貢米を知る算術より假に立てたる土免の法、後には是を其實法と心得て物するやうに成たるより、他國にては其元の法を失ひ果たる也。さて籾納めの時には、田一反より出る處の籾を量て其何分一を貢に取る事となしたる物故、米納めと成ては、田一反より出る處の米を量て其何分一を貢に取る事となすべき道理なれども、然しては古より立て來りたる斗代の法も捨り、且高と云ふ名も差ふ事となる故此法は捨がたく斗代は一反の高を云ふ名にして、斗代と云ふも高と云ふも、共に同く貢に取る處の籾の事なれば、この斗代と云ひ高と云ふ籾納めの法を捨て米納めの法のみにする時は、高と云ひし籾の一石は隱れて、其出米の六斗を高と云ふべき事と成て、高と云ふ名の大いに差ふ事とはなる也爰に於て其斗代も高も元の如くに立て置て、斗代の籾一石を假に一反の米の如き物として、其内より入貢の米を取る積りに設け成せる者也。然る時は一反の正籾も正米も隱れ果て、求め出すべき様なき事の如くなるを、此流にては是を一の口傳などゝ立て、斗代の一石を一四が四として一反の籾四石なるを知り、一六が六として入貢米の六斗なるを知り、又其四六を合せ呼んで四六の二石四斗として一反の米を知る事となし、是を四六の法などゝ云ひ、田法は下田の斗代一石より起るなど云ひな

せる物と見えたり。（是迄云る處の斗代を一石とせるは、下田の斗代を定法として云る事也。上田の一石五斗も中田の一石三斗も下田の七斗も、夫々の免を乗て皆其貢米となるは同じ事なり。）扨斗代へ免を乗て其貢米を知り、又斗代の一石を一反の米にせるも、始めには其事の元を心得て、假に其虚法をなしたる事故先づはよけれども、後には其虚法を實法と心得、此二段の虚法と、又其元の實法と、三段を一段に打混じて云る事故、皆、其前後取合はざる事となるも亦宜ならずや。斗代と云ふものゝ籾かと思へば、又米にもなる異しき物なるよりして、此末流を汲る輩是に惑亂して、吾が秋田にても、後にはいよ〳〵益異しく可笑しき算術をもなして、是を祕傳の口傳のと云るは笑ふべし。そは後に、段々と是を出して云を見るべし。さて斯る異しき田法を此秋田へ引入れて、吾が政光主の法方を亂し初めたる者は誰ならんと云ふに、既にも云る如く黑澤多左衞門元重此魁なり。此元重、延寶八年より天和三年迄（四ヶ年）郡奉行たり。後隱居して浮木と云る時に、彼の檢地傳習錄と云ふを二卷著したり。其傳習錄に、

免定るに、此處は如何やうの土にて上土なり。然して其田の水掛り、日當り等諸事何にても不足なき處にて米何程取る、是上田也。其次の土は米何程取る、是中田也。其次の土は米何程取る、是下田也。下田よりも米少なきは皆下田なり。又上土にても、何ぞ不足あれば中田下田ともする也。此米取りには考やう有て、田よりの出米何ガ一を物成に納めさせて能き處ぞ、其定鑑（てうがね）の免は何程にして能きぞと積り、是を以て斗代を定る法也。譬ば、田より出米の四ガ一を物成に納め、定鑑の免六ッ成にする處の内にも、勝れてよき土地にて米取り多く、六ッ成にしては、四ガ一物成に納る法よりは

百姓の取り分ヶ多き處は、七ッ成の免にも七ッ五分成の免にもすべし。また土地よからず米取り少なくて、六ッ成の免にしては、四ガ一物成に納る法より百姓の取り分ヶ不足の處は、五ッ成の免にも四ッ五分成の免にもすべし。田より出米の五ガ一、三ガ一物成に納る作法の處も是に准じて知るべし。斗代の位と、田より出米の何ガ一物成に納る作法と、此二ッは其領内皆同じ事に定め、上田中田下田と位を付る事は、其村々の位に因て上中下を定る物なれば、村に依て米取りの多少あり。夫は免にて指引、物成納る作法に合ふやうにする也。

此云る處、土の上中下に因て米取りの多少ある事は聞えたれども、是所謂る土免法にして、土の上中下共に出る處の籾には多少なく、其籾より出る處の米に多少ある事として、是を以て免の上下を付る法なる事は、村に依て米取りの多少あり、夫は免にて差引、物成納る作法に合ふやうにする也と云るにて知るべく、免とは其籾より出米の出目の事にして、譬ば六合の出目を七合の出目として、其四ガ一を物成に取る樣に算用する事也。さて、其四ガ一を取るやうに算用を合するも聞えたれど、籾よりの出目は六七合より二三合迄の差ひは無き事なれば、既にも云る如く、是只免の上下を付けんとする假の虚法なるを見るべし。又米取りには考やう有て云々、是を以て斗代を定る法也と物ありげに云る。是、實は斗代と云ふ事の名義を辨へざるよりして、斗代と云ふ事には、何ぞ譯にてもある物の如くに云ひ紛らしたる者也。さて、其出米の考やうはと云へば、田よりの出米何ガ一物成に納めさせて能き處ぞと考へ積る由

なるが、其何ヶ一納めさせて能き處ぞと云ふ事を如何にして考る事ぞ。是には、必其法方なくては叶はぬ事也。有らば其法方を云ふべき事なるを、云はぬは如何に。然らば其法方とては無きか。無きに於ては所謂る雲を摑むの類と云ふべし。又、其定鑑の免は何程にして能きぞと積る由なるが、是は定免の事なるべきが、定免は六の出目に極りたる物なるを、是をも考を以て別に定るは如何なる事ぞ。是らは云ふにも足らぬ事也。さて、何程貢に取りて能き處ぞと考る事は是貢法の第一にして、當制には内外六德の一德四品、田の四德の十町順逆八鄉の法と云ふ事ある由は既にも云るが如し。さて、斗代は田一反の高にして入貢に當る處の籾なれば、田より出る處の籾を量り調べて、其四ヶ一にても五ヶ一にても其田の斗代とする事なるを、外に何の法あらんや。人よく是を辨ふべし。但下田よりも米の少なきは皆下田（げでん）とする事のみは、少しく其法とも云ふべしや。さて又六ッ成、七ッ五分成などゝ、凡て、皆其免に成と云ふ事を付けて云ふ事と心得たるも、此元重が誤り也。是に因て後々の輩も此事を誤りたるあり。六ッ成定免に涯りて六ッ成と成の字を付けて云ふべき事なり。（斯く六ッ成定免と云ふは、土免法に云ふ處の六の出目なる六乗ずる定免の事には非ず、六除する當制の定免の事也。）（上に六ッ成定免と云るは、土免法の云る處に從て然云る也。そは其處の事に意を付けて見れば分る事也。人是を見まがふ事なかれ。）其事の由は四六精術を見て知るべき事なるが、又此事は、後にも其事の出るに從て其條に云をも見るべし。又同書に、

此田、中田にて歩數三畝、高三斗、免は六ッ成にて物成一斗八升にて候。田の位高くて高の登り候ためか、作人物成米出し兼候と云ふ事ある時に、

此處は斗代上田一畝一斗五升、中田一畝一斗三升、下田一畝一斗、下田一畝七升、物成は田よりの出米四ガ一納る作法なり。

此通りの定めなる處ならば、其田の作人、其處の名主、其田近處の作人等を呼出して問ふに、其度ごと皆同く、稻三十束刈り米は一束にて二升づゝ取ると云はゞ、總束の米合て六斗なり。然らば定免は六ッ成なれども此郷免は五ッと見て其五と、物成納る作法の四と取り合せ四五の二十なれば、其二を以て米の六斗を除り三斗と知る。是高なり。歩は三畝なれば、三斗の高を其三に除て一斗となる。是下田一畝の斗代なり。然らば此田は下田に極りたり。兼て中田としたるは位も差ひ、免も六ッ成となしたるは誤り也。下田に直し、免も五ッに改むべし。然する時は、一斗八升の物成減じて一斗五升となる。

是も聞えたる事なるが、免を五ッと見る算術は、六斗の米を四ガ一納めの四に除て一斗五升故、是を三斗の高に除て免五ッとは知る也。さて其免の五と、物成米納る作法の四と取り合せ四五の二十として六斗の米を除る事、是實は、五に除り又四に除るべき事なるを、其二算を合て四五の二十として一算に二除せる也。其譯は、物成の一斗五升を高の三斗に除て五ッの免と知りたる如く、此五ッの免と云ふものは、籾一升より米の出目五合に當る處を云る物にて、六斗の米は、元是籾へ其米の出目五合を乘て出たる筈の米なれば、元の籾へ戻すには、其乘たる處の五にて除る事也。故に其米六斗を五に除て一石二斗の籾

と知り、是を四ガ一納めの四に除て三斗の高とは成る事也。さて是へ又、彼の米の出目なる免の五を乗て一斗五升の物成と成る事なるが、此一斗五升は又、上に算せる如く米六斗の四ガ一納めに當る事也。此算術の理を見て、高と云ふ物は田より出たる籾の四分一、物成は田より出たる米の四分一にて、又其田より出たる米は、其田より出たる籾へ其出目なる免を乗たる處の出米なるを辨ふべし。但、其出目なる免を乗たる處の出米にて、其四ガ一を物成にする算術にはあれども、其米の出目は實の出目に非ずして、免の上下を付けんとする虛法なるを忘るべからず。されば、物成の四ガ一も實の四ガ一には非ざる事を知るべし。さて又、三斗の高を三畝に除て下田一畝の斗代なるを知る事なるが、斗代と云ふは元來田一反の高なれども、爰の算術は其一反迄に及ばざる事故、一反の十ガ一なる一畝を以て斗代の位に立たる者也。さて一反にては其斗代一石なるが、然る時は、三反の高三石を三反に除て一反に一石なる事故、斗代と云ふは一反の高に云ふ名なる事を知り、さて其斗代と云ふは、一反の籾を四ッに除りたる物なる事迄をよく辨ふべし。さて此條なる算術の理はよけれども、土免法なる事故、其流にてする處の株榮(かべ)劣りの算術也。(カベは株榮(かぶはえ)のハエを約めてへとなるを、ブへを又約めてべとなる事故、カベとは云ふ事也。)其譯は、一束二升取りなる時は、一束は二坪半にて一束となる當制の法故(此法の事は後に至て云ふを見るべし)二升を二坪半に除て一坪に付き八合にて、是下田の生米定法也。然る時は、三畝の歩數は九十歩故、八九の七斗二升となるべき生米の積り也。又束數も百歩に四十束の定法故(此法の事も後に至て云ふを見るべし)九十歩にては四九の三十六束あるべき積り也。然るを六束減じて三十束とせる

事故、夫だけ生米も減じて六斗となれる也。さて一歩の生米八合を一反の三百歩へ乗て二石四斗、又四田ともに高一石とする時は、其生米は皆此二石四斗となる事の算術は、今の檢地役も皆心得てする事ならずや。然るを此株榮劣りの法とする時は、三十束を九十歩に除り百歩に付き三十三束三把三三の法となる事故、是を三百歩へ乗て百束となる。是へ二升を乗て二石故、高一石の生米二石四斗には四斗足らぬ事と成て、彼の四田高一石の生米二石四斗の定法も、皆破れて立たぬ事となるを如何にする。但此二石四斗の定法にも、免は七ッ五分より三ッ五分迄ある事は同じ事にして、免五ッとする時は、斗代の一石へ免の五を乗て一反の籾五石の位となる。是を六ッ成の定免に除て八斗三升三合の當高となる。さて是へ、定法六の出米を乗て五斗の貢米となる當制六ッ成定免の算理なり。さて二石四斗の四ガ一納め六斗なる物の免五ッなるに依て、一斗を減じて五斗となる事なるが、是は内外六德の法と十町順逆八鄕の法に因て、六斗取るべき物を弛めて五斗となる樣にする事にて、二石より無きに付き、其四ガ一五斗を取る譯には非ず。さて内外六德、順逆八鄕の法は、事長くして今爰には精く是を述がたければ、訂正御格式、四六精術等を見て辨へ知るべき事なるが、其一ッを以て云ばゝ、一里二里の近村なれば、四ガ一の定法六斗を其儘に取てもよけれど、十里二十里の遠村と成ては、其貢米を運ぶ處に運賃又は減米などもある事也。是を同く定法の六斗取ては遠村の民に迷惑あり、爰に於て其考を付て、一斗を弛めて五斗を取る事也。二石四斗に足らぬ事より弛るには非ず。人よく是を辨ふべし。さて土免法の如く、四斗足ら

ずして二石なる故に、其四ガ一なる五斗を取る事としては、其村もし遠方にて、運賃、減米等の事あらん には、二石の内五斗を入貢とし、又一斗を其運減となさば、殘り一石四斗の民領となる事也。然るに彼の近村は、二石四斗の内定法の六斗をのみ納め殘り一石八斗の民領となる事にて、民領大いに不同のある事ならずや。斯る事なる物ならんには、豈是を田法とも貢法とも云はるべき事ならめやも。さて、彼の土免法は既に云る如く虛法なるが、是を又實法に取るべき事あり。彼の流は元是年免なる物にして、其年の豐凶に依て其免を定る事ゆゑ、其年に依て、其同じ田にても株榮の優劣、米取りの多少ある時は、上件の如くして其免を定るは是其實法也。然れども是に株榮劣りとして束數を減じたるなれば、其籾取りにて減じたるを知るべし。彼の反取り米の法なる斗代を定法にすゑて、其米の出目にて免の上下を付けたるとは同じからず。彼の流は、其元を辨へずして其處此處を取り合せて云ふ事故、かにかくに取合はざる事どものいで來る事ぞかし。然るを又、年の豐凶にかゝはらず村の遠近などに因ても、上件の如く六ッと五ッなどに免の上下を付ざれば成らぬ事のある時には、遠村をば五ッ免、近村をば六ッ免とする事なるが、其米取り、實に二石四斗と二石の差ひあるには非ずして、共に同く二石四斗なれども、彼の年免の實法を假り出して、爰には又其虛法をなす處也。且其年免の法を取らへて、定免の如くに云ひなしたるも當らざる事也。さて後の輩は、此虛實の二法と、年免と定免の差ひあるをも辨へ知らずして、皆其實法とのみ心得たる事なるが、其心得差ひは心得差ひとし、虛法は虛法としても、其貢法をなす處に不同の事なければ好けれども、貢法は只其土免のみにて行く事に非ず、內外の六德と十町順逆の法によらずしては、好く平均の貢法をなし難き事也。そは既にも云る如く、訂正御格式と四

六精術等を見て辨へ知るべし。又同書に、

此田上田にて歩數二畝五分、高四斗二升五合、免は七ッ成にて物成二斗九升七合五勺にて候。田の位高くて高登り候ためかと、前の如く云ふ事ある時に、

此處の斗代上田一畝一斗七升、中田一畝一斗四升、下田一畝一斗一升、下田一畝七升にて、物成は田より出米の五ヵ一納る作法なり。

此通りの定めの處ならば、其田の作人、其處の名主、其田近處の作人呼出し問ふ事前に同じ。稻三十五束刈り、米は一束に三升五合取ると云はゞ、總束數の米合て一石二斗二升五合なり。夫を七ッ成の七と、物成米納る作法の五と取合せ五七の三十五なれば、其三五を以て米の一石二斗二升五合を除り三斗五升と知る。是高なり。歩數は二畝五分なれば、右三斗五升の高を二五にて除り一斗四升となる。是中田一畝の斗代なり。然らば是中田に極りたり。兼て上田となしたるは位差へる故、中田に直し高三斗五升と改むべし。然する時は二斗九升七合の物成減じて二斗四升五合となる。

是も聞えたる事なるが、免を七ッと見る算術は、米の一石二斗二升五合を、五ヵ一納めの五に除て二斗四升五合の物成となる。是を高の三斗五升に除て免七ッとは知る。さて是は免に差ひはなけれども、只、中田を上田に位差ひして高積りせる譯なるを知るべし。免の七ッと、五ヵ一納めの五と取合せ五七の三

十五として、米の一石二斗二升五合を其三五に除り三斗五升の高と知りたるは、免の七に除り、五ガ一納めの五に除るべき兩算を合せたる法にて、前條には、四五を合せて二に除りたると同じ算術の理なるを知るべし。さて二畝五分の歩數は七十五歩なるが、是に束の定法四十束を乘、三十束なるを三十五束とせるは前條なる株榮劣りの裏にて、是は又株榮優りの法也。是も束數を増したるなれば籾取りにて増したる事知るべく、されば七の出米として、米の出目にて増す事として云るに叶はざるを見るべし。扨、米の一石二斗二升五合を七十五歩に除て一坪に付一升六合三勺三才となる事なるが、當制の法は上作年の上にて一升六合とし、其上作年にも上中下の三段あり。又中作年にも三段あり下作年にも三段あり。其三年の九段を平均して、上田一坪の生米一升二合と立てたる法也。此土免法は是一升六合餘あれば、其有りの儘一升六合餘として云るを以て、年免の法なるを辨ふべき事也。いかに上田なれば迚年々定式に一升六合餘などは無く、又株榮も定式に優りて、三十束刈るべき處より三十五束づゝ年々刈る事はなき者也。且是は中田なれば倘更の事と知るべし。其年に依て出來たる免を定免の如くに云ひなしたるは、皆後の輩の誤りなる事ぞ。

○同書に、常陸より御國替にて御當領總檢地の時、功者有て斗代を付け免を定めたると見えたり。然るに檢地の法を祕して敎へざる故、四六の法と計り心得、何の故に四六と云ふ其本を知れる者なし。四は米取りの四ガ一を物成に納る事と知り、六は、諸給人に下さるゝ知行、平均六ッ成なれば夫故と思ふ也云々と云るが、檢地の法を祕して敎へざるとは、是先役道重を始め總て其黑澤家へ當テ付けたる辭にして、

其意より、御當領總檢地の時功者有て斗代を付け免を定めたると見えたりと云ひて、政光主の斗代を付け免を定めたるをも知らぬげにして、其言の底意を政光主迄へも及ぼせるは過言と云ふべし。延寶の比に居て郡奉行をも勤めたらん人、吾が秋田の田法は、政光主の物されたる事と知らざるべき由緣あらんや。人是を思ふべし。抑黑澤家に於て檢地の法を祕して敎へざる事の宜しからずと思ひたらんには、其旨君公へ申上ても、其敎へ其傳へをも受て物すべき事なるを、さはなくして密に是を誹りつゝ、已是を辨へ知らざる事迄も、强て辨へ知れる事として云るは、是元重が心の直からざる處にして憎むべき事なるが、是に因て是を思へば、道重郡奉行御免となれるも、此人の方寸より出たる事ならんも知るべからず。扨又四六の法と計り心得、何の故に四六と云ふ其本を知れる物なしとは時の檢地役を云る辭にして、此比より、檢地役は四六の法と云ふ事の名目は心得だれども、其術をば辨へざるを知るべし。扨四ガ一を物成に納め、諸給人に下さるゝ知行平均六ッ成なるを以て四六の法ならんと元重が思ひたるは、四と六の數を漸に尋出したる迄の事にして、四と六は何の用たる四六なるぞと云ふ其事の本を辨へざる事は、尙檢地役等と同じ事なるを、只其檢地役にのみ其罪を負せたるは笑ふべし。此士免法者流は、免と云ふものは、只土の善惡にのみ依て制する物と心得たる事故、四六の本原を辨ふべきよしなきも然る事なるぞかし。四は地の四德の四に、六は他の六德の六にして、又四は五に數の一ッ足らざる物、六は五に數の一ッ餘れる物ゆゑ、其數の足らざる四と其數の餘れる六と合せて平均する算術にして、免と云ふものは、此四と六にて割出せる物なるぞや。其精き事は四六精術を見て知るべし。

○同書に、檢地して譬ば上田（廿一間卅八間）二反六畝十八歩、分米三石九斗九升と竿打たる時、其作人に、此田に

て稲何程刈り米何程取ると問ふ時に、此田にて稲三百二十束刈り、米は一束に付二升七合取ると云ふに一割増シ二升九合七勺取るべきと心得、三百二十束へ二升九合七勺を乘れば米九石五斗四合なり。此米を三石九斗九升の高にて除り夫を又四にて除れば、五ッ九分五厘の免と知ると檢地役の者共云ふ也。一割増して算用する事誤り也。もし百姓の云ふ如く二升七合に僞りなくば一割増しは高免になり、百姓永代の損となる事故、土の位より始て諸事を考へ、其上に稲ヲ刈り米取りを云はせ、吾が考へより米取り少なくば一坪の稲を刈らせ束數を積り、夫を米にするか又は籾を數へて、升の法に勘定して爲べき事也云々と云る。是も一渡り聞えたる事ながら、元重己が心得たる法を以て、籾より米の出目なる土免を見る處の算術を檢地役に問たる故に、檢地役も其意を得て、其土免法の算術と己が聞傳へたる當制の法と、程よく考へ合せて答たる物と見ゆる事共なり。そは如何ッと云ふに、當制は三年平均して上田稲一束に付米三升取りの定法（田二坪半より一束刈る定法にて、一坪には一升二合の定法にて斯くの如し）又籾一升に付六合摺りの定法を以てする事也。さて定法三升取りの物なる故、二升七合へ一割増し二升九合七勺とし、七勺を切上れば三升となるやうに爲したる也。此法は假に設けたる事なるべけれど、其實に據らば、百姓も一割位の掛引は申さぬとも云ひ難き事なるをも知るべし。さて米の九石五斗四合を高の三石九斗九升に除り、又四に除りて免の五ッ九分五厘と知る算術は、米の九石五斗四合は其田より出たる總米にて、高の三石九斗九升は其田より出たる籾の四分一なる物ゆゑ、高にて除りたる米を其高なる籾と同じやうに四分一の四に除て、其籾一升に

付米五合九勺五才の出目に當る事なるを知れるにて是免の五ッ九分五厘なるが、是も切上れば六ッにて、定法の六合摺りに相稱ふ樣にして答たる者也。然るを元重は此辨へなく、一割増しは故なき押當ての考へと見て、檢地役の云る處を咎めたる者也。さて當制は三年平均の法を以て米取りを定め、又斗代をも定め、免は內外六德、十町順逆八鄉の法を以て其斗代へ差引を付たる物にして、竿を打たる其年に當り、其年一ヵ年の米取りを以て其米へ免の差引を付る事には非ず。又此土免法迚も、其年一ヵ年の米取りを以て長く其免を定る事に非ず。是皆年免にして其年限りの法なるを、元重是を辨へ得ずして定免の如くに云ひなし、一割増しは百姓永代の損となるべき由に云るが、作には上中下の不同なき物と心得たるにや。其一ヵ年の米取りを以て永代の免を定めたらんには、百姓の損なるべきか得なるべきか、必損とも極むべからざる事なるべし。さて、籾より出る米の出目にて免の上下を付る事は、假の虛法なる事は既に云る如くなれば、元重も土免法の事を云ふに、前には株榮劣り株榮優りの事を以て籾取りに多少のある事を云るが、又爰には其事を忘れて、籾より米の出目に多少ある事の法を出して云る也。貢米を其高にて除れば其免となり、其免は其籾の出米に當る算術とはなる事なれども、是は彼の反取り米より起れる虛法にして、其免は免の數に合へども實の免には非ず。譬へば免の七ッ五分は籾の七石五斗にて、是內外六德、地の四德にて平均して制したる實の免也。此七石五斗を定免の六ッ成に除て一石二斗五升の當高とす。是に六の出米を乘て七斗五升の米となる。高一石へ七ッ五分の免を乘て七斗五升の貢米とはなる事なれども、內外六德、地の四德にて制したる處の數は七石五斗にて七斗五升には非ざるを以て、七斗五升は實の免に非ずと云る故を辨ふべし。其籾の出米に當る事とせる算術に於ては、誠に虛の虛にして更に當らざる算術也。三ッ

五分の免は三合五勺の出米に當る事なるが、如何なる籾にても摺り様しをして見るべし。三合五勺より米の出ざる籾とては決して無き事にて、又、押ならしては六合摺りに極りたる物也。されば此貢米を其高にて除て其免を見る算術は、只席上に於て其高と貢米を出し、其免は何程ならんと云ひて、童子に其除乘(わりかけ)の算術を敎ふる如くなる假の空術(いたづらわざ)にして、其免の數となる事は成れども、其數も十と一との位差ひなる物なれば其免の實用をなす事能はざるは勿論にて、又其免と云ふものは、其高なる籾の出米と心得て物する事は、上にも云る如く誠に是虚なる物にして、聊も其實に合はざる事なるぞや。人よく是を辨ふべし。然るを檢地役等が祕傳など迚書きたる物を見るに、土免を見んとする算術を、此元重に答へたる通りなる上田(廿一間 卅八間)二反六畝十八步、分米三石九斗九升の術を以て其法を書成したる也。是に因て是を思へば、土免法の算術を檢地役も物する事となれるは此時よりの事にして、是其始と見えたり。然らざれば、同く土免を見んとする算術を書成さんとする事も多かる中に、元重が檢地役の答へたる事とて書る事と、又檢地役が後の敎に立て書なせる事と、斯くもよく引合ふべき由縁(よし)あらんや。人是を思ふべし。さて檢地役は是を其始めとして、是を好き事となして其敎へに立てたるは歎息すべし。此比迄は檢地役も政光主の法方を少しく心得居たりしを、此元重が爲に土免法へ引入れられ、段々と古法をば失ふ事となれる也。少しく其古法を心得たりしは此次の條に、田上中下下の四段の位、帳尻の町反にて免切ると云ふ者檢地役に多しとある事にて、是則十町順逆八鄕の法より出たる事也。但帳尻なる四田の町反にて免を切ると云ふ事

の傳へ、其事のあると云ふ其名目のみは心得たれど、其術をばよく傳へ得ざる者と見えて、其檢地役らが、帳尻なる四田の町反にて免をきる法とて書る事を見るに、第一缺借の法を辨へ知らぬよりして、非ぬ事どもにて云ふ迄もなき事故、是は置て論ぜず。其事のあると云ふ事を心得て、其術を辨へざるは殘念の事と云ふべし。然るを又元重、是を床しみ思ふ心もなく免切る法に非ずとして云る事には、上の土地の村の四段の町反と、中の土地の村の四段の町反と同じ事なる村ある時夫を同免に切たらば、中の土地の免高くて迷惑すべき也。其故は、中の土地にも處上とて其處にての上を上田とし、其次を中田とする也。さて斗代は何方も同じ事なれば、中の土地は高は登る事なるを、是は米取りの考へにて免を以て差引する物也。譬ば御領分にて雄勝郡は上の土地也。此村々の內に上田合て一町五反七畝、中田合て二町三反四畝、下田合て四町七反三畝、下田合て五町八反二畝ともあるに、御領分川邊郡は下の土地なるが、此村々の內にて右の町反に合たるあり、雄勝郡にては高十石に付米二十八石取り、川邊郡にては二十石取るを同免に切ては、川邊郡の村續くべからず。川邊郡の村能きやうに免切ては、雄勝郡の村輕過てあしかるべし。右の米取りならば雄勝郡の村は七ッ納り、川邊郡の村は五ッ納りに免切るべし。夫にてさへ、物成納て雄勝郡の村は殘米二十一石、川邊郡の村は十五石なれば、下の土地の村は能からぬ故、其處の諸事を考へて、物の入る事も上の土地の村に替らずば、四ッ五分免にも切るべし云々と云る。是も一渡り尤のやうには聞ゆれども、土免法より云る事どもにて、土地の上下により籾の出米に多少のある事としての算用なるが、雄勝郡は七の出米に當る事故七ッの免として、二十八石の四ガ一七石を貢に取り、川邊郡は五の出米に當る事故五ッの免として、二十石の四ガ一五石を貢に取る事なるを、其算用の

通りに取て川邊郡の村能からぬ事にては、其算用は何のための算用なるぞ。是既に其化の皮の顯はれたる處にして、籾の出米には其實、さる多少のある物に非ず。是は彼の反取りより起れる處の虚法なる事、既に段々と云るが如し。さて化の顯れたるをば夫れとして、五ッ免を四ッ五分にゆるめ四石五斗取ても殘米十五石五斗にて、雄勝郡の二十一石に競べては大いなる差ひなれば、僅に五斗をゆるめて何の用をかなす。又、其五斗をゆるめるにも如何なる算用有て是を弛る事ぞ。只押積りにする事ならんには、初めより皆押積りにして免を定めて可なるべし。さて、傍より見て斯く其尻穗の顯はに能く見ゆる事なるを、此化物は己其尻穗あるとは知らず、實の人間と心得て一生を送りたるにや。然らば此化物は化物にして、醉生夢死の類とや云はん、憐むべし。さて其化物噺しは差置き、土地の上下に因ては、田より出る處の籾には多少のある事也。故に吾が政光主の法方は、其土地の上下により上中下下と田の位を分け定る事なるが、其處の上下に因ては上田中田多く下田下田少なく、又、下田下田多く上田中田少く、又上田は一圓なく、下田の一圓になき處などもあるべし。故に其帳尻の町反に依て八郷位の斗代を分け定め、又是に加るに内外六德の一德四品の法を以て、其一鄉の免をも亦四段に分け定る精密の法なる物にして、元重が云る如き、處上などの事は此八鄉位の法方中にある事にして、上田中田下田下田ともに、其鄉位に從て皆八段づゝに分かる事なるぞや。此士免法者流等が土の位一ッを以てする粗法と、豈同日の談ならんや。人是を辨へ得ざるは如何に。さて免と云ふものは貢に取る處の名にて、其、上にて

取る處を增減して下にて取る處に不同なき樣にする事にて、是則貢法の要旨なるを、今此元重が云る如く、雄勝郡にては高十石に付米二十八石取る內、七ッ納めにして七石引殘り二十一石の民領なるを、川邊郡にては高十石に付米二十石より取らぬ事なれば、貢を取らずしても一石足らぬ事故、五ッ免四ッ五分免處には非ず、免を施すべき術なき事也。土地の上下にかゝはらず、四田ともに、高十石なれば、生米は二十四石の法なる事は今誰も皆心得たる事ならずや。但、此二十四石は又當制表の法にして、裡の法は四田平均三十六石づゝある事なるぞかし。是を辨へざる人、早く訂正御格式を見るべし。

○同書に、中下の土地の處にも上田にするは、竿を延て、米取り上の土地の上田に合ふやうに爲ると、檢地役の內に云ひたる者あるはあしゝ云々と云る。是らはあしゝと云ふ迄もなく、然る事あるべきに非ず。思ふに是は、處上の事を以て元重に問詰められたるに付、彼の八鄕の法をば辨へ得ざるより斯る事云る物ならん。又斯る事を云るも、缺借の法を心得差ひしての事と思はるゝ事どもなり。さて、彼の缺借の法を以て上田をも中田にし、中田をも上田にする術ある事の由は聞傳へたれど、其術をば辨へ得ざりしより、其術の名目に付て此術の遁辭となしたる物に疑ひなし。されば此比の檢地役は、御格式の法方少しづゝ其片端を心得たる事知るべし。

○同書に、其土地に餘勢ある處は人多く集ゞ物なれば、十五歲の人より總人數男女共に、一人一升づゝ出す積りに免入るべしと云ふ者あり云々と云るも、檢地役の斯く云ひたる事にして、其云ふ處の法術に差

へる事はあれども、民數を算して加免の法とする事の名目は傳はり殘て有つるより、斯る事をも云る物なるを知るべし。（前條なる缺借の法、又此條なる加免の法の事は、訂正御格式を見て辨へ知るべし。）

○同書に、御當領の一歩は七尺四方なれども、生米は六尺五寸四方を以て積れる物なる由に云るは、是、第一の大いなる誤り也。此誤りの精き事は歩尺精辨に云る事故、其書に付て見るべし。生米は、天下の通規六尺四方を以て積れる者なるぞや。人是を思ひ誤るべからず。

○同書に、苗代渡し定めの事を書て示したるも誤り也。此誤りの精き事も、訂正御格式に註せる如くなれば是に付て見るべし。苗代は七尺四方の内へ籠めたる法なれば、別に苗代渡すに及ばざる事也。人、是をも思ひ誤るべからず。扨上より段々と云る如く、此比の檢地役は、未熟ながらも御格式の法方なる名目の趣などは心得て、元重にも云るを、元重己が見識に誇り、檢地役等が未熟なるを侮り、其云ふ處をも抑撓めて士免法を抑廣めたる者なるが、此元重初め御留守居にて江戸に居りたる比、彼の地に於て士免法の事を少しく習ひ得たる物ならんと思はる。後郡奉行をば四ヵ年勤たる其間には、檢地役らが云る事には少しづゝ其趣もある事なるを、是をよくも聞認ずして、只己が心得たる士免法の事にのみ募りつゝ物し、後遂に、御高七萬石なく成るべき事の根ざしとは成せる也。されば諺に云ふ彼の生兵法ならで、是は生田法國に大疵の本と云ふ、今より後の諺にもなすべき事ならんか。

俗田法論辯　下ノ卷

新田目道茂述

○後の檢地役等が田法の祕傳とて書綴りたる一卷に、慶長の初めに政光主の、牛丸兵左衞門を竿頭となし雄勝郡院內より竿だてし、六郡十八萬石を總高とせる由に有て、御遷封の比には十八萬石より御高の無かりし事の如く聞えて、人の思ひ誤るべき事なるが、是は權現樣よりの御證文には、「出羽國之內秋田仙北兩處進置候至可有御知行候也。」とのみ有て御高付けなきに依て、其當座淨光院樣より御伺成されたる處、十八萬石の御役高に成され然るべきの旨御差圖に付、御役高をば十八萬石の事に成されたるにて、實の御高は其比より二十四五萬石は有たる也。其後台德院樣御代に、領分の高二十萬石餘ある事故二十萬石の御役なされ度事に御願なされ、其時より二十萬石の御役高となりたる也。其後、大猷院樣御代二十五萬石の御役高に成され度旨御願成されたれども、何れの御差圖なしにて有つる處、寬文四甲辰年中嚴猷院樣御朱印御改めの事有て、其時公儀へ書出したる處の黑澤多左衞門が覺書左の如し。

出羽國之內六郡領地之高目錄

高三十一萬九千八百四十七石
内二十萬石　御役高
同五萬九千四百六十六石　古田之過
同六萬三百八十一石　新田
下野國之内二郡領地之高目錄
高五千九百四十六石
内五千八百十八石　古田
同百二十八石　新田
高都合三十二萬五千七百九十三石
内二十六萬五千二百八十四石　古田
同六萬五百九石　新田

秋田、仙北の古田新田とも三十一萬九千八百四十七石、前書の通り書出したる處、御役高は二十萬石故、過高の分は目錄〆の外書に致すべく御差圖にて其通りに改めて書出されたる也。御分限高を二十萬五千八百石餘と云ふ事は、秋田、仙北の御役高二十萬石と下野御領の古田五千八百十八石を合せたるにして、此御書上ヶより斯くは成りたる也。此御高書上ヶの事には譯のある事有て、此時の事には此多左衞門

大いに其功をなしたる事也。（此時には多左衛門、御留守居にて江戸に居り合せての事也、後郡奉行となれるも是らに因りての事にや。）さて、物は凡て、其本を極めて置かざると大いに其事を誤る事あり。御遷封の時の御高は十八萬石なる事と心得ては、後に三十四萬石と成りたるは竿の詰りたる打出し故、又後に減りて二十七萬石と成りたるも、然る筈の事ならんと心得居る樣になる事也。三十四萬石となりたるは新田開發の事盛ッとなれる元祿中よりの事にして、竿の詰りには非ず。又、御高の減る事となれるは御格式檢地役の手へ渡り、土免法の眼にて是を見誤りたる享保中よりの事也。人よく是を心得置べし。（倘是を如何にやあらんと思ふ人もあらば、御金藏に寄て吟味をすべし。）

○同書に、豐臣太閤の代に日本國中總高調べ有ッて、御當國へ見切熊藏來て六郡へ竿を入るゝ時、牛丸兵左衛門此熊藏より田法を習ひ得、此法を兵左衛門より政光主へ傳へたる由にある。是らの事は、三歲之童子も心得て笑ふべき事なれば云ふ迄もなき事なれども、天英公の御遷封、豈太閤よりの御遷封ならんや。太閤は慶長三年に薨じ玉ひ御遷封は同七年の事ならずや。又政光主は兵左衛門などより田法を受玉ふべき樣の人ならんや。斯る事をさへ云ひ散らす田法學者なれば、其他祕傳などゝて云へる事どもも如何なる事ならんと、先是を以て押量り知るべき事にこそ。但見切熊藏は太閤の御在世中、日本國中總高調べのため常陸へも此出羽へも來りし事にて、常陸に於て、熊藏より兵左衛門は田法を習ひたるも知るべからず。又兵左衛門も檢地に功者なる事は功者にて、常陸の內にも、此兵左衛門が竿を打たる儘なる鄕村も今に有りと云へり。又同書に、

○免七ッ五分　　分米一石

稲八十束刈り米三石定取り、一束に付三升七合五勺取り、又一坪には一升五合取り也。三斗の米は八束に當る。是を當高一石の定米二石四斗に割り込む時は、六十四束にて二石四斗出る。其六十四束の歩數は百六十歩也。右六十四束を八十束の代として當高を積る也。高一石の二百歩より八十束刈り米三石取るは、是鄕高の積り也。

道茂云。此算術は高一石の定米二石四斗を、稲一束の取り米三升七合五勺に除り六十四束となる。（此理は二石四斗の定歩は二百歩にて、其又定束は八十束なる事故、何程にても、其一束の取り米を以て八十束の總取り米を除り其取り米の束數とはなる事なるが、又一束の取り米定法は三升なるを、爰は三升七合五勺取りにて七合五勺ましたる事故、それ丈束數も歩數も減じて二石四斗とる事也。）又其定米二石四斗を、一坪の取り米一升五合に除て百六十歩となる故に、六十四束を百六十歩に除て百歩に付四十束の法となる。

○免六ッ五分　　分米一石

稲八十束刈り米二石六斗取る、一束に付三升二合五勺取り、又一坪には一升三合取り也。三斗の米は九束二把に當る。是を當高一石の定米二石四斗に割込む時は、七十三束八把にて二石四斗出る。其七十三束八把の歩數は百八十四歩也。右七十三束八把を八十束の代として當高を積る也。高一石の二百歩より八十束刈り米二石六斗取るは、是鄕高の積り也。

道茂云。此算術は高一石の定米二石四斗を積、一束の取り米三升二合五勺に除て七十三束八

把となる。又其定米二石四斗を、一坪の取り米一升三合に除て百八十四歩となる故に、七十三束八把を百八十四歩に除て、百歩に付四十束の法となる。

○免六ッ成　　分米一石

稲八十束刈り米二石四斗取る、一束に三升取り、又一坪には一升二合取り也。三斗の米は十束に當る。是當高一石の定法にて、上田二百歩に付八十束刈り、米二石四斗の取り也。中田下田下田とも歩數にて增す事故、其歩數へ八十束の法を乘て皆二石四斗の取りとなる。免高下の村々へ竿入るゝ時、其村の鄕士の免次第に竿入るゝと云へども、此當高の定法に合せてする也。故に八十代と云ふ事此六ッ成を根元とす。又村々にても八十代と云ふは、鄕高一石に八十束刈る事を云ふ。

道茂云。此算術は高一石の定米二石四斗を、稲一束の取り米三升に除て八十束となる。又其定米二石四斗を、一坪の取り米一升二合に除て二百歩となる故に、八十束を二百歩に除て百歩に付四十束の法となる。

○又云。此六ッ成に涯りて成りと云ふ辭を付て六ッ成と云ひ、外四段の免には成りと云ふ辭を付けぬを見れば、此比迄の檢地役は、此事を心得たる物と見えたり。六ッ成は御國の定免にして、鄕高へ夫れ夫れの免を乘け、夫れを又定免の六ッ成に除て當高とする物なれば也。さて六ッ成とは六に成ると云ふ事にて、則六ッに除る事也。但爰に六ッ成と云るは、六ッに除る事迄へ掛て

云る事は如何にあらん。外四段の免の如く只其六を乘る處より云るにも有るべけれど、此六ッ免に涯りて六ッ成と云るを以て、此比迄は古傳の餘波有る事を知るべき者也。

○又云。中田下田下田とも定法の六合摺りを以て算する時は、其步數の增す處も定法の如く、中田は二百三十一步、下田は三百步、下田は四百二十九步となる事なれども、土免法を以て七合五勺摺り、六合五勺摺りなどゝして算せる事故、上に見えたる如く步數は減じて、七合五勺ずりは百六十步となり、六合五勺ずりは百八十四步となる事也。又下に見ゆる如く五合ずり、三合五勺ずりなどゝして算する時は步數增して、五合摺りは二百四十步となり、三合五勺摺りは三百四十三步となる事也。本文に、免高下の村々へ竿いるゝ時、其村の鄕土の免次第に竿いるゝと云へども、此當高の定法に合せてする也と云るは此事也。此土免法にて云ふ處の免と云ふ物は、既にも云る事の事く籾一升より米の出目の事にして、其實には更に當らざる處の虛法なれば、其虛法を以て算し出せる步數、束數の增減も、其實用をなす事能はざる、只席上の空術也。尙其論辯は、後に精く取總て云ふを見るべし。

○免五ッ　分米一石

稻八十束刈り米二石取る、一束に二升五合取り又一坪には一升取り也。三斗の米は十二束に當る。是を高一石の定米二石四斗に割り込む時は、九十六束にて二石四斗取る。其九十六束の步數は二

百四十歩也。右九十六束を八十束の代として當高を積る也。高一石の二百歩より八十束刈り二石取るは、是郷高の積り也。

道茂云。此算術は、高一石の定米二石四斗を稲一束の取米二升五合に除て九十六束となる。又、其定米は二石四斗にて一坪の取り米は一升なる事故、其歩數は二百四十歩と知る事也。故に右九十六束を二百四十歩に除て、百歩に付四十束の法となる。

○免三ッ五分　　分米一石

稲八十束刈り米一石四斗取る、一束に一升七合五勺取り、又一坪には七合取り也。三斗の米は十七束に當る。是を高一石の定米二石四斗に分り込む時は、百三十七束二把にて二石四斗出る。其百三十七束二把の歩數は三百四十三歩也。右百三十七束二把を八十束の代として當高を積る也。高一石の二百歩より八十束刈り米一石四斗取るは、是郷高の積り也。夫々の免へ四を乗け分米一石の生米となる。是を八十束に除て一束の米を知る。

道茂云。此算術は、高一石の定米二石四斗を積、一束の取米一升七合五勺に除て百三十七束二把となる。又其定米二石四斗を一坪の取り米七合に除て三百四十三歩となる。右百三十七束二把を三百四十三歩に除り、百歩に付四十束の法となる。

○又云。夫々の免へ四を乗け分米一石の生米と成る譯は、定米二石四斗の四分一なる入貢の

六斗は、則此流にて云ふ處の土免六の出米なる事故、其六へ四を乘て四六の二石四斗也。外四段の免共に分米を一石と立て、免は其出米とたて、又、其出米として貢に取る處は、其田より出る米の四ガ一に當る事と立たる法故、其算用の上にては皆其法の如くなる事なれども、其實に至りては更に然らぬ事也。そは次の論辯に云ふを見るべし。

右五段共、歩數二百歩に、其分米を皆一石とたてたるは先づ當らざる事也。分米と云ふ物は其田より出る處の籾を四分して、其一に當る處を貢に取る籾納めの時の辭なるが、さて其分米にも、上中下の、田一反に付て何程づゝと定めを付けたる物にて、是を斗代と云ふ事なるが、當制は上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石、下田七斗と定めたる物故、上田は二百歩にて其分米は一石に當り、中田は二百三十一歩、下田は三百歩一反、下田は四百二十九歩にて其分米一石づゝとなる事也。然るを其田の上下をも分かたず、歩數を二百歩、分米を一石とたてたるは皆上田としての事か。皆其上田ならんには、其免に七ッ五分より三ッ五分迄の差ひあるべきにも非ず。免の上下をなしたるには、必其田の上下あるべき事也。然るに、其分米を皆一石其歩數を皆二百歩と立てたるは、斗代の定め無き事にや。斗代の定めあらんには、上下ある田の分米を皆一石とするに歩數の差ひ無くて叶はぬ事也。然るを斯く分米を一石、歩數を皆二百歩と立てたるは、是所謂る土免流なる物にして、其實には當らざる處の虚法也。其譯如何んと云ふに、此流は田の上下に因て、其田より出たる籾の、米に出目の多少ある事と立て是を其免と立てたる

事故、其級は上田も中田も皆一石なれば一石として事する筋故、其歩數も又共に二百歩なる事也。扨田より出る處の穀を据ゑて其田米に增減を付る法故、其法に從てする時は右の如くなる事にて、又上田も中田も高一石と成ては同じ位の物と成りたる事故、免も同免となして好き事なれ共、實は位の同じからざる物故、既に云る如く、上田の斗代は一石五斗故二百歩にて分米一石となり、中田の斗代は一石三斗故二百三十一歩にて一石となる事なるを、今は中田も二百歩となしたる事故、其二百歩へ中田一歩の分米定法四三三を乗ては、其實其分米八斗六升六合なる事にて、其位の同じからざるを辨ふべし共實に從て、上田の免を七ッ五分とも七ッともする時は、中田の免をば六ッ五分とか六ッとかにする事也。斯く位の同じからざる物を、假に其位を上て皆同じ位の一石とする事故、實は斗代の法方破れて斗代の算術を云ひ難き事にも至れる也。されば、此高一石を米の一石と立て、是へ其免を乗て入貢とし、其餘は民領とせる事の虛法なども、是より起れる事なるを知るべし。さて又五段の免ともに、斯る虛法の、非ぬ事を以て、實法なる高一石の定米二石四斗に割り込みたる算術は、本文にも見えたる事の如く、第三段目なる六ッ成上田二百歩にて高一石、稻八十束刈り、米二石四斗取る算術是其如くなる事なるが、是を其次の四段目なる五ッ免、取り米二石の法へ割り込ては九十六束にて二石四斗となり、歩數は二百四十歩となり、是を以て當高を積る由に云る事なるが、是を積るには如何にして積る事ならん。抑田地へ竿を入れ其歩數に向ひ、其田の位に因り其斗代の定めを以て高積りする物なるが、竿を入れて其歩數は二百歩也。田の位上なれば其斗代の定めは一石五斗にて、一歩の分米定法は五なれば、二百歩へ五を乗て一石故聞えたれど、此田は其位上の次なる事故中田なるべし。然る時は、其斗代の定め

は一石三斗にて、一步の分米定法四三三なれば二百步へ四三三を乘て八斗六升六合故、分米を同く一石と立てたるは合はず。又下田の位とする事にては、其斗代の定めは一石にて一步の法は三三三なれば、二百步へ三三三を乘て六斗六升六合故いよ〳〵合はず。さて此法は、上田二百步にて分米一石、生米二石四斗故、中田を此法に合せんとならば、其步數二百四十步として生米二石二斗となる事を云るにあるべけれど、夫にしても分米を共に一石とせるは、上に云る如く斗代の法には合はざる事也。故に又其二百四十步へ、中田の斗代一步の法四三三を乘て、其分米一石三升九合二勺となる事也。分米は其田より出る籾を四分せる法の物故、此一石三升九合二勺へ四乘じて此籾四石一斗五升六合八勺となる。是へ、定法六の出米を乘て二石四斗九升四合八才にて、是此中田二百四十步の生米に當る事なれば、かにかくに此算術は實法とは合ざる事也。其故如何んと云ふに、斗代の法を捨て分米を皆一石と立て、然して其兎と立てたる虛法の出米を以て割り出したる束數步數故、其實には一ッも當らざる事なり。さて、田の上下を押ならし步數を二百步、分米を一石と立てたる事故、鄕帳に向ひ、斗代の法を以て高積りすべき樣なき事なるは、上より段々云る通りの次第なるが、兎を切るにも先其高積りをして後に其兎を切る物なるを、高積りなくして如何にして兎をも切る事ぞ。人よく是を思ふべし。但、此流にては斗代の法を用ひざる事にや。然れども御當國には斗代の定めあるを如何にする。さて、斯る取る手もなき事をも倘、今の檢地役らは己が流の法術と心得居る事ならんが、されど又斗代の定法に從て上田を二百步、中

田を二百三十一歩、下田を三百歩、下田を四百二十九歩として、四田ともに高一石、生米二石四斗とする事の法をも、彼の輩は心得てする事ならずや。然らば又、彼をも是とし此をも是とする事なるは是如何に。さて七ッ五分免の條に、三斗の米八束に當ると云る事と、凡て八十代と云ふ事には云ふべき事あれども、今爰には云はず、後に至て其云ふ事あるを見て知るべし。又五段共に歩數を二百歩、分米を一石と居ゑたるは當らざる事なれども、束數を、百歩に付四十束の法とせる事のみは是當制の法なり。又同書に云る一法は左の如し。

○上田六反六畝二十歩二千歩　分米十石

此生米二十四石、一坪三十六株にて一株八本立チ、一本の生り二百四十粒、今升の法五七六に除り一坪一升二合。但四六の法口傳あり。此刈八百束、三斗の米十束に當る。右法は、一升二合を三十六株に除り三三三となる、此三三三を以て三を除り九株の一把と知る、此九にて三十六株を除り一坪の刈四把となる。されば二坪半にて十把の一束となる。一束に三升取り、八十束にて二石四斗の積り也。

道茂云。此算術は一本の生り二百四十粒へ八本立チの八を乗て千九百二十粒、夫れへ三十六株を乗て六萬九千百二十粒なり。是を今升の法五七六と云ふ物に除て、一坪に付一升二合なり。此算術の論は後に云ふを見るべし。さて一升二合を三十六株に除て三三三となる、これは一株に付三勺三才三の當

りと成たる也。其三三三を以て三を除ると云る三は、三手打チ一把の三也。此三手打チ一把の三などをも、何の三と云ふ譯を云はず只に三を除る由に云るは、此輩の何事も口傳の祕傳のと云ひたがる處の癖にして、意地わろく斯くは云る物也。又此三手打チの事も、地回り下筋などの、凡て風當りよくして稻の乾き易き處は、三手打チの大把にする事也。地回りと云へども澤入り、又は仙北筋などの、凡て風あたりあしくして稻の乾き惡き處は、二手打チの小把にする事也。人是を心得置べし。故に、其出たる九の數は九株にて、是一把の株數也。さて又、其一把九株の九にて一坪の定法なる三十六株を除る事故、一坪の刈四把とは知る事也。又一坪四把故十坪の四束、百坪の四十束也。又一把九株故一束の九十株なり。是へ一株の三勺三才三を乘て一束三升取り、是を二百坪の八十束に乘て二石四斗なり。

○中田七反六畝二十九歩二千三百九歩　分米十石

此生米二十四石、一坪に付一升四勺、株の法は右に同じ。此刈八百束、三斗の米十束に當る。一升四勺を三十六株に除り二八八八となる。其二八八八を以て三を除り十株零四となる、是一把の積り也。此十株零四を以て三十六株を除り、一坪の刈り三把四六となる。是を二千三百九歩に乘て八百束なり。同く一束三升取りにて八十束に二石四斗の積り也。

道茂云。此算術は一坪の一升四勺を三十六株に除り、一株に付二勺八才八八となる。扨、一把は十株零四故一束の百四株なり。是へ一株の二勺八才八八を乘て三升となる。又一坪の刈り三把四六故百歩に付三十四束六把なり。是を心得置べし。此他の算術凡て皆上田の算理に同じ事なれば、彼の條下に云る事どもに準じて知るべし。

○下田一町三千步　　分米十石

此生米二十四石、一坪に付八合、株の法は右に同じ。此刈り八百束三斗の米十束に當る。八合を三十六株に除り二二二二となる、其二二二二を以て三を除り十三株五となる、是一把の積り也。此十三株五を以て三十六株を除り一坪の刈り二把六六六となる。是を三千步に乘て八百束也。同く一束三升取りにて八十束に二石四斗の積り也。

道茂云。此算術は、一坪の八合を三十六株に除り一株に付二勺二才二二となる。扨、一把は十三株五故一束の百三十五株なり、是へ一株の二勺二才二二を乘て三升となる。又、一坪の刈二把六六六故百步に付二十六束六把六なり。是を心得置べし。此他の算術凡て皆上田の算理に同じ事なれば、彼の條下に云る事どもに准じて知るべし。

○下田一町四反三畝四千二百九十步　　分米十石

此生米二十四石、一坪に付五合六勺、株の法は右に同じ。此刈八百束、三斗の米十束に當る。一坪の五合六勺を三十六株に除り一五五五となる、其一五五五を以て三を除り十九株二九となる、是一把の積り也。此十九株二九を以て三十六株を除り一坪の刈一把八七となる。是を四千二百九十步に乘て八百束なり。同く一束三升取りにて八十束に二石四斗の積り也。

道茂云。此算術は、一坪の五合六勺を三十六株に除り一株に付一勺五才五五となる。扨、一把

は十九株二九故一束の百九十二株九なり。是へ一株の一勺五才五五を乘て三升となる。又一坪の刈一把八七故百歩に付十八束七把なり。是を心得置べし。此他の算術は凡て皆上田の算理に同じ事なれば、彼の條下に云る處を見て知るべし。

右の如く、此條に云る處は上田中田下田下田とも分米を十石とし、生米を二十四石とし、一坪の生米を一升二合に一升四勺に八合に五合六勺として算し、上田より下田迄、斗代の定法に從て歩數を增したる處迄の事は皆當制の定法の如くなるが、其歩數の多少にかゝはらず刈は皆八百束と立てたる事故、百歩に付上田は四十束、中田は三十四束六把、下田は二十六束六把六、下田は十八束七把となる。是、土地の上下に因ては株榮にて優劣のある物と立てたる法なるが、是も起る處は、彼の反取り米の法に因ての事也。其譯を精く云はんに、前條の法は歩數の多少に因ては其刈も又增減する事にて、百歩に付ては皆四十束づゝの法故其事はよけれども、土地の上下にかゝはらず、歩數を皆二百歩づゝと居ゑて其分米を皆一石となしたるに付ては、予が既に云る如く斗代の定法も破るゝ事となる物なれば、此輩も底には扠はと心付て、是を如何かと思ひけん。是に因て爰には又、斗代の定法を以て、歩數に增減を付て分米を一石とする算術には從たるなれども、然する時は又土地の上下に因ては、其田より出る其籾に多少ある事と成て、其籾の出米に多少ある事とせる彼の反取りの法に稱はず。爰に於て株榮劣りの法を設て束數を減らし、土地の上下にかゝはらず、分米一石の地には皆八十束づゝ刈る事と成したる也。是表は、斗

代の定法に從て分米一石の步數に多少を付たるなれども、裡は陰に又、彼の前法なる二百步づゝと步數を居ゑて、分米を一石とせる法に從て、分米一石の刈を其法の如く八十束宛となしたる物なるぞや。人よく是を辨ふべし。さて土地の上下にかゝはらず分米を一石、刈りを八十束づゝとする時は、是其籾も亦則一石づゝとなる事也。其籾一石へ上田なれば六ッ、下田なれば三ッ五分とも、此輩の思ふ儘に其免を施して是を其貢米となし、其貢米は又其田より出る米の四ガ一に當ると云ふ事の算術をば、よく成すになる事也。扨此輩の心より云ふ時は、土地の上下にかゝはらず分米を一石、步數を二百步づゝと居ゑたらんには、道茂が如き者ありて、夫れにては斗代の定法破るゝ事ならずやと側より不審などを入れられん事の苦しさに、斯く、斗代の定法に從ひたる積りの算術をもなしたるならん。是にて、其不審を防ぐべき備へのよく調ひたる事と思ひての事か。道茂爰に有て又、此化物の化の皮をも見顯はしたる上は、其化損じたる處の不審をも殘らず是を云ふべし。さて斗代の定法に從ひ、分米一石の生米を二石四斗づゝと表の法には立てたる事なるが、此分米一石を陰に立てたる裡の法なる下田の一石として、是へ其免三ッ五分を乘て、前條なる第五段目の法の如く三斗五升の貢米となり、其三斗五升へ四を乘て一石四斗の生米となる事にて、其化の皮の顯はれ出るを、表には二石四斗の生米と立てたるを如何にする。但前法に云る事の如く、此一石四斗は鄉高の積りにて、又二石四斗は當高の積り也などゝ此化物は云はんが、分米を一石として其生米に一石四斗と二石四斗の二法あるを以て、鄉高、當高の二名をなす物には

非ず。生米に二法あるを以て其名を二ッにする事ならんには、郷米、當米とも云はば可ならんかなれど、然る事はあるべきに非ず。郷高とは則分米の事にして、未だ免を施さざる、其郷の儘なる高故郷高とは云ふ事也。さて其郷高一石へ三ッ五分の免を乗ては三五の位となる。此免の位の事は、四六精術を見てよく是を辨ふべし。是を定免の六ッ成に除て五斗八升三合の當高とはなる事にて、此ことも此輩の心得てする事ならずや。然るを上に論じたる如く、郷高、當高の名をさへに差ひたるは、是亦此化物の化損じたる處の一ッなり。又既に論じたることなれど、土地の上下にかゝはらず分米一石歩數を二百歩と居ゑ、是を定米の二石四斗に割り込む算術、百歩に付て刈りの四十束となる事のみはよけれど、第五段目なる三ッ五分免なる下田の法の如く、百三十七束二把にて生米二石四斗となり其歩數は三百四十三歩となる由に云るなどは、其免を以て割り出したる虚法なる事故、其十六盤の上にては合ふ事なれど其實法には當らざる事どもにて、是亦化損じたる處の一つ也。其實法は歩數は四百二十九歩、刈りは百七十一束六把となる事也。但四百二十九歩へ定法の四十束を乗て斯くの如し。外上中下の實法も是に准じて知るべし。又斗代の法に従て歩數を增減し、然ふして其分米を一石とする時は、土地の上下一事は其歩數の增減にて差引の濟んだる事也。然るを、いつも定式の如くに上田は六ッ免、下田は三ッ五分免とする事にては、四田定米二石四斗の内、土地の上下は歩數の增減にて差引すみたる事故、其生米も四田ともに二石四斗とはなる事也。四田共に分米を一石に揃える時は、生米は二石四斗づゝとなる定法の物ゆゑ、是を定米とは云ふ事なり上田は六ッ免の六斗を納めて引殘り一石八斗、下田は三ッ五分免の三斗五升を納めて引殘り二石五升となる事にて、下田は大いに民の得分となる。如何さま、此化物の所爲には然る事

などもあると見えて、今も上田の免高き處は收納なり難き由にて、毎年の如くに毛見を願ふ事とする鄕村などもあり、又遂には彼の御高七萬石無くなるやうな大變も出くる事にて、是此化物の化損じたる處の、いと〳〵大いなる大尻穗と云ふべき物也。人よく思ひを深め心を平にして此大尻穗を見とめて、彼れに狂惑されたる處の眼を開くべき事になん。さて又、上田一本の生りを二百四十粒となしたるも又當らざる事也。是は、當制の步米積りへ引合せんとて考へ出したる僞術也。其譯は上に註せし如く、上田一坪の總籾數六萬九千百二十粒を、升の法五七六と云ふ物に除て一升二合となるは聞えたれど、籾の粒數を升の法にて除る事故、出る處の一升二合は籾なれば好けれども、此一升二合は米なるは如何に。もし此步米一升二合を籾と心得ての事にや、笑ふべし。但又彼の條に、四六の法口傳ありなど云るは是らの事か。然らば、此一升二合を六にて除り戻し籾の二升となし、是を二千步に乘け其總籾を四十石と知り、是に又六の出米を乘て、二十四石の生米を知るなどの事ならんか。豈是を四六の法と云ふべき事ならんや。されど是を置ては、四六の法口傳ありと云る事の法術は、極めて無き事也。此輩四六の法と云ふ事を辨へざるは、彼の傳習錄に證文有て上卷に辨へ置けるが如し。又、升の法五七六と云ふ事も天下の實算法には未だ聞ざる事なるが、此事は後條に至て云ふを見るべし。又同書の內に、

〇平均の斗代一石一斗二升五合、是を三百步に除り一步の斗代三合七勺五才、是則一把の取り米なり。

是へ四を乘て一升五合となる、是一步の出米也。此四を乘るは、一步の刈りは四把の定法なれば也。

一歩の出米一升五合へ五を乗れば七ッ五分の免となる、五を乗るは五合摺りの定法なれば也。中田下田下田共に、一把の取ッ米へ四を乗て皆共一歩の出米となり、其出米へ五を乗て其免となる事皆同じ。

○上土の郷定法五の位、一歩三十六株に一株八本立チ、一本の生り三百粒にて出米一升五合、免七ッ五分。

道茂云。定法五の位と云るは、斗代の一石五斗を三百歩に除り一歩に付五合の位とせる事にて、是を二百歩に乗て一石の分米となる。さて一歩の刈り四把の法故百歩に付四十束にて二百歩には八十束也。又一把の取米三合七勺五才へ四を乗け一歩の出米一升五合となり、是へ五を乗て免七ッ五分となる。又一升五合を二百歩に乗て取り米三石なり、又一束には三升七合五勺取り。又一本の生り三百粒へ八本立チの八を乗て二千四百粒、是へ三十六株を乗て八萬六千四百粒也。是を彼の升法五七六に除て一升五合なり。爰らの算術に付ては皆其論あり、そは後に至て云ふを見るべし。

○中土の郷定法四三三の位、一歩三十六株に一株八本立チ、一本の生り二百六十粒にて出米一升三合、免六ッ五分。

道茂云。定法四三三の位と云るは、斗代の一石三斗を三百歩に除り一歩に付四合三勺三才の位とせるにて、中田の定歩二百三十一歩に是を乗て分米一石となる。又一歩の出米一升三合を刈りの四把に除り三合二勺五才故、一束には三升二合五勺取り也。又、二百三十一歩へ刈りの四把

を乘て九十二束四把となる、是へ一束の三升二合五勺を乘て、取ﾘ米三石となる。又二百三十一步へ步米の一升三合を乘ても同じ三石となる。此他の算術は上の法に准じて知るべし。

○下土の郷定法三三三の位、一步三十六株に一株八本立ﾁ、一本の生ﾘ二百粒にて出米一升、免五ッ成、總粒數五萬七千六百粒、今升の法是なり。

道茂云。定法三三三の位と云るは、斗代の一石を三百步に除ﾘ一步に付三合三勺三才の位とせるにて、下田の定步三百步へ是を乘て則分米一石也。又取ﾘ米は一把に付二合五勺、一束には二升五合に三百步には三石也。刈は三百步に付百二十束、百步には四十束なり。算術の理は上の法に從て知るべし。

○下土の郷定法二三三の位、一步三十六株に一株八本立ﾁ、一本の生ﾘ百四十粒にて出米七合、免三ッ五分。

道茂云。定法二三三の位と云るは、斗代の七斗を三百步に除ﾘ一步に付二合三勺三才の位とせるにて、是を下田の定步四百廿九步へ乘て分米一石となる。又取ﾘ米は一把に付一合七勺五才、一束には一升七合五勺に四百二十九步には三石也。刈は百步に四十束にて四百二十九步には百七十一束六把なり。其算理は又皆同じ事なれば、上の法に從て是を知るべし。

右四段の法、分米を一石と居ゑ、步數を斗代の定法に從て增減したるは好けれども、生米を三石づゝと

立てたるは、上に出せる兩條の法とは又差へる事なるに、一歩の出米と云るは四田平均の斗代一石一斗二升五合を三百歩に除り、一歩の斗代三合七勺五才也と云て、其斗代の糭なる物を取らへて米とし、是を一把の取り米也と云ひて、一歩の四把に乘て出米一升五合としたるは、斗代と云ふ物は米と心得ての事か。是例の糭と米とを混亂せる算術なり。さて其米とも成り糭とも成り異(あや)しき物を、上土の一歩には一升五合とし、中土の一歩には一升三合とし、下土の一歩には一升とし、下土の一歩には七合として、斗代の十五、十三、十、七ッの數へ合せたるも亦可笑しき事也。扨四田の斗代を四田に除り其上に三百歩に除れば三合七勺五才なれども、四田の斗代を其儘三百歩に除れば、一歩に付上田は五合に中田は四合三勺三才に、下田は三合三勺三才に下田は二合三勺三才なる事は、此傳者も心得て本文にも云る通りの事ならずや。然る時は、一升五合に一升三合に一升に七合になる處の數は是三歩に當れる斗代にて、三百歩一反の百ガ一の法なる者也。さて、其三百歩一反の百ガ一に當る三歩の法なる物を取て、一歩の法となしたるは何てふ痴術(しれわざ)ぞや。又一本の生數(なり)を立てたる處を見るに、上土を三百粒とし、中土は四十劣りの二百六十粒とし、下土は六十劣りの二百粒とし、下土を又六十劣りの百四十粒となしたるなど、是らも、此傳者の、非(あら)ぬ附會のゆみを揮ひて四六の數に稱(かな)はせん迚の所爲と見えたり。然ふして下土の總粒五萬七千六百粒となりて、其一歩の出米を下田の斗代なる一石の數に合せて一升と爲たるよりして、其五萬七千六百粒を以て、則其一升の法と立てたる僞術也。是を僞術の本として、其僞術をなしたる處

の趣を詳かに是を云はんに、其五萬七千六百粒を上土の一升五合に乘て見れば其粒數は八萬六千四百粒となる事なるが、一株の八本を一坪の三十六株に乘て二百八十八本なる故、是を以て其粒數を除り一本の生りを三百粒とたて、又彼の五萬七千六百粒を中土の一升三合へ乘て見れば、其粒數は七萬四千八百八十粒となるにより、是を二百八十八本に除り一本の生りを二百六十粒とたて、又彼の五萬七千六百粒を下土の七合へ乘て見れば其粒數は四萬三百二十粒となるにより、是を二百八十八本に除り一本の生りを百四十粒とたてたる物也。一株の八本立チとたてたる法も、苗を田へ植る時の苗數を量る中勘に立たる法にして、穗數の事を云る法には非ず。八本植て其穗數も皆八本ならんには、大凶と云ふべし。穗數は必優りも出る物にて、十本餘十八九本より二十本餘もある事也。されば、一本の生りは又三百粒などは決して無き事にして、此生り積りは又大いに過分なる者也。斯く、總て其實に當らざる事どもなるは、是其僞術なる處の明證ならずや。今升の法は籾なれば三萬八千八百九十六粒、又米なれば六萬四千八百二十七粒にて一升となる物也。さて此輩が云る處の升法五萬七千六百粒は、既に云る如く、是も米と籾とを紛らしたる異しき物なるが、是を籾の實法なる三萬八千八百九十六粒に除れば一升四合八勺となる事にて、一升には大いに餘る。又、米の實法六萬四千八百二十七粒に除ては八合八勺八才となる事にて、是は又一升に足らず。是籾にしても米にしても其算數大いに差へる事也。さて此今升の法、籾三萬八千八百九十六粒に米六萬四千八百二十七粒は天下の通規也。此今升の算術、精くは訂正御格式五ノ卷苗代歩積りの條下に云る處を見て、よく辨ふ

べし。然るを五萬七千六百粒の法は此輩が私に立たる法か。升の法を私に立るなどは所謂る二ﾀ升つかひにして、天下の大禁を犯せる事と云ふべし。扨此條の法も、四田ともに刈は百歩に付四十束とし、一歩の位も斗代の定法に従ひ、免も七ッ五分より三ッ五分迄の事とし云るなどは當制の古傳なるが、其古傳の原を辨へざるよりして其古傳の片端を取らまへて、是に斯く、非ぬ妄説を加へたる者也。さて尚も云はゞ、四田ともに一坪の出米へ五を乗て皆其免と成るは、五合ずりの定法なるよりの事と心得て云るなれど、是も亦然る事には非ず。此五を乗る算術、實は二に除る法なるを、二に除りても五を乗けても、其出る處の數は同じ事となる物ゆゑ五を乗けたる也。さて、如何なる故に二に除ると云ふに、古傳なる當制四六の法には、地他に二分し四徳に四分すと云ふ算術のある事なるが、此條の法は四田とも一坪の出米を斗代の數に合せたる物にして、其斗代と云ふ物は田より出る處の籾を四分せる物にて、是を四徳に四分の法と云ふ。さて其四分の法を加へたる上田の斗代一石五斗、是を地他に二分して其免七ッ五分とは成る事也。さて、此條の法上田一坪の出米一升五合故、是を二分して七五の數となる事同じ。中田下田下田とも二分して皆其免となる事是に同じ。是當制四六極意の算法を以て云ふ事也。其精き事は四六精術を見て知るべし。此輩四六法方の算術をば更にも辨へ知ぬ事ながら、斗代を二分して其免となると云ふ事の傳へのみは、其始めに有りつる事と見えて斯る事をも云る也。然るに其五を乗る算術、是を五合ずりの法と心得たるは、後に米納めの土免法に馴れて、免と云ふ物は籾の出米に云ふ名とのみ心得た

るよりの誤りにして、古傳の遺術と辨へ知らぬは憐むべし。他國は知らず、慶長以來御當國に於ては、六合ずりの法を置て五合ずりの法とせる事あらんや。人よく是を思ふべし。又此五合ずりを出米の定免と立たるより、下田一坪の出米一升、免五ッの處にのみ成りと云ふ辭を添へて五ッ成りと云ひ、外三段の免には成りと云ふ辭を添へぬ也。是五ッにても六ッにても、夫れを定免に居る事なれば夫々の免を乘け、夫を又其定免に除て當高とする物なる故、此五ッの定免に涯て、成りと云ふ辭をそへて五ッ成りとは云る也。是を以ても、當制は又六ッ成定免に涯て成りと云ふ辭をそへて六ッ成りと云ふべき事を辨へ、又此比迄の檢地役は斯る事を心得居たるにして、傳習錄などの如く、何免にても總て皆成りと云ふ辭をそへて云るとは異なる事を知るべし。扨上より出せる三箇條の法、第一は土の位を五段とし、其五段ともに分米一石に步數を二百步とする〆、刈を百步に四十束と立て生米へのみ增減を付け、第二は當制の如く四田の法とし、上田より下田迄步數にて段々增しとなして分米を一石と居る〆、其生米を皆二石四斗となしたるが、刈りは又上田より下田迄段々と減じて株槃劣りの法となして、其步數の多少に拘はらず分米一石の地には總て皆八十束づゝ刈る事とし、第三は同く四田の法にて、分米を一石と居る〆步數にて段々增したる事も同じけれども、其生米をば又三石づゝと立たるにて、刈は又百步に付四十束とせる也。其外其算術の、其實に引合はざる事は精く論じたるが如し。同書に云ふ處の法三箇條、斯く別々にして一定ならざるは、是、此輩其田法の本原を辨へ知らざるよりの事にして、面々只思ひ〳〵の說を立て、自作せし

僞法なる處の明證なる物ならずや。人よく是を思ふべし。又同書に、

○昔より御當國に於て八十代と云ふ事、七ッ五分免、上田分米一石、稻八十束刈り、米三石取る。中田下田下田とも同じ刈り也。稻一束に付三升七合五勺にて、三斗の米八束穗に當る、此割りを本とす云々。此根元を知る事四六の法を以てす云々と云る。此八十代と云ふ事にも三法ある事なるが、爰に云る處の意は既に云ふ第三の條なる法の如く、上田高一石にて、歩數二百歩の地より稻八十束刈り米三石取る事にて、中田下田下田も同く二百歩に八十束は刈れども、土の位劣れるに依り取り米は三石なき事故、歩數と束數を增して三石づゝ取る樣にする事にて、其束數何十束と成ても、上田高一石の定法八十束刈る代に立て高積りすると云ふ意より、八十代とは云ふ事也。又一法の八十代は、既に云る第一の條なる法の如く高一石、歩數二百歩の地より稻八十束刈り米二石四斗取る處を定法として、田の位をば五段となし此二石四斗の法を中段に置て、外四段の歩數と束數を增減して二石四斗づゝ取るやうにすることにて、其束數增減して何十束と成ても、中段なる高一石の定法、八十束の代に立て高積りすると云ふ意にて八十代とは云ふ事也。此二法は、四田の法として生米を三石に揃ふると、五段の法として生米を二石四斗に揃るとに付ては、其歩數の增減する處にも其差ひある事也。精くは、前條に云る處へ立返てよく是を見るべし。又一法の八十代は、既に云る第二の條なる法の如く、上田より下田迄斗代の法に從て歩數を增減し、分米を一石生米を二石四斗とたて、其歩數の多少に拘はらず、高一石生米二石四斗の地

は四田とも皆八十束づゝ刈る事となし、刈り稲の株榮にて劣らし、然ふして其束數を揃へたる法也。さて此八十代と云ふ事は、御當國に於て昔よりの法なる由に云へれど、其法の斯く三段別々なるを以て昔よりの事にてはなく、後の輩が設け出したる附會の說なる事先つ知るべく、八十代と云ふ事の意を傳者の意に從て上に云る如くなれど、是は通ぇぬ事也。抑斗代と云ふ物は、田一反に付て積れる高の名にして、下田は一反にて其斗代なる高一石也。上田は其斗代一石五斗なる事故、是を一石に積るには二百歩にて一石となる事也。さて其刈も、下田一反の一石にて百二十束なる事故、上田の一石二百歩にては八十束となる事也。總て其高を一石に積らんとするより、其田の位に因て歩數も束數も共に增減する事にて、高の一石は下田の一反を元とする事也。されば、下田一反の一石を元として上田を一石とするには、其一反に滿ざる二百歩とし、刈も、其百二十束に足らざる八十束とする事故、其八十束をこそ百二十代とも云はゞ云ふべき事にて、其百二十束を八十束の代に立ると云ては、其事の理は裡表の差ひとなる也。又其理の差へる事は置ても、稲何十束を何十束の代に立て高一石に積ると云ふ意の事を、只に何十代と云て、其意の事と通ゆべき辭の理義ならんや。是は彼の斗代と云ふ事は、其地面何斗に代ると云ふ義也など云る辭の、理義をも辨へ知らぬ誣說家の誣說辭と云ふべし。是に依て是を考るに、彼の順逆八鄕の法は斗代八品となる事故、是を八鄕斗代とか、又は八斗代の法などゝも云ひなしけん其片端を聞取り差へて、八十代の法と心得誤り、上田一石の八十束刈る處へ附會して此八十代と云ふ事を設け出した

る者なるべし。又三斗の米八束穗に當る、此割りを本とすと云る。此八束穗と云ふ事は、其元は日本紀神代ノ巻に出たる事にして、能く成り出て實のれる長き穗の事也。然るを何の辨へもなき輩、偶々其八束穗と云ふ事を見當れる儘、八束とは把に云ふ八束の事と心得、又是を附會して、八十束の八十代と云ふ事も此八束穗より出たる事とし、又此八束穗と云ふ事は日本紀より出たる事に思ひ合せての事にや、斗代の名をも大和斗代などゝ云ふ事となしたるは、いよ／＼笑ふべき事也。もし大和斗代と云ふ事あらんには、唐斗代と云ふ事もあるべきにや、此輩に聞まほし。扨此大和斗代と名に負せたる處の法術など、如何なる事ならんと其云る處を見るに、帳尻なる町〆を以て其分米を除て、其鄕位を知る事とせる也。町〆を以て分米を分るは十町順逆八鄕の法より出たる事なれども、十町順逆の法方をも辨へず、又缺借の法方をも辨へ知らず、啻に、町〆を以て分米を除りたるのみにて鄕位を知るべき道理あらんや。可笑しき事ながら、是十町順逆八鄕の片端をば聞傳への事と見ゆる事ども也。是に依て是を思ふに、既に云る八鄕斗代の法と云ふ事を又八鄕斗代とも唱へたるにや。此唱へを又聞誤り、又彼の八束穗の事をも思ひ合せ、彼是を取り交へて大和斗代などゝは云ふ事となしたる者ならん。又、上に云る處の本文に免の七ッ五分なる事を云ひ出して、末には、此根元を知る事四六の法を以てすと云る處の趣を考るに、四六の法は七ッ五分の免より起れる由の傳へのみは、此輩にも其始ありつる事ならん。されど其法術をば傳へ得ざるを如何んせん。其事の名目は傳へながら其術を傳へざるとは、其藥方を失て、其能書きを

のみ殘せると同じ事にして、傍より是を見ては、痒き處へ手の届き兼るとか云ふ心地のせらるゝ事のみなん。さて此八十代と云ふ事の眞說を詳かに云んに、予此比轉役して、封疆の事にかゝづらひ郷村を巡見せる事有て、其序、農夫らに此八十代の事を問試みたるに八十代とは云はずと。百代二百代三百代などは云る事有て、百代と云ふは、田地をば地方の詰りて位の上りたる田地として云ふ事なるが、百代とは稲百束刈て高一石の田地なるを云ふ事也。さて此百代と云ふは、實は此輩が云ふ處の八十代にして、二百歩を一石とせる上田の事也。さて、百歩に四十束刈る定法故に二百歩に八十束刈るべき事なれども、百束刈るは如何んと云ふに、當制は例の一歩に一尺づゝの延ある七尺坪の二百歩故、其二百歩へ一三三三を乘て六尺坪の二百六十六歩六となる事也。（此一三三三を乘る算術は、歩尺精辨を見て辨へ知るべし。）是へ定法の四十束を乘て百六束六把四分となる事なれども、農夫らは歩數の算用合ひなどの事には拘はらず、只其刈稲束數の大凡を以て心得居る事にて、是を百束刈る事として云る也。さて、其八十束刈るべき處より百束刈て二十束の得ある事なれども、士民らは此歩數の法方をよく辨へ知らざる事故、其得をも又得とも辨へ知らずして其百束を定法と心得て、是を常の言にして云る也。是を以ても、予が常に云ふ處の一坪に一尺づゝの延有て、其延は是三年耕して一年の食ありと云ふ難有き法なるを人はよく思ふべく、又、士民らにも此譯をばよく辨へ知らしめて、御仁慈の制度なるを示し置クべき事也。さて、百束刈に高一石なる田地のことを百代と云ふは、如何なる意の辭ならんと侚も精く其ことの元を云はんに、古く拾芥抄に、七十二歩爲ニ

十代ニ五十代爲ニ一段ニと有て、令の義解には段地獲稻五十束とある事なるが、七十二歩は、一反の三百六十歩を五分せる歩數也。其七十二歩を稻十束刈る地方となし、其十束を合せて五十束刈る地方を一反とせる事にて、代とは其地方をさして云ふ事也。百代と云ふも則其意にして、稻百束を得て高一石の貢を計る地方をさして云ふ事也。（代と云ふ事の意は、後に尙も精く云ふを見て知るべし。）二百代三百代と云ふも是に准じて知るべし。さて、事の序に古今の法を引合せ考るに、今は百歩の地方より四十束刈る事なるを、古は、三百六十歩の一反地より五十束刈ると云ふは、引合はぬやうなる事なれども、令の義解に束稻舂得米五升也とある事にて、五十束には二石五斗を得る事なれば、中古の法、三百六十歩の一反なる下田の斗代一石、其生米二石四斗と立たるに大體稱へるを見るべし。今の一束は平均凡二升取りとする物故、古の一束五升取りとする則は、古の一束は今の二束半に當る。されば古の租稻は、其把に法有て大把にせし物なるべし。古の一束を今の二束半に當て算し見ル則は、古の五十束は今の百二十五束に當る。是を一反の三百六十歩に除て百歩に付三十四束餘に當る。當制は四十束の法なれども、土の瘠たる處などは三十四五束刈ル處もあるべき事也。又三代格には、令制の租法熟田五十代二百五十歩爲ニ五十代ニともある事なるが、此五十束を上の如く二束半の法に當テ百二十五束とし、是を二百五十歩に除る時は今の束にて百歩に五十束當る事なれども、百歩に五十束刈る事は心元なき事也。且、此法は歩數も詰りて百十歩の差ヒなれば、令の五十代の五十束とは同じからぬ事にして、此五十代の五十束は小把なりし事知るべし。總て此古へ、

束納めの時には其束の大小に法有て、今の藁を納めさする其一丸に、法を立たるやうの事ならんと思はる。さて又序に驚し置く事なるが、令の本文に段租稻二束二把町租稻二十二束とある事なるが、古の租法二十分の一とする時は二束五把に二十五束とあるべき事なるを、恐らくは上なる二に押されて、下をも皆二に誤りたる者なるまじや。其誤りとする時は、彼の本居宣長が、古の租法に疑ひを殘せる事も晴るゝ事と云はんか。（予先キには、此宣長が疑を起して考へを付たる事の趣に據て、訂正御格式一ノ卷に註せる事あり。今云ふ處の考へも當れるや當らざるや知らざれども、試に驚し置事故引合せ見るべし。）扨、田地をさして代と云ふ由の事を尙も精く云はんに、袖中抄に一反を一代と云る由の事も見え、日本紀には頃をも斯呂と訓り。一頃は百畝の事、一反は十畝の事にして廣狹の差ひはある事なれども、其廣狹には拘はらず、只其田地をさす方より、頃をも反をも共に斯呂とは云る也。然はあれど、又一代と云へば、一反の事を主とする言とは成る事也。其譯如何と云ふに、抑田代と云ふ物は一反に付て定めたるものにして、其御田代として奉るべき稻を植る料の地なる故、其意を轉してはやがて其田地をも代とは云ふ事にて、一反は其一田代を奉るべき地なるより、一代とは云ふ事なるをよく思ふべし。扨今は、彼の百代二百代など皆字音に云ふ事なれども、又、今も田を搔くを代を搔くと云ひ、又、其搔きたる田を平らにならす事を代するなど云ふ言のあるをも思ふべし。

○茂木治具が、四六の法斗代免の辨とて云る事に、四の數は、一歩の生米を四分して一分を貢とし、三分を民領とす。故に其四分の四也。六の數は、上田一歩の生米一升二合を四分すれば三合也、此三の數へ

田法定數三歩の三を加ふれば六の數を生ず。則是を免の數とす。故に、當國田法四六の定法となる處也と云る。四の數は少しく據る處もあるに似たるが、六の數の事は、餘りに當らざる事也。一歩の生米一升二合を四分して三合となる。其三合と、一反三百歩の百ガ一なる三歩の算術を云ふ事ならんには、三合へ三歩を乘て入貢九合となる事より外に云ふべき事のなき算術なるを、一歩の入貢三合と、反法の小數三歩と、其三の數二つを並べ合せて六の數を生ずと云るは、是何てふ痴術（しれわざ）ぞや。更に取りも合ざる事にて、耳取て鼻をかむと云ふやうなる算術と云ふべし。又四六の法を以て、上田一歩の貢米三合を六に除て五合となし、上田三歩一升五合の斗代と定る處也など、物めかしく云るも可笑しき事也。貢米三合を六に除るは、六の出米を元の籾へ除り戻す算術にして、四六の法と云ふ物に非ず。此輩は四六の法と云ふ事を辨へ知らざる事故、四六の數だに出れば、只もの四六の法四六の法と云ふ事なるぞや。又、內外田の三事を合期して六に除て免と成る也、是、上田三歩の生米三升六合を六に除れば免となる處也と云る。是は內外田三事の三に田三歩の三を引合せ、又內外田三事を六に除る處と、三歩の生米三升六合を六に除る處と引合せて、其六に除て六合となるを以て、又、六合摺りの六ッ成定免と云ふ事に引合せて云る事なるが、內外田の三事を六に除るは、三事の三に除り、地他の二に除る兩算を一算に合せて六除せる算術にして、其法の別なる事をも辨へずして引合せたる也。（三事に三除、地他に二除の算術は、訂正御格式と四六精術を見て知るべし。）さて又六合の數合へば迚、三升六合を六に除て其一なる六合と、一升へ六を乘たる六合の六ッ成定免と云ふ事と、

是又同じ算術と心得たるや如何に。（六ッ成免と六の出米とは六除と六乘にて其算術大いに異なるを、此輩は是を混じて、六の出米を六ッ成定免と心得たる也。今爰に云る處も彼れが心得たる處に從て云る也。人是を心得置べし。又此算術の異なる譯は旣にも云る事なれど、訂正御格式と四六精術を見てよく辨ふべし。）皆是、牽强附會の算術なる者也。但三升六合を六に除るは、御格式なる四六の傳に、上田の生米三石六斗を、內外六德に分る時は六斗となるとあるを思ひての事なるべけれど、其內外六德に分るは是實に四六法方の六にして、六の出米の六とは大いに異なる事也。是らの事は、此輩の夢にも知らざる事なるべし。六の出米の六は算術の法より出たる物には非ず、只其籾を摺り樣して見るに、一升より六合の出米となるよりの事なるぞや。

○治具が、上田六ッ成、中田五ッ二分、下田四ッ、下田二ッ八分として、四田に地德の土免ある事とせる。是は傳習錄の法に習ひ、上中下下の四田ともに其田より出る處の籾には差ひなけれども、其籾より出る處の米に多少の差ひある物として、十五、十三、十、七ッの斗代に向ひ設け出したる算術なるが、其斗代より設け出して、却て又其斗代の法を失ひたる算術也。さて其設け出せる處の算術を詳かに云はんに、上田の斗代一石五斗、是に四乘じて總籾六石（斗代は田より出る籾の四分一の物なる事は、旣に云るが如し）是に、六の出米の六を乘て生米三石六斗、是を其六に除り戾して籾一升に米六合の出なる事を知り、是を六ッの免と定め、斗代の一石五斗へ其六ッ免を乘て入貢米の九斗なるを知り、其九斗は又、生米三石六斗の四分一に當る事とする算術なるが、是を其法の元として、其次よりは中田の籾をも亦六石とし、其生米の三石一斗二升なる物を同く六に除る則は五になる。是籾一升に米五合二勺の出に當る事とする處也。（此算術、米の三石一斗二升を籾の六石にて除る道理故、其籾一升に其米は五合二勺に當る）

筋なれども、六合ずりの定法より云ふ則は、米の三石一斗二升を、籾一升に米六合の六に除り戻して見る算理ゆゑ、此五二實は是五石二斗にて、米三石一斗二升に當る處の籾となる事にして、其法表裡の差ひとは成る事なるが、治具はこの算術は成したるなれども、此法に其表裡ある理迄を心得てなしたるにや、心元なき事也。人よく此表裡の算理を心得置べし。下田下田の算理も皆是に同じ。　又下田の籾をも六石とし、其生米二石四斗を同く六に除て籾一升に米四合の出なるを知る事とし、又下田の籾をも六石として、其生米一石六斗八升を同く六に除て、籾一升に米二合八勺の出なるを知る事とせる也。さて四田ともに其籾を六石と立たる事故、斗代も亦四田ともに一石五斗づヽとなる理にして、其一石五斗へ、上田なれば、其免六ッを乘て上田定法の貢米となる。中田なれば其免五ッ二分を乘て、中田定法の貢米七斗八升となる。下田なれば、其免四ッを乘て下田定法の貢米六斗となる。下田なれば其免二ッ八分を乘て、下田定法の貢米四斗二升となる。さて上田の一石五斗は斗代の定法に合へども、中田より以下をも皆一石五斗と立たる事故、斗代の法を失ひたる也。然らば其斗代の算法を皆捨たるかと思へば、又其算法をば貢米の數に取て是を合せたる物故、四田ともに斗代の法に付て設け出したる算術なるを知るべし。斗代の定法十五、十三、十、七ッへ、皆定法の六合ずりを乘る則は上件の如き貢米となる定法なれども、其定法の如くにしては、此輩が心得たる處の土免法を施すべき術なきに因て、其苦しさの餘り、斗代の法に付て斗代の法を破りたる、箇樣の、非ぬ算術をも設け出したる者也。夫れも只苦しき餘りの遁れ術（わざ）にせる假の所爲にて、是を其實地には用ひざる事なれば好きが、もし是を其實地に用ひて下田をば必二ッ八分とし、其高一石へ二ッ八分を乘て二斗八升の貢米としたらんには、既に云る三ッ五分の免よりも是は又倚下りたる事にて、大ィに百姓の得

分にのみ過たる事となる也。高の一石は、歩數にて土の上下差引は濟みたる物故、四田に土免の上下を定め置事は決して無き事ぞ。人よく是を思ふべし。

○御格式に成免と云る事のあるを見て、治具が是免へ幾ッ成と成の字を付る證也。此法久しく絶たりと云へども、御黒印に幾ッ成と記し來れる也。帳尻帳紙にも成の字記して宜しと云へり。是より後は、此治具が云る如く成の字を記す事とは成れるなるべし。此法久しく絶たりと云るは、是久しく絶たるには非ず、元より無き事の證なる物ぞかし。人よく是を思ふべし。扨、成り免と云るは平均（ならし）免と云る事にして、幾ッ成と云ふ成とは別なる事也。但、六ッ成定免に准りて六ッ成と云ふべき事は、既に云るが如し。又成り免とは平均（ならし）免と云ふ事なるは、訂正御格式を見て知るべし。又御黒印へ幾ッ成と記せるは誤りなるが、是は、黒澤多左衛門などが心得差ひよりの事ならんと思はる。

○治具が御格式一己の辨書末文に、右記す處愚を顧ずと云へども、其本旨の違はん事を恐る。希はくは後學、予が愚を助け理術を明かにして後世に傳へ、檢地の旨先哲のせし處と一統せば、上の御惠みに叶ひ民の爲たるべし。祕して其用足らざらん事を恐るゝのみ。無學にして意の通ぜざらんか、才の拙きを恥づ。後學是を詳かにせよ。寶暦八寅年、五十八歲にて雄勝郡山田村を平均して是を調ぶると云へども、未だ心に全くせず。此年御本方奉行へ役替にて暇なく、明和四年亥六十七歲にて淸書して祕書に添へ、初心の助けに是を殘す。于時同年三月、茂木祐右衛門治具誌レ之とあり。又同人右辨書の附錄に、

前略予三十年此道に心を寄する事怠なしと云へども、才短く祕書の旨にも熟せずして、中略同志の友と常々土地の變易、村々の盛衰をも論談して互に助け合ふ事怠なくば、五年十年にても此道に明達する人もあるべし。今の如くにして啻に年を歷、深祕とて手にも觸れざらんには、大先哲の萬代不易の旨を考へ著はされたる書も、無が如くならん事を哀しむ。石川重祿、小泉正房、吉川重貞同志たるに因て、共に家々の子孫に殘し置かんとするが故に、文の拙きをも耻ずして是を記す。此根原に因らざれば、御一國の備へ亂れん事を恐るゝ者也。是を心に得て此道に明達なる者出で、忠孝を兼備へ、父祖の志を紹ぎ祕書の旨を全ふせん事を願ふのみ。因て、一己の辨書に附錄して傳る者也。安永七戊戌年三月、茂木治具行年七十八とあるを以て、此治具此道には心を寄せたれども、此道を辨へ得ざる事の明かなるを知るべき事也。又佐瀨某が、御格式の法に依て見る時には當高十石の取米二十四石の內六石の物成を納め、殘十八石にては此養民六人の扶持米にも足らず。然ふして又凶年の備へと云ふ事のあるは心得ざる旨を問たるに、治具の答たる事に、元來士民百姓は粟稗粃等の雜物を喰ひ、又は、山野草木の喰ふべき物を糧とし、士太夫と同く美膳を調へて食すべき者にあらず。かてを出して口を養ひ、然ふして固よりの出米を喰ひ餘して凶年のために貯ふ、是民の生業也と云へり。上に出したる辨書の志文にも、總して共用足らざらん事を恐るゝのみと云るは是にて、二十四石の取米にては實に共用足らざる事也。故に治具、此佐瀨が間に窮して斯る事を云る也。いかに士民なれば迚、彼の手肱(たなひぢ)に水沫(みなわ)かき垂り、向股(むかもゝ)に泥土(ひぢりこ)かきよせ

て勞きに勞き、其果には其米の飯をだに喰ふ事能はざらんには、誰か農業をなす者あるべき。人よく是を思ふべし。士民と云ふ者は、士太夫の如く美食する者に非ざる事は聞えたれど、强業をする丈に米に於ては、士太夫よりも却て多く喰ふ者なるぞかし。故に御格式の法は一家六人の口數、老少男女をも總て一日一升づゝの食米に積りたる者也。然ふして又外に、三年耕して一年の食を得ると云ふ、凶年の備へもある事也。是當制裡の法、高十石の取米三十六石ある物なるよりの事也。此事精くは、訂正御格式を見て知るべし。扱治具は、此裡の法三十六石の事を辨へざるよりして、表の法二十四石にしては其用足らざるに付、齡既に八旬に至る迄生涯此一事に苦しめるは愚なる事なれども、御格式をば仰ぎ尊むべき物と心得、此道に心を盡せる處の忠々しくして、上件の事どもを言に殘して後を期たるは、彼の輩中の一人にして賞すべし。其子孫其役方の後學たらん者、此治具が書き遺せる趣を會得したらんには、其志に基きて物すべき事なるを、然る輩の見えぬは如何に。其子孫其役方にも非ざる道茂此事に勞して、先きには訂正御格式並に其外の書どもを物し、今又此論辯に及べるも、是誰が御爲なるべしや。あはれ是を、秋の田の稻葉もそよと云ふ人もがな。

○古歌　獨して物を思へば秋の田の稻葉もそよと云ふ人もなし。

と吟じ出らるゝ所爲にて、山田守る案山子の人げ無き方に打向ひつゝ、思ふ心のかぎりを獨言爲たる事どもなれば、廣くは如何に任、他、同じ心ならん人にはと、奥書きの心を道茂みづから云ふ。

追加一箇條

延寶九年御巡見使御下りの時、百姓取り分ゝ、地頭へ納め方勘への書附

上田八石（六ッ成）　上田は十石に付稻八百束刈り申候故、八石にて六百四十束刈申候。一束三升取り。

此出米十九石二斗。

外に

上田八石の田面長横四十間四方、此歩數千六百歩。但二間一竿に付一尺の延を打ち、此延六尺五寸竿の積りにして長横四十三間四方になる。此歩數千八百四十九歩。内千六百歩引殘て二百四十九歩。此分米一石二斗四升五合。

此出米二石九斗八升八合（六尺五寸竿の外に二間一竿に付一尺づゝの延を打出目也。）

付札にて

△檢地の竿一間六尺の物に御坐候處、御當方にては一間六尺五寸に成され、二間竿にて一丈三尺に御坐候。一竿立ながら打申候故、ナバへ申にて五寸は詰り申候。二間竿打申候て一足運び竿打申候。此延一尺五寸、内五寸は、ナバへの五寸詰り申候に引殘て一尺。然れば六尺五寸の

二間一竿に一尺の延御坐候處、此延、上田八石の內にて二百四十九坪。此出米二石九斗八升八合、中田下田下畠は位下り申程田面廣御坐候故、夫に應じ延申候故出米同前。

本高出目二口合て田の出米二十二石一斗八升八合。

上畠二石の面長さ四十間横三十間、此步數千二百步。竿の延二間一竿に付二尺、此延六尺五寸竿の積にして長さ四十六間横三十四間になる。此步數千五百六十四坪。內千二百步引殘て三百六十四坪。此分米六斗七合。

本高出目とも畠の大豆七石八斗二升。但一石に付三石の作取り。

內一石八斗二升　　延の分。

付札にて

一鄉の高百石の內、田高八十石、畠高二十石の積りに御坐候。尤過不足の鄉多く御坐候へども御當方此積りに候故、高十石の內畠高二石に仕候。田は二間一竿の延一尺、畠は二間一竿にて二尺の延に打申候。此延三百六十四坪に御坐候。

以下是を略す。

道茂云。是は延享三寅年中御巡見使御下りの節、御財用奉行秋山宮內より檢地役小松三左衞門へ渡せる書附の寫なるが、延寶九年御巡見使御下りの時には品々御尋の事これあり、其上江戶へ御跡の上にも

十三ヶ條の御尋ありしに付、中川宮內を江戸へ指登せられ御答申上たる事も有たるなれども、其答留書は見えず、此百姓取り分ヶ勘への書附のみ有て、是も其時の書附なれば、心得にも成るべくやの譯を以て渡されたる趣、三左衞門が筆記に見えたり。扨此付札なる朱の△印の一ヵ條を、或人の、延寶九年御巡見使の問に、百姓共の答たる留書の內付札として書たる物を見て、予も其心を以て彼の歩尺精辨に記せる如きの事なるが、此比綿引發光（はるみつ）が寫し置る處の其精きを發光（はるみつ）より得て是を見たるに、上件の如くなる事なれば、百姓共の御巡見使へ答たるには非ず。さて此本書には年月名印も無かりし由なるが、此記者は何人ならんと是を考るに、以下是を略せる由を云へる其末の本書に、小役銀の事を云ひて其付札に、云々、都合四百七十八匁納め候樣に申付候と云ひ、又百姓の手取りとなる殘米の事を云る其付札に、云々、大豆の直（ね）は米よりも安く御坐候へども、納め方四ヵ一、百姓取り分ヶ四ヶ三に合申樣に檢地朶積り、米同樣に致候と云る處の辭ぶりを以て見れば、郡奉行の書るものとは知らるゝ事なるが、其外一體の文意を以て考ルに、黑澤多左衞門が書る物ならんと思はるゝが、是に又論ずへき事の數多ある事故、今又是を精く論辯する處也。此記者の云る處を見るに、二百四十九歩の出米二石九斗八升八合の事を、六尺五寸竿の外に、二間一竿に付一尺宛の延を打出目也と殊更に是ヲ斷て、六尺五寸を當制一坪の法となし、其六尺五寸の外なる五寸を一坪の延とせる也。是傳習錄に云る通りの事にして、元重が心なる事著（しる）明し。然るに其傳習錄には越足の延を二尺とし、內一尺をナバへの詰りとせる事なるが、今此付札には越足の延

を一尺五寸とし、内五寸をナバへの詰りとして云るは引合ぬ事にして、是は又、元重が心より出たる事には非ざる事知るべし。扨此田の竿の事には、一尺五寸の内五寸を引て、一尺を一竿の延とせる事なるが、次なる畠の事を云る條に至ては、俄に一竿の延を二尺として、田は一竿に一尺延、畠は一竿に二尺延の法なる由に云るなれども、こは慶長以來、古今の輩が言には未だ聞ざる事也。さて未だ聞ざる事ながらも、二尺の延とせるは越足の延なるべきに、是にはナバへの減寸を云はざるは如何に。但爰にナバへの減寸を云ざるは、前條にナバへの減寸を五寸と云るに讓て云はざる事か。然らば、爰には其減寸を加へて越足の延を二尺五寸とする事か。越足の法は、人々常に歩む處の一足の運びなるを、一足の運びを二尺五寸とする法あるべき事かは。さて爰に、斯く取合ざる事を云るに因て是を思ふに、二間一竿に二尺の延と云るは、是天下の定法なる六尺一間の二間一竿に二尺の延を云る慶長以來の古傳なるを、元重己が心得差ひの六尺五寸坪の二間一竿に二尺延の事となし、此畠高の事へ取用ひて云る物ならん。さて、彼の傳習錄には越足を二尺として云るも、爰に云る處の此二尺と同じ心より出て云る事ならんと思ふに、又其傳習錄には、内一尺をナバへの減寸として殘り一尺の延とせる也。是爰に、田の延は二間一竿に一尺と云るに引合せたるにして、此傳習錄の時に至り、漸に元重、己が思ふ處の六尺五寸坪の說を立竟たる所爲の趣と見ゆる事ども也。さて、今此畠高の條には一竿の延を二尺と云るのみにして、ナバへの減寸を云はざる其譯如何んと云ふに、二間一竿に二尺の延なりと云ふ古傳の動かし難き譯なども

有ッて、是を畠の法として云ひて見し事なれども、己が六尺五寸坪の說を立置ての事故、其六尺五寸の內より五寸のナバへ詰りを引くとも云ひ難く、又延の二尺より、田の法の如く五寸の詰りと云ひては其延一尺五寸と成て、古傳の二尺と云る說に叶はず。又二尺の外に五寸の詰りある事としては、越足は二尺五寸と成て其尺不都合の事となる。又、傳習錄に云る如く一尺の詰りとしては、田の條には五寸の詰りと云るに合はず。然らば田の條に云へる事をも、傳習錄に云る如く越足を二尺とし、內一尺をナバへの詰りとなしたらんには、皆引合ふ事と成てよかるべきを、然せずして越足を一尺五寸とし五寸をナバへの詰りとせるは、是も亦、古傳の動かすべからざる譯有ての事と見えたり。元重是に苦しんで、爰には紛らして、ナバへの減寸を云ざる物に疑ひなし。されば上に云る事の如く傳習錄の時に至て、元重始て其說を立竟たるに差はざるを、人よく思ひ辨ふべし。さて、此上田八石の田面四十間四方にて此步數千六百步、是を六尺五寸坪となし、其六尺五寸の外なる五寸の延ともに七尺なるを、六尺五寸坪に直ッて四十三間四方になり、此步數千八百四十九坪となる由に云るは大いに差へる事也。されば先づ、四十間へ五寸宛の延は四五の二十尺なるが、是を六尺五寸に除て六尺五寸間の三間と五寸になる事にて、四十三間五寸四方なり。五寸は聊なるに似たれども、四十三間四方へ付て回る五寸故少き事に非ず。扨、其七尺坪の千六百步を六尺五寸坪に直す算術の定法は、其千六百步へ七尺四方の尺坪四十九坪を乘て、此尺坪七萬八千四百坪となる。是を六尺五寸四方の尺坪四十二坪二五に除て、六尺五寸坪の千八百五十五

坪六となる。內、本坪の千六百坪を引ては二百五十五坪六の延となる。內、本書に云る處の二百四十九坪を引て六坪六の過となる事にて、是少なき差ひに非ず。此記者は此算術を辨へ知らずして、大凡に四十三間四方として云ルは笑ふべし。さて朱の△印付札なる、檢地の竿一間六尺の物に御座候處云々と云る全文始終の趣を考るに、もし傳習錄有て是を心得たる後の人の云ふ事ならんには、越足の延を二尺とし、ナバヘの詰りをも一尺と云ふべき事なるを、越足を一尺五寸としナバヘの詰りをも五寸と云るは、未だ、傳習錄と云ふ物の無かりし時の事なる物に疑ひなくして、是其古傳なる事を知るべし。是に因て尙又思へば、步尺精辨に云りし如く、前に六尺五寸の二間竿にて一丈三尺なる由を云ひて、竿に先ッ一尺の延あるを斷り、後には越足の一尺五寸よりナバヘの五寸を引殘り一尺の延とし、然ればと前の事より受て、六尺五寸の二間一竿に二尺づヽの延御座候と云ふべき語勢の處なるを、誤て一尺と書る物ならんと思はる。然る時は、上田八石とあるも尙九石の誤りと定むべし。然らざれば、本書に云る處の算術は差へる事にして、合はざるを如何にする。さて又上畠二石にて四十間に三十間、是を一竿に二尺延として、此算術、六尺五寸坪の積りにて四十六間に三十四間と云るも差へる算術也。されば六尺五寸坪の外に一尺づヽの延とする則は、先づ四十間にて一四が四十尺となり、是を六尺五寸に除て六間と一尺になり、又三十間に一尺づヽの延とする時は一三が三十尺となり、是を六尺五寸に除て四間と四尺になる事にて、其間に一尺と四尺の差ひある事なるが、四十間と三十間に付て回る事故、是も大ィなる事なり。さ

て此坪割の算術は、六尺五寸の外に一尺の延ある事故七尺五寸となり、此尺坪五十六坪二五となる。是に本坪の千二百歩を乗て此尺坪六萬七千五百坪となる。是を六尺五寸坪の尺坪四十二坪二五に除て六尺五寸坪の千五百九十七坪六五となる。内、本坪の千二百歩を引て三百九十七歩六五の延となる事にて、本書の三百六十四歩とあるよりは、是三十三歩六五の過となる事也。さて此記者の云る處、算せる處、共に皆斯く取合はざる事の非(ひがごと)なるを以て是を考るに、朱の△印付札の趣は、御巡見使へ百姓共の實に差出ッたる答書にして、是らの事より品々御尋の事も有しにて、此付札も則是、御巡見使より下りて御尋となりたる物に非ざるか。元重は御格式の趣を辨へ知らざる事故、二間一竿に一尺の延とあるを二尺の誤り、上田八石とあるも九石の誤りとは思ひ得ずして、此一尺と八石の算術に苦しみ、八石は田と畠の分量に付たる八石ならんと思ひ、此付札の趣を本として是より考へ出せる本文にして、二百四十九歩の延ビ歩へ强て引合せんとして、斯る算術を成したる者ならんかと思はる。八石と二石の田畠分量の事は野の德に關りたる事にして、其德の上下を量り免を切る時に用ある事にて、百姓の取り分ッを勘る時の用には、更に關らざる事也。高十石の取り分ッを見んとするには、其十石の内に田の上下、又は畠高有ても、夫レは皆斗代の法に其差引有て高の十石と成りたる物故、皆共に二十四石の取米定法なる事を、此記者は知らざる事にや。本文に、上田八石六ッ成と記したるも先ッ可笑しき事なり。もし、此高八石は下田ならば此出米は十九石二斗なるべく、免も亦必六ッ成に非ずして四ッ共なる事ならんが、上田にても下

田にても高八石なれば、是へ定法の二四を乘て共に十九石二斗の出米とはなる事なり。又此六ッ成と記したるも、例の土免法の心にてせる六の出米の事也。六の出米の事は、上田も下田も差ふ事なき物なるぞや。されば、上田と記したるも六ッ成と記したるも所謂ル蛇足と云ふべき事なるが、是も亦付札の上田とあるに欺へられての事なるべし。付札の上田とあるは歩尺の事より云ひ出たる事にて、其一歩に付ての生米を以て其算術を云ふ事故、上田下田の斷りを云はずしては叶ハぬ事也。されば上田八石と云るも、高の事には非ずして生米の事なるを先思ふべし。さて生米の事なる故を知りたらんには、八石は九石の誤りなる事も自に知らるゝ事ならずや。是を以ても、此付札の趣は別人の物せるものにして、此付札に付て思ひ設けたる本文の趣なるを思ひ辨ふべし。さて又、以下是を略せる處の本書に、藁の代錢などをも積りて米に直し、夫をも合せて米大豆共、三十二石八升八合の百姓總取り分と積れる也。是に因て又是を考るに、是高十石の定法取り米二十四石にては、此養民六人の法として其用足らざる處の筋を以、御巡見使より御不審の事なども有つらん。是に依て、非ぬ涯りの考へを盡して斯る事を云る物ならん。十石の内二石を畠高とし、其大豆を以て、百姓取り分ヶの石數を增したるも非ぬ事なるを、藁までを米に直したる事あるべき事かは。然、あらぬ涯りの考へを盡しても尙未だ足らざるを如何にせん。あゝ此記者よ、斯る非ぬ考への涯りを盡しつゝ、己が心得差ひの六尺五寸坪の事にのみ迷ひ、六尺坪は天下の定法にして常制は其六尺坪の定法に從ひ、然ふして其六尺坪に一尺增して是を凶年の備へにたて、

四田平均高十石の總取り米、三十六石の法なる事を悟り得ざるは憐むべし。さて、元重は六尺五寸の說を立たれども、歩尺精辨にも云る如く、其比の檢地役は定法の六尺坪に一尺增しの法なる事を心得たるなれば、百姓共も亦其事は心得居たりけん。御巡見使の御領中を通らるゝ時には郡奉行中川宮內、御境目奉行小川九右衞門御附添勤〆たる趣なれば、申上べき筈の事は申上たるべけれど、又密には、百姓共へ尋られたる事のなしとは云ひ難かるべし。此時の御巡見使は保田甚兵衞、佐々木喜三郞、飯田傳右衞門と云はれたる人々にて、一體の事へ念を入れて聞糺されたる事と聞ゆる事なり。さる事どもより、役人の云る處と百姓共の云る處と引合はざる事の有たるに付、江戶へ御歸りの上にも、十三ヵ條などの御尋も有たるならん。さて彼の天和二年の春、檢地役より歩尺の事を書き出させたるも、今思へば、其歩尺の事をも御巡見使より尋られたるに付ての事に差ひなく、是に因て考るに、御巡見使よりは彼の朱の△印付札の趣を書取りにて、領民らの云ふ處斯くの如くも聞ゆる事なるが、右書取りの如くなれば二間一竿に一尺延の樣にも聞ゆれど、又二間一竿に二尺延と云ふ樣にも聞ゆる事なるが、是らの事は如何にと尋られたる事なるまじや。爰に於て元重、其越足を一尺五寸として、內五寸をナバへの詰りとなしたる事も動かし難く、又二間一竿に二尺の延とせる事も動かし難くして、彼れをも取り此れをも取り、又、己が思ふ處の六尺五寸坪の說をも立て、斯る事を記して時の執政へ、先づ是を出して見せたる處の物ならんと思はるゝ事ども也。但斯く云ひては、予が歩尺精辨に云る處の舊說を强て立んとするに似たれど、

予が考への如く一尺を二尺の誤り、八石を九石の誤りとする時は其算術皆其古傳に引合ひ、其理も亦差はざる事なるが、其算術の古傳に引合ふは偶然の事なるかも知らざれども、本書に云る處の事は既に段々と論辯せる如く、皆其理にも叶はざる、取りも合はぬ事なるに、其算術又差へる事にして、其合せたる事の合はざるを如何にせん。人尙よく是を思へかし。

嘉永三年十一月七日記畢之

七代　齋　藤　章　季

嘉永三庚戌年十二月廿六日

田法步尺精辨

本書は、土地檢定に際して用ひられる步尺の積算が、一般に、誤り傳へられた方法に依ることを指摘し、且つ是を論辯して澁江政光の古法を究明したもので、著者が、師小野岡義般と學問上の確執を生ずるに至つて、一層これが理論的宣揚の必要を痛感して編述されたものである。

本書は「訂正御格式」を宇都宮公に上る一年前の著作といふ事になつて居るが、事實は、既に「訂正御格式」を完成し其の再訂をも終つた後のものである事は、序文其他によつて知られる通りだ。

底本は新田目氏所藏の著者自筆本である。

田法歩尺精辨之序

綿引發光、兼てより檢地の歩尺に關りたる事を集錄せる物有て、弘化二年の秋、是を予が師に與ふ。是、古くは延寶、天和、後は安永、寛政、享和の人等の筆記也。師是に依て歩尺考、越足古傳定說、越足誣說論辯と云る書共を物されたり。予是を師に得て是を合本とし、初めには其師說を賴て、更に又歩尺諸方書と表題して藏し置たりしが、御格式の再訂成て後、是を出して更に又よく是を見る處、師は第一、黑澤浮木の傳習錄に從て歩尺を六尺五寸と思ひ誤られ、慶長の古傳を以て歩尺を六尺とせる、延寶の百姓答書の算術をも辨へられずして、傳習錄と一致のものとされ、其外とも總て皆誤られたる事のみにして、取難くなん。此歩尺に於ては、國家の大事にかゝれる事にして私の事に非ざれば、足を運び意を盡して師にも是を云はざるに非ず。されど如何がはせん、師は予が言を入れられず。爰に於て、是非に及ばずして思を決め、師の編れたる者とは思へど是を破て、更に又是を編み成す事とは成れる也。但、師の誤を深く論ずるも予が本意には非ずして、且は無益の事なれば、早く其本義を精辨せる也。是を譬て云はゞ師は人に魚菜を得て、是を切り是を刻みて其料理を物されたる也。然れども師は、其物の味をばよく辨へられずして其料理を誤られたる也。予是を得て、更に又其料理を料理して、其料理を調へたる也。然して是を佳賓珍客にも進むべきの者とす。是師を犯して其功を奪へるには非ず。謹で師の賜を賜とせ

る處也。人よく是を思へかし。

新田目道茂（花押）

嘉永元年九月廿日

田法歩尺精辨

新田目道茂著

抑検地の歩尺は六尺四方を一歩とし三百六十歩を一段とす。又是を一反とも云ふ。又一歩を一坪とも云ふ。是を尺る竿の法左の如し。

一竿一丈二尺零二分　竿頭入レ土二分之法

是は所謂る置竿の法にして、地に竿を置き其竿先を以て地を彫り目標を付け、進み行て其處に竿本を當て又初の如くする也。其竿先の土に入る處を計り考て二分とす。其竿を以て尺り行く姿は竿を以て地を打行く如く見ゆる故に、竿を打とは云習はしたる也。豊臣家に至て、一反の歩數三百六十歩を減じて三百歩とす。然して斗代反米の法は本の如し。爰に於て一變して又重税の法たり。（師説に云。古書には、豊臣家より前に三百歩に變じたる様に見ゆる事あり。然るに豊臣家より古法を變じたりと云ふは、新井白石、荻生徂徠などの云ふ處に従へるなり。）是より以來今に至る迄諸國通規の法たり。爰に御當家の澁江政光主、慶長御遷封の度士民を服さしむるの事を計て、竿を六尺五寸と爲して民に早く其竿延を知らしめ、又此竿を打に一足運び越して是をも民に免す事となして、是を越足の法と云ふ。其精き事は

次々に云ふを見て知るべし。（師説に云。古に一歩を六尺五寸としたる事あり。又足利家の末葉臣家の初にや、然せる事ありし樣に見えたり。然れども皆永くも行れぬ事なれば、押ならしては六尺の法也と云ても可なるべし。）扨又太古には、田を尺るに足を以て蹈分けたる者にて、其法方四度足を上げ是を六尺一間とす。人の大小押ならし足の長ヶ七寸五分、其足を運ぶ足と足の間七寸五分、合て一尺五寸を一足とす。故に四度足を運て六尺となる。無意にして歩めば、足と足の間は足の長ヶを隔つ者也。然るに、或は三度足を上げて六尺とすることも古書に見えて一定なき樣なれども、意有る事有て歩む時は二尺を中勘とすべし。無意にして歩む時には一尺五寸を中勘とすべし。此田蹈に足を運ぶ處の一尺五寸と二尺の事は、後の越足に用ある事故、師説の趣を約めて云ふ處也。さて後には、竿を以て尺り繩を以て尺りたる事も有たるを、遂に一定して竿の法とは成たる也。

○寛政中越足の法を廢して一歩方七尺、一竿一丈四尺の置竿とす。享和中一歩方七尺五寸、一竿一丈五尺とす。是を試ミ竿と云ふ。文化中に寛政の改革に復し、今に至る迄一定の法たり。寛政の改革以來年を歷る事既に五十年程にして、今は精く越足の法を知れる者なしとは師の言はれたる事なれども、爰に延寶九年、御巡見使の問に百姓共の答たる留書有て、越足の法は勿論にて、御格式の法方、政光主より慶長以來の古傳を窺ひ知るべき者は是也。

延寶九年御巡見使の問に百姓共答たる留書の內附札

檢地の竿一間六尺の者に御座候處御當方にては一間六尺五寸に成され、二間竿にて一丈三尺に御

座候。一竿立ながら打申候故、ナバへ申にて五寸は詰り申候。二間竿打申候て一足運び竿打申候。此延一尺五寸、內五寸は、ナバへの五寸詰り申候に引殘一尺、然ば六尺五寸宛の二間一竿に二尺宛の延御座候處、此延上田九石の內にて二百四十九坪、此出米二石九斗八升八合、中田下田下々田は位下り申程田面廣く御座候故、夫に應じ延申候故出米同前。

此答書不文にて聞え惡き處もあれど、竿は六尺五寸故、一間に五寸宛の延にて二間竿に一尺の延ある事にして、又一足運ぶ處に一尺五寸の延あり。されば二間一竿にて其延合て二尺五寸、內五寸、竿のナバへに引、殘り二間に二尺の延故一間に一尺の延なりと云ふ事にて、則當制の一歩は七尺也。さて本書には、然ば六尺五寸宛の二間一竿に一尺宛の延御座候とあれども、一尺は二尺の寫誤也。故に二尺と改めたり。其誤なる故は、前に竿の一尺延にて二間の一丈三尺なる由を云ひ、又一足運ぶ處に一尺五寸の延ある事を云ひ、內五寸を引殘一尺と云ひて、然ればと前の事より受て云へるなれば、二間一竿に、二尺の延也と云ふべき處なる事明かなる者也。又本書には上田八石の內とあれども是も九石の寫誤也。故に九石と改めたり。抑此答書の算術は、上田千坪の內にて定法の六尺坪と、當制の七尺坪の延に當る處を算し分けて見せたる者にして、千坪の內七百五十坪は定法の六尺坪に當る處也。故に、上田の生米定法一升二合を是に乘ずる時は九石也。さて、其七百五十坪に三十三步三を乘じて二百四十九坪七五となる。（此算術の理は後に精く云ふを見て知るべし。）實は此七五を切上て二百五十坪と爲すべき事なるを、切捨たるは此算術の誤な

り。さて二百四十九坪へ生米の一升二合を乗じて、上に見えたる如く二石九斗八升八合なるが、切捨て一坪足らぬ丈生米も一升二合足らず。扨又此算術は、六尺一坪の尺坪三十六坪也。又七尺一坪の尺坪四十九坪也。此四十九坪へ三百歩を乗じて此尺坪一萬四千七百坪となる。是を六尺坪の三十六坪に分て四百零八歩三三三となる。此八歩三三三を除きて四百歩とす。（八歩三三三を除きたる故は後に精く云を見て知るべし。）扨七尺坪の三百歩を、六尺坪に直して四百歩とすれば百歩の増し也。是を四百歩に分り、百歩の内にて増す處の歩數二十五歩也。又三百歩に分れば、百歩の外にて増す處の歩數三十三歩三也。故に千坪の内にて増す處の歩數を見るには、二十五歩を乗じて二百五十坪とするは本術也。然るを、外にて増す處の三十三歩三を七百五十坪に乗じて二百四十九坪七五とし、夫も切上れば好きを切捨たるは、聊の差ひなれども誤なる事上に云へるが如し。（欄外註。千坪は六尺坪なれば二五を乗て二百五十坪の延と知るべし。七百五十坪は三三三を乗て二百五十坪の延と知るべし。然る時は其七百五十坪も六尺坪と直りて都合千坪となる。）さて七百五十坪へ一升二合を乗じて九石に、二百五十坪へ又一升二合を乗じて三石にして、坪數合て千坪生米合て十二石となる事にて、此答書の算術を以て、生米の積りは六尺坪の定めなる事明かに知らる者也。又、ナバへとは勾配の事にして此減寸を五寸とし、越足を一尺五寸とせるも慶長以來相承の古傳なる事明かなる者にして、此答書に於ては御格式の法方を誤ざる正眞の者なれば、他の誤を糺すべき規矩準縄とすべし。さて、一丈三尺の竿本を帯に當て其竿先を地に付け其勾配の減寸を試るに、人の大小に依て其差ひもある事なれども、大體三寸を中勘とすべき者也。然るを政光主にして、此辨へなく五寸と

定むべき由有んや。人よく是を思ふべし。されば、五寸の内二寸は畔引の内へ見込たる者也。又越足を一尺五寸としたるは、無意にして歩む處の古法に據たる事なれども、竿取に奸有て、有意を以て歩む處の二尺となる事をも、政光主にして是を辨へられざらんや。されば、其實二尺なるを五寸減じて一尺五寸とし、勾配には二寸を増し越足には五寸を減じ、其增減合て七寸を一竿の畔引とは見込たる者也。さて此七寸は二竿にて一尺四寸を得、四坪と四坪の間に此畔一つ宛ある事にて、田にも大小ある事なれども、其大體の中勘宜きを見るべし。扨又其畔を引殘七尺宛の水田として、是を三百歩はかり六尺坪に直して四百零八歩三三三となる。此八歩三三三を除き、四百歩として四田平均三石六斗宛の生米となしたる者にて、八歩三三三をば又苗代の見込としたる者也。そは樋渡氏、御格式の卷末に苗代歩積りの傳と云ふを追加して其末文に、右苗代歩積りの傳は此一卷に漏るゝ者也。然れども、正保以來功者相傳の法なり。今爰に顯すと云へども未其正異を辨へざる者なりとある事にして、其意は、古傳なれども此御格式に漏れたる者なれば、正眞の者にて、御格式の法方に稱へるや否やを知らずと也。是に依て予是を算し見るに、其傳の苗代四田の歩數を合て二十七歩三九四なり。是六尺五寸坪の積り故、是に六尺五寸四方の尺坪四十二坪二五を乘じて此尺坪千百五十七坪三九六五、是を六尺四方の尺坪三十六坪に分て三十二歩一四九九、是を四田に分て、平均一反に付八歩零三七となる。扨三三三と零三七とは聊の差ひにて、双方とも是を切捨て八歩也。然る時は此歩積りの傳は、是政光主より役方へ相承の古傳なる事

明かなる者也。但此傳は、四百八歩の八歩を苗代引とせるも、其積りなくして物せる事には非ず。其積りの法方を云ふ時は斯の如き者也と、八歩を苗代引とせる其法方の所以を傳へたる事也。此歩積りの傳に歩尺を六尺五寸とせるを以ても、人は生米積りも六尺五寸を以てせる事と思ふべけれど、然らぬ事也。此歩積りの傳は竿を六尺五寸に拵へたる上にて積りたる者故、其六尺五寸竿を以て積り出したるなれども、生米は定法の六尺坪を以て積りたる者故、其六尺坪に直して八歩となる様に算したる者也。是を以ても、却て、生米の六尺坪を以て積れる所以を悟るべき事也。扨又、樋渡氏其正異を辨へずと云へるを以て見れば、御格式の法方中に八歩の苗代引ある事を辨へざりし也。天和の比に居て、此書の紛亂せるを糺して淸書もせし人、斯る事を辨へざるは不念と云ふべし。是に依て思へば、彼の四田平均三石六斗の分配に、九斗の凶備を誤て入貢とし、六斗七升五合の入貢を誤て凶備とせるもさる事ならんと思はる。是よりして、後の檢地する者いよいよ是を辨へ知らずして、此歩積りの傳を以て、七尺坪三百歩の外に苗代引する事と思ひ成りぬるは、實に大息の事とも也。さて七尺坪三百歩を六尺坪に直し四百八歩となる事なるが、四百歩へ生米積りせる法方の算術は訂正御格式に精く註せる如く、八歩は苗代引とせる法方なる事は、今此苗代歩積りの傳を徵證として精く解るが如し。然して畔引の事は上に精く云へる如くなれども、是は、只予が考按にして徵證もなき事ならんと思はんが、是にも徵證のある事にして、天和二年に檢地役より黑澤多左衞門、中川宮內へ出せる書冊是也。

天和二年二月廿七日檢地役より黑澤多左衞門中川宮內へ出せる書冊の內

○竿は六尺五寸に御座候へども、內證五寸宥赦是あり候間七尺四方に積る。

○竿餘りの事、譬ば三尺五寸餘り候へば七尺にて割れば五分也。横間ならば、竪間の間へ掛る時何歩と出る。是を分入と云ふ也。此條本書には、譬ばを縦ばと書るは宜しからざれば改めたり。又五分を五歩と書るも宜しからず、五分とは則半間の事也、五歩と書ては五坪の事と紛るゝ也。又竪間六間とあれども六の字は之の字の誤也。六間の五間のと間を限り云ふべき處に非ず、故に竪間の間と改めたり。又歩入も分入と改めたり。

○竿を入るゝ心得の事、畔を引き、水田ばかり七尺ある積りに竿入るゝ也。田地に高下是あらば畔廣き狹きを心得べき也。

右書冊は精しからずと云へども、延寶九年の百姓答書と共意通ひて同じ事なれば、彼と是と照し合せて畔引の法方を知る龜鑑とすべし。扨第一の條は、竿には五寸の延と外に五寸の延あることにして、是は則越足の延なるが、是を內證と云へるは竿の五寸延に對しての辭にして、竿の五寸は押顯れたる事故、越足の延をば內證と云へる也。さて、都合一尺の延にて七尺なれども、定法は六尺の者也と云ふ意の籠れるを見るべし。當制は、六尺五寸の一坪定法となしたる者ぞと云へるには非ず。第二の條は、三尺五寸を七尺に分て五分とせるを以ても、當制の一歩は七尺とせるを見るべし。扨、分入りとは、竿餘りの、一歩に足らぬ三尺五寸を五分に直し、是をも加へて歩積りする事故、是を分入りとは云ふなり。第三の條は、水田計り七尺ある積りに竿を入るゝと云へる、是肝要の處也。畔を引き、水田計り七尺ある積りに何として竿を入るべしや。是には必其法方なくては叶はぬ事なり。其法方はと云へば既に云へる如く、勾配の減寸實は三寸なるを二寸增して五寸とし、越足の奸を計り、實は二尺なるを五寸減じて一尺

五寸とし、増減合て一竿に七寸、二竿に一尺四寸を得て是を畔引とせる事明かなる者にして、延寶九年の百姓答書と此書冊と、彼れと是を照し合せて、畔引の法方を知るべしと云ふは此事なり。さて又田地に高下是あらば、畔の廣き狹きを心得べき也と云へる。是も亦さる事にて、一尺四寸の畔引は平田の中勘なるべければ、高低ある田地には、又少しく心得すべき事なるべし。

○黒澤多左衞門は實名を元重と云ッ、隱居して後には浮木と云ふ。延寶八年より天和三年迄郷村奉行たり、然して天和二年の春、檢地歩尺の事を役方より書出さしむ。思ふに、其前年の延寶九年に、御巡見使へ百姓共より差出したる答書の事を知らざる由なきに似たれども、知りたらんには、元重己が心に乘らざる事故、議論を入れて其如くには書出させまじく、但同役宮内、又役方の輩なども云ふ事有て、止むを得ず是に從ひたるか知らざれども、再び役方より書出させたるを見れば、百姓答書の事を後に知り、是に依て、又役方よりも書出させたる者ならんかと思はる。斯く是を書出させたるは、元重己が見識の一說あるよりの事にして、是既に、彼の傳習錄を物せんとする、其萠の顯れたる處也。さて傳習錄は、元重隱居して浮木と云へる時の著述なるが、是には勾配の減寸を一尺とし越足を二尺とし、又檢地の竿は六尺の者也。御當領は六尺五寸也。されども、兗を剪る時も六尺五寸四方の稲を刈り米取りを考る故、是は、さして百姓の德分にもならぬ也と云へり。扨延寶の百姓答書に越足を一尺五寸とせるを、元重是を知らざらんや。又知らずしても、役方の輩にも問を掛ず、故なくして二尺とせんや。實地に試る處二尺

也、然るを一尺五寸とする樣にも聞ゆるは如何んと尋たるべし。其實は二尺なれども、五寸は畔引に見込たる傳へなる由は答へたらん。又、勾配の減寸を實地に試る處三寸程なるに、是も五寸とするは如何んと尋たるべし。是も其實は三寸程なれども、二寸は、同く畔引に見込たる傳なる由のことは答へたらん。爰に於て元重己が見識を立て、越足と勾配の二つより畔引を見込むは、何とせることにや紛らはしき事なれば、越足は其實を以て二尺とし、畔引は、殘なく勾配の減寸へ見込たるは宜ッと爲たる者ならんと思はる。其故は傳習錄に、勾配の詰りを一尺迄はあらねども、是を一尺の詰りとする由に云へるを以て考へ知るべし。扨畔引せる殘り水田の步尺はと云へば、百姓答書の如く、七尺坪の三百步は六尺坪の四百步となる事にて、一步に付一尺宛の延は、百步に付二十五步なる由の事は答へたらん。但七尺坪の三百步には、八步の苗代引迄を籠めたる者なる由の精き事は、如何にや有ん。同時の樋渡氏是を辨へざるを以て疑ふべき事也。さて爰に於て又元重己が見識を立て、竿は六尺五寸と政光の定めたる上は、當制の坪積りは六尺坪には非ず六尺五寸坪也と云ふ論を起し、抑古法は六尺坪の三百六十步にて、上田の斗代を一石五斗とす。然るを、豐臣家に至り六十步を減じて三百步とし、然して斗代は又元の如し。故に甚重税の法たり。故に政光、六尺五寸坪として三百步はかり、是を六尺坪に直す時は三百五十二步と成て、古法の三百六十步に僅ヵ八步足らぬ事なるが、是には又竿延などの考を加ふる時は、古法の三百六十步に當る事と政光の考なして、古法に復せる趣を以て民を喜ばしめたる者也。又竿を六尺五寸と爲

したるは、政光の考按を以て初て六尺五寸と爲したるには非ず、古にも六尺五寸を用ひたる事あり。されば、六尺五寸の竿を以て尺りながら六尺坪として生米を積り、一反の歩數を四百歩とし其延を一坪に付一尺宛とし、百歩の内二十五歩宛の延ある事とする理あるべけんや。但、云るゝ處の如き徴證の古傳書にてもありやなど、役方の輩に問詰たるべし。此時には御格式と云ふ者は世に隱れて、紛亂せる一冊漸に樋渡氏の手にのみ入りしや否やの時なれば、役方には只相承の古傳を云ひ殘せるのみの事にして、徴證となすべき傳書もなく、且未熟にして其法方をよくも辨へ得ざりし事故、元重が云ふ處の道理めけるに驚きて、然ることならんと答たる者もあるべく、又兎や角申したる者もありつらん。爰に於て元重は、役方の輩が云ふ處、未熟にして取るに足らずと思ひ誤て、己が見識に募り役方の言を押撓めて、遂に傳習錄を著はしたる者と思はる。さて豐臣家に至り歩數を減じ、斗代を元の如くにせるなれば重稅の法とは成たるべけれども、此比には彼の見切熊藏など云へる檢地功者の者も有つる事なれば、其見積りもなくして歩數のみを減ずべけんや。上作年には一歩の生米一升六合迄もある事なるを以て、其趣を考ふべし。然れども又、歩數を減じたる丈は民に迷惑の事なきに有らざれば、爰に於て政光主、當制の斗代を改めて其迷惑をも補はれたり。古の斗代は上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下田九斗にて、二斗づゝの劣り也。當制は、上田と中田は古法の如く一石五斗と一石三斗なれども、下田と下田は一石に七斗にして三斗宛の劣りなるが、古法の一石一斗より當制の一石引て下田にては一斗を弛め、

古法の九斗より當制の七斗引て下田にては二斗をゆるめたるなれば、都合三斗のゆるめ也。さて、古法の斗代にて六十歩づゝ歩數を減じたる處の締りは四田にて八斗程なるを、內三斗は當制の斗代にて弛めたるを知るべき事也。元重は斯る事を辨へたりや如何ん。さて又予、或人の處持せる檢地覺書と云ふ者を得て是を見るに、元重が書る者にて鄉村奉行中の覺書と見得、傳習錄は後に又是を增補せる者と見えたり。其檢地覺書に、檢地の斗代を付け毛を切ると申す事大切の事にて、傳受なくして成る事に是なく候とあるを以て、元重は檢地の事にも心は用ひたれども、其奧儀をば心得ざるを知るべし。元より御格式と云ふ者をば見も聞もせざる元重なれば、其事を心得べき由なき事也。然るを又其覺書にも、毛を剪る考への時、六尺五寸四方の米取を以て積ると云て、毛を剪る事を心得たりげにしたるは聞えぬ事也。毛を剪る時に至て初て其田の米取を量る者には非ず、田の上中下下に依て兼て斗代の定メある事にて斗代を定むるには、三年平均の生米を以て上中下下の四段に分ち定むる事なり然して其斗代を十町順逆八鄉の法と、內外六德の一德四品の法を以て毛をば剪ること也。元重此法方を辨へずして、毛を切る考への時に、六尺五寸四方の米取りを以て積る事のみを如何にして心得たる。若、六尺五寸坪として生米を積りたる者とする時は、當制高百石に付五十九人の民を養ふと云へる法方の旨も立ず、三年にして一年の食を得ると云へる事も破れ、總て御格式の法方は皆空言となる事也。人よく是を思ひ、元重が、當制の步尺は六尺五寸の定法としたる者に云へるは、御格式を知らざるの誤なるを辨ふべし。さて活眼を以て御格式を見るに於ては、步尺の六尺なる

事は明かに見ゆる者なるを、元重より後の輩茂木治具を初めとして、役方共外とも、人皆、傳習錄の辭に雷同して歩尺を六尺五寸と思ひ、御格式を見る眼をさへ闇まされて、久しく國家の大事を誤たるは愚昧と云ふべし。元重が誤も惽けれど、是は御格式と云ふ者を知らざるよりの事なれば、中々に其罪をば免さるゝ方もあらんが、御格式世に出て、是を見たらんには早く元重が誤りを訂すべき事なるを、さる人なくて今日に至れるは、大息に堪ざるの至りならずや。斯く云ふは嘉永元年稲刈月の事にして、政光主の御格式をかき殘されたる慶長十九年より二百三十五年、又、御巡見使へ百姓共より答書を差出したる延寳九年より百六十八年、又元重が歩尺の事を書出させたるは其翌年の天和二年にて百六十七年也。又、御格式を樋渡氏より役方の手へ申受たるは享保中の由なるが、何年の事にや知らざれども、元年として百三十三年也。又樋渡氏、紛亂せる御格式を糺して淸書せるは天和二年なる由は、御格式の跋文に見えたるが如し。

○茂木治具、齡八旬に至る迄の間、生涯坐右に置たる御格式の頭書に、

古人の曰、御當國は一竿に一足免す、此高凡十萬石。是を知る人なし。御家老、御本方奉行、其年の作豐凶を考へ出米を考へ、御領中の人民數に仍り、食米、備米を考而餘を沖へ出すべき事。

是亦、延寳九年御巡見使へ百姓共より差出したる答書と同じ算術の事なるが、彼れは歩數と生米を以て算し、是は高を以て算したる者也。人は此算術をよく辨へずして國家の大事を誤たる事故、延寳の答書と此頭書の算術と照し合せて、其算術を示す事左の如し。

上田千坪

內七百五十坪　　但七尺坪を六尺坪に直して定法の六尺坪に當る處

此生米九石　一坪に付一升二合
此籾十五石　但九石を六分す
此高三石七斗五升　但四分一の定法
同二百五十坪　一坪に付一尺延の處
此生米三石　一坪に付一升二合
此籾五石　但三石を六分す
此高一石二斗五升　但四分一の定法
此高一石二斗五升を、定法の六尺坪に當る七百五十坪の高三石七斗五升に分て一石に付
過高三斗三升三合三勺三才三三不盡
右過高を御高三十萬石に乘じて是十萬石也。

古人は、當制は定法の六尺坪に一尺增して七尺とし、生米は定法の六尺坪を以て定めたる者なるをよく心得たる故、斯くは傳へたるを、治具、己が處持の御格式へ其事を頭書に爲ながら、是を辨へずして非ぬ事を云へるは、元重が六尺五寸坪の說に惑はされたる事とは雖も、愚昧の甚しき者也。人此一事を以ても、治具が云へる事の、總て取るに足らざるを思ひ辨ふべし。（治具が誤などの事は云ふ迄もなき事なれども、後に其大略を云ふを見て知るべし。）扨一竿に一足兎すとある、一足は二尺として云へる也。故に一坪に一尺宛の延にて、御高卅萬石に付十萬石の過

高となる事也。是は上田を以て算したるが、延寶の答書に云へる如く、中田下田下田は位下りて步數の増す事にて、譬ば高十石なれば上田は二千步、中田は二千三百七步七となる事故、高も出米も皆同前也。但此算術も、上に言へる如くなる四百八步の八步をば苗代に引、殘りたる處の算術なるを心得置べし。
○田法要書と云へる者は傳習錄に依て書るものならんと思はるが、是にも一間の延をば一尺と云へり。其要書に、

檢地の尺は六尺に極りたる者也。然るを御當方にては六尺五寸竿にして、夫を、二間續きの竿にて打に一足運びて又竿を打、幾竿にても其如し。一足の尺は二尺の者なれば、一足に二尺の延と竿の尺一尺の延とを合ゼ、二間一竿に三尺宛の延あり。然れども、竿の本を帶に付け先を地に付け立ながら打故、竿のナバへにて一尺詰り、二尺の延になる。一間に付、世間の竿よりは一尺づゝ御當方の竿は延候也。此延は高一石の三百坪に付百坪也。

此書に云ふ處の越足を二尺とし、ナバへの減寸を一尺とせるは傳習錄に據りたる者と見えたり。然れども、檢地の尺は六尺に極りたる者也と初めに斷り、末には一間に一尺づゝの延なる由に云へるを見れば、元重が云へる如く六尺五寸坪の定法として生米を積り、民の德分となる延は五寸よりなしとせるには非ず。扨又本書には、一間に一尺づゝの延として此延高一石に付三百拾坪也とあれども、一間に一尺宛の延にて、此延高一石に付三百十坪と云へる事は更に當らざる算術也。是に依て思へば、高一石の三

百坪に付と云ふ事を誤て顚倒し、一石に付三百坪と書き、又下にも百坪と書くべきを、一の商なるに依り誤て拾坪と書る者なるべし。三百坪に付百坪の増しなる事は、上に既に云へる算術の如し。又、一石の三百坪と云へるは下田を定法として云へる事也。此誤に疑ひなき事故しか改めたり。さて此書の作者は知らざれども、傳習錄有てより後の事ならんと思はるが、其中に、當時檢地役人ども相談に及べる由のあるを以て見れば、元重は役方の言を押撓めて六尺五寸坪を以て定法とせる一說を立てたれども、其後迚も元重が說を信ず、六尺坪定法の一尺延なる古傳を申唱へたる役方の輩も有て、此作者に傳へたる者なるべし。按ずるに、此作者は中川宮内ならんかと思はるゝ處もあり。尙も考べし。

○是より後の輩は、元重が六尺五寸坪の說に雷同して六尺坪の古傳を云ふ者なく、後々に至ては、元重が云へる處の、五寸の延さへに無き事の如くに云るは何事ぞ。爰に岩屋彌兵衛朝英は、初め檢地役を勤め後に本方奉行に鄉村奉行たるが、隱居して壘留と云へる時に執政西田定常主の問に答たる留書有て、是は他の輩が云ふ處に雷同せず、獨誠實の言を出せる者也。

寬政六年西田定常主の問に岩屋壘留の答

一丈三尺の二間竿にて打候事に候へども、總じて水田七尺の積りに考候。畔差引等の事は是なき事と心得候。

此答書は定常主、時の役方へ檢地步尺のことを問はれたるに、六尺五寸の二間竿にて一丈三尺に候へど

も、收納の諸考共に六尺五寸坪を以て積りたる者故、是は百姓の徳分にならず。又一竿に二尺の越足と云ふ事もあれども、是は又一尺を畔に引き一尺を勾配に引く事にて、百姓の徳分とする餘地とては無き由に答たるを以て、隱居ながらも、疊留は檢地役より鄉村奉行迄も勤たるなれば、此事如何んと問はれたるに答たる者と見えたり。是は定常主の集錄に、予が上に云へる如き役方の答を記し、其次に疊留の答を記しあるを以て其趣を知らるゝ事也。さて、此疊留が答は短くして精しからねども誠實の事なれば、延寶、天和の古傳に引合せて考ふ時は、其意よく聞ゆる事也。水田七尺の積りに考へ畔差引等の事是なしとあれば、畔引の事は越足と勾配の減寸に量り籠めたる者なるを知るべく、然して又水田計り七尺の積りにしたるを以て、六尺五寸坪の外に五寸の延ある事知られ、其延は又二間一竿の越足より出る事なるが、越足の尺はと云へば此五寸宛の延、二間に一尺なり。然して勾配に五寸、畔引に五寸の見込なくて叶はぬ事也。故に越足は、其實二尺なくては叶はぬ者なるをも知らるゝ事也。但勾配の五寸は其實三寸にして、二寸は畔引の內へ見込み、畔引の見込みは一竿に都合七寸にて、二竿に一尺四寸の畔を得る由の事は、既に云へるが如し。扨又此答には、歩尺生米積りの定法は六尺五寸也とも六尺也とも此差段は云はざれども、云へる處の法方は延寶、天和の古傳に同じければ、六尺五寸の定法也と云はぬに、六尺の定法なりと云ふ意は押て知るべき事也。さて定常主、一歩を七尺として越足の法を廢し、一竿一丈四尺の置竿と改革せるは、偏に此疊留が答に據れる事なるを知るべし。

○定常主寛政の改革は、改正竿の減高年を積て洪大に至りしは、越足の法方に奸悪の事ある故ならんと思はれ、置竿の法となされたる者なるべし。越足にも奸悪の事なきには非ざるべけれども、既に其奸を量て二尺とせるなれば、竿を打するに役方の輩付添て爲る事故、竿取の足を運ぶにも左迄の奸は爲し難き事也。抑改正竿の減高洪大と成たる其所以は、役方の輩未熟にして御格式の法方をよく辨へざるが上に、又元重が歩尺を誤たるに起れる事也。其條々左の如し。

○第一　四田平均三石六斗宛の生米となしたる者なるを辨へず、且其分配、九斗は凶備にして六斗七升五合は入貢なる事を辨へず、九斗を入貢と誤り六斗七升五合を凶備と誤りたるより、三年耕して一年の食を得ると云へる算術も合はず、又、高百石に付五十九人の民を養ふ事も能はずと心得誤りたる事。

○第二　七尺坪の三百歩を六尺坪に直す時は四百八歩となる事にて、四百歩へ生米積りをし、八歩は除きて苗代としたるを辨へず、七尺坪三百歩の外に苗代引する事と成たる事。

○第三　六尺坪の定法を以て生米積りせる者なるを、元重是を誤て、六尺五寸坪を定法として生米積りせる者としたるより、一坪に付一尺の延は五寸の延となり、御高三十萬石に付十萬石の延とせる者の減じて、五萬石の延と心得誤れる事。是迄の三箇條は實地に其高はあれども、心得誤て其を減じたる根本なり。次の二箇條は實に其高の荒地と成て減る根本也。尚精くは後に云ふを見て知るべし。

○第四　政光主の大禁とされたる新田開發する事故、側よりは又古田の荒地と成る事。

○第五　四重の制に預らざる山谷の地と云ふ事を辨へず、其山谷の地をも四重の制とし、又免は三ツ五分より劣れる者なしとはせる者の、甚しき濕燥の地、甚しき災殃の地は此制にかゝはらずとある事をもよく辨へざるよりして、當らざる免を施す故荒地となる事。

右五箇條は減高の洪大と成たる根本也。さて第一の條は、予が云へる如きの誤より、貢米を引殘りの米にて民共家を養ひ難き事と思はるゝに付、御高を減じて、民領へ延を付る樣にする事とは成たる也。第二の條は苗代引を二重に引事故、それ丈御高の減る事は明かに見ゆる事也。第三の條は、古の十萬石を民領の延とせる者の、今は五萬石よりなき事と思ひ誤れるより、是も御高を減じて民領へ延を付る樣にする處の一つ也。第四の條は、新田開發するに付又側より古田の荒地と成る。其所以を精しく云はゞ、古田の上田七百五十歩にて（但是は當制の七尺坪を以て云ふ處なり。されば六尺坪に直して千坪也）此高三石七斗五升、此貢米は二石二斗五升也。然して此田の生米は十二石故（此算術の事は上に既に云へるなれば、立返て是を引あはせ見るべし）貢米の二石二斗五升を引て九石七斗五升を民の德分とす。又新田の下田同く七百五十歩にて（六尺坪に直して千坪なる事も上に同じ）此高二石五斗、此の貢米一石五斗なり。然して此田の生米は八石故、貢米の一石五斗を引て六石五斗を民の德分とす。さて新田なれば、上田に並ぶ處にても位を一段も二段も下る事也。故に上田に並ぶ處をも先づ下田とす。五七年も立てよく熟田する時は上田の米取りとなる。然して貢米は二石二斗五升と一石五斗の差也。さて新田多くなるに

従て山林も盡るのみならず、水は多くの田へ用はるゝ事故不足する事となるに至り、又百姓も田の多きはよけれども、手の合はぬ事などのあるに至ては、彼の貢米を多く取らるゝ古田をば捨て荒す事也。七百五十步を開て七百五十步を荒すに於ては勞して功なきのみならず、上田を捨て下田とする事故、本高へ減りの立つ事也。但、新田千坪開けば必古田千坪荒るゝと云ふ事には非ず。又、新田千坪開て必千坪丈の益あるには非ず。新田には、必斯る損の付て回る者也。人よく是を思ふべし。第五の條、是は早く其實地を以て云ふべし。予が知行せる處の內、雄勝郡輕井澤村は所謂る山谷の地にして、上中下下四種の位を分け用ひ難く、又免も三ッ五分を限りとは爲し難き鄉村也。然るを四重の制とし、免も三ッ五分を限とせる也。予が知行の分ッは享保十三年の竿にて新田なるが、新田丈には位を下げて皆下田と爲したるが、免は二段にて四ッと三ッ五分にて二十石の高なりしが、段々と荒て今は六石餘と成り、又、其內一石三斗餘の宥赦をする事と成りたる也。是四ッにても三ッ五分にても、其免は其鄉村に當らざる事故荒るゝ處也。又殘れる高の內へも宥赦せずしては成らぬと云ふは、四重の制と爲たるに據る事にて、免の高き高を、免の易き高を以て補なはざれば成らぬよりの事也。

○御高三十四萬石とせるは、元祿の比より享保迄の間なり。享保に至り御格式世に出て、是を見誤りたるより御高を減じ初めたる者なり。寶曆、明和の比に至ては、既に三十萬石と成たるなり。安永の比治具が御格式の頭書せるに、古人の曰、御當國は一竿に一足免す、此高凡十萬石云々と有て、當時は五萬石

もあるべしやと云へるを以て考るに、十萬石と云へるは、古へ御高の多かりし時の事にや。當時は御高も減りたる事なれば、延高も五萬石もあるべしやと云へる心なるが、四萬石減りたる事故、古へは御高の多かりしと思へるもよけれど、十萬石有し延高の五萬石と成たるは皆御高の減りたる故とする時は、古への御高は六十萬石有しと思へるにや。愚なる事なり其五萬石は、歩尺の一尺延を五寸延と心得誤りたるよりの事にて、一尺とする時は十萬石故、此時にも尚御高は三十萬石なるが、是より餘程早く三十萬石となりし事を知るべし。抑新田開發の事は寛永の比よりの事なれども、殊に盛んと成しは元祿の比なれば、此程には三十四萬石ありしなり。扨、減り初めたるは享保の比よりにして、其後はいよ〳〵御高のへる事と成たる也。天保九年の調を以て、今の御有高を精細に記す事左の如し。

御高三十四萬石

　内六萬七千百八十七石　荒地、川缺、御竿減、休高とも

　殘二十七萬二千八百十三石　御有高

　　内八千二百二十石

　　　右は屋敷高にて實は其地より出穀のなき事故、別に見るべき事。

　　殘二十六萬四千五百九十三石

　　内二十四萬二千百五十六石　田高

　　同二萬二千四百三十七石　畠高

○御高三十四萬石と三十萬石と二十七萬石、是を三段の沿革として、一坪に付き一尺延の高と生米を積り出して、仁慈の制度なるを示す事左の如し。

御高三十四萬石

此延高十一萬三千三百三十三石三斗二升二合

此出米六萬七千九百九十九石九斗九升三合

是を民に免して取らす。

右算術は延寶九年の百姓答書と、治具が御格式の頭書と照し合て算せる處の、高一石に付此延高三斗三升三合三勺三才三三の算術也。精くは上に立戻て見るべし。以下は是に同じ。

御高三十四萬石

此延生米二十七萬二千石

此田免四分一の貢米を求れば、上なる延高の出米となる事也。

右算術も上に云へる如くなれば、精くは上に立戻て見るべし。但是は、上に算せる千坪に付ての延生米の三石を、七百五十坪に當れる高三石七斗五升に分て、高一石に付生米の延は八斗也。此處迄は上に算せざる事故今云ふ處を見て知るべし。さて三十四萬石に八斗を乘じて斯の如し。以下は是に同じ。

御高三十萬石
　此延高十萬石
　　此出米六萬石
　　　是を民に免して取らす。
御高三十萬石
　此延生米二十四萬石
　　此田免四分一の貢米を求れば、上なる延高の出米となる事也。
御高二十七萬石
　此延高八萬九千九百九十九石九斗九升一合
　　此出米五萬三千九百九十九石九斗九升五合
　　　是を民に免して取らす。
御高二十七萬石
　此延生米二十一萬六千石
　　此田免四分一の貢米を求れば、上なる延高の出米となる事也。
○是にて常制歩尺の算術も其理も述盡したるなれば、是よりは又元重が傳習錄を初め、後々の輩が云へ

る處の非なるを一渡り云ふべし。

田法傳習錄の內

檢地の竿は六尺の者也。御當領は六尺五寸也。されども免を切る時も六尺五寸四方の稻を刈り米取を考る故、是は、さして百姓の德分にも成らぬ也。其六尺五寸を二間竿にして一丈三尺の竿にて檢地する也。其二間竿の本を我が帶の處に付て竿の先を地に付け、夫に目を付て其處に步み行き、夫より一步〻運びて又右の如く打也。此步〻は二尺の延也。されば、帶に本を付け向ひ、ナバへて打の詰りは一尺迄はあらねども、是を一尺の詰りにして、殘る一尺は一竿の延なれば一間に五寸宛の延なり。六尺五寸竿に又五寸の延なれば御當領の一步は七尺四方也。其內免切る時は六尺五寸四方を一步に考へ、又五寸宛の延は百姓の德分也。此延、御當領高三十萬石餘なれば四萬八千石程の延なるべし。

六尺五寸四方の米取を以て、免を切る時の考とする由の誤なる事は、既に云へる如く、又、越足を二尺としナバへの詰りを一尺とする事の由も、既に云へるが如し。扨、高三十萬石に付延高四萬八千石とせる此算術は、七尺坪の尺坪は四十九坪也。是に三百步を乘じて一萬四千七百坪也。是を六尺五寸坪の四十二坪二五に分て、六尺五寸坪の步數を得る事三百四十八步にて、四十八步の過となる。是に下田の生米八合を乘じて三斗八升四合、是を六分して此籾六斗四升、是を田免の四に分て此高一斗六升にて、是

を三十萬石に乘じて四萬八千石也。此算術の理はよけれども、御格式の法方を知らざるより此算術に及べる者にて、御格式の法方に取ては誤なる事也。そは如何んと云ふに此算術は、七尺坪の三百歩を殘なく六尺五寸坪に直して三百四十八歩とせし事なるが、御格式の法方は既に云へる如く、六尺坪にて生米を定めたる者故、七尺坪の三百歩を六尺坪に直し四百八歩とし、八歩を除きて苗代とし四百歩へ生米積りをしたる者にて、此算術より爲る時は、苗代引せる上に、五寸宛の延は五萬石と成る事なるを、六尺五寸坪の算術は其苗代を加へて四萬八千石にて、共に五寸宛の延としても其差ひ大いなる事也。人、此誤に惑はさるゝ事勿れ。

安永の末茂木治具が中山盛履の問に答たる越足の法方

△檢地の竿は政光の定めにて、六尺五寸を一間とし二間續きの竿也。竿を打時、竿の本を帶の邊りへ付て打なり。竿の先の當る處を目印し差はぬ樣にし、其目印しの處より一足越して打也。然れば、竿にて五寸づゝの延合て一尺、一足越す處二尺位もあるべし。都合三尺程の延也。然れども、帶の處より勾配下りて行く丈詰る故に、畢竟は二間にて二尺計りの延なるべし。師の書れたる本書には、一足越す處一尺位もあるべし、都合二尺程の延也云々。畢竟は二間にて一尺計りの延なるべしとあれども、越足を一尺と云ふべき由なく、此條は總て傳習錄に從て云へるなれば、越足の事のみを異なる事に云ふべき樣もなく、又治具、己が御格式の頭書にも二尺の積りを以て云へるなれば、爰に一尺とあるは二尺の寫誤也。初めを一尺と誤たるより次の三尺をも二尺とし、又終りの二尺をも一尺とせる也。故に今は二尺の積りに改めたり。師は是を寫誤とは思はれずして、治具が新案として誹られたるは誤なり。

△竿を入れて見るに打減する事あり、打出す事あり。是は昔の延迫か、今の竿の延迫りなるべし。

△竿を打者三人も五人もある時、毎晩其者を並べて足の濶狹なき樣に試しをさせて、歩みの不同なき樣に試しをする事也。但兩足一直にして參差せず、前足の跟、後足の指頭に接して進む。

檢地の竿は政光の定めにて六尺五寸を一間としと云へるは、六尺五寸坪とせると云ふ意にして、是傳習錄に從ひたる第一の誤にして、治具は、御格式を見て御格式を知らざる者也。越足を二尺とし勾配の詰りをも一尺の積りに見たるも、傳習錄に從ひたる者にして古傳とは差ひたれども、都合三尺の延より一尺を引て勾配と畔引の考へ付け、水田計り七尺の積りに爲たる處は同じければ宜しけれども、七尺坪三百步の內に、苗代引の法ある事を知らざる者なり。竿の打滅り打出する事は聞えたれども、打出する事はいと稀なる事の叉聊なる事なるべし。打滅りする事は度々の事にして叉大いなる事なるべし。そは御格式の法方を辨へざるよりの事にして、御高の減る所以の五箇條は既に云へるが如し。竿を打者、試しをさせて步みの不同なき樣にする事、是はさもあらん。但兩足一直にして參差せず、前足の跟、後足の指頭に接して進むとは、其不同なき樣に稽古するには、己が足を規として足と足をはなさずして步みなれ、扨然して後に、叉足を放して不同なき樣に步み見る事也。然るを師は、上に、越足を一尺とあるは二尺の寫誤なりとは思ひ辨へられず、一尺とせるは治具が新按と思はれたるより、前足の跟、後足の指頭に接して進むと云ふ事を越足の事也として、是治具が、越足を一尺とせる新按の證なる由に云はれたるは誤也。もし、足と足とを放さずして足を運び是を越足とする事ならんには、步みの不同なき樣に稽

古も試しも入らぬ事なるを思ふべし。扨又此治具が御格式の頭書の內、

△御當國一竿の越足、間數の多寡に依て些の差ひあれども、平均百步に付大凡二十六步也。

△二十六步を三に是を除て、八步六々を畔敷に是を引十七步三々となる。是百步の實延步也。

△一反三百步に五十二步也。此生米一步八合にして四斗一升六合、四に分り貢納一斗四合、六ッ成高一斗七升三合。

△一萬石に付千七百三十石、三十萬石にして高五萬二千石、此取米十二萬四千八百石也。

平均百步に付大凡二十六步の延なる由は、何と算したる事にや知らざれども、治具既に傳習錄の說に從ひたるなれば、百步に十六步の延也と云ふべき筈なるを、爰には又二十六步の延とせるは如何。是に依て是を思ふに、傳習錄の說には從ひたる物の、役方先輩の傳へには又六尺坪なる傳の事も有つらん。是に依て算し見る時は、七尺坪の三百步は六尺の四百八步にて、百步に付二十七步の延となる。然るを又延寶の百姓答書に云る處の如く、六尺坪の四百步とし、百步に付二十五步の延也と云ふ傳の事も亦有つらん。八步を苗代引とせる事は治具是を辨へざるなれば、此二十七步と二十五步の算術に迷ひ其中を取て二十六步とし、是を三分して八步六六を畔引とし、十七步三三を百步の實延步とせるは、傳習錄の十六步に引合せんとしての所爲と見えたり。されば、初めに云る處の辭をも紛らして落着けず、一竿の越足間數の多寡に依て些の差あれども、平均して大凡二十六步也など云る者なるべし。步延びの事は

間數に依て差の出る者にも非ず、又元より平均する理もなき事也。人よく是を思ふべし。又、勾配の一尺に畔引を籠たる者なれば、更に又畔引する事も非ぬ事也。扨、再畔引せる八步六六を算し見る時は一坪に付六寸三分六厘にて、一竿に一尺二寸七分二厘、二竿には二尺五寸四分四厘、是に又、下タ地の一尺四寸を合する時は二竿に三尺九寸四分四厘の大いなる畔にて、實に甚しき非理の誤也。是偏に、實の古傳と傳習錄と差へる事を辨へず、無理に引合せたるよりの事也。後の二箇條は聞えたる如くなるが、六ッ成高一斗七升三合と云る六ッ成は當らず。六ッ成とは六ッ成定免の事にて、田德へ六德を加へて平均し、其六分の一を貢に取る事を云ふ辭也。但、爰の算術も六分せるなれども米を籾にする算術にて、則田免四分の一を貢に取る譯なれば、當制の六ッ成定免とは大いに差へる事也。御格式に田免四分一の事を、當時の六ッ成定免是より起ると云るを心得誤て、四ッ成の田免をも六ッ成と覺たるにこそ。されば治具は六ッ成定免と云ふ事をさへに辨へざりけり。

○寬政中西田定常主の問に檢地役の差出したる答書の大意は、岩屋壘留が答書の條に云る事なれども、尙其答書を記して其非なるを論ず。

寬政六年の正月西田定常主へ檢地役の答書

竿は六尺定めに御座候へども五寸延の儀御尋に候。御國替以來御百姓相服し申さゞるに付、御當國檢地の御仕法五寸延置れ、六尺五寸を二間竿にて一丈三尺、收納諸考共に六尺五寸四方を以て差

積り申し候へば、五寸延の儀御百姓に弛め置れ候次第に御座なく、一竿に二尺の越足に是あり候へ共、右二尺の内には勾配の一尺を引、同一尺は畔を引、師の書れたる本書には、竿は六尺定めに候へ共五寸延の御尋に候へども云々とありて、下の候へどもは寫誤と見ゆれば削りたり。○一丈三尺諸考共にとあれども、是は収納の二字を脱したる者と思はるれば其二字を補ひたり。○六尺五寸を差積り申候へ共とあれども、是は以てと云ふ辭を脱し、候へばと云ふ事を誤りたる者と見ゆれば、しか補ひ改めたり。○一足に三尺の越足とあれども二尺の寫誤に疑なき事故、二尺と改めたり。内一尺を勾配に引、同一尺を畔に引と云るにて明かなる事也。又もし三尺也とせば、今一尺は何にする事とせん。又元より一足に三尺は歩まるべき様なき事ならずや全體畔には太き細きも是あり候へども、地面宜き處にても畔根一尺より細きは是なく、併田坪宜き處は田形大きくなる物に御座候。高下の地方は畔幅廣く、至て谷地は畔幅餘分に田數も是あり候へども、畔押ならし一尺に差積り、越足は往古より右を加へ置れ二尺に定置れ、御百姓相服し候御取扱に相見得候。右二尺の越足は、全く前文の通の勾配、畔に至る迄御差引にて弛め置れ候儀と存じ奉り候。越足を初めに三尺と寫し誤りたるより下に至る迄皆三尺と誤りたれども、二尺と改めたり。師は、是を元よりの辭誤りとして、竿の五寸宛一尺の延となる處を加へて、三尺の越足と云る者なりと云はれたれども、然るにはあらず。

収納諸考共に六尺五寸四方を以て積る事故、竿の五寸延は、御百姓の爲に弛められたるに非ざる由に云るは、傳習錄に從ひたる誤也。越足二尺の内一尺を勾配に引たるも傳習錄に從ひたる事なるが、傳習錄は共一尺に畔引を籠めたるなれば好きを、是は外に畔引をして、勾配計りを一尺としたる也。實に一尺と思ひての誤か、一尺迄はあらぬ事を心得ながら、僞て云へる事か。何れにしても甚しき非也。勾配は三寸程の者なる事は既に云る如くにして、七寸は畔引の見込なるを外に又一尺を畔引とする時は、一竿に一尺七寸の畔引となる事也。然るを、畔、押ならして一尺に差積ると云るは如何なる事ぞ。又一尺に

田法四六精術

四田缺借精術

「田法四六精術」及び「四田缺借精術」は、共に檢地施行上の取扱方法を懇切に說いたものである。檢地は土地の廣狹を度り土質の善惡を測るのみならず、實に周圍の諸事情を參酌して土地と人との交錯を巧に平均し、以て租稅の均衡を理想とする事でなければならぬとして、田法四六の法、四田缺借の法を諄々と叮嚀に說明して居る。勿論この理法は「訂正御格式」中にも說いて居るが、彼の精しからざるを是に補足するものである。

兩書共著者自筆本に據つて本集に輯錄した。

ても畔引は多きに過たる事にて、一竿に七寸宛二竿に一尺四寸は、中勘の宜き由は既に云るが如し。又斯く越足の二尺を勾配と畔引にする時は、此輩の先達と仰ぐ元重と治具が云る處の、一坪に五寸の餘地も又なき事となるを如何にする。此輩慶長の古傳は知らずとも、元重、治具等が云ることを知らざらんや、知りながら、其傳へをも僞て公ヶを欺くは憎むべし。又、時の長官斯る詐僞の物を心得て時の執政へ差出したるか、心得ずして差出したるか。心得たるに於ては其罪大也とすべし。心得ざるに於ては其任に堪ざるの事と云ふべし。既に云る如く、此時に當て岩屋疊留致仕の身ながらも、獨誠實の言を出せるは賞すべし。是に依て七尺の置竿とは成たるが、古法の七尺は、勾配と越足の法を以て畔を引き水田計りの七尺なるを、置竿と成ては畔共にの七尺也。去りながら是には又、古法一反に八歩の苗代籠りたる者故、是を算し見る時は七尺一竿に付一寸九分にて、一竿に三寸八分二竿に七寸六分の餘地あることにて、古法の二竿に一尺四寸の畔より是を引て、六寸四分畔引に足らず。されば此算勘あるべき事なるを、此時の輩斯る事をも辨へずして、置竿七尺の外に苗代引する事は勿論にて、外に畔引をもする事とし、尚夫にても飽足らぬ事と思へるにや、又是より以後の改正竿には、免を下げて高を減らすべしと議定せる筆記を殘せし由に聞ゆる事なるが、嗚呼、此高は誰が御高なるぞや。更にまた大息に堪ざるの至り也。

右歩尺の事は田法の大本也。故に是を正ふして然して後に四田の位をよく分定め、定法四分一の

分米を御圖帳に（水帳の事なり）積付け、然してまた成免をばよく平均し、當高を成るべき丈は位を下げ、隨分民に免して可也。是御格式の法方にして則政光主の心也。步尺と四田の位正しからざれば御領中の實生米を見る事能はず、其實生米を見るは田法の大要旨也。故に步尺を以ては、猥りに免すべからざるを辨ふべし。序に云ふ事あり。予が今上に云る、一坪に付一寸九分の餘地ありと云ふ算術を精く云ふ時は、一反に付て八步三三三の苗代にて、是は畔ともにの七尺坪故、尺に直して五十八尺三寸三分也。是を三百步に分て、七尺坪の一坪に付て一寸九分に當る事也。又治具が、百步に付八步六六の畔引とせる算術は、古法の步尺にて水田計りを七尺とせる者にて、外に七寸宛の畔引を一竿に籠めたる也。されば其畔引とも一坪七尺三寸五分也。故に八步六六へ此七尺三寸五分を乘じて此尺六十三尺六寸五分にて、是百步に付ての尺なれば、一坪に付六寸三分六厘に當る事也。步尺の事を算するにも、慶長の古法と寛政の新法に依て斯る差ひあり。上の二ヶ處には算理を細かには云はざりし故、此處に云ふ者也。人是も又心得置べし。

田法四六精術

新田目道茂著

四六法方極意の算術は訂正御格式にも註せる如くなれども、此算術に於ては實に是奇々妙々の算術にして、其理をよく云はんとするには、事長くして彼の註には述盡し難く其大略を云し也。慶長以來其古傳を失て人は此算術を辨へ得ざる事故、偶予が訂正御格式に註せる處を見ても、尙悟り得ずして疑ひ思ふ人も有んかと、今は其理を極め盡して精しく是を云ふ者也。さて、古は籾納めの法なるを今は米納めの法と成たるより、其二法相混じて紛らしき事あり。されば先、四田の籾積りと米積りの事より辨へ置べし。其法左の如し。

〇上田一反

此籾六石

此米三石六斗　但籾一升に付六合の出米

内一石五斗　入貢　但是を斗代といふ

此米九斗
同四石五斗　民領
此米二石七斗
○中田一反
此籾五石二斗
此米三石二斗二升
內一石三斗　入貢　但是を斗代と云ふ
此米七斗八升
同三石九斗　民領
此米二石三斗四升
○下田一反
此籾四石
此米二石四斗　但是を四六の定米と云ふ
內一石　入貢　但是を斗代と云ふ
此米六斗

同三石　　民領
此米一石八斗　但是を均米と云ふ

○下田一反
此籾二石八斗
此米一石六斗八升
內七斗　　入貢　但是を斗代と云ふ
此米四斗二升
同二石一斗　民領
此米一石二斗六升

右田より出る處の籾にても米にても、四分の一を入貢、四分の三を民領とする處也。斗代と云ふ事の名義又は四六の定米、均米など云ふ事の譯は、訂正御格式に註せる事なれば云はず。但四六の法は此四六の定米より起り、又凡て田法は、下田より起れる事と思ふは抑末也。さて、入貢の定法は四分一なれども、民の居處には廣狹、遠近、寒暖、燥濕の同じからざると、又山林、道路、川澤の得失もある事にて、一樣に四分の一は取難き事也。故に當制四六平均の法を以て、其地の式に從て貢米を增減せしむる事にて、其精術左の如し。

○內外の六德、是を他の德と云ふ。田の四德、是を地の德と云ふ。是を地他の兩德と云ふ。是四六多寡の數にて陰陽の象也。又內の三德平均の一德、外の三德平均の一德、田の四德平均の一德、是を內外田の三事と云ふ。此三事は天地人の三才の如く、地他の兩德は父母の如く、然して平均して出る處の目は子の如き理にして（免は目と云ふ事の訛言なる由は訂正御格式に精く註せるが如し）又六德に四德合て十德なるは一の商にて、是亦太極とも云ふべき理也。尙精くは次に記す處を見るべし。

○籾六十石　右は、十德を皆上德の六石づゝとして斯の如し。平均の法は左の如し。

△他の六德にて六六　三十六石
　（三）三事に三分し
　（一）六德に六分し
　是父の如し

△地の四德にて四六　二十四石
　（二）四德に四分し
　（四）地他に二分す
　是母の如し

（中央の點線及び括弧內の數字は原本朱書なり——編者）

右六德の三十六石は、上田の生米三石六斗の數に合ひ、四德の二十四石は下田の生米二石四斗の數に合ひ、又上田の籾は六石に下田の籾は四石にして、他の六德、地の四德の數に合ひ、又其籾六石に四石を合せて十石なるは地他の總德十品の數に合ひ、又下田の斗代は一石にして、四六の數を合せたる十の數に

稱へる者にして、籾の算數は十の位、米の算數は一の位に居て、四六の算數皆よく合へる、四六法方の妙算也。さて三十六と二十四の數を分り出し行くに、六分し、四分し、三分し、二分せる處に朱引し、又朱にて一二三四と記せる處を見て、陽德の六數より起り陰德の四數に移り、其四數より又陽德の三數に移り、其三數より又陰德の二數に移て其術畢りたる趣をよく考ふべし。但、四も六も共に調の陰數なれども、六は五に一の加りたる者にして數の餘れるもの、四は五に一の除かりたる者にして數の足らざる者なれば、是則陰陽（めを）の象也。此三十六と二十四の數にかく平均の法數備はり、且、六分より二分迄次第せる處の趣を以て此算理の妙を知るべし。さて、御格式の算術は斗代を以て免を制したる者なれども、是は其本術に非ず。總籾を以て算するは其本術也。されば上に出せる處の上德のみにて、總籾と斗代とを以て兩樣に免を制する法術を並べて、其理を示す事左の如し。（太字は原本朱書なり。——編者）

六石　**一石五斗**　山の上德

六石　**一石五斗**　川の上德

六石　**一石五斗**　野の上德

合十八石　**合四石五斗**

平均六石　**平均一石五斗**

六石　**一石五斗**　居の上德

六石　一石五斗　村の上徳
六石　一石五斗　民の上徳
　合十八石　合四石五斗
　　平均六石　平均一石五斗
六石　一石五斗　田の上徳
六石　一石五斗　田の上徳
六石　一石五斗　田の上徳
六石　一石五斗　田の上徳
　合二十四石　合六石
　　平均六石　平均一石五斗
　　　内外田三事
六石　一石五斗　外の平均一徳
六石　一石五斗　内の平均一徳
六石　一石五斗　田の平均一徳
合十八石　合四石五斗

平均六石　　平均一石五斗

此四分一石五斗　此二分七斗五升

此二分七斗五升

右墨にて書るは、田一反より生ずる處の總籾にて目（めん）を制する算術也。朱にて書るは、其總籾四分の一なる斗代にての算術也。故に墨書の六石を四分して朱書の如く一石五斗と成て、是を共に二分して、墨書朱書ともに七斗五升の七ッ五分の目（めん）とはなる事也。さて此算術は、十品皆同德ゆゑ三事に三合三分する迄もなきことなれども、定法の如く三合三分せる也。是を以て、三事不同の德を平均する理を悟るべし。内外田平均の一德を合て又平均せざれば、三事同德に成ざる事也。又、内外と分けて云ふ時は内外田の三事なれども、地他に分くる時は内外の德は一體なる事故、内外の六德を合て、一算に六分しても好き事也。然する時は内外は則同德となる事なるが、其同德なる内外の二德と、田の平均一德を合て三事に三分する事は同じ事ぞ。御格式には斗代を以て算したるにて、且此三事に三分、地他に二分の算術を合て一算に六分せる故、此算術の理を人は辨へ得ざる者也。是にて、七ッ五分と成たる平均目（ならしめん）の算術一渡りの事は濟たる也。さて、是より又尙も其精きを云はんとするに、此七ッ五分の七斗五升は實は七石五斗にて、田一反に付ての總籾也。其譯は、十德の總籾六十石を、六德に六分、四德に四分にて十分して六石と成り、是を三事に三合三分して又六石、是を地他に二分して三石となる事也。此三石は、十德

の六十石を平均せる者なれば一德に付ての三石故、十德にては三十石なる事也。此算理を早く云ふ時は、他の六德三十六石と地の四德二十四石と合せて二分せる道理にて、他の德にて餘れる處の六石を取り、是を地の德の足らざる處へ加へ、地他共に三十石宛の平均とは爲したる者也。此算術、上にては三事に三合三分の六石を二分して三石とせず四分して一石五斗とし、扨後に二分して七斗五升とせるは、四分一なる斗代にての算術と引合せ、早く兩算同様の理を知らしめたる也。今爰に云ふ處は、總籾にて算する處の本理を尙も精く云ふ處也。人よく是を辨ふべし。さて、是にて平均する處の算理は盡たる事にて、是より後の算術は、其平均せる處のものより入貢を分り出す算術也。故に其三十石を地の四德に再四分して、一反に付籾七石五斗の當りとなる事を知れる也。是、六石を限りとせる田德なれども、他の德より取て地の德へ加へたる六石を、田の四品に四分して一石五斗を增したる處也。是を又、再他の六德に六分して一石二斗五升の入貢とす。是四と六を合て是を平均し、又四と六を以て是を分配して入貢を量れる者にて、是を四六の法とは云ふ事也。さて、六德に六分して入貢とする、是を名付て六ッ成の定免と云ふ。然して其入貢とするもの、是を當高と云ふ。當高とは當制の入貢高と云ふ事にして、高とは又、地他の十德より貢に取る處の〆高と云ふ意の事也。其譯は、十德を平均して積り出したる七石五斗に、他の德の一石五斗加はりたるを以て知るべし。是を、他の德の餘れる處を取て地の德の足らざる處へ加へたるにより、其理明かに知らるゝ事なるが、他の德劣れるにより地の德を減らす事もあれども、十德を平均して其六分一を貢に取る事なれば、其理は同じ事なり。さて、其當高一石二斗五升、是に六の出米の六を乘じて七斗五升の貢米となる。是則、上に出たる七ッ五分の成り免也。免を制するには、田一反より出る總籾を以て算するは本術にして、且、上德のみを以て算するは其大本なる者也。故に四六法方の算理、是を以てかく明かに云はるゝ事也。然るを常には是を斗代にて算する事にて、其術は朱書の如く、斗代一石

五斗づゝ十德にては十五石なるを、六分と四分にて十分して一石五斗とし、是を三事に三合三分して又一石五斗、是を地他に二分して七斗五升なるが、是亦十品の一德に付ての七斗五升故、十德にては七石五斗也。さて又籾六十石の算術は、地他に二分せる三十石を、又再地の四德に四分して初て七石五斗とは成る事なるを、此斗代十五石の算術は、再其四德に四分せずして七石五斗となる。是斗代は田一反の籾を四分せる者にて、根源に四分の一法加はりたる者なる故の事也。さて又既にも云へる如く、此算術は、上田の生米三石六斗と下田の生米二石四斗と合テ算する、四六の法術に又よく合へる者にして、籾の算術は十の位、米の算術は一の位なれば、籾の七石五斗は米の七斗五升也。又十品の一德より見る時は籾も七斗五升也。此七五の數には斯く三段の譯ある事なるが、是を免と名に云ふは、四分一の貢法田免より起れる事なれば、生米の算術なる上田の三石六斗と下田の二石四斗を合て二分せる三石の四分一、七斗五升の入貢に當れる米をさして云ふ事也。田免とは田目と云ふ事にして、田の字の四つ目なる形に付て、其田より出るものを四分して其一ト目を貢に取る事也。是らのこと、精くは訂正御格式に註したるを見て知るべし。扨、米の算術は籾の算術に從て出きたれる算術にして、四六の法數皆よく合ふ事なれども、米の算術は地の四德の內にのみ居て算する事にして、他の六德の法は無き者故、實地に臨では、鄉位を量定めて入貢を增減する眞の法をなす事能はざる者也。然るに今此七斗五升の米にて免となしたるよりして、是より後は、又此七斗五升を以て活用らかしたる法術也。其譯を精く云はんに、檢地帳は、籾の四分一なる入貢に當る處のみを記し置ものにて、是を分米と云ふ。分米とは、貢に分配せる米と云ふ意の言なるが、是は籾納めの時よりの辭にして、米と

云しは則籾の事なり。さて譬ば、其分米一石に此七斗五升なる七ッ五分の免を乘ずる時は、籾一石の出米入貢六斗の定法なる者の位上りて、七斗五升の入貢米となる事を早く知れる也。さて米の算術は一の位、籾の算術は十の位なるを以て、米の七斗五升を籾の七石五斗に宛て、一反の籾六石の定法なる者の位上りて、七石五斗となる事をも知れる也。是レ籾算の本術を用ひず、米の算術を活用らかしたる處也。籾の本術を以て、此分米の一石より田一反に付ての平均總籾を見んとするには、彼の七石五斗を六分せる處の當高一石二斗五升を此分米一石へ乘ずる時は、則當高の一石二斗五升となり、然して又是に、六ッ成定免の六を以て六分せる處の六を乘じて、初て七石五斗なるを知るべき算術也。さて上に云へる如く、籾の本術にて免を算し出すは父母の子を生み出す如き理にして、實地に向てよく其法を施すべく、米の算術は是に順て出くる事にして免も則其米なれども、是は實地に向て其法を施す事能はず。是、父母には子の及ぶ事能はざるが如し。然して又米の算術の免と成たる上にては、其算術の働きを以て、籾の算術を勞せずして其法を知る。是、子の父母に代て其勞を助るに似たる理と云ふべし。さて、米の算術の働きを以て平均一反の總籾を知りたる上は、定免を以て六分して當高となし、又是を六乘して出米を知る事は既に云る本術の如し。さて又、米の算術は其米を四分して入貢の米を知り、籾の算術は其籾を六分して入貢の籾を知る事にて、四分と六分と其術は同じからざれども、貢米を取る處は同じ事にて、兩術共に七斗五升の貢米也。此法術兩段の理如何んと云ふに、籾の算術は、地の四徳へ他の六徳を加へて算した

るにて、定法の籾六石へ一石五斗を增ッて七石五斗となしたる者故、此入貢を量るには、加へたる六德を以て又是を六分すべき算術の理也。是六ッ成定免の大根本にして、十德を平均して其六分一を貢に取る當制の定法也。米の算術は、他の六德を加へず地の四德のみにて算する術にて、上田下田の總籾六石と四石の生米三石六斗と二石四斗を合て六石、是を上田下田に二分して平均三石となり、是を地の四德に四分して、七斗五升の七ッ五分の免とはなる事也。是又免は幾つにても、則其貢米なる處の大本なる者也。さて、斯く籾の算術を本として米の算術と其法二つあるは、是古は籾納めの法にして、今は米納めの法と成たるに據る事也。此算術早く其結極を云ッ時は、六の餘れる數と四の足らざる數と合せて二分する理也。故に、地他の二分は此算術の大要法なり。然るを人は、此三事に三分、地他に二分の算術を辨へ得ずして、此二算を合せたる六分の法を、四六の六と心得たるは如何にぞや。さて地他の二分は大要なる事故、十品の斗代皆同德なる時は、早く其一德を二分して免となる事にて、上に見えたる如く、一石五斗を二分して七斗五升となるは是也。さて又、免は七ッ五分より過たる者なく、三ッ五分より劣れる者なしとせるは、是十品ともに上德斗代の一石五斗にて七ッ五分、又十品共に下德斗代の七斗にて三ッ五分なれば也。七斗を二分して是レ三斗五升の三ッ五分也。上免下免の限りを以て免を制する算術、是にて其理を極め盡せるなれば、餘は是に准じて知るべし。さて、四六法方の算術斯の如き事なるに付て思ふに、黑澤家にて處持せし傳書三卷の內、失せ果たる處の一卷は、此四六法方の精術と、又四田缺借

の精術を述られたる者なるべし。御格式一巻の趣に據て考るに、必ズ此事を別巻に云はずしては叶はぬ事也。人又御格式一巻の趣に向ひ思を深め、心を平かにしてよく是を思ふべし。

○田の字は則其田の形を見て畫る者なるが、其形は又十の字より起れる事にして、十の字の四方を圍ひて田斯の如くする時は、是田の字となる。然して其形、内は四つ目にして、其四つ目の外を圍へる畫は又六の數也。地の四徳、他の六徳の理も是に稱へるに似たり。さて六は數の餘れる者、四は數の足らざる者にて、是を合する時は十と成り、其數足り備はりて則十分に滿る象なり。さて田の字をミツルと訓るも、中なる十の字の意より出たる事にして、五穀の、其中に塡滿の義也。是は漢國にての義なるが、皇國の言にて田と云ふも是足の義にして、粟稗麥豆を陸田種子と定め稻を水田種子と定め、この五つの食物を陸田と水田とに滿足はして人の命を續べき事と、神の物し玉へる神代の故事もある事にして、田と云ふ事の理義和漢一致なり。さて、其田の中に十分に滿足らへる食物を取て君と民とに分配して、其民には又、不平の分配なき様にするには四六の法を以てする事にて、其四六の數は又上に云る如クにして、田の字の形に備れる事なるも妙と云ふべし。是に付ては尚も云ふべき事あれど、今は先、是を限りとして筆をとゞむる者也。人、是らの事をも心得置べき者ならんか。

四田缺借精術

新田目道茂著

○缺法

○上田を中田にする缺法は、上田百歩の內十三歩四を缺て、八十六歩六にて中田の百歩に當る事也。さて四田を缺借して十町順逆の八鄉位を制せんとするに、中田にて譬ば百歩足らぬ事有て、其足らぬ百歩を上田の內より取て補ふ事あり。然る時には、其中田の足らぬ歩數へ八十六歩六を乘ずれば、上田を中田にする歩數出來る事也。上田にて譬ば百歩餘れる事有て、其餘れる百歩を取て中田にする事あり。さる時には、其上田の餘れる歩數へ百十三歩四を乘ずれば、則上田を中田にする事也。上田の餘れる歩數に居て算すると、中田の足らぬ歩數に居て算すると其算術二法ある事にして、四田の缺借算術總て皆斯の如し。是を算するには其目安を心得置は早き故、其定法目安を、又左に記す。

中田の步數へ乘ずるには　八六六

上田の步數へ乘ずるには　一一三四

○中田を下田にする缺法は、中田百步の內二十三步を缺て、七十七步にて下田の百步に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の步數へ乘ずるには　七七

中田の步數へ乘ずるには　一二三

○下田を下〻田にする缺法は、下田百步の內三十步を缺て、七十步にて下〻田の百步に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下〻田の步數へ乘ずるには　七

下田の步數へ乘ずるには　一三

○上田を下田にする缺法は、上田百步の內三十三步四を缺、六十六步六にて下田の百步に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の步數へ乘ずるには　六六六

上田の步數へ乘ずるには　一三三四

○中田を下〻田にする缺法は、中田百步の內四十六步一五を缺て、五十三步八五にて下〻田の百步に當る事

也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數へ乘ずるには　五三八五

中田の歩數へ乘ずるには　一四六一五

○上田を下田にする缺法は、上田百歩の內五十三步三八を缺て、四十六步六二にて下田の百步に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數へ乘ずるには　四六六二

上田の歩數へ乘ずるには　一五三三八

○借　法

○下田を下田にする借法は、下田百步の外に四十三步を增て、百四十三步にて下田の百步に當る事也。さて下田にて譬ば百步餘れる事有て、其餘れる百步を取て下田とする事あり。然る時は、其下田の餘れる步數を百四十三步に分れば、則下田を下田にする步數となる事也。又下田にて譬ば百步足らぬ事有て、其足らぬ百步を下田の內より取て補ふ事あり。さる時には、其下田の足らぬ步數へ百四十三步を乘ずれば、下田を下田にする步數出る事也。下田の餘れる步數に居て算すると、下田の足らぬ步數に居て算すると二法ある事缺法と同じ事なれども、缺法は二法とも乘じ、借法は一法は除し一法は

乘ずる事也。此差別を心得置べし。其定法目安は、

下田の歩數を除するには　一四三

下田の歩數へ乘ずるにも　一四三

○下田を中田にする借法は、下田百歩の外に三十歩を増て、百三十歩にて中田の百歩に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數を除するには　一三

中田の歩數へ乘ずるにも　一三

○中田を上田にする借法は、中田百歩の外に十五歩五を増て、百十五歩五にて上田の百歩に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず　其定法目安は、

中田の歩數を除するには　一一五五

上田の歩數へ乘ずるにも　一一五五

○下田を上田にする借法は、下田百歩の外に五十歩を増て、百五十歩にて上田の百歩に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數を除するには　一五

上田の歩數へ乘ずるにも　一五

○下田を中田にする借法は、下田百歩の外に八十五歩七一を增て、百八十五歩七一にて中田の百歩に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數を除するには　一八五七一

中田の歩數へ乘ずるにも　一八五七一

○下田を上田にする借法は、下田百歩の外に百十四歩五を增て、二百十四歩五にて上田の百歩に當る事也。二法の理又同じ事なれば云はず。其定法目安は、

下田の歩數を除するには　二一四五

上田の歩數へ乘ずるにも　二一四五

○

右缺借の算術を以て、予が得たる慶長八年の角館西根小貫村の檢地帳なる四田を缺借して、十町順逆の町反を制し、鄉位を分定むる其法を示す事左の如し。

小貫村檢地帳尻の四田町反

上田十二町九反九畝二十八歩

中田五町二反二畝十三歩

下田四町六反九畝一歩

下田一反三畝十四步

合二十三町零四畝八六六二十六步

此村は斯く上田多くして下田は殊に少なき事故、逆制勝地の上郷ならんと思ふ時は、此合せたる町反を逆の上郷に制して見る事にて、其制左の如し。

二十三町零四畝八六六

内三町九反七畝五九六　下田

同四町五反八畝八二六　下田

同五町九反六畝三九四　中田

同八町五反二畝零四八　上田

是を上なる實地四田の町反と差引して、其足らぬ步數と餘れる步數を缺借して、此町反の法と爲さんとする事左の如し。

上田四町四反七畝一八　實地にて餘る

此步數一萬三千四百十五步四

下田一反零九二七　同斷

此步數三百二十七步八一

中田七反四畝三五　　實地にて足らず

此步數二千二百三十步零五

右步數へ、上田を中田にする定法八六六を乘じ、上田千九百三十一步六一三を以てこれを補ふ。さて是は、中田の足らぬ步數に居て算する上田の缺法也。

下田三町八反四畝一六五　實地にて足らず

此步數一萬千五百二十四步九五

內四百二十六步一五三

右は、實地にて餘れる下田の步數三百二十七步八一へ、下田を下田にする定法の一三を乘じ、下田となして不足の內を補ふ處也。さて是は、下田の餘れる步數に居て算する下田への缺法也。

同一萬千九十八步七九七

右は下田の右步數へ、上田を下田にする定法の四六六二を乘じ、上田五千百七十四步二五九を以て、下田となして其不足を補ふ處也。さて是は、下田の足らぬ步數に居て算する上田の缺法也。

右の如く、下田の餘れる步數三百二十七步八一は下田の足らぬ處へ足し補ひ、上田の餘れる步數一萬三

千四百十五歩四の内、千九百三十一歩六一三は中田の足らぬ處へ足し補ひ、同五千百七十四歩二五九は下田の足らぬ處へ足し補ひても、尙殘り六千三百九歩五二八上田にて餘る事故、逆の上鄕よりも位の上れる村なれども、逆の上鄕より上れる鄕位の法はなき事故、其上れる處は免して是を逆の上鄕とす。又六千三百歩餘を免すと云へば大いなる如く聞ゆれども、是を、十町分配の法へ積り付て見る時は聊の事也。其算術も後に精く云ふを見て知るべし。扨、此鄕村は上田多くして下田少なき事故、缺法のみにして借法の算術は出ぬ事也。下田多くして上田少なき時は、借法の算術出る事也。其算術も是に准じて辨ふべし。扨又、上なる實地の町反二十三町零四畝八六六を逆の上鄕に制するには、其町反を、御格式の十町分配の法に見えたる如く、順の下鄕の定法五町七反九畝七に分て出たる町反を上田とし、夫へ中田增過の定法一一五四を乘じて中田の町反とし、又下田增過の定法一五を乘じて下田の町反とし、又下田增過の定法二一四三を乘じて下田の町反とし、扨是を逆に、上田を下田とし、中田を下田とし、下田を中田とし、下田を上田とする事也。さて此逆の上鄕の斗代は一石二斗一升一合なる事故、是へ又其鄕村に付たる內外六德の一德四品の法を加へ、然して、彼の平均三分二分の六法を以て六分して免とは爲す事也。中鄕下鄕下鄕の順逆とも、是に准じて知るべし。さて、上に云へりし上田にて餘れる步數の六千三百步を、十町分配の法を以て斗代へ積り付て見る算術左の如し。

六千三百步　　右は上田にて餘れる步數。但九步餘の處は切捨たり。此算術を以て分る時は毛厘の

事なれば也。

此町反二町一反

是を實地の總町反二十三町零四畝八六に分て、分配の町反定法十町に當れる處左の如し。

九畝一一

是に、上田の斗代定法一五を乘じて此分米一石三斗六升七合、是を十町に平均して一反に付

一升三合六勺七才にて、聊なる事を辨ふべし。

○免を制する法方の事は御格式に精しく見えたる如くなれども、今爰に缺借の法方を精しく示せるに付て、其法に出たる、逆制の勝地上郷の法を以て免を制する事左の如し。

一石五斗　山川野三品一徳　上の上

一石　居村民三品一徳　下の上

一石二斗一升一合　田の四品一徳　逆の上郷

合三石七斗一升一合

此六分シ六ッ一分八厘五毫

内六ッ一分　成免

同八厘五毫　是を剪捨つ

剪捨る處の八厘五毫は是八合五勺なり。是を剪捨るは民へ免す處也。さて上田にて餘れる處の一升三合六勺七才、是を六分して二合二勺八才となる。是を八合五勺へ加ふれば一升餘となる事故、免一分上りて六ッ二分となる事なれども、合勺を剪捨る法に據る時は、六分して一升に滿ざる處は剪捨て可なる事也。畠斗代などは既に三升三合迄も剪捨たるを思ふべし。人是らの事をも心得置てよ。さて又勝地上鄕の法一石二斗一升一合の分米は、小貫村の檢地帳に向ひ其實地より出たる法なれども、山川野三品一德の一石五斗、居村民三品一德の一石は、其實地より出たる法には非ず。假に其法を設て免を制する處の算術を示せる也。人又此事をも心得置てよ。

○缺借の算術は、實に其上田を下田となし其下田を上田となす事には非ず。順逆の八鄕位を制せんとするに、必其定法の如き町反の鄕村あるべき事に非ず。故に缺借の法を設て、其町反を八鄕の法に稱はせて其鄕位を量り分け、免を制せんとする時に當ての算術也。されば其免を制しての後は、此算術は常には用ふる事なき者にして、又其時の算せる處を檢地帳へ記し置ものにも非ざれば、後の檢地役等は只其成たる處を守れるのみにして、遂に此算術をば忘れ果て知れる者なく、茂木治具などは御格式を見て、一德四品の缺借は、實に其田を一德四品に缺借する事と心得、缺法をば宥捨する事とし、借法をば貢を增して取る者の如く思ひて、甚斟酌あるべき事なりの、又は、場所に依て能々勘校すべしと云へるは笑ふべし。若斟酌して此法を用ひざるに於ては、如何にして八鄕の法を制する事ぞ。但、一

徳四品の缺借を以て八郷の法を制するには非ず、裡の法四百歩一反なる事を知り、四田の缺借歩數の法をも辨へ知り然して八郷の法をも制する事にて、さる事どもを辨へ知るべき事のよしは、訂正御格式に精く註せるが如し。さて治具が此誣說に及べるよりして、其門に入たる檢地の輩、此算術に惑亂して又之を論じ、愈益其誣說を募り、更に其誤を誤としも思ひ辨へざるは如何にぞや。予に於ては歎息に堪ざる處也。

檢地祕傳集

本書は古くから相當普及した檢地書である。天和二年二月、時の檢地役より黑澤多左衞門、中川宮內に提出した書册と、老蟻集といふ檢地祕傳書とを一括して「檢地祕傳集」と題したものである。

前者は新田目氏が屢々其著書に引用して註釋論評した程のもので、秋藩檢地の好い手引となつたものである。又後者については今多く知られてないが、檢地實際上の處理方法を詳述したものである。たゞ後書に於て意味の曖昧な點を存するは遺憾である。

本書は奧書にもある通り、小場政治なる人の寫本にして、編者の所藏本を底本とした。

檢地祕傳集 序

一、三十歩を　一畝と云
一、三百歩を　一反と云
一、三千歩を　一町と云

○斗代附

一、上田一畝に付　代一斗五升
一、中田同　代一斗三升
一、下田同　代一斗
一、下田同　代七升

右は鄕高之定免を掛け物成となる。

譬ば免六ツ

一、上田六五＝一畝　代一斗五升

五間六間を掛合五六三十歩にて一畝と定、斗代一斗五升ゑ免を掛、九升物成米。此九升に四を掛三斗六升、一畝の坪數より出米。

○取米之次第

一、上田一坪四方より　米一升二合

一、中田同　米一升四勺

一、下田同　米八合

一、下田同　米五合六勺

上田一歩の取米一升二合

但し免六ッゑ二をかけ一升二合となる。右一升二合を上田斗代一斗五升に割、中田斗代一斗三升を掛候得ば中田の取米となる。右中田取米を斗代一斗三升に割、下田斗代一斗を懸け下田之取米を知る。下田の取米を一斗にて割、七を掛て下田之取米を知る。

一、上田一坪之取米一升二合と定る事は、上田斗代一斗五升を三十歩にて割ば一坪に五合宛之御高、是に免六ッを掛三合となる。右三合に四掛けて一升二合となる。右三合に四掛る心は聖田之法にて、四ッに割一つは地頭年貢、一つは諸役掛り物、一つは百姓喰料、一ッは百姓德分となる。俗に、田之字

四つに割る心と云。

○毛見之次第

一、上田一坪に七七四十九株植る、內より上中下稻三株刈り此穗數六十一本。上十五本、一本に付六十三粒、此籾九百四十五粒也。中十七本、一本に付五十三粒、此籾數九百一粒。下十六本、一本に付六十粒、此籾數七百三十六粒。下十三本、一本に三十五粒、此もみ四百五十五粒也。惣籾數合三千三十七粒、三つ割は千十二粒。上中下三株を刈故平均三つ割一株に千十二粒と知る。此千十二粒に四十九株を掛、一坪之籾數四萬九千五百八十八粒有。是を六六にて割り此米七合五勺一才と定、一升二合之內七合五勺一才引、殘り四合四勺九才と定り、一升二合にて此不足米四合四勺九才を割り、高一石に付三斗七升四合。是毛引三割七分四に當る。

一、右算用之通、上田一坪之定米取り一升二合より不足之時は何合にても不足米を立定、一升二合にて割候えば、高一石に付何程と毛引相見え申候。但し一合不足之時は一升二合にて割、高一石に付八升三合三勺之毛引。

一、中田下田下田とも右同心にて定り、取米にて不足を割候えば毛引高知れ申候。

○鄉高百石の村にて惣有米見申候時は

一、上田　二十五石

此町十六町六反六畝十歩　此步數四萬九千九百九十步
取米五十九石八斗八升八合

一、中田　二十五石
此町十九町二反三畝　此步數五萬七千六百九十步
取米五十九石九斗九升五合

一、下田　二十五石
此町二十五町　此步數七萬五千步
取米六十石

一、下田　二十五石
此町三拾五町七畝二十一步　此步數十萬五千二百三十一步
此米五十九石九斗八升八合

一、上田一石に付此步數二百步、稲八十束、一步に四把刈。但し一束に付米三升宛。但し二石四斗。

一、中田一石、此步數二百三十一步、稲八十七束、一步に付三把八分。一束に付二升七合五勺。

一、下田一石、此步數三百步、稲九十六束、一步に付三把二分。一束に付二升五合取。

一、下田一石、此步數四百二十九步、稲百七束、但し一步に付二把半。一束に付二升二合五勺取。

〇田一坪に付稲刈積り見様之事

一、上田一坪にて　四把刈

一、中田同　三把八分

一、下田同　三把二分

一、下田同　二把半

右株植る四十九株。上田四十九株を十二二五にて割ば四把と知る。中田四十九株を十二八九にて割ば三把八分と知る。下田四十九株を十五三にて割ば三把二分とする。下田四十九株を十九六にて割ば二把半とする。

右目安を見る事は、上田四十九株を四にて割ば十二二五となる。中田四十九株を三八にて割ば十二八九と出る。下田四十九株を三二にて割ば十五三と出る。下田四十九株を二五にて割ば十九六と出る。

又法

一、上田一坪に付稲四把刈と定める事、六尺四方にて六株有れば六六三十六と掛、一把に付九株にて割ば四把と知る。中田一坪に稲三把八分、六尺四方に六株三十六とかけ、九株四七にて割ば三把八分と知る。下田一坪に稲三把二分、六尺四方に三十六とかけ、十一株にてわれば三把二分とする。下田一

坪に稻二把半、右三十六と掛十四に割ば二把半とする。

一、上田三十六株を九株にて割心は、三十六株を四把宛割れば九株と成る、故に九にて割。中田下田下田も右同前也。

檢地祕傳集　二

一、鄕廻之事

一鄕竿入候時は、川水、澤水、堤、樋掛り、土之位、谷地、野之境、日當り、遠近、東西南北、諸事に心を付肝要也。

一、竿に大事有る事

一鄕之百姓共內々檢德あり、是は大方竿に不同有之故也。他國にては竿を地に置、かきめをあて間を計申儀尤至極也。御當方に打時は、重き竿、深田、向風(むかひかぜ)、穗田、草田、爪先き上り、人之長(たけ)にて是合、此等の間詰り申なり。水なき田、追風、爪先き上り、急竿、畠之竿、此等は間延申候なり。

一、田形を造る事

田なりにすみを立、中竿、三角のかねにて可ㇾ入なり。是を菱金(ひしかね)と云ふなり。(口傳)

一、田位を見違之事

穂田、草田、畝塗り田、澁田、水多き田、心を付る事第一なり。

一、田心得之事

水懸りを見る儀は肝要なり。土にもよるべからず。

一、土之切掛を知る事

一郷之上之土、能見覺候儀肝要なり。中下下の土は上之土さゑ見極め候得ば馴安きなり。

一、竿餘り之事

縦令ば三尺五寸あまり候はゞ七にて割れば五分なり。横間ならば竪間かくる時何歩と出るなり。是を歩入と云ふなり。

一、竿入心得之事

畝を引、水田斗り七尺有る積り竿入なり。田地形に高下有之、畝廣き狹きを心得べきなり。

一、開分附之事

諸給人開帳之內名々分附致、帳尻えも分附可レ印也。

一、古開新開之事

帳之內には古開、新開と分附、帳尻には古開、新開と斗可レ印也。

一、一郷免變之事

今迄は新開なりとも本田同前之所有之候、左樣之開は本田免に可ㇾ致なり。端(はした)には開少し斗有之は斗代は帽子米を以打、本田同免に可ㇾ致也。此帽子米事可尋。

一、本田成共免替事

一鄕之内、谷地抔か澤抔か有所格別にて惡敷所ならば、小名をつけ免下(さげ)可申事。

一、新田本畠商可致事

縱令ば本畠高一斗三升有、打分て渡には中田に候はゞ一三に割、三を掛三十歩になる。先づ横間打時五間あり、三十歩を五ッに割ば長六間と出る也。坪數如何程なりとも心得同前也。又は坪數二百三十六坪在り、此田打分渡時は十五｜十五｜と打ち十二歩過候時、十二歩を十五間ゑ割時は八分となる。七を掛れば五尺六寸程、是十二歩入と打つ也。

一、本田不ㇾ失檢ㇾ之事

縱令ば本田川缺跡開に成、本田荒跡新田に成事、跡々より數多有之義なり。古新共に可ㇾ直也。

〇斗代之事

上田	一畝	一斗五升
中田	同	一斗三升
下田	同	一斗

下下田同　七升
菅田　同　七升
稗田　同　五升
藺田（ゐくさだ）　同　一斗五升
苗代　同　一斗五升

一、苗代渡申積り之事

高一石に上之士二斗五升、中之士三斗、下之士四斗、下々之士五斗也。

一、斗代おとりわり之事

上田　一束に付　米三升取時は
中田　同　にて　米二升六合
　此目安一々五
下田　同　米二升
　此目安一五
下々田　同　米一升四合
　目やす二一四

右は上田之米目安に割ば、おとり知る也（口傳）。此目安割出事、上田斗代を中田、下田、下々田斗代にて割也。

○免之次第

一、御検地之時土免見る事は、縦令ば上田廿一卅八＝二反六畝十八歩、分米三石九斗九升と打申時、其作人に致二詮義一、此田にて刈米取由尋候得ば、此所にて稲三百二十束を刈、米は一束に付二升七合に御座候由申候得ば、一割増にて二升九合七勺三百二十束へ掛、其米三石九斗九升を高へ割、其上四つ割、五ッ九分五リンと知る也。口傳。

一、御検地之時、土は能候得共闕添にて清水、冷水懸りなれば上田には難レ成、亦中田にも難レ落、差時(さるとき)は作人に刈米取候事詮義致、右打立候土免六ッに候はゞ、二十四石目安にて割ば高何程と定候間、上田中田共落着申候事。

一、縦令ば肝煎申候は、此田之儀は高く御座候間百姓四五人も替へ申、御地頭よりも土免御切被下候得共續不レ申と申所も御座候。是も右のごとく作人へ尋申候得ば、何石に打て能(よき)事知れ申候事。

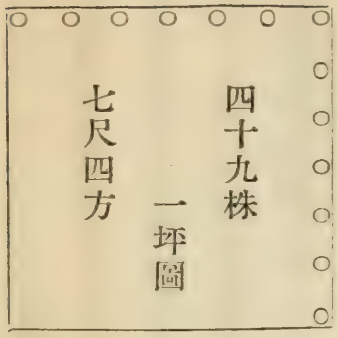
一、田に寄(より)打出しの所も御座候。是も右之ごとく致二詮義一無二相違一候得ば、いか程打出し高御座候とも共通りに可レ致候事。

一、位見る事は、當年生子引、殘人數縦令ば二百二十五人有時、一人に付米四斗宛掛出し候得ば九石なり。此内より、米一石に付二斗三升四合宛掛時は二石一斗六合なり。九石より引ば、殘六石八斗九升四合なり。一村之惣高五百石あれば、五ッに割ば一分三厘八毛也、右土免へ加へ申候。但し二斗三升四合掛は小役銀之指引也。

一、御傳馬所村免切事。二三ヶ年傳馬歩夫調一年分を勘へ、縱令ば一年に傳馬八百匹又は歩夫四百人を出申候は、二人を馬一疋に直し申候二百疋と、右之八百疋と二口合千疋なり。又上下之往還百文之場に候得ば二ッ割一疋に付五十文、御定馬數に掛時五十貫文、一貫文に付銀十三匁五分買にして六百七十五匁と定、米相場一石に付二十五匁として、右之銀にて米買申時二十七石に御座候事。

一、除屋敷當高十五石とも有之候はゞ、御物成扶持方指引八石八斗八升、口米ともに出候外に小役銀七十一匁七分出すを右之相場にて米に直し二石八斗七升也。二口合十一石七斗五升也。右之二十七石之內にて引けば殘て十五石二斗五升有る。此內一石二斗三升四合を掛れば三石五斗六升八合なり。是を引ば殘る十一石六斗八升二合也。一村之惣高五百石にわれば二歩三厘三毛、此外村々の赦免諸役に取合勘へ定免之內引也。

一、穗田之上を以毛見之事。譬ば上田にて七尺四方一坪之稻株調積り。



此內より上中下三株刈圖之事

上田十三本　但し一本に百三十一粒、合千七百三粒
中田十六本　一本百粒、合千六百粒
下田十五本　一本に八十粒、合千二百粒
下田七本　但し一本に五十粒、合三百五十粒

四口合　四千八百五十三粒
三ッ割一株に千六百十七粒也。
右千六百十七粒に四十九株を掛れば七萬九千二百三十三粒、六六ゑ割れば米一升二合となる。五ッ割、其上四にて割ば免六ッと知る。但し三株刈取其籾數を算（かぞ）へ、三ッ割一株に定候も同理。次に其年之作之高下均（ならし）勘へ可レ申事。口傳。

一、穗田之上にて免切事。口傳。

一、竿は六尺五寸に候得共、内證五寸赦免御座候間七尺四方一坪に積り申事。

一、六六に割候事は、升之法六萬四千八百二十七粒也。米拵之時、われくだけ捨分入候故六萬六千粒にて割なり。

一、畑斗之村にて免切候事は畑之反畝合左りに置、分米合右に置、反畝割れば則可レ爲レ免事。

一、右之割細（こまか）に見候事は反畝を二ッ割、分米を割付五に割、其上四にわり候へば右之免可レ爲二同前一事。

一、分米一五にて割其上反畝に割、三を掛五にて割、其上四に割ば右之免可レ爲二同前一事。外にも割有之候得共不レ及レ印。

一、其村之家數人數調帳尻へ印可申事。人數は用立候、家數は算用に入不レ申候得ども、人數斗（ばかり）記候ては百姓心得尋申候間態と加へ申候事。

右之條々古來より祕傳に御座候得ども依レ而御用レ書上申候。以上。

天和二年二月六日

検　地　役

老蟻動錢拄

一、是は忠倹と云人、子ども衆へ書立見せられたるを、知音之者は見添之、他へ洩し間鋪候誓文書にて寫たる書也。誓文無之衆へ御寫させ有間敷候。兎角手前之心得斗に見て、見せて無レ詮事也。洩る事手前之可レ爲レ重寶レ能々御吟味有度候。

一、検地被レ仰付レ候は是非其村へ様子あるもの也。然ば肝煎見廻して何村へ御出可有との日限尋るもの也。何時行べき段申渡、其時筆頭肝煎に可レ申付レは、移り肝煎、小走り、百姓、水呑迄に起請をかゝす

べし。明日行とならば宵るより何も是を取、きらやかに精進仕相尋可申事。尤熊野牛王求め差置事迄可申付候。

一、検地、すべて其村へ移り山之切様、川之流れ、一村之居なみ、田畑之様子、水掛り、關掛り、堤掛り、樋掛り、又天道田抔とて其年雨潤ひ斗りにて仕付候在所稀には有もの也。肝煎百姓を先立て能々水抔之様子見廻り、此村之免何程なる事兼て知りて、帳面を能見て上中下之刈積り、物成積り、小役銀之積り、其村之免斟て竿入もの也。刈積り末書に有り。相別田之親と云は水なれば、能々水之様子見分有べき事肝要なり。

〇五段之土之事

一、赤眞土と云は　　赤ねばの事なり。

一、山鳥眞土と云は　　黒土之變りてやまとりのよふに赤黒く見ゆる也。

一、青眞土と云は　　青ねばの事也。

一、砂眞土と云は　　眞土に砂の交りたる事也。

一、黒土と可書所、霞眞土には有し是間鋪候。

一、黒眞土と云は　　黒くしてよきねばりある土なり。

右五段之土能土と心得べし。

一、檢地檢見之時竹杖をつくと云事あり。此心は土のねばりをしりて、上中下下田之土をこゝろみべきため也。能程ねばり、惡き程ねばらぬ者也。竹は肌なめらか成るゆへに、姓□あらき土はつきかぬるもの也。上田之土は、水に入て振つて見るに落難し。下田下田は落安し。末に、下田下田の理りの所にも委しく書付。是非共檢地者竹杖突ものと覺へたるに□、ねばり、ねばらぬは知べけれ共爲二心得一之如斯に候。又去る人の云は、土の八色有ると云也。尤幾色も有べけれども、土斗り知りて檢地馴れたる者なし。夫は、たんれんふりを見せべきため云ものどもなり。心得有レ之萬事物語りすべきよし。餘の事にも引合せ、もの云べきものといわれたるとなり。

一、上田成べき所、家近き所、五段之土、日當り、水掛り見分すべし。

一、中田成可所、五段の土成れ共家の下などのゑしる懸り、上田に打内に、田數に寄一筆二筆斗り中におとす事あり。是非とも中田に打べきにはなけれども、ゑしる掛りては、稻生過て實入甲斐なきものなり。竿にて指引しても帳面には見得兼ねれば、むりなる上田のよし檢地衆思ふ事あり。夫には竿をいかにも打詰て位を引下げたる有り、能相談して定べき由なり。中田には、土よけれども人居よりとをく、高くろ、日當りなどのちと不足有る所、水枯、上とは定がたき所なるべし。高畝にまし添などは時により虫付者なり。

一、下田なるべき土は大方なれ共馬足不レ入、日當り障り有か、堤掛り抔の水おもふよふなき所か、人の

家に遠き所か、何にか此一様にも二様にも差合有所たるべし。第一、馬かきにならぬ田は中迄は登り粂べし。去ながら家近く土さへよきは少々位付惡敷、位、チト無理なると思ふ所にては竿に指引相談可ㇾ有之候。夫共に竿取次第也。問合談合ならばすべし。功者振りして物毎に指出たるを、さん〴〵しらぬにはおとりたるよしなり。

一、下下田成べき所、土野なく谷地土にて杖にも付粂、尤深田にて堤下、谷地の中、瀧水掛り、淸水掛り、中田下田にも引合べき樣なき田地下田たるべし。まへよりも開在所抔に、一ヶ所踏ば五間も三間も動きまわり、底ひゑて□はなき所をば、稗田の位に竿にて差引すべし。

一、下田一畝七升なり、稗田は五升なり。竿を引、五升の稗田の積りにして帳には下下田と付、本田に成りおとり諸役もおとりたると有。又帳面の書拔、本の諸役するもあり。夫を能々相究て本田へ可ㇾ打入ㇾを、兎に角少も開惡敷ければ德なきゆへに、休間（やすみま）斗作て荒す事あり。無理に德なきを作れとは云難き事也。能々竿取吟味可有是者也。委しく書之。

一、上畝成べき處、屋鋪のあたり、麻畠、大根畠、煙草畠、其外根にもなるべき畑と見合位付可有之候事。

一、中畠可ㇾ成所は家近く、けれ共しかとなく作人の辛勞にて、こやし抔を造りたる畑あらば中畑にも位付べし。其時は竿を打詰べし。總別竿をゆるかせにして位をあぐるは惡敷事なり。切そふべき在所とおもはゞ竿は不ㇾ入、見地にて間（けん）を足すべし。

一、下畠と成べき所、土も大方なれども、しつけさし、少もこわし抔迚、こやしなくばおへ乗るべき在所されば人家に近き處ならば下畠に定べし。

一、下畑、山合、山之上、岩土、木之下、水つき、石交り、人家に遠き處下畑たるべし。乍レ去畑米積り一畝五升、中畑四升、下畠三升、下畑二升成ば、共作物に寄ていかにも安き年貢なり。左様之徳分成事無レ是候得ば百姓續ことなし、能々吟味して竿打事專一也。又下畑にて帳に印、下畑と一筆二筆入たるもいゝが、又中畑ならべて中畑と記能御座候。差引無村候事、以之外惡しき事なり。

一、畑之かちたる村、百姓のくつろぎと知べし。

一、新開之有是時は右同斷。

一、先づ帳末を見て心得有べき事。

田畑屋敷合十町

一、分米合百二十石　是は畑屋敷入に見れば皆上田之位に成、ケ様成は無之候へ共自然書出す。

一、分米合百十石　是は中田之位也、右同斷。

一、分米合百石　是は下田之位也。開など六十石七十石斗とも出者也。

一、其村之免定る事□□□候へ共大方つもり。

一、上田一反歩一石五斗、二之位にて割ば七斗五升なり。七ッ五分と心得べし。

一、中田一反歩一石三斗、二ッ割ば六斗五升、是則六ッ五分と知るべし。
一、下田一反歩一石、二ッに割ば五斗也。是五ッなりと知るべし。
一、下田一反歩七斗、二ッに割ば三斗五升、三ッ半と心得べし。
此外
一、市、山川、船着、竹木、右免に加る。口傳。相別(そうべつ)、免は二十年に一度切替ものなり。
一、稲刈積り、村々の稲手把には寄る事なれ共、昔よりヶ様にあたる覺なり。
一、上田一反に付上作百二十束、但し一束に付籾六升とり。中下之作には百十束。
一、中田一反に付上作百十束、但し一束に付籾五升取。中の作百束。
一、下田一反に付上作百束、但し一束に付籾四升取。中作九十束。
一、下田一反に付上作七十束、但し一束に付籾三升取。中作六十束。
是は籾積り六合引積り。但し一束とは十把之壹なり。

〇土免之事

一、上中下下田各一反に付分米一斗五升、一斗三升、一斗、七升。何れに成共、二ッ割ば右四段之免知るゝなり、前書にも有レ是通りに御座候。
但し上中下下町反に上中下下田分米を割ば、上に付何程あたると申候。

一、其日検地仕たる算用其夜に究むべし。

一、總算用都合之時は目錄にして見時、もりへりあらば十歩と有所ゑ一合、盛り出あらば二十歩と差引すべし。

一、竿詰べきと心得べき候事。

竿取の足元深田、穗田、草田、向風、風下より高見へ竿打、竿とり深きにておもき竿取つかれたる時、向へ之目附へ迫りて打竿、竿取腰そらし打時、見合せ竿に指引可ㇾ有ㇾ之者なり。

一、竿延にて知るべき事。淺田、水無き田、追風、高みより下り打竿、竿打時雨抔俄に降り出し急いで打時、竿取腰をかゞめて打時。百姓共竿取に禮を致事昔は腰折錢と云、是にて竿取にも心を付て見るべし。左樣成る竿取を堅く申付余之者に爲ㇾ打べし。竿不同成は檢地第一之不足也。大方の事ならば竿にて指引すべし。

一、膳棚田可ㇾ引となり。上り下りの竿に可ㇾ寄大方苦敷也。積りて引たるは能在り。高畝なれば畔下稻能（よく）無きものなり、水堀（ほれ）抔有るもの也。能々見分すべし。

一、水口は水堀有者也。竿に指引可ㇾ有候。

一、底に石之有田は杖にて可ㇾ知。位下にすべし。

一、底に岩の有田は水を能持、障りなき所に可ㇾ心得ㇾなり。

一、大竿を不レ可レ打と云、半竿にて高登（のぼる）者也。兎角大竿には見合せ竿を可レ引、畔引し打者なれば其心得なり。されども田形に寄り見通り定籴申者也、其時は打にくき所をば小竿にて打切て、田形能時大竿を打べし。見切籴□□□打をするなどゝ人にはおもふべけれども、末代之事なれば、いかにも細に百姓詰まらぬように、又は地頭之損無やうに打を功者とは可レ申由。上方にては検地之時、侍自身と竿を取と云ふ、此心得有べし。竿をとるにて位付も心易かるべし。竿取に付て畔を引べし。淺き深き見る位付も心安かるべし。横竿入所肝要なり。

一、帳面に上田三ヶ一打度き者と御座候。鄕により上田になる田なき所にては、其村之内能在所にて竿を指引。上田少も無處之上田とは此事成べし。

一、上田なりに寄り心能打たれぬ事有べし。足目遠くより取べからず。

一、はさみ田なき様に打べし。

一、鬮をまたぎ打べからず。若打立不レ叶所ならば、鬮越共、鬮またぐとも帳面に書べし。

一、入歩と云事。一竿打合事ならびてある事有、夫をば入歩にするなり。乍レ去も五六‖五六卅坪と一畝也。一畝とは別筆に打べし。四|六|貳拾四歩、廿九歩と入歩は不レ苦候。竿取次第なり。田廿|廿|十五歩有事は能御座候。

一、分竿しげく見るとも帳面には見にくゝ、上田には無レ二こわし、中田には落されずなどゝ云田あら

ば、卌一 卅一と付べきを十五一 三十一と附てよし。

一、位付少なりとも强き思ふ心あるか、又竿抔に少もつまるとおもふ事ならば、筆數多きものならば數積りて殊の外出者也。亦用捨の心少も出れば、心の外打べり出るもの也。野帳を直し、出たり減たり迚野帳をなおし候へば末々用立不レ申事、人の前に出して引合も難レ成候間、是非とも其田にて上中下埒明、たとへ何程減共出る共構なく、我が腹一ぱいに打たる檢地、則老蟻集に叶べき由、功者衆より相傳申候。

一、檢地申時川缺を調る事在る者也。檢地の時河端をば、押付缺べきと思ひ竿を引て打衆有、又引て置て川缺ならば百姓申出候事も有。御檢使□事可レ有レ之、其時爲レ引候樣にと無二用捨一打衆も有。是心得肝要なり。見分にて缺殘打と見得べし、其打樣に心得有レ之。殘り田地並田畑に入などしてはやくなるもの有、田は脇□田帳面を引合間積見分して、少もまかへ無レ是と心得ば缺殘引べし。缺殘無レ之候はゞ格別の事なり。

一、檢地の時鬮代、道代、堤代抔肝煎申立る者に候、大事也。田地を汚す者御座候得はいかにも念を入て、引渡時、肝煎、百姓にも可申付樣は、ケ樣に爲レ引重て右申請候通りに不致、一年も作り直し末迄仕付候はゞ百姓の內より訴人出候はゞ、肝煎始曲事可被成候。柳にて刺し、押付道にも仕候へと斷べきなり。竿取衆も日帳作り、何と申百姓の田畑の內何間々々鬮代、道代に引たるを指置、末に出入出候

時日帳にて詮儀するもの也。覺なくして空には無心元候。

一、檢地の時土に念を入、畔もぬらぬ以前の檢地冬田の儘なれば、畔も掛け上田中田見へ、中に田を見分がたき所も有。畔抔、さわよく塗たる田を能見て位付爲レ登度事なり。穂田、草田、其年の作により中田も下田も見分なきもの也、肝要。土、水掛能々取合位付べし。

一、檢地の時稲を見るに、稲の名抔も知りたる能(よく)御座候。

一、三助と云白稲と云稲、常に作候稲にて候。但し白稲を大歩ひと云、見かけ能く米を不レ取、檢見まけすべし。豊後と云稲是近年の種のよし、毛なく餅稲に似たる稲なり。さのみ稲など大きなる稲には無レ是候へども、余(あまり)もみより米を取るもの也。籾の皮薄き故也。かは□と云ふ稲是は餘の稲也。籾かさ有之、米はすくなし。見かけは能候得共檢見まけをする稲なり。赤早稲と云稲、早く出る稲なれば重寶なる稲なり。され共余(あまり)の籾より米とらぬもの也。糯田餅は粳より賣買ならば高直なれども、粳米より米とらぬゆへ百姓造り兼る也。心得あるべし。朝露、夕日指には、稲見違る者也。

一、新開に竿を入候事、其所の地形に寄本田にをとらぬ所は格別なり、谷地中抔の草をひ薄く、不出來成所數多有者也。給人のためを思はゞ書付、稗田之位に竿入たるが能候由申候。損の有田なれば、三年休の間斗り作て水掛かね候などゝ云、水通し申候間溜り不レ申抔と、様々田に難を付け荒す者に候。無理にも本々無之候へば不レ被レ申候。成程相麁(そそう)を入たるは捨り申候得ば給人の爲に無是候。開百姓

くつろぎ、田畑も捨り間敷時分竿入直し可然由尤には御座候得共、間在所に不寄、本田餘り水にて開は格別なり。

一、檢地檢見に出る時心得可有事也。所ましく聞書抔見てたんれんふり出し、是は〻樣、夫は左樣抔と頭衆へ、又年寄年增の同役衆抔にろうさい過たるとおもはればさん〲たるべし。乍レ去無口成もいかゞ、能々相手衆の恰好見合肝要なり。

一、何たる御役なり共、同役間違ひ無樣に云合事肝要なり。若心に乘ずば氣分と申立、代を申請度者也。夫、人の心を付ぬ事は中々手前の不合點と心得べし。程相談あるべき由也。

一、先帳之分米と出し候所にて其村之竿位知事。田畑屋敷合十町。

分米百二十石　上田位

分米百十石　中田位

分米百石　下田位

分米六十石七十石　下田位

先、〻樣に見る當成、口傳多し。

一、稻本坪之算用。一坪は一歩なり。上田六尺四方一坪に付三十六本の當、六六卅六本を稻一把刈集て見れば九株一に當る。六尺四方にては稻四把刈積り。上中下下、是にて籾つもり、もりあて見るべ

し。

一、肝煎屋敷二十二十〃以上。乍レ去其村之肝煎、居なしに寄り差引あるべし。

一、百姓屋敷事。先帳より持よて打出してもいかゞなるべし。大方定りぶり。

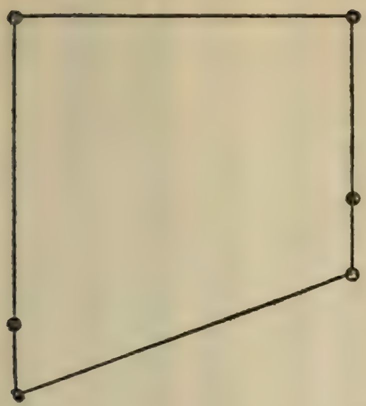
一、小走、行人、座頭、山伏、神子、先帳より引付あらば格別也。

一、神田、寺屋敷も右同斷。

一、檢地帳之末に、村上、人上中下付る也。村上とは土免に出るを見て付る。人上とは高百石に百姓數十一人上なり。夫に隨て上中下下迄付出すべし。

一、其村に新開之有ニ在所ニは百姓くつろぎ有べし。畑かち同斷。

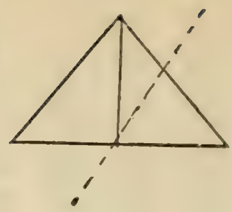
一、苗代、高拾石に付三斗位。下下田過たる所は心得て渡すべし。田面廣き故也。



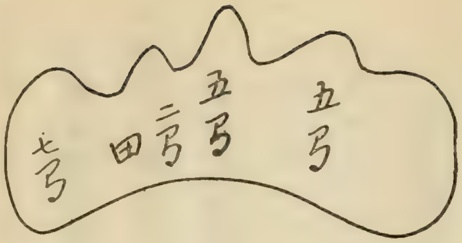
一、檢地之時起請爲レ致事。以來出入無之樣に堅申可レ付候肝要なり。

一、大菱と云かね、如何樣なる田形にありても埒明たる見通し候。兼口傳。呑込難き事なれども有ら增繪圖にいたす。尤山の根廻り打、三角なる田竿入候事繪圖を致ニ第一ニ者也。大菱にてならふと云田ならば無レ之候。此大菱紙を此成に切り、又は如何樣に成りとも此心持に配り、其かね次第に立て、過たる所押當て見れば角に角見へ、ひつ

なりにも四方にも見へる。様々形に寄口傳在り。殊の外祕の外にて稽古申たるかねにて候間、實子一傳と可思召候。



此三角之田印におよび不申候得共、乍ㇾ去初心なるものゝ爲也。
立と書、竿何間と書留申候。横拾間ならば五間と付べし。



山の根か出島などある處に、此かねの事可得傳受候。

一、六ッ成御検見割之覺　末に委く書付申候

刈積七拾代

一、上田一石　　此米二石一斗
此歩數二百歩。但し一歩に付一升五勺。兎に一合七勺五才。
一、中田一石　　此米二石一斗
此歩數二百卅一歩。但一歩に付九合九勺。一兎に一合五勺一才五。
一、下田一石　　此米二石一斗
此歩數三百歩。但し一歩に付七合。一兎に一合一勺七才。
一、下田一石　　此米二石一斗
此歩數四百廿九歩。但し一歩に付四合八勺九才。一兎に八勺一才五。
右之毛引
一、上田一坪に付二合不足の時、内一合不足には高一石に付九升五合毛引。
一、中田一坪に付二合不足の時、内一合不足には高一石に付一斗一升毛引。
一、下田一坪に付二合不足の時、内一合不足には高一石に付一斗四升三合毛引。
一、下田一坪に付二合不足之時、内一合不足には高一石に付二斗四合毛引。
五ッ成
一、上田一石　　一石七斗五升

此歩數二百歩。但し一歩に八合七勺五才。一毟に一合七勺五才。
此五ッ成にて一石七斗五升と引出事。
毟一合七勺五才に五ッとかけ、其上二百歩を掛もおなじ。
一、中田一石　　此米一石七斗五升
此歩數二百卅一歩。但し一歩に七合五勺七才。一毟に八勺一才五。
一、下田一石　　此米一石七斗五升
此歩數三百歩。但し一歩に付五合八勺五才。一毟に一合一勺七才。
一、下田一石　　此米一石七斗五升
此歩數四百廿九歩。但し一歩に四合七勺五。一毟に八勺一才五。
右之毛引
一、上田一坪に付二合不足の時、内一合不足には高一石に付一斗一升四合毛引。
一、中田一坪に二合不足の時、内一合不足には高一石に一斗三升二合毛引。
一、下田一坪に二合不足の時、内一合不足には高一石に一斗七升一合毛引。
一、下田一坪に二合不足時、内一合不足には高一石に付二斗五升五合毛引。
四ッ成

一、上田一石　　此米一石四斗
　此歩數二百歩。但し一歩に付七合。一苅に一合七勺五才。
一、中田一石　　右同斷
　此歩數二百卅一歩。但し一歩に六合六才。一苅に一合五勺一才五。
一、下田も　　右同斷
　此歩數三百歩。但し一歩に三合二勺六才。一苅に八勺一才五。
一、下田も　　右同斷

右之毛引

一、上田一坪に付二合不足の時、內一合不足には高一石に一斗四升二合八勺毛引。
一、中田。同高一石に一斗六升五合引。
一、下田。同高一石に二斗一升四合五勺引。
一、下田。同高一石に三斗六合七勺引。

右御檢見被㆓仰付㆒候者、一坪に不足には何程成共半分は御公儀樣之御損、半分は百姓之損に可仕候。若一坪に不足に候はゞ、何程成共半分半分不足を六ッ高直し候を割付候得ば、一石に付何程之毛引見得申候。上中下下も同前に御座候。但し苅下りは五ッ四ッ成の如くに、五ッ半、四ッ半、三ッ半、三ッ

も、右之心得にて割候へば能御座候。但し六ッ兔より上に兔御座候得ば、六ッ兔之かねにて御檢見可仕候。兔下り次第毛引可致候、多き毛引け之樣に候得共、本段々減候間毛引多く有是間鋪事。

未ノ八月十八日　　御檢地定役

五ッ七分

一、上田一石　　此米二石

此步數二百步。但し一步に一升。一兔に一合七勺五才。

一、中田一石　　右同斷

此步數二百卅一步。但し一步に八合六勺五才。一兔に一合五勺一才五。

一、下田　　右同斷

此步數三百步。但し一步に六合六勺六才。一兔に一合五勺七才。

一、下田　　右同斷

此步數四百廿九步。但し一步に四合六勺六才。一兔八合一才五。

五ッ五分

一、上田一石　　此米一石九斗三升

此步數二百步。但し一步に九合六勺五才九。

一、中田　　右同斷
此步數二百卅一步。但し一步に八合三勺五才。
一、下田　　右同斷
此步數三百步。但し一步に六合四勺三才。
一、下田　　右同斷
此步數四百廿九步。但し一步に四合五勺。
五ッ二分
一、上田一石　　此米一石八斗二升
此步數二百步。但し一步に九合一勺。
一、中田　　右同斷
此步數二百卅一步。但し一步に七合八勺七才。
一、下田　　右同斷
此步數三百步。但し一步に六合六勺。
一、下田　　右同斷
此步數四百廿九步。但し一步に四合二勺四才。

四ッ七分

一、上田一石　　此米一石六斗五升
此步數二百步。但し一步に八合二勺五才。

一、中田　　右同斷
此步數二百卅一步。但し壹步に七合一勺四才。

一、下田　　右同斷
此步數三百步。但し一步に五合五勺。

一、下田　　右同斷
此步數四百廿九步。但し一步に三合八勺四才。

四ッ五分

一、上田一石　　此米一石五斗七升五合
此步數二百步。但し一步に七合八勺七才五。

一、中田　　右同斷
此步數二百卅一步。但し一步に六合八勺。

一、下田　　右同斷

此步數三百步。但し一步に五合二勺五才。

一、下田　右同斷

此步數四百廿九步。但し一步に三合六勺七才。

四ッ二分

一、上田一石　此米一石四斗七升

此步數二百步。但し一步に付七合三勺五才。

一、中田　右同斷

此步數二百卅一步。但し一步に六合三勺六才。

一、下田　右同斷

此步數三百步。一步に四合九勺。

一、下田　右同斷

此步數四百廿九步。一步に三合四勺二才。

三ッ五分

一、上田一石　此米一石二斗三升

此步數二百步。一步に六合二勺五才。

一、中田　　　　　　右同斷
　此步數二百卅一步。一步に五合三勺二才。
一、下田　　　　　　右同斷
　此步數三百步。一步に四合一勺。
一、下田　　　　　　右同斷
　此步數四百廿九步。一步に二合八勺六才。
　三ッ
一、上田一石　　　　此米一石五升
　此步數二百步。一步に五合二勺五才。
一、中田　　　　　　右同斷
　此步數二百卅一步。一步に四合六勺。
一、下田　　　　　　右同斷
　此步數三百步。一步に三合五勺。
一、下田　　　　　　右同斷
　此步數四百廿九步。一步に二合四勺。

二ッ五分

一、上田一石　　此米一石八斗七升五合
　此歩數二百歩。一歩に四合三勺七才五。

一、中田一石　　右同斷
　此歩數二百卅一歩。一歩に三合七勺八才。

一、下田　　右同斷
　此歩數三百歩。一歩に二合九勺二才。

一、下田　　右同斷
　此歩數四百廿九歩。一歩に二合四勺。

　○又御定之寫

一、此一合不足を六ッに割候へば當高一勺六才六六となるを、上田一兎の定り米一合七勺五才にて右之一勺六才六六を割候得ば、上田一石之所高九升五合を生じて、何程の上田之高なり共毛引知なり。
中下下田も右同斷。

　四ッ八分

一、上田一石六斗八升（壹合七勺五才）　一歩に八合四勺

一、中田右同斷（壹合五勺壹才五）　一歩に七合二勺七才
一、下田　同（壹合壹勺七才）　一歩に五合六勺
一、下田　同（八勺壹才五）　一歩に三合九勺

末々失念無レ是樣に委く書付置申候。

一、六ッ成にて一束に三升取七十代、一石に付二石一斗、二百歩也。一歩に一升五勺。

一、右之一升五勺を、免六ッに候ゆへ六ッにてわり候へば、一免一合七勺五才になる。五ッ成も四ッなりも三ッ成も、譬へば右同前也。一免を元に致し免へかけ候へば、二百歩一石に米何程と知申候。

一、右之一免之一合七勺五才に二百歩を掛候へば三斗五升と成る、免六ッを掛候へば一石に二石一斗之定免出可申候。

一、一歩に付一合と毛引御座候に二百歩を掛二斗と成を、一石之定二石一斗にて割ば何升之引高と見へ申候。一石に九升五勺宛引高と見へ申候。

○覺

一、百姓取分考見申候得ば、上田十石は稻八百束刈申候へば、一束に米三升取にて二十四石とり申候。共內、ものなり、小役、諸色入目差引申候積米。

一、米　二十四石

内　六石　　物成米
内　二斗　　小役扶持方
　残り
此口米一斗二升
二口合
　　右は地頭へ納り申分
同三斗　　種籾五斗代
同一石九斗一升二合　小役之分。人足馬代四十七匁八分分。但一石二十五匁直段
同十二石六斗　作人之六人扶持。内四人はおとな、男女共に、同二人は忰。半年は晝飯長□
　　被下候、忰は二合五勺宛、晝飯なし
同一石六斗六升　右は作人六人之衣裝。但し箕濃（みの）、笠、手掛等。米直右同
同六斗　味噌代糀共
同五斗　鍬、鋤、鎌之代。米直し右同
同二斗五升　馬一疋之飼料、諸色取役仕候
同二斗五升八合　鹽の代、糠□□等拂申分にて有之候

○畠斗代割付

一、上畑一畝　分米五升
一、中畑同　同　四升
一、下畑同　同　三升
一、下畑同　同　二升
一、屋敷同　同　一斗

○検地斗代割付　六之法

一、上田　一歩に米三合　十歩に三升　一畝に九升
一、中田　同　米二合六勺　同　二升六合　同　七升八合
一、下田　同　二合　同　二升　同　六升
一、下田　同　一合四勺　同　一升四合　同　四升二合
一、菅田　同　一合四勺　右同　右同
一、稗田　同　一合　同　一升　同　三升
一、苗代　同　三合　同　三升　同　九升
一、上畑　同　一合　同　一升　同　三升

一、中畑　同　八勺　同　八合　同　二升四合
一、下畑　同　六勺　同　六合　同　一升八合
一、下畑　同　四勺　同　四合　同　一升二合
一、屋敷　同　二合　同　二升　同　六升

○米之取様之事

一、上田にて一束に付米三升刈取候義は、田坪十歩より出候稻之事也。但是に三の位を掛六を以て割候得ば、上田の分米一畝の高に成る。附り。中下下田共に割合之分此手段なり。毛見之時は年々斗代にも入申候口傳。

一、上田一畝　一斗五升
御當方御控。但慶長年中御國入の時より御定りなり。
一、中田一畝　一斗三升
此目安二五之法。
一、下田同　一斗
此目安一五之法。
一、下田同　七升

此目安一四之法。

右は上田斗代一斗五升、段々之目安を以て割候へば夫々に斗代出可申候。

○斗代割合別法

一、上田一束に付米三升刈取候時は中田一束に米二升六合五勺取

但し此目安一一五を以上田米三升を割ば二升六合となる。是に三の法を掛け七升八合となる。又六を以割ば中田斗代一升三合出る。

一、下田一束に一升四合取

但し此目安二一五を以上田米三升を割ば一升四合となる。是に田法を以掛四升二合となる。又六を以割ば下田斗代七升になる。

○畠斗代割之法

一、上畑　斗代一畝　五升

但し目安、田法を以て上田斗代一斗五升を割ば五升となる。

一、中畑　同　四升

但し目安、上畑之斗代ぇ八の法を掛四升となるなり。

一、下畑　同　三升

但し此目安、上畑斗代へ六の法を掛三升となる。

一、下畑　同　二升

但し目安、上畑斗代へ四の法を掛二升となる。

右斗代は總て日本之格取分。御當方之□□方には上田一畝斗代一斗六升六合六勺宛也。日本の法よりは一升六合六勺宛過なり。

〇土免割合之事

一、上田　一歩　米一升五合

但し十歩に一斗二升、一畝に三斗六升也。四の法を以割ば九升、一畝之分上納米となる。

一、中田　同　米一升四勺

但し十歩に一斗四合一畝に三斗一升二合。是を四の法を以割ば七升八合、一畝之分上納米なり。

一、下田　同　米八合

但し十歩に八升、一畝に二斗四升。是を四の法を以割ば六升、一畝之分上納米也。

一、下下田　同　米五合六勺

但し十歩に五升六合、一畝に一斗六升八合。是を四の法を以割ば四升二合、一畝之分上納米となる。

○同取立方之叓

一、上田（六ツ）　一免　二合

但し二合に六の法を掛一升二合、一歩之出米なり。是を四の法を以割三合上納也。

一、中田　同　一合七勺三才

但し一合七勺三才に六の法を掛一升四才、一坪出米となる。是を四を以割ば二合六勺、上納米なり。

一、下田　同　一合三勺三才

但し一合三勺三才に六の法を掛八合、一坪の出米なり。是を四の法を以割ば二合、上納米也。

一、下田　同　九勺三才三

但し九勺三才三に六を掛五合六勺、一坪の出米也。是を四の法を以割ば一合四勺、上納なり。

○本田御藏入高御鄉役之法

一、當高百石に　人足二百人（此扶持米、但し壹人に壹升宛御定）

一、銀　三十八匁（右は薪十釜、夏萱壹萬把、雪垣三十間、春垣三十間、藁百三十丸、糠五斗入にて三俵之御定）

○但し十石に付銀

一、十八匁　薪一釜（此人足九人扶持米九升）

一、銀六匁　夏萱千把　此人足四人 扶持米四升
一、同六匁　冬垣三間　此人足四人 扶持四升
一、同五匁　春垣三間　此人足三人 扶持米三升
一、同一匁五分　糠五斗入三俵　但し壹俵に付五分宛
一、同六匁五分　藁十三丸　但六尺丸、但し壹丸に付五分宛
銀〆三十八匁　當高十石より納
是へ一三五を掛、文銀五十一匁三分と成、外に三人御人足。但し一人に付一匁五分宛入る也。

○御給分御郷役銀

一、當高十石に付 銀十八匁　薪十釜　此人足九人　扶持米九升
一、同六匁　夏萱千把　此人足四人　扶持米四升
一、同五匁　春垣三間　此人足三人　扶持米三升
一、同六匁　雪垣三間　此人足四人　扶持米四升
一、同六匁五分　藁十三丸　但し六尺詰にて壹丸に付五分宛
一、同一匁五分　糠三俵　但し五斗入にて壹俵に付五分宛
一、同一匁八分　詰夫三人六分　但し壹人に付五分宛

一、同三匁　　　馬三疋但し壹疋に壹匁宛、口取共

銀〆四十七匁八分當高拾石之御定。是へ壹三五かければ文銀六拾四匁五分三厘となる。上納也。

此扶持米二斗但し三割半增にて上納可レ致。右は小役扶持にて鄉中引米となる。

○御忠進御開御小役銀當高拾石に付拾九匁御定。內四匁糠藁代。

一、銀九匁　　　薪代

一、同三匁　　　夏萱代

一、同三匁　　　雪垣代

一、同七分三厘　　　糠代

一、同三匁一分　　　藁代

銀〆十八匁八分三厘是へ壹三五かけ貳十四匁三分貳厘、當高十石の上納なり。

一、銀七匁五分大坂俵賃造、右京目上納。但し上納米拾石より出分。

○肝煎之覺

一、御物成百石に付免米二石也。百石餘は二石五斗也、二百石餘は米は五斗づゝ、此末何百石にても此割合にて可レ取レ之候。但し三石以上は端米に掛不申候。給分は納米斗に二を掛るなり。

○小物成納方覺

一、大豆^当高百石に 三石　一、小豆 四斗
一、糯米 三石　一、荏油 一石
一、胡麻 二斗。 右割合にて上納可有之候。

○此引米之覺

一、大豆一石に　米七斗六升九合割合但し米壹石に大豆壹石三斗とも有。
一、小豆一石　米八斗代
一、荏油一石　同一石
一、胡麻一石　同一石

○萬引米之覺

一、馬沓 十足にて　銀にて二分宛
一、藁莚 一枚に付　米五合
一、鹽 一升に付　同斷
一、繩 大小百尋に　同一升
一、柎^はしら 十本に付　同一合三勺三才
一、繼杭 十本に付　米五合但し末口貳寸より貳寸五分拾本に付壹升。

一、柴　三尺丸一〆に　同五合
　葉も同斷
一、明俵　一俵に付　米二合
一、屋根石　十に付　同三合
一、土塼　揄一尺長三尺百塼に一升
一、葉萱　三尺〆一把に　五合五勺
一、同　一尺二寸丸一丸に付同一合
一、御扶持人足　一人に　一升
一、干葉　十連に　米五合
一、薪　十束に付　同一升五合
一、苫　一枚長二間に　同六合
一、糠　五斗入一俵　同六合
一、割木　三尺　同六合八勺五才
一、藁　五尺丸一丸に　同四合八勺
一、蘆　一駄に付　同二升

一、簾　一間に　米二合五勺
一、薪柴　二尺丸十わに　同二升
一、麥　一升　同六合
一、小糠　一斗に　同一升
一、菰　長二間揃二尺五寸一枚に同二升
一、青草・五十把一駄に　同二升
一、粟　一升に　同三合
一、草履、草鞋　十足に　同二合
一、煤　三斗入一俵に　同七合五勺
一、御藏鄉御本田糠藁代銀は、當高十石に八匁宛。別水御開は半役にて四匁宛。
一、雪垣代銀見る時は當高へ六掛べし。
一、右引米取には當高百石に五斗割合なり。
一、釜木代銀之引米見るには銀を十八に割と云、釜木五把引米知るなり。但し百石に十八釜、代銀十八分宛之者也。

○御檢地之法

一、上田五 十五＝七十五、是を田法三にわり二畝十五歩と成。一畝とは三十坪之事也。二十九歩迄歩に出なり。亦分米を見るには、右之十五歩を三に割ば都合二畝半となる。是へ上田の一五を掛ればば三斗七升五合となる。惣て畝反を見るに竪横掛合せ田法三にて割ば畝反幾畝歩と知る也。夫ゑ上中下下の位を掛れば高知る也。其當高見るに、五ツ成ならば五を掛六に割ば當高知る也。四ツ、三ツ半、二ツも八ツも右同斷。

一、上畠五ツ、中畑四ツ、下畑三ツ、下畑二ツ、屋敷は十に下田之位也。

○御忠進御開御小役法

一、當高十石に付半銀之御定

一、銀四匁　糠藁代共 但し御本田には八匁に候へども、半銀之御定にて四匁に取立可レ申もの也。

一、銀九匁　薪萱代共、右同斷

一、同六匁　雪垣代共に

銀〆十九匁なり。

○田地苗代免被ニ下置一定式

一、上田當高一石に付　六歩

一、中田同　七歩

一、下田同　九歩
一、下田同　十二歩

天保十五歲
辰正月上旬

男鹿北浦村
小場政治謹寫

御金藏御定法書
黒印御定書

「御金藏御定法書」は金藏役支配の事務提要とも云ふべきもので、小物成、小役銀等の收納方法は勿論、滯納に關する規定等まで記載して居る。底本は編者の所藏本を以てした。此寫本は編者の曾祖父田中與四郎が嘉永三年に筆寫したものであるが、「秋田沿革史大成」を參照して補訂した點も少くない。

「黑印御定書」は山本郡久米岡新田村に配布されたもので編者所藏の原本に據る。最初に村の總高を示し、その田の種類と檢地帳々尻の免を附し、物成の出高を計算して一ケ條となし、以下順次收納、貢税の心得等を記し、最後に一般民庶の就く處を敎へて居る。而して毎年一回、其村の肝煎は、長百姓以下水呑に至るまでを一堂に集めて、是を讀み聞かす事になつて居たものである。寔に、至れり盡せりの施政といふべきである。本書と「四六精術」及び檢地帳とを併せ見て當時秋田藩の租税の量を算出したならば、こゝに「訂正御格式」の趣旨が一層徹底するであらうと思ふ。

御金藏御定法書

○給分高十石に付

一、釜木一釜　此人足九人　扶持米九升　此銀十八匁

一、夏萱千把　此人足四人　扶持米四升　此銀六匁

一、糠三俵　但し壹俵に付五斗入　引米なし　此銀一匁五分

一、春垣　此人足三人　扶持米三升　此銀五匁

一、藁十三把　六尺結　但し引米なし　此銀六匁五分

一、雪垣　此人足四人　扶持米四升　此銀六匁

一、詰夫三人六分　引米なし　此銀一匁八分

一、詰馬三疋　右同斷　口附ともに　此銀三匁

右扶持米二斗　右銀四十七匁八分

○御郷役當高百石に付

一、銀百八十目　釜木十釜　此引米一石五斗

一、銀六十目　萱（イ春）一萬把　此引米五斗

一、銀六十目　雪垣代　此引米五斗

一、銀十五匁　糂（イ糠）三十俵　但し五斗入

一、銀六十五匁　藁百三十把　但し六尺結

右銀合三百八十目　右引米合二石五斗

○□用御定法

一、銀五分　縄百尋　御郷役銀之内引べし

一、銀五分　明俵十俵　御郷役銀之内引べし

一、銀一匁二分　裏菰十枚　御郷役銀之内引べし

一、銀一匁五分　藁莚十枚　御郷役銀之内引べし

一、御城下通り村々は薪半役之事

一、男鹿村々薪之内八釜、船見御番所四ヶ所但し壹ヶ所に貳釜宛、殘分割合之事

一、百三駄三ヶ村薪二釜、船見御番所ゑ□納メ

○殘分割合

一、給人御帳付手作は御役御免之事。

○肝煎免之事

一、百石より上十石に付一斗　但し百石には貳石端迄右之定め

一、百石より内十石に付二斗宛　但し貳百石は三石。但し何百石有之候とも其内貳百石は三石なり、殘り何百石にても御定法の五ツ懸け。但し壹石より同肝煎免無之事。但し物成より出る口米候得は不懸。

○當高十石に付小物成割合

一、大豆三斗　五割増阿仁比内とも　三割増檜山　二割増秋田、仙北

一、小豆四升（イ斗）　一割増

一、胡麻二升（イ斗）　米一億（イ俵）

一、荏油一斗　同目升

一、糯米三斗（イ升）　同目升

○在々給人御役米覺

一、高五十石以上百石に付七石四斗

一、高五十石以下十石に付米五斗三升八合之殘り

○御本田御郷役定法高百石に付

一、丁銀百八十目　釜木七釜　此引米一石五斗

一、丁銀六十目　萱一萬把・此引米五斗

一、丁銀十五匁　糠三十俵但し五斗入引米なし

一、丁銀六十五匁　藁百三十把但し六尺三寸結引米なし

一、丁銀六十目　雪垣代　此引米五斗

右銀合三百八十目　右引米合二石五斗但し御開きは半役銀なり、依て引米も壹石二斗五升。諸役ともに半役之事。

○

一、當高百石に付物成六十石　外口米一石二斗

二口〆六十一石二斗・内二石萬人(よろづ)足扶持米引　殘り五十九石二斗

一、米四斗　胡麻二斗

一、米一石　荏油一石

一、米三斗六升三合　小豆四斗

一、米二石五斗　大豆三石

一、米三石　糯米三石

米五十一石九斗三升七合　米にて上納

一、文銀四百七十八匁　　小役銀

内百八十匁　薪十釜人足九十人　　此扶持米九斗

一、内六十目　人足四十人　夏萱一萬把　一人に付一匁五分宛　此扶持米四斗

一、内五十目　春垣人足三十人　一人に付一匁六分七毛宛　此扶持米三斗

一、内六十目　冬垣人足四十人　二百間之所　一人に付一匁五分宛　此扶持米四斗

一、内十五匁　糂三十俵　但し五斗入　此扶持米なし

一、内六十五匁　藁百三十把　但し六尺三寸結　此扶持米なし

一、内十八匁　詰夫三十六人　此扶持米なし

一、内三十匁　馬三十疋、口附ともに　此扶持米なし

總扶持方米　二石

○

一、小豆一斗一升　此引米一斗但し十一にて割る

一、大豆一斗二升　此引米一斗但し十二にて割る

一、蕎麥一斗　此引米六升

一、胡麻一斗　此引米二斗

一、荏油一斗　此引米一斗

一、桑實一斗　此引米三升

一、ぜんまひ一駄　此引米一升三合

一、割木一束但し三尺結にて　此引米五合

一、藁一束但し銀にて五分　此引米七合

一、苫一枚但六尺四方　此引米四升

一、藤弦百尋に付　此引米一升

一、蒲萄弦百尋に付　此引米三升

一、馬沓一足　此引米二合

一、乗馬一疋　此引米一升五合

但し大豆二升米二升宛渡筈、引米二升

一、青草一駄但し五月一日より九月晦日迄　此引米二升

一、縄にて納候時は百尋に付米一升宛銀五分

一、男俵十俵但し古來銀五分宛　此引米二升

一、上莚十枚但し古來銀壹匁五分　此引米二升

一、裏莚十枚但し古來銀壹匁貳分五厘一升五合
一、杭十本但し末口壹寸長壹丈同五合亦貳寸五分三寸は一升
一、林(はしら)十本　此引米一升
御普請人足　扶持米九合但し御用銀は壹人に付古銀四分宛
一、柴三尺丸十丸　此引米五升
一、芝塼(くれ)十枚に付　此引米一升
一、屋根石百に付　此引米三升
一、石垣一ッ　此引米六升
但一尺五寸より二尺迄　厚一尺より一尺二三寸迄

○

延享貳五月能代大火事之節調製候處右之通り被成下□候。

一、杭十本　文銀四分
一、林(はしら)十本　文銀五厘
一、苫十枚　文銀一匁一分
一、菰十枚　文銀七分

一、荒川缺、砂埋、山崩、堰下、共外御用地に成候田地於有之は、少分にては高之内引落し有高にて諸役可納事

一、高一石以下は物成之外諸役御免之事

一、本圖（ほんと）直し以後引高有之ば、御金藏役人書付次第引落し御郷役上納可致事（書付御朱印之事なり。）

一、御檢使打直し高於有之は、御金藏より御高書出し次第御役取可申事

附休明開キ同前之事

○御金藏定め

一、當（縦ば）高六百五十石　此物成六ッ五分納めにて三百五十七石五斗、口米七石一斗五升

二口合　三百六十四石六斗五升　此納め

一、十三石三斗二升五合　御郷役引米、高百石に付二石五升づゝ

一、三石七斗八升五合　肝煎免

一、三百四十七石五斗四升　米上納分

但し肝煎免は物成三百五十七石五斗之内二百石にて三石、殘り百五十七石ゑ定の五を懸け七斗八升五合なり。千石にても二百石にて三石、殘り五を懸る。

○

一、阿仁、大小比内分とも大豆五割増、檜山分は三割増、秋田、仙北ともに二割増、小豆は御領中村々ともに一割増。

○

一、畑返り、荒開き、起返り、畠屋敷に成り出目二ヶ年休。但し除屋鋪上る分休無之候。

一、新開きは畑屋敷ともに三ヶ年休。

○

一、御物成翌年七月迄利足御免、八月より五割之利足付候筈、寳永二酉の年より御改め。御金藏役人方己酉九月十日權太夫、又太郎、右兩人證據出る。

一、指上米不納は翌年七月中利足御免、八月朔日より五割の御利足付候事。（一書に據る）

一、御郷役は翌年正月廿日迄は利なし、廿日過候得は三歩利足、先年より御定りなり。

○

一、四歩は切捨り、五歩は上るなり。算用定め寳永七寅三月廿四日權太夫定書付。岩見山內十歩勘定之內、萱秣柴知行役錢定之外、銀米ともに。

○御郷役銀御宥赦之事

一、御傳馬所は大方薪萱御免に付十四匁なり。

一、八森村は雪垣代御免にて三十二匁なり。
一、阿仁村々は三十八匁所、能代御材木被仰付候に付薪萱御免にて十四匁なり。
一、八森村之内岩館村津輕御境目並に御傳馬所故、先年より雪垣代斗りにて上納六匁なり。
一、能代は町並にて諸役相勤め是迄畑斗り物成上納、小役は跡より御免なり。

○御鄕役より萬引米出法

一、當高十石に付御鄕役十四匁。但し引米五升。高十石ぇ六ッ懸け、五ッ懸け、六ッ以割候得ば引米知るなり。
一、同高　同十八匁　此引米二斗五合
内一升五合薪代、内五升萱代、内五升雪垣代。但し雪垣、萱代銀見るには當高ぇ十二を懸け、此引米見る時は銀高ぇ八三三懸け知る也。
一、薪代銀見るには當高ぇ五八三を懸け、糮糠藁代銀は當高ぇ八を懸け、但し引米なり。
一、三十八匁ぇ引米銀にて見るには、當高ぇ三をかければ薪、萱、雪垣代銀知る也。其銀ぇ六八三を懸ければ引米となる。
一、同銀四十七匁八分の所は高十石に付米二斗宛、銀にて引米見る時は四一八を懸け引米知る也。
一、別水開きは高十石に付一斗二合五勺。右高ぇ一五を懸ければ薪、萱、雪垣代の半役銀知る也。

一、銀高ゑ六八三を懸ければ米知る也。但し引米なり。糠藁は高ゑ四を懸ければ知る也。

一、御人足代銀、本田は高十石に付三人、此代銀一匁五分。御開き高十石に付三人、四匁五分宛。

一、大坂俵造賃は米七五を懸ければ銀になる。夫れゑ一三五を懸ければ文銀となる。

一、草高より當高見るには、草高ゑ免を懸け夫を六に割れば當高になる。但し六ッなれば則當高なり。當高より草高見るには、當高ゑ六を懸け夫を免にて割れば草高となる。

一、五斗米は當高ゑ五を懸け、銀は當高ゑ四七八を懸ければ古銀なり。夫ゑ一三五を懸ければ文銀知る也。

一、御本田御人足は、高ゑ三を懸け、夫れゑ五を懸ければ代銀になる。夫れゑ一三五を懸ければ文銀になる。

一、森岡村は、雪垣代銀は御傳馬六を懸ければ古銀になる。同高ゑ八を懸ければ糙藁代銀知る也。〆十石十四匁なり。

一、御傳馬高ゑ五を懸ければ□御郷役銀引米知る。夫れゑ一三五を懸ければ文銀となる。

一、上り知銀は高ゑ四七八を懸け、夫れゑ一三五、引米高ゑ二を懸ければ知る也。

一、森岡村御郷役は十四匁なり。但し十石に付。內六匁は雪垣代銀、同六匁五分藁十三〆代、同一匁五分は糙代銀、〆十四匁なり。

一、右引米え、雪垣銀目え三を懸け、當高え五を懸ければ二口引米知るなり。

一、森岡村、鹿渡村、檜山町右同斷。母體村之儀は山下村之事故右同斷。

一、志戸橋村も右同斷。御傳馬高の內能代町諸役御免。但し御本田御人足は百石に付三十人法にて、人足代銀一ト通り出申候。

一、岩館村は雪垣一ト通りにて、外糠藁は御免。但し右村の上り知も御本田同前なり。

一、八森村は、御境鄕の事故御鄕役は二十三匁なり。內九匁薪代半役、內六匁雪垣代丸役、內八匁糠藁代同斷。〆二十三匁也。

一、引米之儀は薪代銀え五三五を懸け、雪垣代三を懸け、糠藁代四を懸け。但し雪垣代、糠藁二口引米一ッに知る時當高え五を懸け。

一、上岩川、下岩川、大口村、中澤村、向能代村、右村々は御本田御入りにて當高十石に三十八匁御鄕役なり。

內十八匁薪代銀、內六匁雪垣代銀、內六匁夏萱代銀、內八匁糠藁代銀。〆三十八匁也。

一、上り知高は何方村にても四十七匁八分なり。但し一石より下の村は小役銀御免。御本田御開きともに右同斷。

一、御開き高は、久米岡、富岡、淺田、沼田、濱田村とも十九匁御鄕役なり。但し御本田三十八匁の半役

にて。

一、大坂俵賃帳面調方之儀は、年々御皆濟に罷登り候もの、御藏鄕有米え、米一石に付古銀七分五厘宛の懸算にて右帳面調ひ指上可申候。

一、鹿渡、森岡、豐岡、志戶橋、檜山、母體、八森、岩館、大口、下岩川、上岩川、右村々なり。但し中澤村先年より出不申候。

一、右俵賃之儀は年切に違ひ有之候。其譯は、毛引並に米過に有之時は有米不足に相成候故定り無之候。尤紙年紙等は有米内より引落し正米え七分五厘掛るなり。

○定

一、御本田往還御傳馬高御鄕役銀、當高百石に付

一、銀六十目雪垣代銀　此引米五斗

一、銀八十目糠藁代銀　但し引米なし

〆百四十目

一、御本田脇御藏御鄕役銀、當高百石に付

一、銀六十目雪垣代銀　此引米五斗

一、同百八十目薪代銀　此引米一石五斗

一、同六十目夏萱代銀　此引米五斗
三口〆三百目　引米合二石五斗
外に八十目糠藁代銀。右二口〆三百八十目。

○

一、引米は當高え二〇五を懸け申候得ば米知るなり。御人足は當高百石に付三十人、代銀は一人に付平目銀五分宛、薪代銀當高十石に付十八匁、引米は銀百匁に付五斗八升三合三勺。但し御傳馬高、御山下タ、御境目鄕は御免。
雪垣、夏萱代銀當高十石に付十二匁、銀百目に付引米八斗三升三合、孰も糠藁代銀不入。薪、夏萱、雪垣代銀一ッ度に懸る時は、當高え三を懸けて銀になる。糠藁代銀は當高え八を懸る也。
一、大坂俵賃銀は、去年中の御皆濟萬ッ引米外米え七五を懸けるなり。

○

一、上り知御藏高御鄕役銀、當高百石に付
一、銀百八十目　薪六尺三寸張十釜　此人足九十人　此引米九斗
一、銀五十五匁　春垣代銀　御人足三十人　此引米三斗
一、銀六十目　夏萱一萬把　御人足四十人　此引米四斗

一、銀五十五匁　雪垣代銀　　御人足四十人　此引米四斗
一、銀十五匁　糙五斗入　　三十俵
一、銀六十五匁　藁六尺三寸結　　百三十〆
一、銀三十目　御傳馬三十疋　　三十疋
一、銀十八匁　人足三十六人代銀　一人に付五分づゝ
右銀〆四百七十八匁　　引米合二石

○

一、御米積り引米は當高え二を懸る。諸役銀當高十石に付四十七匁八分、銀百目に付引米四斗一升八合五勺、口米出物成二を懸る。御本田上り知、別水御開共。

○別水御開き御郷役銀百石に付

一、銀六十目　雪垣代銀　此引米五斗
一、同百八十匁　薪代銀　此引米一石五斗
一、同六十匁　夏萱代銀　此引米五斗
三口〆三百目　　此引米合二石五斗
右半役銀にて百五十目也。外糠藁代銀八十目の内半役にて四十目。半役二口合百九十目也。

一、引米半役米にて當高ゑ一斗二合五勺の法にて、十〇二五を懸て引米知るなり。又半役銀糠藁代銀除く外、六八二懸るは御皆濟目錄相違なし。

一、別水御開き高、當高ゑ十五を懸る也。是ゑ引米六斗八升二合懸ければ引米違ひなし。十〇二五は少違あり。

一、薪、夏萱、雪垣代銀は當高ゑ十五懸ける。糠藁代銀當高ゑ四を懸る也。

一、京目足銀は百目に付古銀にて二分づゝ。

一、御符賃は一匁に付錢三歩づゝ。御金藏御皆濟御鄉役銀寛政十一未年立方、平目銀にて御皆濟帳ゑ相立京目入候而。

御本田當高百石に付

一、文銀平目二百四十四匁二分二厘　薪代銀

一、文銀平目八十一匁四分一厘　萱、雪垣代銀

一、文銀平目二十目三分五厘　糠代銀

一、文銀平目八十三匁一分九厘　藁代銀

上り知當高百石に付

一、文銀平目六百四十八匁五分三厘　諸役代銀

御開き當高百石に付

一、文銀平目百二十二匁一分一厘　薪代銀
一、文銀平目四十目七分　藁代銀
一、文銀平目四十目七分　雪垣代銀
一、文銀平目十匁一分八厘　糠代銀

〆一貫二百九十一匁三分九厘

右之通り懸候樣に被仰付、肝煎免石以下よりも二升ツヽ同年より被下候。郡方帳は出高より九才迄切捨、當高出米も右同斷、御鄕役も右同斷。本田、御開き御人足は不被下候。引米も九迄切捨□□なり。

○秋田六郡村々萬引物米

一、稻穗十本に付　此引米二升
一、石場大石一ツ（壹尺五寸渡り 貳尺渡りなり）　此引米九升
一、ばらの實　一升　此引米三合
一、葉萱　三尺丸一羽　此引米二合五勺
一、葉萱一尺二寸通り十羽葭同斷　此引米四合
一、上白米　一升　此引米一升三合

一、上中白米　一升　此引米一升二合
一、人足一人扶持方　此引米一升
一、人足詰夫手形有之時は　此引米一升五合
一、二本松立歸り夫　一人　此引米五升
一、鬼灯（ほゝづき）　百粒　此引米三合
一、干葉　十連　此引米五合
一、道詣（イ道通）一人一夜　但鳥打、鷹匠、諸職人晝食あり　此引米一升
一、通詣乘（イ道中乘馬）　一疋一夜　此引米大豆二升
一、豆腐粕　一斗　此引米三合
一、鳥腸筵（こりもつこ）　一枚　長貳間　此引米六合
一、鳥腸筵　掵五尺長五尺　此引米三合
一、ちしやの實　一升　此引米三升
一、砂利俵　一俵　此引米二升
一、苫　長六尺七寸掵五尺　此引米四合
一、糠五斗入一俵　炭も同斷　此引米六合

一、藁百羽に付　五尺丸右同断　此引米四合五勺

一、藁百羽に付　一尺六寸通り　此引米七合

一、藁三尺通り　此引米一合七勺五才

一、藁筵　一枚　此引米五合

一、割木　一尺丸一束　此引米六合八勺

一、割木薪　三尺通り一束　此引米五合

一、かけ槌　一丁　此引米七合

一、から竹　三尺四寸　此引米五合

一、萱百羽但し代銀六分　此引米五合

一、釜木一釜に付但し六尺三寸張代銀十八匁　此引米一升五合

一、駕籠者　一人一夜賄　此引米二升

一、よし　一駄　此引米二升

一、葭簾（よしず）　一間　萱簾も同断　此引米二合五勺

一、鷹丈　一疋一夜分　此引米五合

一、鷹丈こも　一枚　此引米二合

一、明松　十本　此引米五合
一、�седь(はしら)　十本　此引米三合三勺三才
一、繩　百尋　此引米一升
一、麦　一升　此引米六合
一、馬沓　一足　此引米二合
一、馬　一疋但し馬にて請取手形有之時納　此引米大豆二升
一、五加木(うこぎ)　一本　此引米三升
一、苫二尺　一枚に付　此引米三合
一、苧柄　六尺一〆　此引米一升五合
一、苧柄　三尺丸一〆　此引米五合
一、沓　一足　此引米二合
一、鍬臺　一丁　此引米七合五勺
一、杭長七尺より八尺迄末口二寸三寸　此引米一合
一、黒實　一升　此引米三合
一、山芋　十本　此引米二合

一、山萱　百羽　此引米一升
一、丸太長八尺末口三寸四寸一本　此引米七合
一、鍋柄（なべつる）　一本　此引米二合
一、天蓼弦　一本　此引米二合
一、ふとふ實　一斗　此引米三升
一、藤（とう）三尺一束尋と云ふ時百尋　此引米六合六勺
一、ふとふ弦　百尋　此引米一升
一、菰　十枚長間　此引米二升
一、同　二尋、捻二尺五間　此引米一合六尺
一、同　長八尺、捻六尺一枚　此引米四合
一、荒糠　一石　此引米一升二合
一、青　百目　此引米一升五合
一、青大豆　一尺丸一羽　此引米四合
一、青大豆　一駄　此引米五升
一、粟穗　百本　此引米六合

一、青大豆　二尺丸一羽　此引米五合
一、青大豆　六尺丸一羽　此引米三升
一、青大豆　一尺丸一羽　此引米二合
一、青大豆　三尺丸一羽　此引米一升
一、明俵　一俵　此引米二合
一、青草　一駄　此引米二升
一、粟　一升　此引米六合
一、粟穂　一尺丸一羽　此引米一升二合
一、酒粕　一升　此引米三合
一、篊　十羽　此引米五合
一、草履　一足　此引米二合
一、草履　一足　刺付筵一枚　此引米一升三合
一、木炭　一斗　此引米五升
一、杵木　一丁　此引米五合
一、きのめ　一羽　此引米一合

一、黍　一升　此引米五合
一、雪垣　一間　此引米三升
一、雪かへすき　一枚　此引米三合
一、柴　一尺二寸尺　十本　此引米一升
一、柴　三尺丸十羽　此引米五升
一、柴　五尺丸一羽　此引米一升五合
一、白糸　百目　此引米三升
一、鹽　一升　此引米五合
一、芝塼　十枚　此引米一升
一、蜆貝柄　一升　此引米一合
一、江戸立歸夫　一人　此引米一石
一、荏油　一合　此引米一升
一、榎實　一升　此引米三合
一、稗　一升　此引米六合
一、檜串　長一尺十本　此引米一合三勺三才

一、籾　一升　此引米六合
一、桃ずよひ　十本　此引米五合
一、李の皮　一組二百目　此引米三升
一、李皮　一羽長二尺五寸丸　此引米一升
一、砂　一俵　此引米七合
一、砂　一坪と言時　此引米五升
一、炭　五斗入一俵　此引米三升四合
一、中目六貫六百目
一、炭　四貫目　此引米二升
一、炭　三貫目　此引米一升三合
一、煤　三斗入一俵　此引米七合五勺

御開き

一、當高十石に付御人足三十人づゝ。一人に付京目一匁五分づゝ。

御本田

一、當高十石に付御人足三十人宛。平目銀五分づゝ。

大坂俵造賃

一、本田御物成一石に付京目七分五厘宛。別水は除き。

右之通り、寛政十一未年御金藏御皆濟帳え平目銀にて相立候所、京目入候と被仰付。仍而如斯記置申候。

以上

嘉永三歳庚戌霜月吉日

田仲與四郎用之

山本郡久米岡村物成並諸役相定條々

免四ツ五歩成
高三百八十六石九斗二合　新田
免三ツ八歩成
同四十一石一斗一升四合　新田
當高〆三百十六石二斗一升六合
此物成百八十九石七斗三升　但水損干損其年之見分次第たるべし。

一、六ツ成高百石に付物成六十石宛藏入給分共に百姓可納之事
一、升は判之升にて可斗之。若非分に計取者於有之は急度可致披露事
一、口米之儀、物成六十石に付米一石二斗宛可出之事

一、藁草は物成六十石に付六尺結繩にて百三十丸可出之、藁之本を打達兩方揃、中を六尺丸に可致之事
一、糠は物成六十石に付五斗入三十俵宛可出之事
一、藏入之村人足入次第可出之、扶持方は一人一日に付判之升にて一升五合宛、年貢納候時之勘定に可引合。竈木、夏萱、雪垣等之人足扶持方も可爲右同前事
一、給分之村、六ッ成高百石に付一ヶ年に人足二百三十六人可出之。扶持方は一人一日に付判之升にて一升宛可取之。內二百人は春垣、夏萱、雪垣、竈木之分也。同三十六人は入用次第可勤之事
一、藏入之村、馬入次第可出之。一疋に口付一人、此扶持方判之升にて米二升宛、年貢納候時之勘定に可引合事
一、給分之村、六ッ成高百石に付一ヶ年に馬三十疋宛可出之。但一疋に付口付一人、此扶持方判之升にて米二升宛可取之事
一、藏入之村、六ッ成高千石に付詰夫一人宛可出之事
一、給分之村、其給人江戶詰之時は六ッ成高百石に付江戶夫一人宛可相勤。道中、江戶逗留中給人致扶持之外一ヶ年に付判之升にて米五石宛、半年詰は米一石五斗可請取之事
一、藏入之村人足仕、六ッ成高百石に付一ヶ年に三十人宛可召仕之事
一、藏入之村肝煎免、物成米百石に付二石、二百石に付三石、其上之高は百石に五斗宛之算用に藏より

肝煎取之。物成皆濟之時分勘定に可引合事

一、一鄕之肝煎支配之百姓家一軒に付、一ヶ年に人足四人宛可召仕之事

一、一鄕に新田之肝煎於有之は、支配之新田百姓家一軒に付一ヶ年に人足四人宛新田之肝煎可召仕之。本田之肝煎一鄕新田之百姓家一軒に付、一ヶ年に人足二人宛可召仕之。本田作候百姓新田をも作候は、家一軒に付一ヶ年に人足四人宛本田肝煎仕之、新田肝煎は人足二人宛可召仕之事

一、藏入之村給分之村共に、一鄕之肝煎作候高六ッ成二十石迄は夫傳馬人足不出之、肝煎二十石高之分は百姓可勤之、二十石より上作候は過之分は何程にても肝煎可勤之事

一、山川野役如相定之藏ゑ可納之事

一、藏入之本田、新田、闕、堤普請一村之內にても、自分之田ゑ不掛水なりとも一村之百姓無殘人足出し可勤之

但給人之新田は、正保慶安年中平均之竿入候分は本田可爲同前。其以後之開は右水掛り之田作候百姓ばかり人足可出之事

一、藏入之村給分之村共に缺落百姓於有之は、當物成小役共に一鄕之百姓可致皆濟。附て跡田地作人有之迄は一鄕之者作之荒間鋪事

一、藏入之本田、開之水にて、延寶二寅之年より以來給人新田致候分は藏入に竿可入之事

一、藏入之本田、開之堰え給人新田之水を加取候儀停止之事
一、地頭代官え禮錢之儀百姓可爲存寄次第事
一、跡々より如申付、在々所々之百姓奢たる儀不仕農業を專にいたし、進退持立候樣に常々心懸諸事不可致油斷事
一、領分中百姓返之儀檢地之時、在付候帳面次第たるべし
但地頭代官より暇爲取候百姓は可爲各別事
一、藏入之村代官之者、給分之地頭並在々公用勤候者非分之儀於有之は、急度可致披露事
一、不孝之百姓於有之は可處罪科事
一、從先年如申付、肝煎百姓不應其身に屋作不可致之。但街道筋之家、人宿仕者は可爲各別事
一、百姓衣類、江戸より御法度書之通可致事
一、勸進相撲、あやつり等之芝居之者、在々所々に一切不可留置事
一、神事祭禮或は葬禮年忌之佛事、或は娶取聟取諸事之祝儀等に至迄、百姓に不似合結構不可致之事
一、往還之旅人に不可致慮外。夫傳馬無滯出之、駄賃木賃如制札之可取之事
右條々可相守之者也
寶永二年酉十一月日　（黑印）

六郡生米考

六郡生米考

年々の作合に因て六郡生米多少の考

新田目道茂著

○一億八千六百六十二萬四千坪

六郡の田地凡四里に十里程にて、四里の間數八千六百四十間、二十里の間數二萬千六百間の積り。但六尺四方一坪の法。右坪積りの法より以下、町反積りの法、高積りの法ともに、精くは訂正御格式を見て知るべし。

内三百七十三萬二千四百八十坪

苗代に除く。但百坪に付二坪充にて、御國の反法四百歩一反に付八坪の法。此四百歩一反を裡(うら)の法とす。

此町反千二百四十四町一反六畝

但、是は一反三百歩の法なれども是も尙裡の法也。歩數を四百歩に除て出でたる町反を三百歩の町反と立るは表の法なり。是を心得置くべし。

此郷高一萬二千四百四十一石六斗

但平均下田の積り、一反一石の法

〇

―殘坪一億八千二百八十九萬千五百二十坪

此町反六萬九百六十三町八反四畝

但、一反三百歩の法にして是亦裡の法なる事上に同じ。

此郷高六十萬零九千六百三十八石四斗

但平均下田の積り、一反一石の法

此總籾二百四十三萬八千五百五十三石六斗

但一反に付四石の法

此出米百四十六萬三千百三十二石一斗六升

但一升に付六合摺りの法

右は平均下田の法にして八分の作に當る生米の積りなるが、其作合に因て其生米の多少左の如し。

○一此刈稲七千三百十五萬六千六百零八束

但平均三手打一把の十把一束にて、百坪に四十束の法

△此生米平均作合十分より三分迄八段の積り

○十分　一坪一升　百八十二萬八千九百十五石二斗　但一束二升五合
○九分　一坪九合　百六十四萬六千二十三石六斗八升　但一束二升二合五勺
○八分　一坪八合　百四十六萬三千百三十二石一斗六升　但一束二升
○七分　一坪七合　百二十八萬二百四十石六斗四升　但一束一升七合五勺
○六分　一坪六合　百九萬七千三百四十九石一斗二升　但一束一升一合
○五分　一坪五合　九十一萬四千四百五十七石六斗　但一束一升二合五勺
○四分　一坪四合　七十三萬千五百六十六石八升　但一束一升
○三分　一坪三合　五十四萬八千六百八十四石五斗六升　但一束七合五勺

右十分より三分迄の八段にて盡る事とすべし。但十一分、十二分の作合も必なしと云べきには非ざれども、十一分は一坪一升一合に一束二升七合五勺、十二分は一坪一升二合に一束三升にて、一坪一合の差ひは凡十八萬石程故、十一分としては二百萬石程に、十二分としては二百十八萬石程なり。十分と云ふ作合の、十度に一度も斯る作合の交る事も有んか。又三分は凶

年の極みと云ふべし、天保四巳年の大凶は此三分に當れる事ならんか。翌午年十萬石程の食物を御下しと成りたる事なるが、此三分の五十四萬八千石餘へ十萬石加へ六十四萬八千石餘にして、六郡の下民死亡に及べる事は人皆是を知る處也。尚又下〻に記す處の六郡の人積り、米積りを以てよく是を辨ふべし。

○六郡人積り

六郡總人數。但天保四巳年の調べには四十三萬五千二百六十二人なれども、二百六十二人は是を除く。

○四十三萬五千人

但　内十二萬三千九百人　　強業の耕夫

但田の總坪數一億八千六百六十二萬四千坪、畠の總坪數六千百二十五萬坪、二口合て二億四千七百八十七萬坪。此四百步一反の町反六萬千九百六十八町五反。右四百步の一反に付耕夫二人の法にて十二萬三千九百三十七人なれども、三十七人は之を除く。又天保四巳年の調べには六郡の總民數三十六萬九千四百八十一人なるが、是を三十七萬人として一家六人に、内二人は耕夫にて共耕夫十二萬三千三百三十三人なり。其實人數より出たる耕夫の數

と、反數に因て出たる耕夫の數と其大數の差はざるを見て、耕夫積りと田畠の町反積りと、
其中勘せる處の差はざるを知るべし。

外に　一萬人　　　他領より入り人の大凡考

但十崎、能代舟手の者共、或は久保田、仙北、下筋、又は銀山、銅山等へ入込み、商人並に雲水の僧、虛無僧、行人、角力取、役者、藝者、香具賣の類、其外總て往來の旅人とも凡二萬人の半年分。

合て四十四萬五千人

內五千人　　　地の者他領へ出る處の大凡考

但江戶、大坂へ御家中登り詰合、供回り共、或は商人、手間取り、伊勢參り、金毘羅參り、羽黒參り、僧侶の本山登り、雲水共凡一萬人の半年分。

殘り四十四萬人

△右人數にて一ケ年入用の米積り

○四十萬五千八百九十六石四斗　　　强業の耕夫十二萬三千九百人の飯料

但、一年三百六十日の內七十二日は柔業の日にて一日一人七合半、同二百八十八日は强業の日にて一日一人九合半、都合一年一人三石二斗七升六合充。右食積りの法精くは訂正御格

式を見て知るべし。右耕夫の外山子（やまご）なども强業の者なれども、此耕夫人數の内へ見込て可なるべし。

○五十三萬二百八十石　平民二十四萬五千五百人の食料

但、農民の總數天保四年の調べにて三十六萬九千四百八十一人なれども、是を三十六萬九千四百人と見て、内十二萬三千九百人の强業耕夫を引、殘り右人數一日一人六合、一年三百六十日にて二石一斗六升充の積り。但御格式の法は、平民共に强業の者と同く一年三石二斗七升六合の積りなれども、夫れは濁酒迄も見込みたる法なるが、今は濁酒をば別に積り出したる事故其濁酒の見込を引き、平人定法の五合へ一合を增して、婦人老幼とも平均六合とせる也。是は强業の者には有ざれども、農民丈は平人より强食なるべく、又子供なども、御城下回りの如く菓子やうの喰物もあるまじきを以てなり。

○十二萬七千八十石　平人七萬六百人の食料

但、總人數四十四萬人の内農民三十六萬九千四百人引、殘り右人數一日一人五合にて、一年三百六十日には一石八斗充の積り。

○八萬石　六郡清酒造り米、糀米、並に搗減りとも定石一萬五百石程に割增加へ大凡考

但、久保田町並に牛島、田中、八丁、合て請石二千四百石の平均三遍返し、此造り米七千二百

石、此糀米三千六百石、外に搗減り米千二百石、都合一萬二千石。在々合て請石八千石の平均五遍反し、此造り米四萬石、此糀米二萬石、外に搗減米六千七百石、都合六萬六千四百石。總合七萬八千七百石、是を八萬石と積る。右造り米二口合て四萬七千二百石、此水酒五萬二千石、十一の滴りに當る。但此水酒積りは定法なれども、實は十二半の滴りにも當るべし。然る時は五萬九千石なるが六萬石はあるべし。

○十萬石　　濁酒造り米、糀米共大凡考。但六郡村々、並に組下、給人、御足輕町場とも但、下モ、仙北共大高持分限の者は、家内の扶持米にも齊しき程濁酒米に潰すと云へども、小百姓は扶持米の五ガ一も造らず。但此扶持米と云ふ事は、上に記せる如く農民の食米積り七合半、九合半などの事を以て云ふに非ず。平人の輕升五合の積りを以て云ふ事也。御格式には、强業の外なる平民をも七合半、九合半などと積りたるは、既にも云る如く濁酒迄も見込たる物なるを知るべし。又濁酒は粃(しひな)、粇(あらもと)の類をも加へ造る事故、夫れをも見込みたる考也。

○六萬五千石　　糯米凡考

但、一ヶ年の餅、强飯(こはいひ)、干餅、菓子、飴、白酒、染形粘の類品々になる積り。下モ、仙北ともに、持高十石の百姓は大體高一石糯作る物なれども、二百石三百石の高持の者は、又其如く十ガ一

の割にも作らず。又城下近在は千刈に二百刈も作れども、奥在は千刈に六七十刈も作る故、總當高凡三十四萬石に八分の平均當高二萬七千二百石と見て、其生米積り二四の定法。

○三萬千五百石　味噌糀米

但、一家六人に付大豆六斗、糀米四斗三升の法にて、總人數四十四萬人の分ッ三萬千五百三十石餘なれども、三十石餘の端は是を除く。

○一萬五千石　小遣ひ品々の分ッ大凡考

但、酢、醬油等の糀、彼岸團子、其外シンコ、カウレン、干菓子、鮓飯、餅の取り粉等の考。總人數四十四萬人の、一家六人の一軒に付二斗程づゝの積り。

○一萬千石　種籾になるべき米積り

但、田の總坪一億八千六百六十二萬四千坪の內、三百七十三萬二千四百八十坪苗代分ッに引、殘り一億八千二百八十九萬千五百二十坪。此四百步一反の町反四萬五千七百二十二町八反八畝の、一反に付四田平均籾にて四升一合九勺三才に當る法なれども此法の精しきは訂正御格式を見て知るべし是は餘る丈に積れる定法故、是を四升として此總籾一萬八千二百八十九石餘となり、此米一萬九百七十石餘となる。是を右に積る。

合百三十六萬五千七百五十六石四斗

内十萬五千七百五十六石四斗

六郡在々は粃(しひな)、籺(こめさき)の類を濁酒米に加へ、又澤奥の在々並に男鹿等の米不足の村々は、粃、籺、又は麥、粟、稗、蕎麥をも飯料へ加ふる事故、右にて正米の浮きとなるべき大凡考。

内七萬三千石　粃、籺

同三萬二千七百五十六石四斗　麥、粟、稗、蕎麥等の大凡考

但、粃、籺は籾一石に付三升充出る積り。六郡平均下田の積り一反に付籾四石取りの法として、此總籾二百四十三萬石餘へ三升を乗(かけ)て斯の如し。右七萬三千石の内五萬石は濁酒十萬石の内へ見込み、二萬三千石は飯料の方へ見込むべきか。麥、粟、稗、蕎麥の積りは、六郡畠高三萬石、此總坪六千百二十五萬坪の三ガ一は麥、粟、稗、蕎麥の類仕付べき考にて此坪數二千四十一萬六千六百六十六坪、此四百歩一反の町反五千百四町一反七畝、此取り實(み)、麥、粟、稗、蕎麥押ならし一反に付二石四斗位の積り（但糠をば除きたる上の考）都合十二萬石程。内三萬二千七百五十六石四斗は飯料の内へ見込み、殘り八萬石餘は醤油、菓子、饂飩、素麵、蕎麥切等、其外種(たね)などになる分ッともの積り。

○殘百二十六萬石　一ヶ年の入目

此見合せ

○百八十三萬石程　十分の作

内百二十六萬石　一年の入目

同二十萬石　沖出の考

殘三十七萬石　凶年備

○百六十四萬六千石程　九分の作

内百二十六萬石　一年の入目

同十五萬石　沖出の考

殘二十三萬六千石　凶年備

○百四十六萬三千石程　八分の作

内百二十六萬石　一年の入目

同十萬石　沖出の考

殘十萬三千石　凶年備

○百二十八萬石程　七分の作

内百二十六萬石　一年の入目

殘二萬石　凶年備　但沖出なし

○百九萬七千石程　　六分の作

百二十六萬石　　一年の入目

差引十六萬三千石　　不足

○酒造を禁じて補ふべき事ならんか。

○九十一萬四千石程　　五分の作

百二十六萬石　　一年の入目

差引三十四萬六千石　　不足

○酒造米十八萬石に、糯米六萬五千石の半減三萬二千五百石に、麥粟等の八萬石半減四萬石にて都合二十五萬二千五百石。其餘は備米を出して補ふべき事ならんか。

○七十三萬千石程　　四分の作

百二十六萬石　　一年の入目

差引五十二萬九千石　　不足

○酒造米十八萬石に、糯米六萬五千石の四分通り二萬六千石に、麥粟等八萬石の四分通り三萬二千石合て二十三萬八千石。また農民の食積り平均五合扶持として此浮き二十七萬石餘、總合五十萬八千石餘。其餘は備米を出して補ふべき事ならんか。

○五十四萬八千石程　　三分の作

百二十六萬石　　一年の入目

差引七十一萬二千石　　不足

○此補ひも前條に准じて知るべし。是は、既にも云る如く天保四年の凶作に類すべき事なれども、備米の用意だにあらば下民の死亡に及ぶ程の事は無らんか。されば、十分より八分迄の作合には兼て其用意あるべき事ならんか。其作合五厘増して凡そ九萬石の生米ある事故、よく兼て是を量り考へたらんには、十分に其備をなすに足るべき事ならんか。ことし嘉永四年の作合は實に十分と云ふべし。彼の凶年より十九年にしてこの豐年に逢へる悦びがてら、予が豫て思ひ置つる事の趣を以て是を記す處也。

△考　說

○上方筋などにて、國々の作合を考へ何分々々と書付に記して諸國へ配り、又御國にても、今年は何分の作合なりなどよく云ふ事なるが、其何分は、何を見當の本として云ふことならんと、或人予に問へる事あり。此問の不審大いに其理ある事也。是に因て、其上方筋などにて云ふ處の何分々々と云ふ事の趣を云んに、彼の土免法と年免の反取り米と云ふ事の二つに從て、米商人等が空按(そらかんが)へに云ふ事也。土免

法とは、土の善悪と年の豐凶に因て、籾一升より米の出目七八合より二三合迄の差ひある事として云ひ、又反取り米とは高の一石を米の一石として、其一石を其田より出る所の總米と心得、是を本として其内より貢に取る所を量りて何分々々と云ふ事にて、田より出る處の其實米には更に當らざる事共也。高と云ふは則ち籾の事なるが、其高の法は其國に因て差ひもある事なれども諸國押ならしては、田より出る處の籾を四分して其一を貢に取る處の高と立てたる物故、其年の作合に從て其國の其實米を量り知らんとならば、其國の其高へ四乘じて其總籾を知り、是へ六乘じて其生米を知り是へ其年の作合何分を乘じて其實米を知る事としたらんには、先づ多くの差ひは有まじき事也。御國にて云ふ處の何分々々も土免法と反取り米と云ふ事の趣に從て、同く米商人どもの空按に云ふ處也。其年の作合に因て其生米を量り知るは田法の肝要にして、其生米を量るには六尺四方一坪の生米より量るは是皇國の古法なり。

○籾一升に米六合ずりとするは是亦皇國の古法なるが人作の法には非ず、天地自然の神作と云ふべし。然るを米納めの法と成て以來田法四六の古法を失ひ、土免法と云ふ事の出きたれるより、七八合より二三合迄の差ひある事として是を免の法と立てたるは、天地の神作を亂せる狂所爲と云ふべし。予、今年の新稻を搾こなし礱にかけて是を様し見たるに、籾一石挽て米五斗七升いで、籺二升四合に粃一升出でたり。但是は髭稻の中稻にて斯の如し。髭稻は籾搾へに能く念を盡しても、升へ入り不足の物なる故也。豐後稻なれば七八合も出る物なり。されば六合と立てたるは、髭稻に豐後稻、又早稻、中稻、晩稻押

ならしての事にして、又其六合は、所謂る元回しの六合にて輕升の事には非ず。總て古法は輕升と云ふ事はなき法の物也。そは今摺り試をせる髭稻にて五合七勺、豐後稻にては七八合もあるべきを以て、平均輕升の六合六勺、元回しの六合はあるべき事をよく辨ふべし。故に上に出したる生米積りの法は、皆元回しの升目也。人是を辨へ置べし。又一ヶ年米入目積りの法は一割減りの考へを加へ、是も其元回しの儘にて積れる也。此事をも心得置べし。

○米一升の法は六萬四千八百二十七粒なれども、籾の粒數を以て米の升數に量る時には、礱に掛て割れ捨りの出る處を考へ合せ、六萬四千八百二十七粒と千百七十三粒を加へ六萬六千粒を以て一升とする法なるが、此割れ捨りとなる處の考へ一升に付千百七十三粒故、一石には十一萬七千三百粒也。是を米の升法を以て算すれば一升八合となる事にて、籾一石を摺りては米六斗の外に一升八合の粇出る法なるが、是は籾を一粒算へに算へての法故、粃の交らざる法なるを辨へ知るべし。されば籾と云ふ物は、稻穗より捊取りて粃の入交りたる其粃をは取り除て、其籾をよき籾となして上へも納る事にして、是中古籾納めの時の法にて、今も籾を籾とするには其通りの事なるべき筈なれども、米納めの法と成て後は籾㨨へに隙倒れするも詮なき事のやうには成りたる也。故に捊たる儘なる粃交りの籾を直に礱へ掛て扦くことなり。故に粇の外に又粃も出る事にて、夫れ丈米の出も不足と成り、又米の出の不同にもなる譯のある事也。籾㨨へに粃を去るは、米㨨へに粇を去ると同じ理の事也。米納めと成たるは元和中よ

りの事なるが、僅二百年來の間に籾拵への法を忘れ果て、今は六合磨りの法を五合磨りと立る國もある様になり、又前條に云る如く彼の土免法などには、七八合より二三合迄の差ひある事と立てたるは歎息すべし。然れどもよく意を用ひて古の事を考れば、米を量る升の算術に其法殘りて顯然たる事也。人よく之を辨ふべし。さて、米納めにするには粃交りの籾にて拵くも聞えたれど、今も籾にて納めさせらるゝ分もある事なれば、是には其心得あるべき事ならんか。

○上に云へる如く、籾一石磨りては米六斗に粇（こめぬか）一升八合程出るは古よりの定法なるが、予が磨り試（ためし）を爲たるには二升四合出たり。是は其作合にも因り、其稲草にも因る事にして一様には定め難き事ながら、是にも亦一ッの譯ある事也。御國は米の澤山なるに因り、自然に米をいたはる意薄く、礱へ米を多く掛て力ラに任せて是を拵き、其働きの尺取處（はかどころ）を主にする事にて、五合や一升の米など碎（わ）れ捨りになる事へは、深く拘らざるよりの事也。公儀より籾御買上の事有て、其役人の御國に於て磨り試しを爲たるを見るに、米を多く礱へ掛けず小磨りに磨たるにて粇（こめぬか）は多く出ずして大體六合ずりに稱（かな）ひたるが、郡方にて內試（うちだめ）し爲たるには六合に足らざりしと云へり。予が試たるも、是に同じく大磨にせる故也。されば五合七勺出たるも、只に粃交りなる故のみの事にも非ず。人是らの事をも心得置くべし。

○上に云る如く、予が磨り試しせるは粇二升四合に粃一升にて都合三升四合出たれども、大磨りにせるよりの事と見て三升の中勘となしたり。人是をも心得置べし。

○上に記したる郷高六十萬石餘、是を平均免四ツと見て四乘六除すれば當高四十萬石餘となる。內十萬石は三年耕して一年の食を得ると云ふ法方の延び高なり。殘り三十萬石餘、是表の法なる當高なり。其精しき事は訂正御格式を見て知るべし。

○田の步數畠の步數共、其多分なるを疑ふべからず。是は御格式の法、水田ばかり七尺竿にて三百步尺り、是を六尺坪に直す時は四百八步三三三となる算術にて斯の如し。畠は田の如く苗代引をするに及ばぬ事也。故に畑高の分量に應じては其步數尙多分なり。其精しきは訂正御格式を見て知るべし。

○畠高一萬石の取り實十二萬石程とするも、多分なる事と疑ふ人もあらんが、畠は田と同じからざる譯ある事也。延享中檢地役の積りたる物にも、麥、粟、稗、蕎麥等を仕付る畠高を一萬石餘と見て、其取り實を九萬八千石餘と積れり。是は三百步一反の算術なるに、予が算術は四百步一反の法也。されば、十二萬石程と積れるも內端に見たる考なるぞかし。

○延享中檢地役の積れる物に總高を三十四萬石餘とし、田高を三十萬石程とせる也。今は田高二十四萬石となれる也。されど實は尙三十萬石程あるべき考也。延享の積りは其三十萬石程へ定法の二四を乘じたる算術にして、此出米は七十二萬石なり。其後の檢地役等が積れるを見ても皆此算術なり。若し此算術の如くなる事ならんには、一年の入目百二十六萬石にして、年々定式に五十萬石充足らぬ事なるを如何にする事ぞや。一年の入目百二十六萬石の外に、沖出米は多く出て十五萬石、夫より次にては

十二三萬石、夫より次にては十萬石位の沖出米ある事ならずや。又右沖出米の外にも、他領へ少々充越し米等もあるべき事也。人よく是を辨ふべし。

○既に云へる如く郷高を六十萬石、免を平均四ッとして當高四十萬石となる。然るに上に記せる如く總籾二百四十萬石餘なる事故、上にて取る處は六分の一に當る。又四十萬石の內延び高の十萬石を引、殘りたる表の法なる當高三十萬石とする時は、上にて取る處是八分の一に當る事なるが、今は又二十四萬石の當高となれる事故、上にて取る處は十分の一に當る事となれる也。但田より出る處の總籾より、上にて取る處の籾高は右の如く當る事なれども、抑も免と云ふ物は、其郷村に因り入貢の諸掛りを見込みて是を施すものにて、其諸掛りを引て民の手に入る處共に同じく四分の三に當る樣にする物なるが、御國の法は三十萬石の外に十萬石の延び高ある事故、是を加へては五分三三三の一程に當る事也。其算術の精しきは訂正御格式を見て知るべし。併し是も又、其作合の好き時には六分の一にも八分の一にも當るべし。是らの割合、人よく心得置くべき事ならんか。

○吉川某郡奉行中、芳賀某が考へたると云ふ物に總人數調べを四十四萬八千人としたれ共、天保四年の實調べなども無き以前の事にて如何にやあらんと思はるゝ事もあれば、予は是を切捨して四十四萬人とせり。一年の米積りを百二十一萬石餘とせるも稱はざる事也、そは第一に取調ぶべき、一萬千石の種籾積り取り落したる也。其外强業の耕夫食積りを始め、其法に稱はざる事共多ければ是も取捨せる也。

高積り、生米積りに於ては精しからぬ事にして、本より其法方に稱はざる事なれば是は一圓に取らず。

○免を平均四ッと見るは、何を見當にせる事にやと疑ひ思ふ人もあらんが、抑生米を考へ見んとするには免の高下に預からざる事にして、鄕高にて其生米は量り知らるゝ事也。故に凡六十萬石の鄕高に向て其生米を量り、又其作合に因て其多少する處を考へ、又一年の入目を考へて是を引合せ、又加ふるに年々の沖出米を考へ合せ引合せ、其引合ふ事ならんには其考へ差はざる事として、鄕高を六十萬石と居る事なり。さて田高を三十萬石とするは元祿中よりの事にして、又三十萬石に十萬石の延高あるは御格式の法方なれば、是を加へて當高四十萬石也。然る時は平均四ッ免と自ら知らるゝ事也。田高今は二十四萬石となりたる事なれども、元祿中より今に至る迄、其實は依然として三十萬石はある事也。人よく之を思惟ふべし。茂木宗閑が、齡八十に至る迄生涯坐右に置たる御格式へ、直筆の頭書に、

古人の曰、御當國は一竿に一足免す、此高凡十萬石、是を知る人なし。御家老、御本方奉行其年の作豊凶を考へ、出米を考へ、御領中の人民數に因り食米、備米を考て餘を沖へ出すべき事。

宗閑是を己が處持の御格式へ頭書にしながら、此算術の理を辨へ知らずして、非ぬ事を云る事の論は步尺精辨を見て知るべし。然て此一竿に一足免す處の十萬石は、是則上〻に云へる處の、三十萬石に十萬石の延び高ある御格式の法方にして、之を加へては當高四十萬石にして、今も尙其四十萬石はある事なるぞかし。

政光遺言 黑澤道家覺書

附錄 斗代名義考

黑澤道家覺書の序

此一巻は、濉江内膳政光主の、黑澤甚兵衞道家に國家の事を遺言の一巻なり。本書は予が師小野岡義般主の藏本にて、心得置べき者なれば寫し取るべきの旨を申さるゝに依り、朝夕の官暇を窺て是を寫し取んと文机の上に物して是を見るに、其文體處々寫誤と見ゆるもあれば、又本よりの不文かとも見ぇ其意通らずして聞ぇかぬる處もあり。然るを其儘にして寫し取んも本意なき所爲なれば、其文を訂正して是を補ひ見ばやと思ふ心の起りて物する事となれるに、其文を補て其旨を斷らんとするに、又其文意をも註せずしては心ゆかぬ事の如に成て、其文意をも註する事とはなれる也。然して、又其文意よりして政光主遺言の旨をよく思ふに、抑慶長七年より同十九年迄十三个年の間國家のため粉骨碎身して、當時の事を思ひ後年の趣を計て檢地田法の事を全備せしめ、國家萬代の基本を立んとするを、如何がはせん生て再歸るべからざる出陣に當れる事、是に依て止む事を得ずして、同く出陣の人なれども見らるゝ處有て、後々の事を此道家に申し殘されたるとなん。然るに予始此本書を見るに、表題には黑澤治道の覺書と有て其人の記したる物の如くなるが、巻末には又黑澤氏道忠慶長十九年甲寅七月十三日と有て此人の記したる物の如くにも見えたり。書中總て寫誤の多かるに依て思へば、一方は寫誤ならんとは思はるれど、又前後名の二ツなるには其故ある事ならんも計り難く思はるゝ旨も有て、兎角黑澤氏の家に就

て聞にしかずと彼の家に往て聞たるに、治道も道忠も彼の家には無き名にして、政光主より檢地の事を傳受して遺言をも受たるは道家と云へる人也ける。又其道家の二男道治と云へる有て黑澤時之助某の元祖也。是に依て考れば、表題の治道とあるは此道治を誤て顚倒せる者なる事知られ、又巻末の道忠とあるは道家にして、家の字草書にて(家)(原本草體なり)と樣に書りけんを、忠の字の草書(忠)(原本草體なり)と見て誤たる者に疑ひなし。されば今の世に遺(のこさ)れたる此本は、道家の覺書にせしを二男道治の寫し置たる者と定むべし。さるは黑澤道家の家にては、政光主より傳受せる田法の書は三巻也しと云ひ傳へたり。故有て其本書は皆失せ果たるは惜むべく、今も、其書を入れたる箱のみあるは遺憾の事ども也。其三巻の内なる一巻は此覺書也。一巻は又、澁江家の組下なる刈和野給人梁某の寫し置たるにして、其家より出て世に遺(のこ)りたる御當國御格式檢地祕傳之書是也。一巻は口傳方書の類ならんと云へり。是は世に傳はらずして失果たるは是非なき事也。さて思ふに、此本の其はじめは覺書と表題して、其側へ黑澤道治と記して寫レ之とか所藏とかの事も有けんを、後人、道治の政光主より正に聞取りたる覺書と心得誤り、且道治の名をも顚倒し黑澤治道之覺書と表題せるより、世の人治道の覺書とのみ心得、巻末には道忠とあるを訝かしみ思ふ事も無して在けるは、人は古を忍ぶ心の深からぬ故にこそ。哀れ此道治と梁某無かりせば、彼の御格式も此覺書も、世に傳はらずして空しき事と成ぬべくなん。是に依て今は其元に復し、表題を黑澤道家之覺書と改め、道治の功をば此序中に顯はし置もの也。但此二子の手に依て此兩巻は世に遺(のこ)りたる

事ながら、是亦偏に政光主と道家の二靈、幽界に在て二子の手を借たる者ならんと予は思はる。又道治の通稱は黑澤味右衞門と云て、町奉行勤めたる人也けり。予亦町奉行にて、計らずも此人の寫し遺せる物を斯しも糺し得、然して是を補遺訂正する事と成たる。是はた不思議の因緣とや云はん。さて、此政光主遺言の旨を思ふに忠心義膽の程感ずべく、實に是、御當家に取ての楠子とも云ふべし。去れば此大人の精神此遺言に止まりたる者なれば、檢地の學に入らんと思ふ者は勿論にて、又豈獨檢地學の事のみ成らんや。讀見て、武士の武士たるべき魂を堅むべき者は此遺言覺書なるぞかし。人是を疎そかに見過す事なかれ。

新田目轉　藤原道茂（花押）

弘化四丁未年九月廿五日の夜是を序す

黒澤道家之覺書

新田目道茂　謹訂註

澁江政光之遺言

夫日本の檢地は、信長公日本巡見して定めたりと云へども、誠に定まるべき時至らずして信長公亡び給ひぬ。然れども仕法は信長公の考へに成れり。其後檢地に心を寄せたる者あらざれば、諸國年免の法にて、檢地と云ひて定まりたる事なし。某、檢地を志し算に心を盡し、日本の檢地いかゞ有らんと心を巡らし候處、誠に天の與へか、信長公の日本巡見したる檢地の書某が手に入る。是を見るに、何れ取纒ひたる事に非ず。然れども斗代又は免の次弟、六德の考へ、日本の土地上中下ともに記したり。依て檢地の主たらんと心懸し處に、御當家へ不思議に來れり。然して恩祿過分に給はり實に難有事也。御國へは慶長七年壬寅八月七日着し處に御當國士民服す事見えず、因て、服す事を專として心を盡し胸を痛めたる事也し。（本書には、服す事を專と心を盡し胸を痛たりとあり。）然れども某兼て檢地に心を寄せたるに依り、六郡を巡見なし土田

の生米を定め本書には土田の定め生米とあるは、定二生米一と漢文體に書たるを誤たる者なるべし免を考へ六德を相定む。猶巡見して郡村の境迄も改むべきの處、今年御陣の御供たり。某生て二度歸る事なし、末の世迄も一卷の書を殘し御國の寶とも爲すならば、某が心を盡したる事も顯れ、諸民に於ても安堵是に過べからずと、今此一卷を書殘す者也。本書には某盡したる事も顯れ諸民安堵不過之、然れども云々とあり。詞とゝのはずして宜しからざれば斯くは補ひたり。然れども末此書の意をよく知る者なし。本書には末共書知る者なしと有て、此書は未誰にも見せぬ事故知れる者なしと云ふ意かとも思へど、夫にしても、是を行ふ者有べからずと云へるより受る時は、此書の意をよく知る者なき故の事なれば、斯くは補ひたり。されば、以來鏡に掛ても見るべし。斯く書綴ると云ふとも是を行ふ者あるべからず。本書にはサレバと云ふ詞なし。又、以來鏡に掛べし、書綴と云ふとも行ふ者見えずとあれど、予が補ひたる處を見るべし。因ては後代に至り、某が綴りたる書を教にすべし。段々取合たる故斯の如く物語する也。

○註に云。此段は此遺言物語りの序文にして、末の世迄も一卷の書を殘し云々と云へるより以下、政光主の精神を籠められたる先見感慨の物語り、實に是涙を垂れて見るべき者也。其比は勿論にて、今の世に至る迄此遺言と御格式の意をよく得て、是を行ふ者なきは歎息の事共也。新田開發すべからざる事は此遺言の第一に云へる事なるを、人は深き辨へもなく、目前の利に迷ひ一分の功を計て、其開發を第一に心懸る人のみ多き事也。殊に御遷封當初の事は野谷地多く山林も多ければ、水も亦不足なき事故新田は開き易く、誰も〳〵是にのみ目の付く事也。然るを、是を第一に戒めたる政光主の心底を見るべし。

○又云。六郡を巡見なし土田の生米を定め、免を考へ六德を相定むとあるは、御格式なる樋渡某が跋

文に、慶長十五年より六郡の検地を始め三ヶ年にして其功成り、然して後に政光主郡郷を巡見して郷村の免を剪り、諸役を定めたる由にあると相叶ひたる事也。されば、彼の十町順逆八郷の法と内外六徳の一徳四品の法を以て、政光主の自身と免を剪られたる者と見えたり。其證は又、慶長八年と同十九年の検地帳を得て是を見るに、検地役は只上中下下四田を分て竿を打たるのみにして、其検地帳には免をば剪らずして有る事也。然る時は六郡郷村の免は十町順逆の法より出たる者なるが、其後々の平均竿には此法方の辨へ無く、其時の振合に任せて亂りに其免を上下せし者と思はる。さて予が得たる處の検地帳は上に云へる如く慶長八年と十九年なるが、御格式跋文には、十五年より検地して三ヶ年にして其功なれる由なるは、最中に其事をなしたる其大體を云へる者なるべし。又政光主の郷村を巡見して免を剪られたるは、検地するに三ヶ年を過ての後には非ず、竿の濟たる村々を其跡より巡見して、同じ三ヶ年中に免をも剪たる事なるべし。又、此時に初て六郡を巡見されたるには非ず、其以前よりも處々巡見をなして、三年平均の土田生米をば定められたるべし。
○又云。猶巡見して郡村の堺迄も改むべきの處と有て、是より十五年を過て、梅津政景寛永五年六郡を巡見して、此堺々をも改めたる由御格式の跋文にあれど、政景日記には此事見えず。且此寛永五年は、政景江戸へ登り萱橋御領の免を定めたる年なれば、御國六郡を巡見せると云ふ事心元なし。去ながら、此年の前後中に此人の改めたる事ならんと思はる。

○又云。末の世迄も一巻の書を殘し御國の寶とも爲すならば、某が心を盡したる事も顯れ、諸民に於ても安堵是に過べからずとあるを以て、士民の服す事を專として、當制の歩尺は他國に増たる延有て、輕税の法となしたる者なるを知るべし。されば、諸民にも兼々此意を知らしめ置べき事也。然るを人は、斯る事を祕傳として諸民には知らしむべからざる事の如くするは、政光主の意に差へる事也。人よく是を辨ふべし。

○又云。此段の前に澁江政光の遺言と記したるは本書には無き事なれども、無ては叶はざる事故予が補ふ處なり。

○某巡見するに、御當國は山川野海ともに田の倍たり。他國に是無く悉宜くして何れも自由たり、世々關る事あるまじ。關東より御供の面々、家は先づ屋敷回りともに見苦しく三度の垣も見苦しけれど、後々に至らば美たるべし。されば、末には役銀となしなば士民も勞あるべからず。重ねて役銀と定むべし。（本書には、三度の垣も見苦し、後々に至らば美たるべし、末には云々とあれど、見苦しけれどと補ひ、又、されば末には云々と補ひたり。）

○註に云。山川野海ともに悉宜くして田の倍たりとあるは、外の三德に又加免となすべき海どもと云ふ事にして、海には又江湖の事をも持せて云へる者也。さて御國は山川野とも宜く、又是に加るに海江湖も有て、共に皆宜くして不自由なる事なく、他國には箇様の事は無しと也。田の倍たりとは、山川野海江湖の地方の廣大なるを云へるにして、此比は又、今よりは田も不足にして野谷地も

多かるを思ふべし。人は野谷地は不用の者と思ふ事なれども、野谷地には葭萱、又草飼、野菜物、又第一は畠の用ある事にして、御格式に、野の德は畠也とあるを思ふべし。

○又云。三度の垣も見苦しとあるにて、御遷封當坐御家中の面々家居の樣思ひやるべし。又、後々に至らば美たるべしと云へる辭の如く、今の御家中家居の樣をも見るべし。さて三度の垣とは、四季民役の內なる春垣、冬垣の事にして、此兩度は百姓の勤る事なるが、夏は又葉萱を納さする事にて、是は第一屋根をふく用なるが、其序には又自分にて垣の手入などもせしにや。さる事どもより、三度の垣とは云ひ習はしたる者なるべし。扨、此三度の垣と云へるに四季の民役を抑くるめて、末には役銀と爲すべしと云る也。此役銀と爲したる事も、寬永五年に、梅津政景の改めたる事に御格式の跋文にはあれども、政景日記には見えぬ事なり。されど、此政景の比より始まりたる事とは思はるゝ者也。

○斗代三品にしたる事は、後々に至らば田畠共に多く開くべし、位下げては障る事ながら下げずしては又障る、故に三品を四品としたり。位多く變じなば極て田畠多かるべし、必々位多くは下ぐべからず。田畠多き時は木も草も入る故に、山の備へ猥りに成るべし。

○註に云。本書には、斗代三品にしたる事は、後々に至らば田畠ともに多く開べし、位下げては障る故に三品としたり。位多く變じなば極て田畠多かるべし、必々位下ぐべからず云々と有て、斗代を

三品としたる如くなれども、御格式には三品に仍て四品に配すと有る事にて、皆四品の法を以てせる者なり。然るを此遺言には、三品としたると有る事の引合はぬに付ては、予も久しく疑ひを懷る事なるが、慶長八年と同十九年の檢地帳を得て是を見るに、斗代は皆四品となしたる者也。爰に於て、此遺言覺書は是誤て詞を脫したる者と思ひを決めて、斯くは改め補ひたり。扨、位下げては障る事ながら下げずしては又障る、故に三品を四品としたりと改めたる趣をよく思ふべし。上に、土民服す事を專として、胸を痛めたる事也しと云へるに引合ひたる事也。又、必々位多くは下ぐべからずと補ひたる、多くはと云ふ詞に心を付て見るべし。位下げずしては又障る事故、據なく四品と迄は位下げたる事也、必々多くは下ぐべからずと云ふ意なり。然るを今は稗田と云ふ者をも加へ、此斗代を五斗となし田の斗代五品となしたるは、政光主の意を辨へざる者也。

○又云。山の備へ猥りに成るべしと云はれたる如く、實に、山の備へ猥りに成りたる今の世に當れる事なるを思ふべし。

○又云。御格式の跋文には、寛永五年梅津政景六郡を巡見して、田の制三重を變じて四重となしたる由にあるは、斗代の三品なるを四品と改ため爲したると云ふ事なるが、寛永五年は政景の江戶へ登りたる年にて、六郡を巡見せると云ふ事の心元なき事は既に云へるが如く、又上に云へる如く慶長帳既に四重の制なる事なれば、此事は樋渡某の、古傳を聞誤たる者なるべし。但政景の比より新田

開發の盛となりたる事故、其新田の免位は下げたる事なるべし。稗田を加へて斗代を五品となしたるも此比よりの事にや。

○御國は田畠諸役悉輕し、因て後世に至らば新田悉あるべし。新田ある時は古田に思ひ付うすし、必停止すべし。能々功者の者に傳ふべし。

○註に云。田畠諸役悉輕しとあるは、入貢も民役も共に輕きよし也。入貢の輕きは、上にも云へる如く歩尺に延のある故也。民役は、古法は三百六十歩の一反より一年に一人也、當制は、裡の法四百歩の一反より一年に六分一厘也。總て是等の精き事は、訂正御格式に註せるを見るべし。扨、新田ある時は古田に思ひ付うすしとあるは、今の世に當れる事也。又功者の者に傳ふべしとあるは、檢地役の功者のものと云ふ事也。後の條に、土田の生米法式を定むる故に自檢地役を定む、古法傳受して取失はざる樣に云々などあるを以て是を知るべし。

○又云。後世に至らば新田悉あるべしと有る事なるが、其後世ならんには兎にも角にもの事ならんが、政光主討死の後は、間もなく新田開發の事となれるも是非なき事なり。

○御國は山川萬ッ共に田畑の倍々の出物也。後々に至ては盡べく、今の三ヶ一にも成べし。左あれば、能き時と中の時と下の時と合せて備へを變じ、山林第一に備ふべし。往々草木には手支ふ事有るまじ。此儀功者のものに能々心付べし。然れども、功者のもの計りにて上にて知らざる時は用に立ず。今の

如く郡役を立置き検地役を手に添せなば、山々盡る事あるまじ。此儀後々ともに申傳候儀肝要なり。

○註に云。山川萬ッともと云へるは山川野海江湖の事なり。田畠の倍々の出物也と云へるは上にも云へる如く、此比は今の如くに田畠は多からぬを知るべく、然して又山川野海江湖の出物の多かりしを思ふべし。殊に此比は院内銀山は大盛なりしに、總て金銀銅鉛の山々、秋田、仙北處々に有て、今よりは其山々もいと多かりし也。さて、能き時と中の時と下の時と合せて備へを變じ、山林第一に備ふべしと云へるは、此比は金山（かね）も多きに付ては薪も多く入たる事なるべけれど、有るに任せて伐取りたる事なれども、いつも其心して伐取りては行かぬ事故、伐減らしたる時には伐減らしたる時の様に、備へをば備へに立置て伐盡さぬ様に、山林第一に備ふべしと也。山林は田地の水元にして是検地の大要也。此條の、功者のものに心付べしと云へるも検地役の事也。検地役は實に大事の役なれば、人をも撰で使はるべき事也。郡役又勿論の事なるべし。

○田畠新發宜く有るべし。其時は、上より役銀諸士へ相渡されなば土民も勞あるまじ。役銀は微（かすか）也、田畠の出物は宜き也。是は先づ、某末を思ふ故の事也。本書には、某末を思ふ故也とあれども詞足ぬ事故、是は先づ某末を思ふ故の事なりと補ひたるなり。

○註に云。役銀とは四季民役の事にして今の小役銀の事なるが、此時には未役銀積りのなき事なれども、末を思ひ計りての事也。さて上より諸士へ相渡されなば土民も勞あるまじと有るを思ふに、新田多くなるに付ては、土民の農事も相増て勞する事も多かるべければ、小役銀をば上より相渡さ

れて土民の勞を省かるべしとの事ならん。新發宜く有るべしとは、多く有るべしと云ふ事也。役銀は微也、田畠の出物は宜き也と云へるも、出物は多き也と云ふ事也。さて新發多く其田畑の出物多くある時は、其出物だけ沖出等も增すべき事故、其沖役銀をも考へられたる事ならん。故に其新發の小役銀は、上より渡されても善かるべしと云へる事ならんか。扨又、新發の事は政光主返す〴〵も禁ぜらるゝ事なれども、是を用ふる人なく、後々遂には新發多くありぬべく、然る時は後條にも見えたる如く、定免の法方も破れて惡作の訴も出くる樣に成ぬべし。故に其惡作の訴をば出させず、其代りには、定式に小役銀をば免す法と爲して如何あらんと、先づは政光主の試に云はれたる樣の事なるべし。されば末文の辭に、是は先づ某末を思ふ故の事也とあるを思ふべし。

○國の寶は山也。然れども伐盡す時は用立ず、盡ざる儀、前に傳へたる如く郡役を立べし。必本を失はざる儀專一也。山々の吟味なき時は自盡る也、山の衰は則國の衰也、是を知る者希なり。他國は檢地役と云ふ者さして無し。御國は某考へを以て土田の生米法式を定むる故に、自檢地役を定む。古法傳受して取失はざる樣に必郡役を放すべからず。何時も郡役に檢地役を添しめて、田畠山川海野ともに諸色出物の事を肝要に取行はせなば、萬代の御國と某考へたり。書にも見えたる事ぞ、必しも油斷あるべきに非ず。本書には、諸式の出物と有て夫も聞えざるにも有ねど、諸色と云へる方ならんと然改めたり。又、肝要に行はせなばと有れども、取行はせなばと云ふべき詞故しか補ひたり。又書に見えたりと有れども、書にも見えたる事ぞと云はでは調はぬ處故、しか補ひたり。

○註に云。國の寶は山也、山の衰は則國の衰也など云はれたるは寶にさる事にて、山は國の元なる者也。人能々是を辨へ知るべし。書にも見えたる事ぞと下文に云はれたるも皆此山林の事にして、書にも多く有る事なるが、古くは書經の舜典に封二十有二山一濬レ川と云ふ事も有て、山を封ずるとは山神を其山に封じて山神の領分とし、人の手を付ぬと云ふ事なり。然して又其川を濬ふすると云ふ事にて、山に隨て川を濬ふすと云ふは此事也。山林盡る時は、川のあせて田地の水に不足するのみならず、又洪水の憂もある事也。其外、一體氣候の不順となる事などもある事なり。人よく是を思ふべし。

○又云。某考へを以て土田の生米を定むる故に自檢地役を定むとは、土田の生米を定むる爲に自身と檢地役のする事を爲し、さて後の檢地役をも定めたると云ふ意也。後の檢地役たらん者此旨を心得たらんには、政光主の田法をよく窺ひ得ずしては叶はぬ事なるを、さる役方の者も見えざるは予に於て歎息に堪ざる處也。

○土民は國の寶也、よく惠みを成すべし。土民盛なれば國も盛なり、土民衰ふ時は國も亦衰ふ。其證眼前也。惠み候儀前に申したる如し。

○註に云。土民は國の寶也とは聞えたる事なるが、御民を皇國の古言にオホミタカラと訓むも此意なり。人是を心得置べし。惠み候儀前に申したる如しとは、物語の序文に、諸民に於ても安堵是に

過べからずと云へる如く、又其後條に御國は田畠諸役悉輕しなど云へる如く、當制の輕税なるは則民を惠む處なるを云へる也。餘は聞えたるが如し。さて又本書には前に書たる如しとあれども、然る時は記者の詞となる事也。政光主の語らるゝ處を記す事故、前に申したる如しとあるべき事也。故にしか改めたり。

○他國は、其年の作の高下を考へ年毎に定むる也。御國は全く左に非ず。本書には、年毎に定むる御國は云々とあるを、年毎に定むるなり、御國は云々と補ひたり。某自身に巡見して、三年の作の高下を考へ定式に備へたり。故に惡作の訴あるべからず。若し新田あらば訴あるべし、されば此備へ赦すべきに非ず。本書には、さればと云ふ辭なし、必あるべき處故補ひたり。

○註に云。三年の作の高下を考て、定式に其生米を極めて備へられたる事は、精く御格式に見えたるが如し。扨爰の備へと云ふ詞は、前に見えたる山の備ひなどゝは異なる事也。山の備ひと云ふは山林の貯ひと云ふ意也。爰の備へと云ふは、生米を計り定めて其法を全備せる事にて、則備はらせたる義也。ハラセの三言を反す時はへとなる故に、備ヒと備へと假字の差ひにて其意に又差ある事也。人是を辨へ置べし。扨此備へ赦すべきに非ずとは、若し新田あらば惡作の訴も出くる樣に成て、某が定式に備へたる生米の法も崩るべし。されば新田あらせぬ樣にして、斯く備へたる此法方を、ゆるめて崩すべからずと云ふ意也。

○平均竿は二三十年にして改むべし。一度減るとも又改め候勢ひにて、土民も土地に心をよせ能く作

り出す也。尤土地も手入能する故に、後の平均竿には免位ともに自上るなり。能々心寄すべし。

○註に云。此條は聞えたる如くなるが、平均竿の事斯くあり度事共なり。

○今御分國の検地直す事前にも申置たり。竿は一間六尺の積りに候へども、五寸延し六尺五寸づゝの二間竿にて、是を打に一足越えさせ、土民服す事を專にしたり。（本書には、竿は六尺に候へども、五寸延二間竿にて一足越えさせとあるを、斯くは補ひたり。）又二三十年も過なば土民悉宜しかるべし。其時御國中検地させ、某が綴りたる書を傳受させて直すべし。必備はらすべし。此儀は肝要也。新發は堅く致さすべからず。（本書には某連ねたる書を云々とあれども、某が綴りたる書を云々と改め補ひたり。書き連ねたる書と云へば宜しけれど、書きと云ふ詞を省きて連ねたる書とのみ云ては調ひかぬる詞なり。初の條に、某綴りたる書を云々と云し詞有て此詞よければ、此例に依て斯くは補へる也。又必備へべしとあるを、必備はらすべしと改めたり。是は、備へ備はらせは同言なる事は上に云へる如くにて、爰は備はらすべしと云へば聞よき處故斯くは補へるなり。）

○註に云。此條は御格式にも漏たる當制歩尺の事有て、此事は、後の輩僞の事を云ひ出して田法の大事を誤たる事なれば、能聞え、人の辨へ易からん様にと心して歩尺の本文を補へる者也。御格式には畔引、苗代引等の事を云はざるは、此一足越えさせとある越足の法方中に籠たる者なるを知るべし。其精き事は、予が歩尺精辨を見て辨ふべし。

○又云。二三十年も過なば土民悉宜しかるべしとは、是又當制の輕税なるを知るべき物語にして、土民の服す事を專として竿延を付けたる事なれば、追々百姓の手内宜くなるべしと云ふ事也。其時には又御國中検地させて直すべしとは、平均すべしと云ふ事也。扨其平均するは、前の平均竿の條

に云へる如く、免位の上るべき處もあるよりの事也。さて、必備はらすべし、此儀は肝要也とは、上にも云へる如く三年平均せる生米の法を以て、定免の法方を決して崩すべからずと云ふ事也。故に又、新發の事をば堅く禁めたる也。然るを人是を辨へず、新田の事起て政光主の法方全備せざるは、例の予が歎息する處也。

○諸法度は其時の主人心持たるべし、檢地は其時の心持にて行く事に非ず、國を治るの本也。檢地の人は申すに及ばず、郡役も悉く人を選で片付べし。是御國の第一也。後々ともに疎に思ふべからず。

○註に云。檢地は國を治るの本にて、其檢地は又其役人より出る事なれば、實に是此條は御國第一の事なり。

○御國替則にも六郡を老役の巡見すべき事なれども、未巡見是なく某一人巡見せり。後々は老中も一ケ年に一度づゝ巡見すべし。本書には六郡と云ふ事なし、無きは辭の足らぬ事故補ひたり。一段の意は聞えたる如くなれば註を加へす。

○士民諸願の事有て訴あらば本書には、諸願有之訴あらばと有て聞えにくくして紛らはしければ、聞え易く補ひたり否や取上げ、相違なる儀あらば檢地役を出し吟味して郡役へ申届候上、急度法度に申し渡すべし。何れにも願は取上げ、尤なる事ならば士民願の通に片付けて、上より僞候儀は有べき事に非ず。本書には、急度法度に申渡し、何れとも願取上、士民願の通に片付、上より僞候儀は有事に非ずとあるを、斯くは補ひたり。若百姓相違ならば、檢地役の者所存に任せなば世々僞有べきに非ず。

○註に云。此條大意は聞えたるが如し。否や取上げ云々とは、早速に取上げ捌きも又遲滯すべから

ずと云ふ意也。上より僞候儀は有べき事に非ずとは、上より事を曲げて捌くべからずと云ふ事也。若百姓相違ならば檢地役の者所存に任せなば云々とは、前の、檢地役を出し吟味して、郡役へ申届候上云々と云へる處へ立戻り、押返して云ふ事也。只檢地役のみの所存次第と云へる事には非ず。

○土民役物掛り、其後逐電ある事も計り難し、左あらば急度詮議あるべし。猶行先ともに詮議致し法度に申付け、若し由緣ある掛りあらば吟味の上介抱あるべし。本書には、由緣と云ふ辭の上に若と云ふ辭は無きを、例の補ひたり。

○註に云。役物掛りとは、年貢などを滯り又は引負ひたるを云ふ。若し由緣ある掛ならば、却て介抱すべき由に云はれたるに心を付て見るべし。

○御藏升取は時々是を改むべし。

○米役人も右同斷。

○此二ヶ條は聞えたるが如し。

○某、此事を物語すべき事にも非ず。本書には、某此事物語に非ずとあれども、詞足らぬ事故斯くは補ひたり。然れども、是迄の御國土田の生米、六德の法を破却に爲すならば、御國替以來慶長七寅年八月上旬より、晝は公務、夜は諸民往々の勞を除かんため今年今月迄胸を痛め、夜も心よく寢る事無くして心を盡せし事も空く成るべく、本書には六德破却に云々とあるを、法の字を足し補ひたり。又云々夜は寢る事なしとあれ共、上には破却になすならばと云へる事故、ねる事なしとは辭調はぬ事なれば、夜も心よくと云へるより以下は皆足し補へり此儀、臣下の内奥右衞門に申し傳度候へども、今世に評の惡しき事もあり、されば奥右衞門は我等に勝れたる者なれども、御國に殘しかた

くて召連るゝ也。本書には、今世に評惡しゝ、奥右衞門は我等に勝れたる者なれとも云々とあるを、斯くは補ひたり。是に依て後世の爲たらん事を以て、今貴殿に語り畢ぬ。本書には、是に依てと云ふ辭もなく、又今貴殿にと云ふ辭も無きを、無くては辭足らぬ事故斯くは補ひたり。今度生て歸る事には非ず、末の世に此氣付きを出されば某本望の至也。本書には此氣付きを出さばとあるを、出さればと補へり。信長公の綴られたる書を出さば皆心ふれ、某が辛苦の考へ捨るべし。本書には連ねたる書を云々とあれども、是は上にも云へる如くの事にて、且はあがめ辭に云ふべき處なれば斯くは補ひたり。又、身苦とあるを辛苦と改めたるなり。因て今此處にて燒失ふ也必跡に思はず、世々に語り殘し玉へかし。誠に御國の大事也。此處を各知るべし。本書には、誠に御國の第事、此處各知るべしとあるを斯くは補ひたり。

○註に云。此一段は此遺言物語りの跋文にして、某此事を物語すべき事にも非ずとあるは、此物語の一體へ掛れる事にはあれども、此物語は根源述懷の趣有て申述らるゝ事にして、物語の序に、斯く書綴ると云ふとも是を行ふ者あるべからず。因ては後代に至り、某が綴りたる書を敎にすべしと云はれたる如く、當時是を行ふべき者の無きをかこちて世を憾みられたる事共故、斯る事は口外に爲べき事にも有らざれども云ふ意にして、第一物語の序言へ掛れる事なるを知るべし。

○又云。此氣付きとは、某が斯く申置心付きの次第と云ふ意也。さて、精神凝て信長の著したる書を燒捨られたる處を人よく思ふべし。實に等閑には見過しまじき事になん。此物語の趣先づは道家に對して語らるゝ事ながら、廣く世の人へ掛けて申さるゝ物にして、爰のトジメに至り、誠に御國の大事也、此處を各知るべしと云はれたるは此物語の要處にして、道家は語殘さるべし、世々の人

々此大事をよく辨へ知て、此事を取行はれよかしと云ふ意の籠れる事を知るべし。

右條々、慶長十九寅年七月十三夜、誠に月清光なるに呼せられ（本書には年の字無きを補ひ、又月清光にとあるを清光なるにと補ひたり）書院にて具さに語り玉ひぬ。誠に天下檢地の主ともならん御仁、我等十三年御手に付、萬事御差圖受候處言語にも及がたき次第也。（本書には御語り玉ひとあれども、玉ひとあがめ辭を用ひたらんには、御と云ふ辭無きにしかざれば除たり。又天下の主たらん御仁とあれども、いかゞなる語也。是は物語の序文に、檢地の主たらんと云はれたる事有て其意を受て書たる處故、檢地の二字脫したる事しるければ補ひたり。又御手に付て御差圖なされ候處とあれども、地他の辭淆亂せる事故、御差圖受候處と改め補ひたり。）依て御語りの旨、筆に任て認る者也。（本書には此次に慶長十九年の年號月日もあれど、年號月日は此本文の中にある事故、再記すに及ばぬ事なれば省きたり。又、此本今は黑澤道家と表題に出せる事故、此卷末には其名を省きたり。）

政光主の御功勲を稱へまつる歌

新田目道茂

海行ば水漬く屍、山行ば草生す屍、大君の邊にこそ死なめ、顧はせじと讀りし言の如、是の佐竹の吾が君の、御祖の君の御尾前と、仕奉りし眞菅生の、澁江の大人い奥稻刈る、秋田の國の新小田に、下立つ田子の新墾如す、勞きまして十年餘、三年が間烏羽玉の、安寝もせずて淺茅原、詳々に田の法の、道蹈分て其書を、世に書殘し其言も、世に云竟て蘆が散る、難波の冬の御軍の、御馬前にて劍太刀、研し心の益荒雄と、淸き其名は梓弓、今の現在に流布へる、澁江の大人の御功勳は、貴きろ哉此大人の、此御功勳の此大人を、稱へざらめや、仰がざらめや。

附錄　斗代名義考の序

御格式の中、免と云ふ事の名義と此斗代と云ふ事の名義とに於ては、理にも常らざる附會の事なるは念なき事共也。されど、是は檢地の法術にかゝはりて其誤と成たるには非ず、只其事の說を誤たるのみの事也。且其誤は獨政光主の非なるにはあらず、古說の誤に從はれたる誤にして、中古以來は、囀るや漢國學びの風にのみ移り行て、世には、石の上古言學びと云ふ事を、辨へ知れる人の無かりし事なれば如何がはせん。扨、免と云ふ事の名義は訂正御格式に精く註せるが如く、斗代と云ふ事の名義も同く註せる如くなれども、事長くして彼の註には盡し難きに依り一冊子とし、此政光主遺言覺書の後へに附錄して、共に此事をも廣く世の人に知らしめんとする者也。人此事をも辨へ知て、然して御格式一卷の趣をば仰ぎ尊むべき者也。穴かしこ。

嘉永元年穗見月朔日

新田目道茂誌

斗代名義考

新田目道茂 述

今田一反より生ずる處の籾高、入貢四分の一に當る石數をさして斗代と云ふ事なるが、此名義を考るに古く御田代と云ふ言有て、又御戸代とも御刀代とも書り。戸、刀は共に借字にして又田の轉音なれば、御田代と書るは正字也。さて、御田代の御は稱へ言にして田代は田の物實の事也。是則、其田を作る民より出して上へ納る貢の名なれば、今の斗代と云ふは是也。其譯は末に精く說きもて行くを見るべし。

歷朝詔詞解第十三、詔に、大神宮乎始弖諸神多知爾御戸代奉利云々とあるは、神達に御高奉り云々と云ふ事にして、神領高を奉られたるを云ふ。又大神宮の儀式帳に御田代御田乎佃奉弖云々とあるは、大神宮の御高なる御田地を佃りまつりて云々と云ふ事也。然るを詔詞解には、御戸代は或人の御年代也と云へるは宜し。年とは稻を云ふ、神の御稻を作る料の田也。代は苗代など云ふ代にて、則田の事也と云へるは尙未しき事也。さて年とは稻の事にして、年と云ふ言は又田寄の義故也。（年は田寄なりとは、タヨの反しトとなる故、トシとは云ふ。さて田寄と云ふ意は、春夏秋冬と一年かけて漸くに稻を作りをへ、其田つ物を君へ寄せ奉るより云ふ言なり）予が云ふ處の田代の義にも近きに似たるが、儀式帳の、御代田、御田とある事を思

はざる物にして、果は代(しろ)を田の事也と云へるは大いに差へる事也。苗代の代も田の意には非ず。苗代とは稻種を蒔卸して其苗を養ひ育つる迄の田地にして實のらする田地には非ぬ事故、其地をば苗を養ふ代として民に免し與へて、其田代をば上にて取らぬより苗代とは云ふ事なり。もし代を田の事となさば、詔詞のは、曲ても其解の如くなさば成りぬべけれど、儀式帳なる御田代(みとしろ)ノ御田(みた)と云ふ言は、是大神宮の御田の御田と云ふ事となりて、其理り通えぬ言となるをば如何にかせん。又庸をば力代(ちからしろ)と云へるを以ても、田代(としろ)は田より出る物代(ものしろ)の事にして、則調貢の事なるを知るべき事ならずや。力代とは、上の爲に民の力を勞して役はるゝ事のある、其代りに出して納る物實(ものしろ)の事にして、今の小役銀に當れる事也。田代は又則物成の事故、田代と力代は是相並べる言也。又田より出る處の貢を租(たちから)とも云ふ、但是にも又其差別ある事也。田代と力代は其物代を取るに付て云ふ事也。租は其物を美讃するに付て云ふ事にして、田力の義也。されば寶と云ふ言も又田力の義なるが、御民をオホミタカラと訓むも其義より出たる言にして大御寶の意なり。是らの事をも心得置べし。扨序に徇も其精きを云はゞ、君は國持の義、民は田持の義にして クニ反キ、モチの反ミなれば、國持を君とは云ふ也。民のタは田にして、ミは同くモチの反なり 君の持居らるゝ國内に居て其田を民の持居ること故、其田の代を君へ奉り又其君にも役はるゝ事にして、其役はるゝ代りに出して奉る物を力代(ちからしろ)とは云ふ事也。さて又君の國持なる事は、今國主の事を國持大名(くにもち)と云ふを以ても知るべく、又儀禮の註に天子諸侯及卿大夫有レ地者曰レ君と見え、又書經に后(きみ)非レ民罔レ使とあるは、后(きみ)の持居る其國の民故使ふと云ふ意なるが、又流亡の民を坁に作り一に又甿に作れり。此字形を以て、民は田持の意なる事共に漢國も亦同きを知るべし。扨又禮物(れいもつ)の事を古言に禮代(ゐやしろ)と云て、是は其禮(ゐやまひ)の印しに出して人へ贈る其物實(ものしろ)也。又、力代は上にも云へる如く、役はるゝ代りに出して納る其物實(ものしつ)にて、其言義の理り皆同じ事なるを能く思ふべし。さて田代(としろ)を戸代、刀代など書るを、古言に暗くして漢字のみを頼みとする後世の人、字音に刀代(とだい)と讀み誤

り、石數に付て云ふ辭なる故刀の字は當らず、斗の字にこそなど、狡意に斗代とは書初めたりけん。扨、それよりして本の名の意は隠れ果て世に知る人なく、斗代の字に付て非ぬ説を設け出し（斗代の字に付て設け出せる説の考按は、訂正御格式に註せるが如し）たるよりして、斗代と云ふ事には何ぞ故ある物の如く云ひなしたる者也。（此斗代の事を九州邊にては定代と云ふ事の由、其國人の書る成形圖説と云ふ物に見えて、是は定式に居ゑて置く田代と云ふ意の言にして古言の意を失はず、よく今の俗言に轉したる言なり。是を以ても、斗代は刀代を字音に讀誤りたる事の趣を思ひ辨ふべし。）抑古の入貢は籾納めの法なる者にして、其法は此斗代に殘れる者也。下田一反の斗代一石は是籾の一石にして、此總籾は四石にして、其四分一の一石を田代として取たる也。是を米納めの法とする時は此總米二石四斗にて、其四分一の六斗は是入貢なる者也。是は皆人の心得たる、籾一升に六合の出米定法也。四田とも、斗代と米との算術皆是に同じ、そは自算して是を辨ふべし。さて斗代と云ふ事は本田代と云ふ事なれば、必一反に付たる調貢の名には非ず、廣く調貢の事を云ふ名なるを、今は一反に付たる四分一の籾納めに限りたる名の如く成たるは如何んと云ふに、調貢の法數を定むるには元是一反に付て定る事にして、且古は籾納めの法なるが、今は米納めの法となりて籾納めの算術を常には用ふ事なく、其算術は此斗代に殘たるよりの事也。さて又高と云ふ事も此籾納めの調貢を云ふ名にして、是は一反に限らず廣く調貢を云ふ名と成たる也。此高と云ふ事は調貢にも限らず總て數の積りたる處をさして云ふ言にて、錢高、金高なども云ふを以て其意を知るべし。されば高と云ふは、入貢に當る其高と云ふ意の言也。又、籾高の入貢の事を分米とも云ふ、是は貢に分配せる米と云ふ意の言也。田代と云ふは上に云へる如く、君の知

らせる國内に居て其田を佃る事故、其代(しろ)を君へ奉ると云ふ意の言也。古今の言語雅俗同じからずと雖、其皇國語(みくにことば)と其漢字とに據てよく是を考る時は、同意より出たる語なれば、皆斯く同意に解る事也。然るに斗代(とたい)と云ふ此文字と此語に於ては、調貢なる意には絕て解くべきよし無き者也。強て解んとする時は、訂正御格式に註せる如く一斗升にて量り分たる如き事なれば、則一斗升の代と云ふ意ぞと云ふ事になれども、よく量り分たる者と云ふ意よりの語ならば一斗升にも限るべからざれば、升代と云ひても濟む事と成て更に當らぬ事也。是斗代(とたい)の文字は刀代(としろ)を字音に讀誤りたる明證なる者也。人思ひを深めてよく思ふべし。

秋田潟東之内野田村御検地野帳

門間氏古文書

「野田村御檢地野帳」は標題の如く慶安元年六月調製のものであるが、其後安永七年、同十年、寛政六年、文政九年、天保十二年、嘉永七年慶應三年、明治元年の各年に於て檢地改めをなし、所謂貼紙を以て野帳改訂を行つて居る。參考のため之をも一々記すべきであるが煩に耐えずして除き、今は檢地帳本來の面目を示すことにのみ止めた。

（編者藏本）

「門間氏古文書」は、明和七年六月藩廳に提出せる記録の副本で、山本郡濱口村門間氏の所藏である。本書によつて秋田氏治下に於ける秋田北部地方の物成及雜税徴收の一部を窺ひ得べく、珍重な資料である。門間氏は秋田實季の家臣門間兵右衞門の裔にして、秋田氏遷封後は野に下り、爾來地方の肝煎として永く其職を相承せる家柄である。

慶安元年

秋田潟東之内野田村御検地野帳

六月十一日　　打口　宮本孫右衛門

たかた 上田	九 廿八＝八畝十二歩		一石二斗六升	助右衛門
同 上田	廿 廿二＝一反四畝廿歩		二石二斗	助右衛門
同 上田	六 廿＝四畝歩	本田並	六斗	孫兵衛（小野崎甚十郎分）
同 中田	四 六＝廿四歩		一斗四合	同人（同分）
同 中田	六 八＝一畝十八歩		二斗八合	助之丞（同分）
同 中田	七 十＝二畝十歩		三斗三合	同人（同分）
同 中田	四 九＝一畝六歩		一斗五升六合	同人（同分）
同 上田	六 十六＝三畝六歩		四斗八升	同人（同分）

たかた中田 廿七 四十八＝五反九畝六歩　七石六斗九升六合　惣兵衛
同下田 十 十四＝四畝廿歩 本田並　四斗六升七合　同人
同中田 二 九＝十八歩　七升八合　勘左衛門
同上田 九 卅＝九畝歩　一石三斗五升　同人
同中田 十二 廿七＝一反廿四歩　一石四斗四合　同人
同上田 十一 卅＝一反一畝歩　一石六斗五升　勘之丞
同中田 七 八＝一畝廿六歩　二斗四升三合　惣兵衛
同中田 八 十＝二畝廿歩　三斗四升七合　同人
たかた上田 六 十＝二畝歩　三斗　惣兵衛
同中田 四 六＝廿四歩 開並　一斗四合　小野崎甚十郎分 助之丞
同中田 四 八＝一畝二歩　一斗三升九合　惣兵衛
同上田 五 十二＝二畝歩　三斗　孫兵衛
同上田 廿二 四十二＝三反廿四歩　一斗四合　助右衛門
同中田 三 十六＝一畝二歩　一斗三升九合　孫兵衛
同上田 廿六 廿七＝二反三畝十二歩　三石五斗一升　同人

同	中田	十九 廿一＝一反三畝九歩		一石七斗二升九合	同人
たかた	下田	五 六＝一畝歩	開田並	一斗	小野崎與左衛門分 徳左衛門
同	下田	六 七＝一畝十二歩	開	九升八合	同分 同人
同	下田	八 十二＝三畝六歩	同	二斗二升四合	同分 勘左衛門
いかり	下田	十三 十四＝六畝二歩	同	四斗二升五合	同分 孫兵衛
同	下田	十 十二＝四畝歩	同	二斗八升	小野崎與左衛門分 同人
同	下田	四 五＝廿歩	同	四升七合	同分 勘之丞
同	下田	五 十＝一畝廿歩	同	一斗六升七合	同分 喜左衛門
まいた	中田	十二 廿三＝九畝六歩		一石一斗九升六合	同人
まいた	上田	十七 四十二＝二反三畝廿四歩		三石五斗七升	喜左衛門
同	中田	四 五＝廿歩		八升七合	同人
同	中田	五 六＝一畝歩		一斗三升	孫兵衛
同	中田	四 九＝一畝六歩		一斗五升六合	同人
まかた	中田	四 四＝十六歩		六升九合	長左衛門
同	中田	五 六＝一畝歩		一斗三升	同人

同中田　四 八＝一畝二歩　一斗三升九合　茂左衛門
同中田　四 十一＝一畝十四歩　一斗九升一合　勘左衛門
ま〻の田中田　八 九＝二畝十二歩　三斗一升二合　勘左衛門
まいた西上田　廿 廿二＝一反四畝廿歩　二石二斗　同人
同中田　五 十五＝二畝十五歩　三斗二升五合　三郎左衛門
同上田　廿八 卅七＝三反四畝十六歩　五石一斗八升　同人
同中田　十三 廿九＝一反二畝十七歩　一石六斗三升四合　同人
同上田　廿九 卅七＝三反五畝廿三歩　五石三斗六升五合　茂左衛門
同中田　廿六 卅＝二反六畝歩　三石三斗八升　同人
いかり下田　十五 廿八＝本田並一反四畝歩　一石四斗　小野崎與左衛門分 同人
いかり下田　十 廿四＝本田並八畝歩　八　斗　小野崎與左衛門分 茂左衛門
同下田　六 十四＝同二畝廿四歩　一斗九升六合　小野崎甚十郎分 角左衛門
同下田　十一 廿八＝同一反八歩　七斗一升九合　同分 勘之丞
同下田　廿三 卅二＝同二反四畝十六歩　二石四斗五升三合　同分 同人
まいた中田　廿 廿二＝一反四畝廿歩　一石九斗七合　三郎左衛門

同
上田　八 十六＝四畝八歩　六斗四升　同人

同
中田　六 八＝一畝十八歩　二斗八合　助右衛門

同
上田　廿二 廿四＝一反七畝十八歩　二石六斗四升　同人

まいた
中田　十 十七＝五畝廿歩　七斗三升七合　勘之丞

同
上田　十四 廿八＝一反三畝二歩　一石九斗六升　同人

まゝの田
中田　八 九＝二畝十二歩　三斗一升二合　助之丞

同
下田　三 八＝廿四歩　八　升　佐右衛門

同
下田　四 八＝一畝二歩　一斗七合　助之丞

同
中田　六 八＝一畝十八歩　二斗八合　同人

まいた
中田　七 十＝二畝十歩　三斗三合　勘之丞

同
上田　廿 廿八＝一反八畝廿歩　二石八斗　同人

まいた
中田　四 十二＝一畝十八歩　二斗八合　助右衛門

同
上田　十六 廿二＝一反一畝廿二歩　一石七斗六升　三郎左衛門

同
中田　十五 十七＝八畝十五歩　一石一斗五合　同人

同
下田　九 十一＝三畝九歩　本田並　三斗三升　上り御蔵分　同人

同
下田　廿五八＝六畝廿歩　六斗六升七合　同分　同　人

いかり
下田　十八五＝二畝十五歩　一斗七升五合　同分　同　人

同
下田　廿八廿四＝二反二畝十二歩　二石二斗四升　同分　同　人

同
下田　廿八十二＝一反一畝六歩　七斗八升四合　同分　同　人

いかり
下田　五四＝廿歩　本田並　四升七合　小野崎與左衛門分　角左衛門

同
下田　六四＝廿四歩　五升六合　同分　勘之丞

同
下田　八七＝一畝廿六歩　一斗三升　同分　三郎左衛門

同
下田　四三＝十二歩　二升八合　同分　助之丞

同
下田　七二＝十四歩　三升三合　同分　同　人

同
下田　十五十一＝五畝十五歩　三斗八升　同分　同　人

同
下田　廿四十七＝一反三畝十八歩　九斗五升二合　小野崎甚十郎分　同　人

同
下田　廿四十七＝一反三畝十八歩　一石三斗六升　同分　同　人

いかり
下田　廿十八＝一反二畝歩　本田並　一石二斗　小野崎甚十郎分　助之丞

同
中田　十二四＝一畝十八歩　二斗八合　同　人

みなみ
中田　四十二卅八＝五反三畝六歩　六石九斗一升六合　同　人

同上田　十一 廿二＝八畝二歩　一石二斗一升　孫兵衛

同中田　十八 卅五＝二反一畝歩　二石七斗三升　角左衛門

本田並　同下田　十一 十六＝五畝廿六歩　五斗八升七合　小野崎甚十郎分　勘之丞

同下田　十二 卅六＝一反四畝十二歩　一石四斗四升　同分　徳左衛門

同中田　十八 廿九＝一反七畝十二歩　二石二斗六升二合　勘左衛門

開田並　みなみ中田　八 廿＝五畝十歩　六斗九升三合　小野崎與左衛門分　茂左衛門

同　同中田　十三 十四＝六畝二歩　七斗八升九合　小野崎甚十郎分　助之丞

同上田　十 十四＝四畝廿歩　七　斗　與左衛門

同上田　十一 廿八＝一反八歩　一石五斗四升　長左衛門

同中田　九 十一＝三畝九歩　四斗二升九合　與左衛門

同中田　十四 十四＝六畝十六歩　八斗四升九合　小野崎與左衛門分　茂左衛門

同上田　四 十八＝二畝十二歩　三斗六升　與左衛門

同中田　七 十＝二畝十歩　三斗三合　同人

本田並　みなみ中田　八 十七＝四畝十六歩　五斗八升九合　小野崎與左衛門分　茂左衛門

同中田　十七 十九＝一反廿三歩　一石四斗　喜右衛門

同 下田	十卌＝一反歩	本田並	一石	小野崎甚十郎分 長左衛門
同 下田	四五＝廿歩		六升七合	與左衛門
同 中田	十四廿八＝一反三畝二歩		一石六斗九升九合	同人
同 下田	廿二廿四＝一反七畝十八歩		一石七斗六升	同人
同 下田	八十八＝四畝廿四歩	本田並	三斗三升六合	小野崎甚十郎分 同人
同 下田	十一十六＝五畝廿六歩		四斗一升一合	同分 同人
みなみ 下田	五九＝一畝十五歩	本田並	一斗五合	小野崎與左衛門分 與右衛門
同 下田	十三十三＝五畝十九歩		三斗九升四合	小野崎甚十郎分 同人
同 下田	十四廿＝九畝十歩		六斗五升三合	同分 勘之丞
同 下田	十一十一＝四畝一歩		二斗八升二合	同分 三郎左衛門
同 下田	十十八＝六畝歩		六斗	同分 同人
同 下田	十一十七＝六畝七歩		六斗二升三合	小野崎與左衛門分 佐右衛門
同 下田	五六＝一畝歩		一斗	同分 同人
同 下田	八廿一＝五畝十八歩		五斗六升	同人
みなみ 下田	八十一＝二畝廿八歩		二斗九升三合	三郎左衛門

同 下田 十八 廿六 ＝一反五畝十八歩 一石五斗六升 作左衛門
同 中田 十八 廿六 ＝一反五畝十八歩 二石二升八合 同人
同 中田 八 十六 ＝四畝八歩 五斗五升五合 同人
八まんでん 中田 廿二 廿六 ＝一反九畝二歩 二石四斗七升九合 福性院
屋敷そへ苗代はた 中田 五 九 ＝一畝十五歩 一斗九升五合 惣兵衛
ぬまはた 中畠 九 卅三 ＝九畝廿七歩 三斗九升六合 助之丞
同 中田 十一 卅二 ＝一反一畝廿二歩 四斗六升九合 勘之丞
ぬまはた 中畠 十二 十二 ＝四畝廿四歩 一斗九升二合 惣兵衛
屋敷 十 十一 ＝三畝廿歩 三斗六升七合 同人
上畠 十二 十四 ＝五畝十八歩 二斗八升 同人
上畠 八 十四 ＝三畝廿二歩 一斗八升七合 同人
屋敷 十 十一 ＝三畝廿歩 三斗六升七合 助之丞
上畠 四 九 ＝一畝六歩 六升 同人
上畠 七 十六 ＝三畝廿二歩 一斗八升七合 同人
中畠 十 廿八 ＝一反二畝廿歩 五斗七合 同人

屋敷　八 十一＝二畝廿八歩　二斗九升三合　助左衛門
上畠　六 七＝一畝十二歩　七升　同人
上畠　四 五＝廿歩　三升三合　三郎左衛門
屋敷　十 十二＝四畝歩　四斗　勘之丞
上畠　六 十二＝二畝十二歩　一斗二升　同人
屋敷　六 十二＝二畝十二歩　二斗四升　孫兵衛
上畠　八 十八＝四畝廿四歩　二斗四升　同人
中畠　八 十二＝三畝六歩　一斗二升八合　三郎左衛門
屋敷　十 十一＝三畝廿歩　三斗六升七合　茂左衛門
上畠　五 十二＝二畝歩　一斗　同人
屋敷　八 十一＝二畝廿八歩　二斗九升三合　勘左衛門
上畠　八 十一＝二畝廿八歩　一斗四升七合　同人
上畠　六 十一＝二畝六歩　一斗一升　同人
中畠　三 十三＝一畝歩　四升　同人
屋敷　六 十＝二畝歩　二斗　甚左衛門

上畠	八 十＝二畝廿歩	一斗三升三合	同	人
屋敷	八 十＝二畝廿歩	二斗六升七合	長左衛門
中畠	四 八＝一畝二歩	四升三合	同	人
屋敷	九 十＝三畝歩	三　斗	德左衛門
上畠	八 十一＝二畝廿八歩	一斗四升七合	同	人
中畠	八 九＝二畝十二歩	九升六合	福性院
屋敷	八 十＝二畝廿歩	二斗六升七合	與左衛門
上畠	八 十＝二畝廿歩	一斗三升三合	同	人
屋敷	七 八＝一畝廿六歩	一斗八升七合	佐右衛門
上畠	八 九＝二畝十二歩	一斗二升	佐右衛門
すさき 中畠	廿 廿四＝一反六畝歩	六斗四升	喜左衛門
同 中畠	六 十六＝三畝六歩	一斗二升八合	同	人
同 下畠	三 十＝一畝歩	三　升	福性院
林の下 下畠	九 十五＝四畝十五歩	一斗三升五合	勘之丞
同 下畠	五 七＝一畝五歩	三升五合	三郎左衛門

同	下畠	二四＝八歩	八合	同人
同	下畠	二十＝廿歩	二升	勘左衛門
屋敷そへ	下畠	六十＝二畝歩	六升	孫兵衛
同	中畠	四十八＝二畝十二歩	九升六合	甚左衛門
同	下畠	二五＝十歩	一升	助左衛門
同	下畠	二六＝十二歩	一升二合	徳左衛門
同	下畠	一八＝八歩	八合	助左衛門
同	下畠	四八＝一畝二歩	三升二合	孫兵衛
同	下畠	二八＝十六歩	一升六合	助左衛門
同	下畠	四八＝一畝二歩	三升二合	三郎左衛門
林の下	下畠	二六＝十二歩	一升二合	三郎左衛門
同	下畠	二六＝十二歩	一升二合	茂左衛門
同	下畠	四七＝廿八歩	二升八合	勘左衛門
田のはた	下畠	六三＝十八歩	一升八合	助之丞
同	下畠	四八＝一畝二歩	三升二合	同人

同	下畠	二 五 ‖ 十歩	一升	同人
同	下畠	四 五 ‖ 廿歩	二升	茂左衛門
同	下畠	五 十一 ‖ 一畝二十五歩	五升五合	三郎左衛門
田のはた	下畠	六 七 ‖ 一畝十二歩	四升二合	喜左衛門
同	下畠	四 八 ‖ 一畝二歩	三升二合	勘之丞
林の下	下畠	廿一 廿二 ‖ 一反五畝十二歩	四斗六升二合	喜左衛門
同	下畠	四 十一 ‖ 一畝十四歩	四升四合	三郎左衛門
同	下畠	十二 廿 ‖ 八畝歩	二斗四升	同人
あの町わ	下畠	八 十四 ‖ 三畝廿二歩	一斗一升二合	同人
同	下畠	七 十六 ‖ 三畝廿二歩	一斗一升二合	仁左衛門
同	下畠	十二 廿六 ‖ 一反十二歩	三斗一升二合	同人
林の下	下畠	七 廿六 ‖ 六畝二歩	一斗八升二合	甚左衛門
同	下畠	二 七 ‖ 十四歩	一升四合	同人
林の町わ	下畠	十四 十六 ‖ 七畝十四歩	二斗二升四合	三郎左衛門
同	下畠	十四 廿四 ‖ 一反一畝六歩	三斗三升六合	茂左衛門

あいの町わ　下畠	十四 十八 ＝ 八畝十二歩	二斗五升二合	同　人
同　下畠	十一 卅六 ＝ 一反三畝六歩	三斗九升六合	惣兵衛
同　下畠	四 十五 ＝ 二畝歩	六　升	勘左衛門
すわき　下畠	廿 廿二 ＝ 一反四畝廿歩	四斗四升	佐右衛門
下畠	十三 五十六 ＝ 二反四畝八歩	七斗二升八合	惣兵衛
下畠	二 十三 ＝ 廿六歩	二升六合	三郎左衛門
中畠	十八 卅一 ＝ 一反八畝十八歩	七斗四升四合	茂左衛門
中畠	六 廿七 ＝ 五畝十二歩	二斗一升六合	三郎左衛門
中畠	八 廿 ＝ 五畝十歩	二斗一升三合	角左衛門
下畠	二 七 ＝ 十四歩	一升四合	三郎左衛門
中畠	十二 卅八 ＝ 一反五畝六歩	六斗八合	孫兵衛
下畠	六 十 ＝ 二畝歩	六　升	同　人
下畠	五 十六 ＝ 二畝廿歩	八　升	甚左衛門
下畠	四 十 ＝ 一畝十歩	四　升	三郎左衛門
下畠	二 廿 ＝ 一畝十歩	四　升	同　人

下畠　十九 卅＝一反九畝歩　三斗八升　同　人
下畠　一 廿七＝廿七歩　一升八合　勘左衛門
下畠　二 八＝十六歩　一升一合　同　人
下畠　十五 廿＝一反歩　三　斗　甚左衛門
下畠　十五 八＝四畝歩　一斗二升　勘之丞
下畠　十 廿三＝七畝廿歩　一斗五升三合　勘之丞
下畠　四 十四＝一畝廿六歩　三升七合　三郎左衛門
下畠　三 八＝廿四歩　一升六合　同　人
下畠　十 十三＝四畝十歩　一斗三升　與左衛門
下畠　四 十二＝一畝廿二歩　五升二合　喜右衛門
下畠　二 廿＝一畝十歩　二升七合　三郎左衛門
下畠　十七 廿六＝一反四畝廿二歩　四斗四升二合　勘之丞
下畠　十 十一＝三畝廿歩　一斗一升　助之丞
下畠　六 十八＝三畝十八歩　一斗八合　助之丞
下畠　五 廿＝三畝十歩　一　斗　茂左衛門

下畠　十八 廿四＝一反四畝十二歩　四斗三升二合　惣兵衛
下畠　四 廿＝二畝廿歩　八　升　茂左衛門
下畠　四 廿八＝三畝廿二歩　七升五合　三郎左衛門
下畠　五 十四＝二畝十歩　七　升　德右衛門
下畠　十九 廿二＝一反三畝廿八歩　四斗一升八合　助之丞
下畠　十二 十六＝六畝十二歩　一斗九升二合　德右衛門
下畠　十四 十二＝五畝十八歩　一斗六升八合　勘左衛門
下畠　七 廿二＝五畝四歩　一斗五升四合　長左衛門
下畠　六 四十＝八畝歩　二斗四升　孫兵衛
下畠　六 十八＝三畝十八歩　一斗八合　甚左衛門
下畠　十二 十九＝七畝十八歩　二斗二升八合　同　人
下畠　六 七＝一畝十二歩　四升二合　同　人
下畠　六 十七＝三畝十二歩　一斗二合　勘左衛門
下畠　十 十一＝三畝二十歩　一斗一升　與右衛門

一、上田三町七畝二十九歩　分米四十六石一斗九升五合
一、中田三町八反二十五歩　分米四十九石五斗一升一合
一、下田一町九反九畝十八歩　分米十九石九斗六升一合
一、下田九反六畝十七歩　分米六石七斗六升一合
一、上畠四反一畝十歩　分米二石六升七合此江上り
一、中畠一町一反二畝二十七歩　分米四石五斗一升六合
一、下畠二町八反四畝十九歩　分米八石五斗三升九合
一、下畠三反五畝二十五歩　分米七斗一升七合
一、屋敷三反五畝十四歩　分米三石五斗四升八合上り

田畑屋鋪合十四町九反五畝四歩
分米合百四十一石八斗一升五合
内百十四石四斗三升七合　本田分
同七石二斗二升二合　本田並小野崎與左衛門分
同二十石一斗五升六合　同　小野崎甚十郎分

外

一、四石九斗七升五合　　　苗代別帳有

內四石二斗六升五合　　　本　田　分

同一斗六升五合　　　本田並小野崎與左衛門分

同五斗四升五合　　　同　小野崎甚十郎分

一、三斗九升七合　　　小走屋鋪

一、七斗二升　　　山伏屋鋪

家數十四間

宮本孫右衛門

木村市左衛門

吉成藤治兵衛

石井源之丞

高山八之丞

慶安元年

六月十一日

慶安元年

秋田潟東之内野田村苗代御検地野帳

六月十一日

たかた　苗代　本田並　四・九＝一畝六歩　小野崎甚十郎分　助之丞

同　同　四・八＝一畝二歩　惣兵衛

同　同　四・七＝廿八歩　同人

同　同　四・十二＝一畝十八歩　勘左衛門

屋敷田　同　四・廿＝二畝廿歩　助之丞

まゝの田　同　四・六＝廿四歩　角左衛門

同　同　五・五＝廿五歩　助右衛門

同　同　四・八＝一畝二歩　同人

苗代まゝの田 八九＝二畝十二歩 勘之丞

同 三四＝十二歩 助之丞

同屋敷田 四四＝十六歩 勘左衛門

同まゝの田 四五＝廿歩 福藏（マヽ）院

同同 三五＝十五歩 同人

同同 六九＝一畝廿四歩 茂左衛門

同前田面 六七＝一畝十二歩 作左衛門

同同 三十一＝一畝三歩 本田並 茂左衛門 小野崎與左衛門分

苗代まゝの田 二二＝四歩 勘之丞

同同 一二＝二歩 喜右衛門

同同 六六＝一畝六歩 與右衛門

同南ふけ 三四＝十二歩 本田並 德左衛門 小野崎甚十郎分

同同 六六＝一畝六歩 同 三郎左衛門

同まゝの田 三九＝廿七歩 喜左衛門

同同 三六＝十八歩 同人

同 屋敷田 二四 ＝八 歩 茂左衛門
苗代 屋敷田 三五 ＝十五歩 茂左衛門
同 道はた 二三 ＝六 歩 三郎左衛門
同 同 六十一 ＝二畝六歩 孫兵衛
同 同 九七 ＝二畝三歩 惣兵衛
同 家后 九十二 ＝三畝十八歩 本田並 三郎左衛門
同 同 五五 ＝廿五歩 小野崎甚十郎分 勘之丞

苗代合三反三畝五歩
分米合四石九斗七升五合
内四石二斗六升五合 本田分
同一斗六升五合 本田並小野崎與左衛門分
同五斗四升五合 同 小野崎甚十郎分

除屋敷

屋敷　十二 十八＝七畝六歩　七斗二升　福性院

屋敷　十七 十七＝三畝廿九歩　三斗九升七合　小走 三郎左衛門

右合一反一畝五歩

分米一石一斗一升七合

紙數蓄紙共ニ二十三枚

湖東通の内百六十四石一斗一升
浦田村
小竹花村　宛行所如件
文祿三年八月吉日　（印）
門間兵藏かたへ

○

御藏入代官所

一、四百四十八石三斗八升七合（イ四）　妹川村
和田村
一、三百五石五斗七升二合　蛇川尻村
一、六十二石八斗六合　砂原村

一、百十石四斗九升三合　まふみ村
一、五百三十石六斗二升一合　飯塚村
一、四百七十七石七斗七升(イ五)　大今戸村
　　　　　　　　　　　　　　　　小今戸村
　都合千九百三十五石六斗五升(イ二升六合)
文祿三年八月吉日　(印)　門間兵藏

○

御代官所御物成御算用之目錄

一、合千八百七十五石五斗六升三合　蛇川村
　　　　　　　　　　　　　　　　　飯塚村
　　　　　　　　　　　　　　　　　今戸村
　内千三百三十三石九斗九合　免
御物成
　五百四十一石六斗五升四合　右三ケ村より
右之まはし米
　五十四石一斗六升五合　但し一石に付一斗宛

右之口米
十石八斗三升二合　　但し一石に付二升宛
合六百六石六斗五升一合
慶長三年度分
一、合千八百七十五石五斗七升三合　　右　三　ヶ　村
内千三百三十五石五斗六升三合　　免
御物成　五百四十石　　右三ヶ村より
右まはし米　五十四石　　但し一石に付一斗宛
右の口米　十石八斗　　但し一石に付二升宛
合六百四石八斗
五百三十七石七斗九升　但し文禄五年一月分御算用之拂殘り　手前預り米
都合千七百四十九石二斗四升
總都合千七百九十四石一升七合五勺
右之米拂方之事

慶長二、三、四年之間に

一、九十五石六斗　但御賄　岩屋源兵衞渡米

一、九十六石五斗　切米に渡す、□□に渡す、人數小日記に御座候

一、五十七石四斗二升七合　萬小遣に渡し申候、小日記に御座候

一、三十五石　金子五百兩分　中野治郎左衞門渡し申候

一、千三百七十八石二斗五合　慶長二、三、四年の七月迄に御扶持方に渡申候

一、十　石　但ましし米　大高又兵衞へ渡す

一、八十七石四斗四升五合五勺　手前に預り

一、三十三石八斗四升　慶長三年分百姓前未進

都合千七百九十四石一升七合五勺

右御算用之目錄如件

慶長四年七月十三日

門間兵左衞門

吉　正（書判）

大高又兵衞殿參

○御代官所御物成御算用之目録

一、四百四十八石三斗八升七合　妹川村
　當御物成出口百五十石四斗三升
　和田村

一、三百五石五斗七升二合　虻川尻村
　當御物成出口百四十一石七斗七升

一、六十二石八斗六合　砂原村
　當御物成出口九石八斗四升

一、百十石四斗九升三合　まふみ村
　當御物成出口二十八石四斗二升五合

一、五百三十石六斗二升一合　飯塚村
　當御物成出口百四十五石九斗一升

一、四百六十一石七斗七升　大今戸村
　當御物成出口六十五石二斗八升
　小今戸村

右之總高都千九百十九石六斗四升九合

此物成惣合五百四十一石六斗四升五合也
文祿三年十月十九日
門間兵藏
吉正（書判）
湊　兵右衛門殿參

指上高定

指上高條例

指上高式

指上高帳

先年より御借上高次第

以下は、家士知行借上法制の記録を輯錄せるものである。

「指上高定」及「指上高式」、「先年より御借上高次第」は、文政十一年小宅恒內編述國井氏筆寫の秋田圖書館藏本を底本とした。

「指上高條例」は指上高法規の好實例である。卽ち天保九年に四六の割を以て指上高を定めたので士分農民まで困窮に陷り、加ふるに巳四年より打續く凶作のため世間囂々の聲があつた。よつて藩では相當施設を要するものと見て斯くの如き調査をなし、これを指上高算定の規準に用ひたものらしい。右同秋田圖書館本に據る。

「指上高帳」は秋田市上杉英吉氏所藏本にして、天明四年より安政六年に至る凡そ七十六年間の記錄より拔粹せるものである。此種記錄の稀覯である。

指上高定目錄

一、知行高御借上割御藏出高同例

半知之割

久保田諸士　　久保田諸遠路不勤病人、悴並同例

在々給人在々住居、刈和野給人、郷士同例　　江戶、京都定住

角館住居本御家中之外住居は在々割之通　　徒並輕輩

百姓町人御藏出高、御藏出米、御合力米惣じて同例。半知、四六不關御省略中五ヶ年引繼○辛勞免高御借上無之

四六之割

久保田諸士　　久保田諸士遠路不勤病人、悴並同例

在々給人在々住居、刈和野給人、郷士同例　　江戶、京都住居

角館住居　　寺院

徒並輕輩

一、御藏出米御借上割

御藏出米半知之割

御藏出米四六之割

一、御扶持御借上割 御省略中五ケ年引繼

久保田在々御扶持之割 徒並輕輩同例、惣じて遠路不勤之割無之

嫡子嫡孫御扶持之割 半知、四六不關

生涯拾御扶持之割 半知、四六不關

進退引之事

寺院御扶持之割

百姓町人御扶持之割 半知、四六不關

一、御給銀御借上割 半知、四六不關、御省略中五ケ年引繼

御給銀定式之割 家督、局住無差別、刈和野給人幷徒並輕輩同例〇在々給人御給銀無之

嫡子嫡孫御給銀之割 刈和野給人嫡子嫡孫同例〇在々給人住居共嫡子嫡孫御給銀無之

寺院御給銀之割

一、役料銀穀御借上割 御省略中五ケ年引繼

償高之割

役料高之割

役料銀之割

役料銀穀定式割之外御借上之割

指上高定

○知行高御借上割　御藏出高同例

○半知之割

○久保田諸士

一、高七十石以上	拾石に付	五石
一、同七十石以下六十石迄	同	四石五斗
一、同六十石以下五十石迄	同	四石
一、同五十石以下四十石迄	同	三石三斗
一、同四十石以下三十石迄	同	二石八斗
一、同三十石以下二十五石迄	同	二石

一、同二十五石以下二十石迄　同　一石二斗五升
一、同二十石以下十一石迄　同　六　斗
　但十一石以下割合無之。
　○久保田諸士遠路不勤　病人、悴並同例
一、高七十石以上　拾石に付　五石五斗
一、同七十石以下六十石迄　同　五　石
一、同六十石以下五十石迄　同　四石五斗
一、同五十石以下四十石迄　同　三石八斗
一、同四十石以下三十石迄　同　三石三斗
　但三十石以下割合勤並之通。
　○在　々　給　人　在々住居、刈和野給人、郷士同例
一、割合久保田諸士遠路不勤同然也。三拾石以下久保田勤並之通
　但、久保田並諸役相勤候ものは、勤中久保田勤並之割たるべし。役にても久保田並に無之役々は此例にあらず。
　○江戸京都定居

一、高百石に付金二十二兩之割を以被下之。

但し分限之多少によらず一例なり。

○角館定居　本御家中之外住居は在々割之通。開高定にて小役銀拾九匁代故割合別例なり。

一、高七十石以上	拾石に付	三石三斗三升
一、同七十石以下六十石迄	同	三　石
一、同六十石以下五十石迄	同	二石六斗六升
一、同五十石以下四十石迄	同	二石二斗
一、同四十石以下三十石迄	同	一石八斗六升
一、同三十石以下二十五石迄	同	一石三斗三升
一、同二十五石以下二十石迄	同	八斗三升
一、同二十石以下十一石迄	同	四　斗

但十一石以下割合無之。

○徒並輕輩

一、割合總じて諸士同例。久保田、在々勤並、不勤とも總じて諸士定之通。

○百姓町人　御藏出高、御藏出米、御合力米總而同例。半知、四六不闕御省略中五ケ年引繼。○辛勞免高御借上無之。

一、高二十石以上　三ヶ二、小役銀共
一、同二十石以下　半高、小役銀共
右は半知、四六によらず年々定式御借上。

○四六之割

○久保田諸士

一、高七十石以上　拾石に付　六石
一、同七十石以下六十石迄　同　五石四斗
一、同六十石以下五十石迄　同　四石八斗
一、同五十石以下四十石迄　同　三石九斗六升
一、同四十石以下三十石迄　同　三石三斗六升
一、同三十石以下二十五石迄　同　二石四斗
一、同二十五石以下二十石迄　同　一石五斗
一、同二十石以下十一石迄　同　七斗二升
但十一石以下割合無之。

○久保田諸士遠路不勤　病人、悴並同例

一、高七十石以上　拾石に付　六石三斗

一、同七十石以下六十石迄　同　五石七斗

一、同六十石以下五十石迄　同　五石一斗

一、同五十石以下四十石迄　同　四石一斗四升

一、同四十石以下三十石迄　同　三石六斗六升

但三十石以下割合勤並之通。

○在々給人　在々住居、刈和野給人、郷士同例

一、割合、久保田諸士遠路不勤同然也。

但久保田並諸役相勤候ものは久保田勤並之割たるべし。

○江戸、京都定居

一、高百石に付金二十兩之割を以被下之。

但分限之多少によらず一例なり。

○角館住居　本御家中之外住居は在々割之通

一、高七十石以上　拾石に付　四石

一、同七十石以下六十石迄　同　三石六斗

一、同六十石以下五十石迄　同　三石二斗
一、同五十石以下四十石迄　同　二石六斗四升
一、同四十石以下三十石迄　同　二石二斗四升
一、同三十石以下二十五石迄　同　一石六斗
一、同二十五石以下二十石迄　同　一　石
一、同二十石以下十一石迄　同　四斗八升
但十一石以下割合無之。

○寺　院

一、高十石に付　半小役銀
但半知之節御借上無之。
○天明六午年初而五ヶ年中小役銀無殘御借上。寛政三亥年半小役銀被相弛以來五ヶ年宛引繼。

○半小役銀御借上之年御合力被下候寺院左之通　半知にて小役銀御借上無之年は不被下之

一、文銀五百目　天　德　寺
右は錄所に御合力。
一、同銀三百五十目　一　乘　院

右は役寺に付御合力。

一、同銀三百五十目　寶鏡院

右は右同斷。

一、同銀百五十目　闐信寺

右は御尊靈樣御供養仕候付御合力。

一、同銀百五十目　男鹿永禪院

右は門中八ヶ村有之相續難澁に付御合力。

○徒並輕輩

一、割合總て諸士同例。

○御藏出米御借上割

御藏出米、半知、四六とも總而知行高割合之出米を以被召上之。徒並輕輩同例。町人百姓之割別に見。割方例左之通。

○御藏出米半知之割

一、御藏出米七十石以上

勤並十石に付　二石九斗六升
但知行高七十石以上十石に付五石之割に準、其出米を以被召上候。
不勤十石に付　三石二斗五升六合
但知行高七十石以上十石に付五石五斗之割合に準右同斷。
一、七十石以下段々割合準之。

〇御藏出米四六之割

一、御藏出米七十石以上
勤並十石に付　三石五斗五升二合
但知行高七十石以上十石に付六石之割合に準其出米を以被召上候。
不勤十石に付　三石七斗三升
但知行高七十石以上十石に付六石三斗之割合に準右同斷。
一、七十石以下段々割合準之。
一、在々給人は遠路不勤之割同然也。
一、寺院は四六之節斗諸士割合之半分被召上候。半知之節は御借上無之。

○御扶持御借上割　御省略中五ヶ年引繼

○久保田在々御扶持之割　徒並輕輩同例、總而遠路不勤之割無之

一、十人御扶持以上　　拾人御扶持に付　一人御扶持

但半知之節御借上無之。天明五巳年初而御借上以來五ヶ年引繼。

一、五人御扶持以上 高拾五石以上へ添　　五人御扶持に付　一人御扶持

但半知之節御借上無之。天明六午年初而御借上以來五ヶ年引繼。御歩行以下御扶持同年より初而御借上。

一、在々給人無御給十人扶持以上　　一人御扶持

但四六年御借上、半知年は半人御扶持御借上。天明八申年初而被仰渡之。

○嫡子嫡孫御扶持之割　半知四六に不闕

一、高百五十石以上

御判紙高百五十五石以上御竿打減高、辛勞免、御引上高、其外本田捨り高、荒地、川缺、畑に成減目等にて、百石に付二十石之御割合に相叶、御代知不被下候分は分限高に無之故、御判紙願不申上候とも、右之分引落百五十石以下に相成候はゞ以下之御取扱。

嫡子御扶持　　半分御借上

在々給人は無殘御借上。

嫡孫御扶持　　半分御借上

在々給人は無殘御借上。

一、高百五十石以下七十石迄

嫡子御扶持　　無御借上

在々給人は半分御借上。

嫡孫御扶持　　半分御借上

在々給人は無殘御借上。

一、同七十石以下三十石迄

嫡子御扶持　　無御借上

在々給人同例。

嫡孫御扶持　　半分御借上

在々給人五十石以上之嫡孫は無殘御借上、五十石以下三十石迄は半分御借上。

一、十一人御扶持以上

嫡子御扶持　　無御借上

在々給人同例。当時拾壹人御扶持以上無し。

嫡孫御扶持

半分御借上

在々給人同例。

一、高三十石以下並十人御扶持以下嫡子嫡孫、久保田在々共無御借上。

一、在々住居、刈和野給人嫡子嫡孫御扶持御借上割合久保田之通。

但角館住居之内本(もと)御家中は嫡子嫡孫現米三石六斗被下之。右割父祖之分限に應じ半分壹石八斗又は殘御借上之次第、御扶持御借上之定に準。以上御扶持之割百五拾石以上之嫡子、三拾石以上之嫡孫等天明六年年被仰渡之。其外不詳。

一、局住にて一騎償高被下候もの御扶持御引上。

一、局住にて御右筆相勤候もの局住二人御扶持ゑ三人御扶持被増下、都合五人御扶持之内二人御扶持御借上。

但家督五人御扶持以下之もの、五人御扶持都合に被増下候分無御借上。

一、役付近進之嫡子嫡孫、役方に付被下候御扶持は御借上なし。

一、新知舊知拜領、又は開發出高、其外引受高有之一騎分限に相成候もの、其年九月までは嫡子嫡孫御扶持無御借上。十月より一人御扶持御借上。文化十一戌年六月極。後例覺雜例之部。例 若木嘉右衛門御加增高拜領壹騎分限に相成候節本條之通。

附 知行處減高有之壹騎分限之者駄輩に相成候節、嫡子御扶持十月より無御借上之事。文政五午年山崎左仲知行處之內御竿打減高有之、八月中被仰渡之壹騎之所駄輩分限に相成候節、伺申出評議之上極。

一、諸士三人勤之もの嫡孫御扶持無殘御借上候所、父祖隱居又は病死等にて兩人勤に相成候節其月より無御借上。

〇生涯捨御扶持之割　半知四六に不關

一、七十石以下之局住病身に付御奉公御暇被下候ものへ、生涯二人御扶持之內一人御扶持御借上。三十石以下御扶持方之家督右同斷に付被下候分御借上無之。享和元酉年極。

一、徒並輕輩、百姓町人ゑ被下候生涯御扶持御借上無之。輕輩之義、寬政六寅年極。

一、徒並內意又者支配之內意等にて病名を以御奉公御暇被下候ものは、生涯二人御扶持之內一人御扶持御借上。諸士內意にて退身之ものには捨御扶持不被下候。

〇進退引之事

一、諸士知行高三十石以下御扶持方之面々七十歲以上に相成候得者、月並御番御免被成下候上嫡子は進退引之願申立候得ば、及言上追而願之通被仰出之趣申渡、其砌子共之御扶持、御給銀共に其父ゑ引繼被下候事。

但御給銀者天明六午年より無殘御借上。町觸控に見。

一、三步行以下諸職人等五十ヶ年以上御奉公相勤候得者、一代大御番ゑ被召立候以來七ヶ年相勤候得者一代一人御加扶持被下候所、當人病死後支配所依願子共一代引繼被下候事。

○寺院御扶持之割

一、五人御扶持より九人御扶持迄	半人御扶持
一、十人御扶持より十四人御扶持迄	一人御扶持
一、十五人御扶持より十九人御扶持迄	一人半御扶持
一、二十人御扶持より二十四人御扶持迄	二人御扶持

右以上之御扶持割準之。

右者四六之節御借上、半知之節御借上無之。天明六午年五人御扶持より九人御扶持迄壹人御扶持宛、其餘右に準初而御借上之所、寛政三亥年本條之通割直、以來五ヶ年引繼。

一、修驗大頭相勤候もの、十人御扶持被下候内一人御扶持御借上。役料に準別例也。

但四六、半知御借上に不拘御借上之事。

一、社人大頭相勤候もの、五人御扶持被下候内半人御扶持御借上。役料に準別例也。

但右同斷。

○百姓町人御扶持之割

一、五人御扶持より九人御扶持迄	一人御扶持
一、十人御扶持より十四人御扶持迄	二人御扶持
一、十五人御扶持より十九人御扶持迄	三人御扶持

一、二十人御扶持より二十四人御扶持迄　　四人御扶持

右以上之御扶持割準之。百姓町人御扶持、天明六午年初而御借上五ヶ年引繼之所、割合不同有之に付文化五辰年本文之通定之。

○御給銀御借上割　半知四六不闢、御省略中五ヶ年引繼

○御給銀定式之割　家督、局住無差別、刈和野給人、徒並輕輩同例。在々給人御給銀無之

一、銀五百目以上　　五ヶ一
一、同五百目以下三百目迄　　七ヶ一
一、同三百目以下百目迄　　八ヶ一
一、同百目以下五十目迄　　九ヶ一
一、五十目以下　　十ヶ一

一、金一兩銀五十七匁替之定、右御借上割合銀之定に準。徒以下御給銀割、天明六午年諸士之通極。

但御給銀被相渡候節者本條之通。若七歳未滿又は末期養子、其外不調法等に付御給金之内被召上候節者一兩六十目金に定置、右之内より被召上候分引落候事。文政六未年十月二日御割役申出る。

一、知行高並御藏出高十一石以上え添御扶持御給銀は、高より割合被召上候故御給銀御借上無之。

一、御扶持方御右筆相勤候得者、本御給銀とも金子五兩都合に被直下内二兩御借上、殘三兩無割合被下

之。但本御給銀三兩以上のものへは一圓不被下置候。

○嫡子嫡孫御給銀之割　刈和野給人嫡子嫡孫同例、在々給人住居共嫡子嫡孫御給銀無之。

一、高七十石以上　御判紙高也　嫡子嫡孫御給銀　無殘御借上

一、同七十石以下三十石迄　嫡子嫡孫御給銀　定式拾ヶ壹割合共半分御借上

但大小姓者御給銀六十目之内九ヶ一御借上之外御借上無之。嫡子嫡孫無差別。

○御小姓同例。○先年小宅恒内不肖承祖孫九郎局住に而御小姓相勤候節、御給銀六拾目無御借上候御例有之、以來不肖局住大小姓同例に極る。文化十二年正月。

一、十一人より十九人御扶持迄　嫡子嫡孫御給銀　定式拾ヶ壹割合共半分御借上

一、二十人御扶持　嫡子嫡孫御給銀　無殘御借上

一、高三十石以下並十人御扶持以下、嫡子嫡孫御給銀定式割合之外無御借上。

一、高三十石以下並御扶持方之面々嫡子と進退引被仰付候節、親ゑ被下候御給銀無殘御借上。天明六年より五ヶ年引繼。

一、局住にて一騎償高被下候もの局住御給銀御引上。

一、局住にて御右筆相勤候得者、御給金三兩に被直下定式八ヶ一割合之外無御借上。

一、役付近進之嫡子嫡孫、役方に付被下候御給銀定式之外無御借上。

○寺院御給銀之割　寺院御給銀之割不一例候、依而銘々左に記之

一、銀五枚宛（此目壹枚に付四拾三匁に而古銀定にあらず）　修驗大頭兩人

内一枚宛御借上（此割合之外指上銀無之。）

一、同三枚宛（此目前に同じ）　御城下社人組頭兩人

内二十一匁五分宛御借上（銀壹枚之半分に當る。此割合之外指上銀無之。）

一、同百目　善性院

内八ケ一御借上（此割合之外差上銀無之。）

○役料銀穀御借上之割　半知四六不關、御省略中五ケ年引繼

○償高之割

御判紙高之内、御竿打減又者辛勞免、御引上高、本田荒地、川缺、畑に成る減目、其外捨高等にて百石に付貳拾石之割合に相叶、御代知不被下分引落殘高え償被下候。但譯有之御判紙御書替願不申上候とも引落高に候故、殘高え償被下候事。

一、高十石に付　五石差上高

但小役銀無殘御借上。

御家老償高え者小役銀付故、六一二之出米之内人足扶持方引、殘五九二之出米を以被下之。外償高者小役銀無之。

○九月まで新知舊知被下候而茂償高其年分無差引被下之。十月後新知舊知被下候得者償高其年より引落に相成。

○役料高之割

一、高三十石以上　拾石に付　六石差上高

但御家老役料高に限償高割合に準。○役料高三十石以上之もの本知分限に寄は御借上有之、引
残高三十石以下に候はゞ右以下之割合。

一、同三十石以下十五石迄　同　五石差上高

一、同十五石以下　同　三石八斗七升五合差上高

○役料銀之割

一、文銀五百目以上　五ケ一

一、同銀五百目以下三百目迄　七ケ一

一、同銀三百目以下百目迄　八ケ一

一、同銀百目以下五十目迄　九ケ一

一、同銀五十目以下三十目迄　十ケ一

但三十目以下割合無之。

一、役料高え添候役料銀者、兩樣之內一方より御借上一方無御借上。

○役料銀穀定式割合之外御借上之割

一、御家老本知高千石以下、償高千石役料共千五百石、都合右役料之內三百石御借上。（殘高より定式割合被召上候。）
但役料高五百石之內、本知千石以上之上者右以上之分とも三百石御借上、殘二百石被下之。千三

百石以上之ものに候得者、右本知差引殘御借高無差引被下之。（定式割合者被召上候。）千五百石以上之ものへは一圓不被下候。（天明六午年より御役料、小役銀共無殘五ヶ年引繼御借上之所、寛政八申年より本條之通。）

一、御相手番本知五百石以下、償役料五百石都合之内五十石御借上。（天明六午年より五ヶ年引繼。〇御相手番格同例。）

但本知四百五十石以上に候得者、御借上高差引に相成一圓不被下候。以下準之。（〇親錄高五百石以上之局住被仰付候得者償高不被下置候。）

一、寺社奉行四百石以下償高役料共五百石都合、右役料之内五十石御借上。同斷。

一、大番頭三百石以下、償高三百石役料とも三百五十石都合之內、役料五十石御借上。同斷。

一、一騎償高百五十石都合被下候内十五石御借上。同斷。

一、御副役、其外駄輩役之もの本知百三十五石以上者役料無殘御借上。同斷。

一、御副役定役二十ヶ年相勤候得者、增御役料高十石被下之内五石指上高何月被仰渡候とも、無殘被下候事。

但一騎償高被下役ゑ、□役又者切支丹改役兼帶被仰付候得者被成御引上候。

一、大番組頭其外とも償高百石都合被下候もの、內十石御借上。同斷。

一、御側醫本知三十石以下償高三十石役料とも六十石都合、右役料之內二十石御借上。同斷。

一、勤功役料銀一枚無御借上。

一、三十石以下並十人御扶持以下にて近進諸役相勤候付銀二枚被下候内、一枚御借上。（文化三寅年より五ヶ年引繼。）

○御代官（當時郡方吟味役）以前より二十石以下之ものへ斗本條之通。

○

右差上高定之内（往古之定爲見合記置）

半知中役馬並持鎗之事

一、乘馬之儀、半知被召上候内は本知五百石以上は常立可致候。五百石以下は役馬常立可被成御免候。並千石以下、御城下徘徊之節鎗不爲持候とも不苦候。大御番は御武頭御城泊番並御武頭長坂固之節鎗爲持候義可爲格別候。出火之節前々鎗爲持來候面々は、知行之不依高鎗爲持候義可爲勝手次第候。

附　萱橋給人も右同斷。（但定居之もの殘高三百五拾石有之ば役馬可相立候。）

一、半知差上米被召上候内、江戸詰に罷登候ものは本知高三百五拾石以上より馬爲牽、在番中馬立可申候。罷下之節、御供外は江戸にて馬拂候義不及御伺勝手次第たるべく候。但急登一ヶ年詰被仰付俄に馬求爲牽候義御免被成候間、江戸にて馬求候内は御貸馬可被仰付候。

附　知行高五百石以下之のも立歸罷登候は江戸にて御貸馬可被仰付候。

一、本知高三百五十石以下二百五十石迄、江戸にをゐて馬求代金子三兩可被下候間在番中馬立可申候。罷下之節不及返上勝手に可致候。　一通馬代被下候以後、在番中右馬捨り取替候とも御構被成間敷候。自分にて調可相勤候。

一、御供にて罷登候もの知行高三百五十石以下二百五十石以上、於江戸被下候高代金四兩於秋田被相渡、御道中馬爲牽可罷登候。

但右之義元文二年巳十二月何れも評議。

一、知行高二百五十石以下、唯今まで之通於江戸御貸馬可被仰付候。

一、在々給人乗馬常立之義、自今御判紙高五百石以上之もの馬可相立候。御馬取御用有之被遣候節者常立之馬爲見可申候。

右二ヶ條追々極候歟、年月不知。

○指上條例

一、總而勤並に相成候節者十二月にても其年より割合可被直下候。

一、遠路不勤之者家督に相成候節、家督十二月まで被仰付候はゞ不勤之割其年より可被召上候。若翌正月え越家督被仰付候はゞ前年差上高其儘にいたし、其年より不勤之割可被召上候。

一、末期に付減祿之もの十月後致病死候得共、其年者本祿にて所務被仰付指上高不及割直。

但不調法にて減祿之もの十月後に候得共同例。

一、役御免等之者は十二月にても其年より不勤之割可被召上候。

一、御苗字、幼年たりとも勤並之割たるべし。

一、御所預並組下持之輩、幼年に付得後見相勤候とも勤並之割たるべし。

一、御所預組下持幼年に付在々給人後見（舊定には看抱と有）被仰付候はゞ、右御勤中久保田勤並之割を以可被召上、久保田諸士後見被仰付其所え引越相勤候はゞ勤並被成下候。

但相談一ト通被仰付候ものは不勤御免被成間敷候。

一、御所預、組下持、遠慮閉門等に付其間取扱被仰付候もの、不勤御免被成間敷候。

一、遠慮、閉門等之もの割合無別儀。

一、引渡、廻坐、四十歳に相成候得者不勤割可被成御免候。（○長病之者たりとも右年齡に相至候はゞ不勤割可被成御免。安永申年八月御割役え被仰渡之。）

但、御役相勤候付不勤割御免被成候後退役等にても一代御免被成候。四十歳以下病氣十六ヶ月に相成候得者不勤並可被召上候。

（○文化十一戌年、前田野淸治四拾貳歲に罷成候付遠路不勤御割御免可被成下哉之旨伺申出候付、御割役所御吟味被成候所、安永九午年岡谷内記四拾壹歲にて御屆申出、前年分被返下候段申出候。四拾歲之節御屆可申上御規定之所、心得違を以年を經候而申出候事故、前々之分可被返下義に者無之事に談議之趣、御用番帶刀殿え黑澤監物（御添役）伺之候所、其通りと御差圖に付淸治え者戌年分より御割合被割弛候段申渡之。于時同年四月。）

一、廻坐、在々え上使相勤候得者勤並可被成下候。

一、七十石以上之者在々え之上使相勤候得者勤並可被下候。右之外御領内公用相勤候とも出馬之格に被成間敷候。（○文化八未年九月仙北筋御巡覽之節、御供駄輩以上之面々も不勤割御免被成候。）

但駄輩之もの御金役、御鄕役銀受取役、御雜用役（文化六年より定役に被仰付候）相勤候得者勤並に被成下候。右之外一ヶ年役相勤候とも不勤割御免被成間敷候。

一、七十石以下並御扶持方之もの一ヶ年役、其外近在御賄被下候公用相勤候得者勤並に可被成下候。

但御鷹匠も同例。

○近進御鷹匠平野彦左衞門當十二月中家督無御相違被仰付候所、去辰年御鷹御用にて仙北筋え致廻在候に付、御割合伺申出御割役處え御問合被成候所、御鷹匠御領内御用等相勤候もの諸士御取扱之通不勤御割合御免被成候趣申出候付、今年より御免に被仰渡候。于時文政四年巳十二月。

一、御渡野、御迫野御供にて在え罷越候とも不勤割御免被成間敷候。文化六巳年極。

一、一ヶ年役被仰付候もの病氣又は不調法に付役御免之節、六ヶ月まで相勤候はゞ其年斗不勤割御免被成翌年より又々可被召上候。七ヶ月以上相勤候得者永々勤並に可被成下候。

一、定役、定加勢並見習禮法方見習、御勘定所組入物書とも被仰付候もの勤並可被成下候。加勢者三ヶ年相勤候上勤並可被成下候。當座加勢者幾年相勤候とも不勤割被成御免間敷候。當座加勢にても出馬致候にゞ尤勤並に可被成下候。駄輩者加勢又者當座加勢にて出馬致候とも、

加勢三ヶ年に不滿内は不勤割被成御免間敷候。文化七午年極。

○御政務所御物書は加勢被仰付候年より不勤割被成御免候。

但定役並定加勢見習御番札被拔置候もの、病氣退役或者不調法に付御免之節者不勤之割を以被召上、追而御番入被仰付候上勤並に可被成下候。御人繰之ため御免之ものは卽御番入被仰付候故勤並之割を以可被召上候。定加勢見習御番札不被拔置候もの並加勢勤並に相成候もの御免之節者、直々勤並之割を以可被召上候。

一、在々給人、定式久保田並之役相勤候ものは勤中久保田勤並之割にて可被成下、退役後者在々定式之

割を以可被召上候。假令定役にても久保田並に無之役々者、在々定式之割たるべく候。猶御領内諸公用相勤候とも在々割被成御免間敷候。

一、横手高屋五左衞門、山添兵庫兩家者、代々御物頭相勤付久保田勤並に被成下候。
　但出仕致候而茂御物頭不被仰付候內者不勤之割を以可被召上候。

一、御鷹役、御軍具役、御大工頭者勤並に被成下候。
　但幼年又は長病にて右御用不相勤候はゞ不勤之候を以可被召上候。御鷹役長病にて十六ヶ月差入候而茂、子共御奉公相勤候得者不勤割不被召上、子ども出仕以前に候得者不勤被召上候。

一、大番、御小姓、九ヶ年無懈怠相勤候はゞ不勤之割不被召上候。○局住年數不被加置候。
　但十ヶ年目之春前年より御免之段被仰渡之。

一、大小姓五ヶ年無懈怠相勤候はゞ不勤之割被成御免候。○局住年數不被加置候。
　但六ヶ年目之春前年より御免之段被仰渡候。

一、御茶道十五ヶ年無懈怠相勤候はゞ不勤之割可被成御免候。○局住年數不被加置候。○御巡覽御供並御領內公用相勤候得ば不勤割被成御免候。

一、勤並之もの病氣十六ヶ月に至候得者病人之割を以可被召上候。役付のものたりとも同例。
　但、病氣十六ヶ月餘に至候とも五月まで出勤致候得者勤並定式之割たるべし。六月に至十六ヶ

月に相成候はゞ其年より病人之割を以可被召上候。六月は差上高帳差出候故（享保之度八月中差上高帳差出候所、安永七戌年より本條之通り改る）一旦病人之割に相成候もの五月迄に致出勤候はゞ其年より可被成御免候。定役之もの病氣に付役御訴訟申上候而も御免無之内者、十六ヶ月餘入候とも勤並之割たるべし。役御訴訟不申上十六ヶ月差入候ものは不勤之割を以可被召上候。役御訴訟申上御免被成下候もの、其月より十六ヶ月に相成候得者勿論不勤之割を以可被召上候。

一、江戸、大坂え翌年登被仰付候もの、右被仰渡候年より勤並之割に可被成下候。若病氣又は御繰合之ため御免に候はゞ、翌年より亦々不勤之割を以可被召上候。出立之上病氣又は御用に付被召返候はゞ永く勤並に可被成下候。

一、江戸、京等え勤學罷登候もの勤並に可被成下候。（醫師同例。）

一、醫師、他領御領內御城下御用相勤候得者不勤之割御免被成下候。

但町醫より御醫者え養子に相成候もの、町醫中勤學に罷登候得者勤並に可被成下候。徒並等より御醫者に養子に相成候もの同例。

一、神保渮月、家傳有之に付勤學不罷登候とも於醫學館御試相濟、療治相應に相勤候得者勤並に可被成下候。（神保荷月御試相濟且療治相成候に付、相應之御用被仰付被下度之趣神保道策、神保三清より申立、御承知に付不勤被成御免候。文化七年午九月。）

但幼年に付業不相成候得者不勤之割を以被召上、追而御試相濟業相應相勤候節勤並に可被成下

候。

一、御醫者以來二十ヶ年無懈怠相勤候はゞ不勤御割合御免可被成下候。

但、二十ヶ年以下にても十五ヶ年以上無懈怠相勤五十歲以上之ものは、右御割合御免可被成下候

爾時文政八年酉十二月二十五日極。

一、局住中勤並に相當候儀有之候はゞ、家督に相成候節勤並に可被成下候。

一、御扶持分限之者不肖に相成、不肖之もの駄輩に相成候もの、以前勤並に候得者直々御免被成候。

一、勤並之もの、筋目之ため實家又は宗家之家跡に相立候節、假令分限相違ひ候とも直々勤並之割を以可被召上候。

一、出仕以後之者、小屋見繼等之ため江戶、大坂ぇ罷登臨時御用被仰付相勤候得者、家督に相成候節勤並に可被成下候。浪人、右同斷之もの養子に相成御奉公致候とも勤並に被成下間敷候。浪人も御用相勤候得者、養子に相成候上勤並に相成候例御座候得共、嫡子とは差別有之に付改之。

一、御勘當御免御扶持にて被召出候以後舊知高三十石以上被返付候不肖之面々、御扶持にて被召出中致出馬候者は右御割合不被召上候趣被相定候。明和三戌年八月中被仰渡候。

○田中六兵衞御勘當御免御扶持にて被召出中致出馬候。以後舊知高七拾石以上被返下候所不勤割合を以被召上候。

一、八木九十郎去十二月中家督に罷成遠路御奉公不相勤候付不勤割を以可被召上候所、役方有之に付

遠路之御用不相勤候とも此末勤並之割を以被召上候。〇天明元丑年九月二十四日御割役え被仰渡候。〇菊池新藏人も同例。

一、長病にて御訴訟申上進退並之公用子共に被仰付候もの、勤之者之定式之通にて被召上、並廻番、代番にて相勤候病人も右同斷。享保年中より御定。

一、駄輩之節致出馬其後高減し不肖に罷成候はゞ、不肖致出馬候もの定式之通にて被召上候。享保年中より御定。

一、江戸定居秋田勝手被仰付候もの差上高御免之割左之通。享保十八丑年八月極。

一、高百石以下 御判紙高之定 〇江戸定居秋田勝手被仰付候もの勤並に被成下候。（御掟七之部五十二）

其年者定式割合無殘、翌年より二ケ年者三ケ二宛御免。

一、同五百石以下

其年者定式割合無殘、翌年より二ケ年者半高宛御免。

但依願被差下候ものは此例にあらず。明和四亥年十一月極。

指上高式

一、指上高帳、年々六月中御割役所へ可指出之。（日限毎年町觸を以被仰渡候所近年被仰渡無之。）

一、指上高帳差出候後、不勤の者勤並に相成、勤並の者不勤に罷成（差上高帳差出候に不拘、當人より伺出候へば御割へ申渡之）本知増減亦は宥赦高等に付割合に相成候節（調一紙差添御評定所へ申立候へば御割役へ申渡之。當高一斗以下は其年割直無之故、翌年差上高帳へ相添御割役所へ差出之）八月十五日迄に候へば差上高帳可相直候。（八月以前にても、帳合極候へば地方にて御取扱無之、翌春朱書帳を以御取扱に相成候。）右日限後に候へば帳面不相直、上納並被返下候分米は御米藏役、小役銀、御金役へ朱書帳相渡。（朱書帳米は御割役、銀は御金役より御評定所へ差出、老中朱印致其筋へ相渡。）

八月に相成候へば毛引に拘候故、地方（ぢかた）にて相直候事御割役所にて不相成候故、翌春までに御朱書帳にいたし御割役所より差出候事。

延享四卯年十月御割役へ被仰渡候內

右二ケ條出減（へり）ともに、差上高御割帳御評定所へ不差出以前に候はゞ帳面直、地方（ちかた）にて差引可被相極候。御割帳出候後に候はゞ、久保田在々とも帳面仕立可差出事。

但、本知増減並宥赦高等當高一石以上に候へば其年より割合可被相直、一斗以下に候へば其年は其儘にいたし、翌年差上高帳差出候砌割合可相直候。若、勤並又は不勤並等に相成候ため割合被相直候序有之節は、一斗以下たりとも其年より割合相直候。

一、知行所の內御檢地役秋調にて、御用地、堰下等に相成候節當高五升以上に候へば、其年分物成、御小役銀とも上より可被相渡候。

御米藏役、御金役へ御朱書帳相渡。

五升以下に候へば不被相渡候。都て翌年御代知被下之。

御檢地役春調にて御用地に相成候節は、其年七月御代知被下候ゆへ此ヶ條に不相拘。

先年は三升以上以下候所、本條の通り文化九申年十月改之。

御用地に限らず、總じて御竿減にても五升以下は不被下置候。假令御竿減にて三升、御用地代にて二升、取合五升に相成候とも不被下置候。右の段御金藏役へ被仰渡之。爾時文化十一戌九月。

一、指上高上納以後不勤のもの勤並に相成、又は知行高減高等有之割合に相成被返下候節、最前に書上置候高に毛引有之候はゞ總高に平均其分差引可被相渡候。勤並のもの不勤並に相成、或は增高等有之割直に相成上納被仰付候節は、毛引高に準差引上納可被仰付候。

一、指上高引殘高百石に付十五石以上毛引有之候はゞ、右毛引高三ヶ一償米可被下之。十五石以下候はゞ御取扱被成間敷候。

一、御判紙御書替願申立置候ものは、右願高を主にいたし差上高可被書出候。舊御判紙高差上高帳へ相□に不及。

但、差上高帳不差出以前御判紙御書替願申立候ものは其年より相改可書出之、指上高帳差出候以後に候はゞ翌年より可相改候。若御判紙願申立置、右願高を以書出候もの子細有之願書申卸候はゞ、差上高帳不差出以前に候はゞ其年より舊御判紙を以可指出候。差上高帳指出候後に候はゞ翌年より右同斷可書出候。

一、御檢地役調一紙差出、指上高御差引に相成候分。

御竿打減　荒地　川缺　休高　畑に成減目（へりめん）　土免宥赦（小役銀地頭へ出）　一作荒（小役銀地頭へ出）

右の外捨高並手前開、堰下に成捨高とも。

一、御知行拜領仕候もの、極月にても其年の物成、小役可被下事。上り知行の儀は、極月にても其年の物成、小役差上可申事。

元祿十六年未十二月五日（掟御定の部）　但物成は御藏出、小役銀は御金役より被相渡候。

新知又は御加增被下候もの三月卅日前に拜領被仰付候分は、前年の物成、小役銀より被下、四月朔日

より以後拜領の分は、其年の暮の物成、小役銀より所務仕候所に、向後は何月拜領被仰付候ても知行、地方拜領の義に候間、其年の暮の物成、小役銀より致所務候樣に被仰付、前の年の物成、小役銀は被下間敷、寶永六丑年四月二日、又太郎、宇右衞門、與左衞門吟味、三奉行、副役列坐にて相濟。

一、末期養子又は不調法に付減祿被仰付候節、捨高半分割合へ加被召上分。

荒地　川缺　休高

右の外開、堰下に成捨高、畑に成減目共。

但本田新田とも、荒地高の半分可被召上高の五ヶ四より餘に相當候はゞ、五ヶ四は荒地高、五ヶ一は有高の割を以可被召上候。本田の荒地は本田、新田の荒地は新田にて割合可致事。文化六年巳十二月極。

一、町人知行差上高、半知四六に不拘二十石以上三ヶ二、右以下は半高御借上に候へども、勤勞筋又は本家より分地の譯合に寄、諸士遠路不勤の割を以御借上の事。小役銀は御借上無之。

長谷川勘兵衞、大野嘉兵衞、右兩人は格別の御吟味を以て、諸士遠路不勤の割を以御借上の事。

御用聞栗林正右衞門、本家栗林與藤治より御判紙外開高三十石分地仕候所、正右衞門義は本家御用向並に湊融通方共深切に取斗候付、栗林八郎兵衞御用聞の通の割を以御借上の事。文政六未年七月廿九日。

指上高帳

覺

一、高三十九石九斗

外

一、同三石二斗六升

右は仙北郡四ツ屋村に而新開出高、當寅年より休明。御検地役立原兵右衛門、闕勘左衛門、石川文治調一紙此度指出申候

〆四十三石一斗六升

内八斗三合

前々より御指引被下候不足高

同八斗四合

右は秋田郡道川村に而去丑年より當寅年迄貳ケ年土免宥赦高

〆一石六斗七合

殘高四十一石五斗五升三合

此出高十五石七斗九升

内八斗二升五合

御代官茂木平四郎

羽見内村

同九斗六升五合　御代官武藤六左衞門　四ッ屋村
同十四石　御代官石山與助　造山村
右之通當指上高に御座候　以上
天明二年寅六月　上杉龜次
國安角右衞門殿
嘉藤嘉門殿

○

天明五年巳四月町觸を以、知行所不定高荒地宥赦に相成候時は御檢地役調可書出被仰渡候に付、左之通一町役へ指出候。

覺

一、高三十九石九斗
一、同三石二斗六升　右は去る寅年仙北郡四ッ屋村に而新開出高
〆四十三石一斗六升
内一石六斗七合　不足高
内二斗二升五合　御本田　平鹿郡造山村

内一斗七升　寳暦四戌年より田地畠に成捨り高。御検地役杉山杢右衛門、大和田傳次、上杉文藏調

同五升五合　安永三午年より荒地。御検地役小柳傳左衛門、宮澤伊右衛門、大槻藤次調

同一石三斗八升二合　御本田 秋田郡道川村

内五斗七升八合　安永五申年より荒地。御検地役村上四郎兵衛、進藤六左衛門、戸澤與右衛門調

同八斗四合　天明三卯年より未年迄五ヶ年引續宥赦。御検地茂又新太郎、槙尾茂左衛門、小松丹右衛門調

上杉龜次

右之通不足高に御座候

天明五年巳四月十六日

布川伊右衛門殿

落合　與八郎殿

○

天明五年巳八月十八日指上高、指上銀書上左之通。今年より末五ヶ年四六之御割に而六御かり上銀百石に付五十目宛

一、當高三十九石九斗　上杉龜次

一、外同高三石二斗六升　右は仙北郡四ッ屋村に而新開出高。去寅年休明。御検地役立原兵左衛門、鵜勘左衛門、石川文治調一紙の節指出

四十三石一斗六升　不足高

内一石六斗七合　前々より御指引被下候不足高

内八斗四合　右は秋田郡道川村に而去る卯年より五ケ年引續土免宥赦高。御検地役茂又新太郎、槙尾茂左衛門、小松丹右衛門調

殘高四十一石五斗五升三合

此指上高十七石二斗三合　但高拾石に付四石壹斗四升宛

内八斗二升五合　羽見内村　御代官八木下彌五衛門

同十六石三斗七升八合　造山村　御代官伊藤半左衛門

指上銀二十目五分　但斗升合相除き、高百石に付五拾目宛

内五匁三分二厘　羽見内村

同十五匁一分八厘　造山村

右之通御座候　以上

八月十八日

布川伊右衛門殿

落合　與八郎殿

○

当高三十七石九斗三升九合　　上杉平右衛門
内十二石七斗四升八合　当さし上高
同五石二斗八升　造山村毛引相對引
同三斗二升二合　道川村右同斷
残十九石五斗八升九合
此出米十一石五斗九升七合
内三石一斗二升六合　平鹿郡造山村
同七石九斗八升二合　秋田郡道川村
同四斗八升九合　仙北郡羽見内村
〆此輕升十二石七斗五升七合
内二斗五升　造山組代免
同一斗五升　道川村右同斷
同四斗八升　造山村より大豆六斗
同九升　右は同村より小豆一斗
同三升　右は同村より荏油三斗

同一斗四升　右は同村より胡麻七斗
同六斗　右は同村より糯六斗
同三斗　道川村より糯三斗
同十四石四斗　右は家内上下八人、當戌十月より來亥九月迄飯料
同八斗　糀米
〆十七石五斗一升
指引四石七斗五升三合　不足米
一、局住二人御扶持　上杉平右衞門
此石三石六斗
右之通りに御座候　以上

上杉平左衞門

那可　勘助殿
次田□之助殿
（右裏書）
天保九戌十月中御條目並執達を以被仰渡有之、戌年より亥年迄五ヶ年中家口取調に付右之通り飯料、
小間物等之指引書付指出申候。

○先年より御借上高之次第

延寶三卯年より同七未年まで　此節初而御借上　九ヶ一 在々は八ヶ一

同八申年より貞享三寅年迄　五ヶ一

貞享四卯年　差上高御免。但病人悴並在々給人は拾ヶ壹

元祿元辰年より寶永二酉年まで　四ヶ一

淨運日記に、元祿元年より地形を以被召上候とあり。被仰渡控に者、同十三辰年より地形を以被召上、猶諸年賦上納もの等御用捨御取上被成候事に見。

寶永三戌年より正德三巳年迄　差上高全御免

同四午年より享保元申年迄　二十ヶ一

正德三巳年江戶之御屋敷類燒に付、御普請御用知行之內差上度御家中より申上候付、翌午年より又々御借上。

○正德以來御借高之次第

○正德四午年

○久保田勤並

一、高七十石以上　二十ヶ一

一、同七十石以下五十石迄　三十ヶ一

一、同五十石以下四十石迄　四十ヶ一

○同遠路不勤病人悴無出馬之者

一、高五十石以上　高百石付貳百貳拾貳匁宛御役銀被召上候

一、同五十石以下三十石迄　高百石付百六拾壹匁四分三厘宛

○在々給人

一、高五十石以上　高拾石付七斗四升之御割

一、同五十石以下三十石迄　高百石付五石三斗八升壹合之御割

○享保元申年　右同斷

○同　二酉年

○久保田勤並

一、高五十石以上　六ヶ一

一、同五十石以下三十石迄　一割二

○遠路不勤病人悴無出馬之者

一、高五十石以上　二割

一、同五十石以下三十石迄　一割半三三三
但在々同斷

○同三戌年

○久保田勤並

一、高五十石以上　二割半

一、同五十石以下三十石迄　一割八

○遠路不勤病人悴無出馬之者

一、高三十石以上　三割

○在々右同斷

○同四亥年より同六丑年まで　半知

○同七寅年　三ヶ一

先年より御借上高之次第

○江戸、京都定居面々

一、高七十石以上　高百石付十一石宛
一、同七十石以下五十石迄　同十石付一石宛
一、同五十石以下三十石迄　同十石付七斗七升宛

○同病人忰

一、高五十石以上　高百石付三十石
一、同五十石以下三十石迄　同十石付二石三斗宛

○同八卯年　右同断
○同九辰年　右同断
○同十巳年より同十三申年まで　四ヶ一
○同十四酉年より同十九寅年まで　半知
○同二十卯より元文二巳年まで　三ヶ一
○同三午年　半知
○同四未年　三ヶ一
○同五申年　半知

○寛保元酉年より同三亥年まで　三ヶ一

○延享元子年より同四卯年まで　半知

○寛延元辰年より寶暦元未年まで　小四六

○同二申年より同七丑年まで　半知

○同八寅年　大四六

○同九卯年より明和二酉年まで　半知

○同三戌年　大四六

○同四亥年　半知

○同五子年　大四六

○同六丑年より安永三午年まで　半知

○同四未年　大四六、在々三七

○同五申年　右同斷

○同六酉年より天明三卯年まで　半知

○同四辰年より寛政十午年まで　大四六

○同十一未年より文化二丑年まで　半知大四六隔年

先年より御借上高之次第

○同三寅年　大四六

○同四卯年　右同斷

○同五辰年　半知

○同六巳年　右同斷

○同七午年　大四六

（以下、諸書を考覈して之を錄す。——編者）

○文化八未年より同十三子年まで　半知

○同十四丑年より文政三辰年まで　四六

○同四巳年より同十一子年まで　半知四六隔年

○同十二丑年より天保三年卯まで　四六

○同四巳年　半知

但同年十一月又々指上高帳指出す。按ずるに大凶に依り指上高上納中止せるにや。

○同五午年より同十三寅年まで　四六

○同十四卯年　大四六

○同十五年格別の思召に依り十四年指上高を半知とし既納分をその割合を以て割戻せり。

○弘化二巳年より嘉永四亥年まで　四六
○同五子年　半知
○同五年丑年より翌安政元寅年まで　四六
○安政二卯年　半知
○安政三辰年より同五午年まで　四六
○同六未年　半知
○文久二戌年より慶應二寅年まで　四六
○文久二戌年條目を以て、向ふ五ケ年間四六割借上を成すべき由宣言せるにより斯くの如く錄す。

昭和九年七月二十一日印刷
昭和九年七月二十七日發行

秋田叢書第十一巻

不許複製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　濱野英太郎
東京市麹町區紀尾井町三番地

印刷所　東京印刷株式會社麹町出張所
東京市麹町區紀尾井町三番地

秋田縣横手町
發行所　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八二五二番